

## 第2回定例会会議録目次

第1日目（平成21年6月15日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	議長報告	3
○日程第 4	行政報告	4
○日程第 5	議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第4号）	7
○日程の追加について		21
○日程第 6	議案第 2号 滝川市ファミリーサポートセンター条例	21
○日程第 7	議案第 3号 職員定数条例の一部を改正する条例	25
○日程第 8	議案第 4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	26
○日程第 9	議案第 5号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	28
○日程第10	議案第 6号 工事請負契約の締結について	29
○日程第11	議案第 7号 議員の派遣について	32
○休会の件について		32
○散会宣告		32

### 第8日目（平成21年6月22日）

○開議宣告		37
○日程第 1	会議録署名議員指名	37
○日程第 2	一般質問	37
	1番 渡辺精郎君	37
	5番 関藤龍也君	46
	6番 本間保昭君	60
	2番 窪之内美知代君	67
	9番 大谷久美子君	83
○議事延長宣告		92
	10番 荒木文一君	96
○延会の件について		102
○延会宣告		103

### 第9日目（平成21年6月23日）

○開議宣告		107
-------	--	-----

○日程第 1	会議録署名議員指名	1 0 7
○日程第 2	一般質問	1 0 7
	1 2 番 三 上 裕 久 君	1 0 7
	1 1 番 堀 重 雄 君	1 1 9
	3 番 酒 井 隆 裕 君	1 3 1
	7 番 山 口 清 悦 君	1 3 6
	4 番 清 水 雅 人 君	1 4 4
○議事延長宣告		1 6 3
○日程第 3	報告第 1 号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について	1 6 3
○日程第 4	報告第 2 号 滝川市土地開発公社の経営状況について	1 6 7
○日程第 5	報告第 3 号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について	1 6 8
○日程第 6	報告第 4 号 監査報告について	
	報告第 5 号 例月現金出納検査報告について	1 7 4
○日程第 7	意見書案第 1 号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書	
	意見書案第 2 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める要望意見書	
	意見書案第 3 号 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める要望意見書	
	意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書	
	意見書案第 5 号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める要望意見書	1 7 6
○日程第 8	常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1 7 7
○市長あいさつ		1 7 7
○閉会宣告		1 7 8

平成21年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成21年 6月15日（月）

午前10時00分 開会

午後 1時35分 散会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第4号）

○追加日程

- 日程第 6 議案第 2号 滝川市ファミリーサポートセンター条例
- 日程第 7 議案第 3号 職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 6号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第 7号 議員の派遣について

○出席議員（18名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒井 隆裕 君	4番	清水 雅人 君
5番	関藤 龍也 君	6番	本間 保昭 君
7番	山口 清悦 君	8番	中田 翼 君
9番	大谷 久美子 君	10番	荒木 文一 君
11番	堀 重雄 君	12番	三上 裕久 君
13番	堀田 建司 君	14番	田村 勇 君
15番	山腰 修司 君	16番	井上 正雄 君
17番	水口 典一 君	18番	山木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	田村 弘 君	副市長	末松 静夫 君
教育長	小田 真人 君	教育委員会委員長	若松 重義 君

監 查 委 員	宮 崎 英 彰 君	理 事	飯 沼 清 孝 君
總 務 部 長	高 橋 賢 司 君	總 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君
市 民 生 活 部 長	西 村 孝 君	保 健 福 祉 部 長	狩 野 道 彦 君
保 健 福 祉 部 次 長	橋 弘 恭 君	經 濟 部 長	多 田 幸 秀 君
經 濟 部 次 長	若 山 重 樹 君	經 濟 部 參 事	佐々木 邦 義 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教 育 部 指 導 參 事	春 田 淳 一 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 查 事 務 局 長	堀 下 博 正 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
病 院 事 務 部 參 事	居 林 俊 男 君	總 務 課 長	伊 藤 克 之 君
企 画 課 長	田 中 嘉 樹 君	財 政 課 長	吉 井 裕 視 君
行 政 經 營 課 長	五十嵐 千夏雄 君		

○本會議事務從事者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君	次 長	田 湯 宏 昌 君
書 記	寺 嶋 悟 君	書 記	村 井 理 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成21年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

さきの定例会において選任に同意をいたしました宮崎監査委員からあいさつの申し出がありますので、これを許したいと思います。

また、去る5月27日に開催されました全国市議会議長会第85回定期総会において議員10年以上の功績で渡辺精郎議員、清水雅人議員、堀田建司議員、山木昇議員並びに中田翼が一般表彰を受けましたので、その伝達式を行います。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時10分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、清水議員、関藤議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から6月23日までの9日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定をいたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。本日から6月23日までの9日間、平成21年第2回滝川市議会定例会が招集されて、一般会計補正予算等諸議案と報告案件をご審議いただくわけですが、十分議を経て原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し上げます。

行政報告について発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成21年2月25日から6月8日までの間の行政報告につきまして、お手元に印刷配付をいたしておりますので、お目通しをいただき、以下5件について口頭でご報告を申し上げます。

初めに、業務従事職員の不正な事務処理についてでございます。本市の職員であった者が当時教育委員会の職員として業務従事先の財団法人滝川市体育協会の常務理事兼事務局長の職にあつて同協会事業における不正経理を指示し、いわゆる裏金を捻出していたという事実が発覚をいたしました。不正経理の詳細につきましては教育行政報告がございますが、任命権者の立場として深くおわびを申し上げます。市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランを策定をし、加えて本年3月に公正な職務の執行の確保に関する条例を制定して職員一丸となって信頼回復に取り組んでいる最中における不祥事であり、まことに遺憾であります。私としては、不正経理があつたことの報告を受けて直ちに全容解明に向けた調査を指示いたしました。その調査の最中に新たな事実が判明し、全体調査に時間を要しました。また、監査委員に6月10日、地方自治法第199条第7項に基づく特別監査を要請をいたしました。職員の処分につきましては、不正経理の全容が明らかになるにはいまだ少し時間がかかるというふうに考えておりますので、第1段階としてこれまで明らかになった事実をもって不正経理を主導した職員を6月12日付で懲戒免職処分といたしました。今後全容が明らかになった段階で管理監督の立場にあつた関係職員の厳正な対応を行います。今後不正経理の全容解明に全力を挙げて取り組んでまいりますけれども、監査の結果も踏まえて市長としてなすべき改善策を早急に取りまとめまいります。再びこのような不祥事を起こさないために、信頼回復プランの徹底した取り組みに改めて全力を尽くす決意でございます。

2点目でございますが、各会計決算についてでございます。平成20年度の各会計決算につきまして、口頭をもってご報告をさせていただきます。5月末日をもちまして一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了して一応の計数がまとまりました。後ほど正式に手続を踏みまして議会の承認を求めることになるわけですが、本日その決算の概要につきまして簡潔にご報告を申し上げます。一般会計におきましては4億1,761万円の余剰となりましたが、その主な理由といたしましては、歳入では特別交付税が予算に対して8,104万円の増などとなり、また歳出では除雪、排雪対策事業費が予算に対して9,653万円の減、国民健康保険特別会計繰出金1,376万円の減、介護保険特別会計繰出金2,261万円の減などとなった結果でございます。なお、繰越明許費繰越額が808万円ございますから、これを差し引いた4億953万円が実質収支額とい

うこととなります。次に、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計は後期高齢者医療制度がスタートしたことにより収納率の低下が懸念されておりましたが、一般分で92パーセントを堅持することができました。昨年度を上回る92.9パーセントとなる見込みであること、また保険給付費の減等の要因によりまして2億2,902万円の余剰となりました。このうち2億1,000万円を翌年度において国民健康保険準備基金に積み立てる予定であります。下水道事業特別会計は8,020万円の余剰となりましたが、これは前年度からの繰越金などによるものでございます。老人保健特別会計は637万円の収支不足となりましたので、21年度会計から繰り上げ充用をいたしました。21年度に国庫支出金、道支出金が追加交付されますので、実質的な収支不足とはならないものでございます。公営住宅事業特別会計は3,004万円の剰余となりましたけれども、これは工事入札執行減及び経費節減等によるものでございます。介護保険特別会計の保険事業勘定では9,850万円の剰余を生じておりますが、保険給付費の減、前年度からの繰越金などによるものであります。介護サービス事業勘定では5,210万円の剰余であります。これは特別養護老人ホーム緑寿園、老人保健施設ナイスケアすずかけの利用者の増及び前年度からの繰越金などによるものであります。また、後期高齢者医療特別会計は123万円の剰余、勤労者福祉共済特別会計は313万円の剰余となったところでございます。企業会計におきましては、病院事業会計では収益的収支では3,304万円の純損失となったところでございます。また、資本収支では2億7,672万円の差し引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填したところでございます。以上が一般会計ほか各会計の決算の概要でございます。

3点目は、エコバレー歌志内についてでございます。5月の28日開催の中空知衛生施設組合第1回臨時会の議員協議会におきまして、株式会社エコバレー歌志内から中空知衛生施設組合ほか2組合に対して2度にわたり一般廃棄物処分委託契約についての要請がございました。そういう報告がございました。これに対して5月の25日、3組合代表に歌志内市、エコバレー歌志内のあります歌志内市と北海道を加えた5者によりまして親会社であります株式会社日立製作所に要請行動を行った旨の経過報告がございました。今後につきましては、3組合協調して対応を図るということになっております。さらに、北海道の支援も得つつ、新たな代替施設あるいは新たな処理方法について早急に検討するというようにいたしております。そして、これが整備されるまでの間、エコバレー歌志内での処理を継続するよう要請をしているという状況がでございます。滝川市といたしましても適切な結論を出せるよう努めてまいります。

4点目は、農作物の生育状況についてでございます。今年4月、5月の降水量は平年より少な目でございますが、平均気温は平年より高目に推移をいたしております。6月に入って低温が心配されるころではございますが、6月1日現在の農作物の生育状況は平年並みから5日早い状況がでございます。以下、主要作物について申し上げます。水稻は移植作業が2日早く、既に終了いたしておりますが、生育は平年並みであります。秋まき小麦は3日早い状況、大豆は播種作業が平年より3日おくれております。タマネギは生育は1日遅く、リンゴは5日早い状況がでございます。なお、5月15日の遅霜によりましてアスパラガスに一部被害が見られました。

5点目は、市内小学校における事故等に係る損害賠償請求訴訟についてでございます。市内小学

校におけるタイヤ遊具事故及び滝川市立病院の治療に係る損害賠償請求訴訟についてご報告を申し上げます。この訴訟は、平成14年5月9日に市内小学校グラウンドに設置されていたタイヤ遊具から落下して骨折をし、滝川市立病院に搬送され、手術を受けられた女性及びその方の親権者から市内小学校遊具の管理義務違反と市立病院における医療過誤について、損害賠償事件として4月2日に提訴されたものであります。5月27日付で札幌地方裁判所から第1回口頭弁論期日呼び出し状及び答弁書催告状が送付をされました。訴状の内容について学校、病院それぞれの保険会社の顧問弁護士と協議をして、論点の整理を行って今後対応してまいりたいというふうに考えております。

以上を申し上げて行政報告といたします。

○議長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 それでは、私のほうから教育行政報告といたしまして1点口頭報告をさせていただきます。

滝川市の財政援助団体における不正な事務処理につきましてでございます。先ほど市長のほうから報告をいたしました。このたび財団法人滝川市体育協会に教育委員会より業務従事として勤務し、同協会の常務理事兼事務局長という立場にあった職員が不正経理により現金を捻出し、不明朗な支出を行うなど、教育委員会職員としてこのような事件を起こしましたことに対しまして市民の皆様、議員の皆様並びに関係諸団体の皆様に心からおわびを申し上げます。不正な事務処理の概要につきましては、過日開かれまして総務文教常任委員会でも中間報告をさせていただいたところではあります。当該職員は平成12年4月より当時のスポーツ課課長補佐として勤務し、平成20年3月までの8年間、スポーツ振興室長及び財団法人滝川市体育協会の常務理事兼事務局長を務めておりました。この間、平成17年から平成19年の3カ年にわたってスケートリンク事業などから不正経理により232万5,332円を捻出し、そのうち171万7,237円の不明朗な支出を行うとともに60万8,095円が現金として手提げ金庫に残されていたものです。また、サイクリングターミナル事業においては平成16年度から平成21年5月まで、現時点で異動後の体育協会職員が関与した分を含めて63万9,385円を不正経理により捻出し、そのうち59万4,162円を同じく不明朗な支出をし、4万5,223円が現金で残されていたものでございまして、両方合わせました現段階における総額は296万4,717円であります。これまでの調査で不正経理に至った動機として、まず平成17年度に冬季オリンピック等によるフィギュアスケート人気の影響もあってスケートリンクの収入がこれまでの3倍以上に増加し、次年度から補助金の減額を避けるため架空による経費の支出により現金を捻出したこと、またサイクリングターミナル事業関係では当該同施設の存廃が懸念される状況にあったこともあり、利用客の拡大や売り上げの増加をすべくサービスやクレーム対応としての経費が必要と考え、共済組合の助成券や宿泊料、自動販売機手数料などから現金を捻出していたものであります。調査途中の段階ではあります。動機はどのようなものであれ、不正経理により公金から現金を捻出し、不明朗な支出や私的流用の可能性も考えられる支出など、市民のためにスポーツ振興の推進に当たらなければならない職場においてあってはならないことと考えております。引き続き調査を進めてまいりますとともに、財団法人滝川市体育協会に対する予算執行事務の監査結果を踏まえ、不正経理の全容の解明を行うとともに関係

する職員の厳正な処分を行う考えであります。また、指定管理、補助事業並びに委託業務などにつきましての調査及び指導など再発防止に向けた改善策をできるだけ早い時期にお示しし、実行していきたいと考えております。改めて大変申しわけございませんでした。

○議 長 市長、どうぞ。

○市 長 1点、訂正があります。

○議 長 はい、どうぞ。

○市 長 ただいま口頭で行政報告を申し上げた5点目の一部に訂正がございますので、訂正しておわびを申し上げますが、市内小学校における事故等に係る損害賠償請求訴訟についてでございますが、先ほどこの訴訟提起をされた方はタイヤ遊具から落下して骨折をして、市立病院に搬送して手術を受けられた女性及びその方の親権者と申し上げました。女性からの提訴であります。その方の親権者からの提訴はございませんので、訂正しておわびを申し上げます。

○議 長 以上をもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第4号）

○議 長 日程第5、議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副 市 長 おはようございます。私から議案第1号 平成21年度滝川市一般会計補正予算（第4号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正は、新たに確定した国庫補助事業及び道委託事業などの事業実施に伴う補正が主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ3,426万4,000円を増額し、予算の総額を196億7,552万8,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから5ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額346万円の増額につきましては、都市間・国際交流事業に要する経費166万円の増額、地域国際化施策事業に要する経費180万円の増額の補正でございます。都市間・国際交流事業に要する経費につきましては、財団法人自治体国際化協会の地域国際化協会等先導的施策支援事業に採択されたことに伴い、事業費の全額を支援いただき、青少年を対象にプロスポーツ選手や著名人を招聘した国際化講演会の開催や留学生等を講師としたイングリッシュキャンプの開催、低年齢のうちからさまざまな人との触れ合う機会を提供し、異文化理解などにつなげるためのサマーファンデーや世界の料理教室などを開催するもので、事業費の全額を滝川国際交流協会に補助するため補正したいとするものであります。地域国際化施策事業に要する経費につきましては、財団法人自治体国際化協会の地域国際化施策支

援特別対策事業に採択されたことに伴い、滝川市・スプリングフィールド市教育文化交流促進事業実行委員会を立ち上げ、10年ぶりに市民訪問団の派遣を行い、教育、芸術、文化等の両地域の特性を生かした市民力の向上や地域の活性化を目指したいとするもので、総事業費258万円のうち180万円を同協会から支援いただき、当初予算に計上している78万円を財源組みかえし、事業費の全額を同実行委員会に交付するため補正したいとするものであります。

次のページをお開き願います。3款1項1目社会福祉費、補正額1,846万8,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。平成18年1月に長崎県大村市において発生した認知症高齢者グループホームの火災をきっかけに小規模福祉施設における防火管理体制が見直され、消防法において施設内のスプリンクラーの設置義務が施設面積1,000平米以上であったのに対し、275平米以上に改正されたことから、市といたしましては厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付要綱に従い交付要綱を定め、該当する小規模福祉施設への補助を行いたいとするものでございます。なお、この事業は交付基準単価が1平米当たり9,000円と定められており、延べ床面積に交付基準単価を乗じた額を国から間接補助金として全額を事業者に補助するものであり、今年度3施設を予定しております。また、この補助制度は平成23年度までの時限措置となっております。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額54万円の増額につきましては、母子福祉に要する経費の補正でございます。母子家庭の母が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の専門的資格を取得するために養成機関で2年以上修業する場合、生活費の一部を支給する制度が現行ありますが、平成21年2月に母子及び寡婦福祉法施行令等の一部が改正され、新たに通信教育も給付対象となり、給付対象者が追加となりましたことから、就業手当等必要額について補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。4款1項3目保健センター費、補正額538万2,000円の増額につきましては、母子保健事業に要する経費516万6,000円の増額、健康づくり推進地域支援事業に要する経費21万6,000円の増額の補正でございます。母子保健事業に要する経費につきましては、妊婦健康診査の助成について平成21年度当初予算時点では5回から14回に拡充するとともに、超音波検査への助成を医学的見地も含め、初期、中期、後期の3回行うこととしていたところですが、平成21年3月中旬以降、道から超音波検査の助成回数について最低6回実施するよう協力要請があり、その後4月中旬に入り市内及び近隣の医療機関では6回分に限り検査費用を妊婦に請求することが判明いたしました。市といたしましては、子育て支援や妊婦の実態的経済負担の軽減、緊急経済対策の視点に立ち、総合的に判断した結果、同検査について6回の助成を行いたく補正したいとするものでございます。なお、支給に当たっては本年4月1日を基準日とし、該当される方については遡及適用をしたいとするものでございます。健康づくり推進地域支援事業に要する経費につきましては、財団法人北海道健康づくり財団の平成21年度健康づくり推進地域支援事業に採択されたことに伴い、事業費の全額を支援いただき、健康教育に関する教室や講演会等を行うため補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。6款1項4目農地費、補正額94万円の増額につきましては、土

地改良に要する経費94万円の増額の補正でございます。土地改良に要する経費につきましては、農林水産省の平成21年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に採択されたことに伴い、事業費の総額の55パーセントを支援いただき、現在空知土地改良区で計画が進められている道営土地改良事業江部乙北地区の換地予定地について換地設計基準を作成するものでございまして、同額を事業実施主体であります空知土地改良区に補助するため補正したいとするものであります。

次のページをお開き願います。9款1項1目消防費、補正額100万円の増額につきましては、消防活動に要する経費100万円の増額の補正でございます。消防活動に役立てていただきたいとの寄附者の意向により、ご寄附を賜りました100万円を財源とし、消防車に搭載する携帯用AED2台及び新型インフルエンザ感染防護衣等の購入に充てたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。10款1項3目教育振興費、補正額30万円の増額につきましては、外国語活動における教材活用等に関する実践研究事業に要する経費30万円の増額の補正でございます。新学習指導要領に基づき、平成23年度から小学校5、6年生に年間35時間の外国語活動が導入されることが決定し、新たな教材の効果的な活用方法の調査や児童に対する評価のあり方などを研究するため、文部科学省が各都道府県教育委員会に対し、調査研究事業を委託することとなりました。これを受けて、滝川市教育委員会として平成19年度から小学校に英語指導助手を配置するとともに、英語教育のあり方に関する調査研究事業を実施し、研究成果を上げた実績もあることから、さらに推進するため、このたびの外国語活動における教材の効果的な活用及び評価のあり方に関する実践研究事業を道教委に申請し、内定を受けたところです。研究指定校については、英語教育の実践において全道的に評価いただいております滝川第三小学校を予定しており、所要経費を補正したいとするものでございます。

10款7項1目社会教育費、補正額407万4,000円の増額につきましては、青少年対策に要する経費157万4,000円の増額、芸術文化振興に要する経費250万円の増額の補正でございます。青少年対策に要する経費につきましては、文部科学省の平成21年度訪問型家庭教育相談体制充実事業に採択されましたことから、全額北海道地域家庭教育推進協議会からの委託金により企業等への訪問による家庭教育支援情報の提供や、それから市内の小学校をモデルにプレールームを使用した就学前児童と在校生の触れ合い体験、保護者間のコミュニケーションや情報交換の場の提供などを通じて児童の入学後の学校生活の充実と保護者の家庭教育力の向上を目指したいとするもので、事業費の全額を滝川市家庭教育支援連絡協議会に補助するため補正したいとするものでございます。芸術文化振興に要する経費につきましては、太鼓整備に係る滝川龍栄太鼓保存会の補助による補正でございます。滝川龍栄太鼓保存会は、太鼓を通じて日本の伝統文化の伝承と市民への普及活動を行いながら市内の各種イベントへの参加、障がい者施設や病院の慰問など幅広い活動を展開しております。地域のコミュニティ活動に積極的に参加し、地域文化の創造に対して大きな役割を果たすなど、さらなる芸術文化の振興につなげたいとの意向から太鼓の入れかえを計画し、市を通して財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を申請しておりました。このたびコミュニティ助成金の助成が確定したことに伴い、同額を滝川龍栄太鼓保存会に対して補助し、太鼓の購入に充てていただくものでございます。

10款7項6目図書館費、補正額10万円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費10万円の増額の補正でございます。市町村振興協会の地域づくり研修会開催支援助成金の採択を受け、事業費の全額をご支援いただき、本年度から実施する命を伝える図書館事業の一環として講演会等の開催を行いたく、当初予算に計上している財源の組みかえを含め補正したいとさせていただきます。

以上、歳出合計で3,426万4,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。15款2項1目民生費補助金40万5,000円の増、15款2項9目民生費交付金1,846万8,000円の増、16款2項2目衛生費補助金258万2,000円の増、16款2項3目農林業費補助金94万円の増、16款3項5目教育費委託金30万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金343万5,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとさせていただきます。

21款5項3目雑入813万4,000円の増は歳出関連でございます。

以上、歳入合計で3,426万4,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げます、議案第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは、何点かご質疑を申し上げたいと思います。

まず、第1番目に施設内スプリンクラー設置にかかわる小規模福祉施設に関する補助を行うための補正についてお伺い申し上げます。これについては、先ほどご説明があったとおり275平米以上のものについてこうした補助を行うということで補正になったということでございます。先ほどのご説明の中では今年度に3施設、それから委員会の説明の中でも来年度2施設を予定されているということですが、これをもってすべてのこうした福祉施設にスプリンクラーが設置されるということで理解してよろしいのかどうかお伺いしたいというのと、またどんなに小さくてもこうした施設においてはスプリンクラーの設置というのは不可欠ではないかというふうに思われるのですが、そうした点で全くこの点では漏れがないというふうに考えてよろしいのかどうかをお伺いを申し上げます。

それから、このスプリンクラーそのものについてでございますけれども、平米当たり9,000円の補助でありまして、その中身については簡易的なスプリンクラーということで、一般的にあるような1分間に80リッター噴出するようなものではなくて、1分間に15リッター噴出するようなものだということふうにお伺いしておりますけれども、こうしたもので委員会のお伺いしたわけでございますけれども、そうした平米当たり9,000円ぐらいで改修がすべて可能なのかどうか。非常に多くかかるように見受けられる施設もあるというふうを受けておりますけれども、こうしたことが足かせにならないのかどうかについてお伺いを申し上げます。

続きまして、母子福祉に要する経費についてお伺いを申し上げます。専門的な資格を取得するた

め、児童手当を受けている方もしくは同水準の方について最後の3分の1の期間10万円を支給するというところでございますけれども、これも委員会でお伺いしたときに対象人数が非常に少のうございました。全体としてどれだけの人数を考えられているのか、それからまたこうした給付、補助ですけれども、その啓蒙についてどのように考えられているのか、これについてお伺いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまのご質疑の1点目のこれをもってすべて漏れないかというご質疑でございますが、いわゆる小規模の福祉施設に関しましてはグループホームが6施設ありますけれども、これに関するものについては4施設が対象、それだけでございます。

あと、平米9,000円ですべてやれるのかということでございますけれども、これはことしの2月、その3施設、今回の補正の見積書を提出いただきましたけれども、最低限の工事費を見積もった事業所ですとか、概算見積もりの事業所もでございます。その中では、いわゆる外部の配管のむき出しというのでしょうか、そういう部分での見積もりの中では900万円から約2,000万円ぐらいの、これは3施設の中でもいわゆる床面積、それぞれ施設違いますので、一応そういう幅はありました。また、消防本部の話でございますが、延べ面積が1,000平米未満の施設では水道を利用した特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができまして、議決上の条件が緩和されてございます。水道管につないで一定の水圧を得られれば、この工法が受水槽方式より一般的に工事費が安いとのことでございまして、実質平米9,000円ではやはりその事業所からの若干の持ち出しは出てくるのは見積書の中ではわかっておりますが、いずれにしても今の空間整備の補助金の中ではこのルールでございまして、この中で対応をしてみたいなというふうに思っております。

それと、母子福祉の関係で対象人数が少ないのではないかというようなお話、ご質疑でありましたけれども、これにつきましては子育て応援課のほうでこの対象者につきましては母子面談ということをしちつとやっております。その中で、母子自立支援員が各支援策の一環として一人一人にこれはご説明申し上げてございます。また、毎年8月に行います児童扶養手当の現況届け時にも全対象者にこの制度の内容を説明してございますので、基本的に子どもは一人一人に十分対応しているというふうに考えてございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 まず、スプリンクラーについて再度お伺いしたいのですけれども、私がお伺いしたかったのは今回の対象、法改正において対象となったものはすべてというふうにはお伺いしている。しかし、それ以外の部分で対象とならない部分はないのか。例えば275平米以下の部分の施設ではどうなのか、それから今回のような施設以外の福祉施設ではいかがなのか、そうした点で漏れないのかという点でお伺いしております。先ほど6施設というふうに申し上げられましたけれども、あわせてお伺いしますけれども、これについては既にスプリンクラーなどは設置されているところで、他の4施設はされていない、もしくはこれからやるということで理解してよろしいのか、

再度お伺いを申し上げます。

それから、あわせてお伺いしたいと思いますけれども、この工事に対して入所者が移動しなければならないとか、さまざまな問題というのが考えられるわけですが、そうしたことについてどのような情報をつかんでおられるのかお伺いしたいと思います。

それから、母子福祉に関する経費でありますけれども、一人一人十分対応されているということでございます。しかしながら、対象人数が余りにも少ないという点から見て、本当にこうした制度が活用されているのかという点で私は大いに疑問を持つものであります。改めてお伺いします。この母子家庭自立支援給付金事業、これについて拡大された部分についての見込み人数はお幾らなのか、それから全体の事業としては何人を見越しているのか、改めて数字をお伺いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今回の空間整備事業につきましては、延べ面積が275平米、1,000平米以上であったものが275平米以上まで厳しくなったということでございます。そういう中で対象施設は、その4施設ということでありまして、残りの2施設につきましては、これのスプリンクラーの補助対象にはなっていないということでありまして、ただ、いわゆる消防法の施行令の改正で自動火災報知機ですとか報知設備ですとか火災消火器ですとか、そういうものも今まで改正前は面積要件がありましたけれども、改正後はすべての施設にそういう義務づけがなされております。ただ、今回の補正についてはスプリンクラーのみが対象となつてございますので、これにつきましてこの小規模の施設についての漏れはないというふうに申し上げているところでございます。

さらに、工事に対して入所者等に影響がないのかどうかということなのですけれども、これについてはこれからいろいろ本年の補助対象の事業者と話をしていくというところでございますので、現在のところ入所者自体に影響はないとは思っているのですが、その辺は直接今こうですよというお話はちょっとできませんので、ご理解いただければと思います。

それから、母子家庭自立支援給付金の対象人数が余りにも少ないという質疑でありますけれども、これについては母子家庭の母であつて児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準の者、また養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者、就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者等々の条件がありますので、これについては母子自立支援員が常に把握してございますので、これについて対象人数は今回のこの補正の対象は1人でありまして、これはその都度確認できれば、またその都度対応していくという考えでございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 余りくどくどしたくなかったのですが、私が伺ったのと若干ちよつととらえ方が違うのかなど。6施設で4施設は今回の275平米以上ということでひっかかって、それについて対応するというので、それ以外の2施設については275平米未満であるからということであるというふうに思うのですが、やはりこうした施設の中でやられている方というのに関してですが、例えば夜勤の方が1人いらっしやって、それですべて対応するというのは、非常にそれはむちゃな話だというふうに思うのです。そうした2006年度に痛ましい事件が起きて、その前

にも1987年の事件を受けて、そのたびごとに改正されたわけでありますけれども、やはり行政としてもそうした小規模なところの福祉施設も常に気配り、目配りをしてスプリンクラーが設置されるように取り組む必要があるのではないかというふうに私自身も思っております。

それから、母子福祉の関連でございますけれども、1名というふうにお話しされました。これ全体の母子家庭自立支援給付金事業、今回拡大された部分を除いた部分でも非常に少ないのです。一人一人対応されているとは申しましても、その点ではなかなかこうした事業があるということを理解されている方がそれほど多いというふうには思えない部分があります。これについても市として積極的に啓蒙していただく、そのことをお願いしまして私の質疑とします。

○議 長 今のは質疑ではございませんね。

○酒井議員 はい。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、教育費の中の社会教育に関する訪問型家庭教育事業について若干お伺いいたします。国からの指針、また委託を受けている道からの指針内容をいろいろ参考として読ませていただいたのですが、どうしても理解できない部分が何点かございますので、質疑をさせていただきます。

まず、1点目なのですが、この事業の中で家庭、企業を訪問して家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談の対応を行うという内容が書かれているのですが、この家庭訪問というのはわかるのですが、企業訪問という意味なのですが、これはその企業に訪問して企業から何か教育に関する情報を収集するのか。それとも、今共稼ぎが多いので、子育て中のお母様が働いている企業に対して、そこに行ってお母様からの……企業に行って教育相談を会社で行うのかと、その点がちょっと、この企業訪問という意味がちょっとわからないので、その点を1点お伺いいたします。

2点目が、この事業は文科からの委託を道教委が受けて行って、道教委から各市町村が再委託ということで行われるのですが、いろいろ参考資料を読ませていただくと、この本事業に関しては国からの委託事業全部を各市町村に再委託する場合には、全部は委託してはいけないというぐあいに書いてあるのですが、その再委託されない事業内容というのはどんなものがあるのかちょっとお伺いいたします。

3点目が、結局この事業で今157万4,000円という補正が出ているのですが、ほとんどがこれは2人分の人件費で90パーセント近くが使われているわけですが、この事業内容から考えると道からの再委託の指針としてたくさん出ているのですが、重立ったものを見ると子供の発達段階に応じて子供の教育に対する講座とか講習等を開催することを推進するということが書かれているのですが、実際このことを事業内容として行うのであれば、この157万4,000円に対して126万円も人件費だけに使っていると、本当に必要な事業費というのはどこから出てくるのかなと。例えば講習会を開くにしても講座を開催するにしてもだれか講師を呼んできたり、そういった事業費が実際にかかってくるのではないかなと思うのですが、その点をお伺いいたします。

また、この事業費については10分の10の補助ということなのですが、この事業はすべ

ての事業が終了した後に、流れとして見ると最終的にはこの事業内容が終わった後にその成果とあわせて収支精算報告書というのを道に上げて、そこから最終的にお金がおりてくるという仕組みになっていると思うのですけれども、であればこの金額は基本的には市が立てかえて最初やっていくという形になると思うのですけれども、であればこの今言った事業費に対してもう少し十分な予算というのを補正として上げることはできないのかという点についてお伺いいたします。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。教育部次長。

○教育部次長 ただいま訪問型家庭教育相談事業についてのご質疑をいただきました。ちょっと全体の説明をさせていただきたいのですが、私どもは今学校ふれあいサロン事業と申しますか、地域と学校と家庭を何とかつなぐようなプログラムをやりたいということで取り組んでおります。もう一方では、学校支援地域本部というものもあります。地域と学校と家庭がよく風が通るような仕組みはどうかということで、いろいろ取り組んでいる最中です。今回の取り組みは、昨年も文科省から委託費をいただきまして家庭教育支援事業ということで取り組んでいるところです。そして、去年はモデル事業と申しますか、学校を舞台にして家庭教育基盤整備事業ということで取り組みました。ことし文科省からは、もう一步踏み込んで訪問型でいこうということで、そういう委託事業の中身がありましたので、私どもはそれに取り組もうということでやっています。

今ご質疑のあったその中で訪問型で企業にどういうふうに入っていくかということのご質疑ですが、これは私ども家庭教育にかかわることですから、例えば企業の休み時間とか、そういうところで比較的啓発的な事業、いろんなもし家庭教育に関するご質疑があればお答えをしようとか、パンフレットをお配りするとか、そういうところからスタートをしよう。今滝川市内には、家庭教育に関してサポート企業が4つ手を挙げていただいています。先日も神部組さんが手を挙げていただいたのですが、そういう家庭教育を協力してあげようという企業が市内に4つありますので、具体的にはそういう4つの企業等にもご協力を願って、もちろん相手が承諾をいただければなのですが、そういうときに休み時間等の中でこの中の今ご質疑のあったサポーターの方たちにもちょっとお出まし願ったり、場合によっては地域のいろんなボランティアの方が入るかもしれませんが、その中で対応ができないかなという、そういうことをやっていきたいというふうに考えております。

それから、3番目の人件費ばかりで何で事業費がないのかということのご質疑をいただきました。これは、私どもが今考えているものは、これはまだ具体的に事業を展開するというよりは検証の段階、いろんな事業をやりながら、どういう方向がいいのかということを検証していきたい。今回企業だけではなくて、学校ともぜひ連携のプログラムをやりたい。昨年もふれあい広場というものをやりました。就学前のお子さんと親とが小学校の先輩、お兄ちゃんたちと一緒にレクリエーションをやると。その中で家庭教育に関するいろんなご相談を、正面切ってではありませんけれども、そういうレクリエーションの中で就学前の親から、それについてのちょっと話し合いを行うとか、そういうプログラムをやっております。議員のおっしゃるとおり、我々もなるべく具体的なプログラムをやろうと思いますが、あくまでも検証をしながら、それにはやっぱり人がいて、地域と学校をつなぐ人がいて、その中で具体的なプログラムを積み上げていきたい。ですから、今の

段階で具体的にこういう大きな事業費を持っているという段階ではないというふうに判断しておりますので、今回の予算内容とさせていただいたということでもあります。

○議長 教育部長。

○教育部長 ご質疑の再委託の関係でございますが、契約の関係につきましては国からのお金を北海道教育委員会が、北海道の協議会に行きます。北海道の協議会は、市の協議会との契約になります。お金の流れは、北海道教育委員会から市を経由して行くということなので、再委託の関係ということになりますと道協議会と滝川市の協議会の契約になりますので、再委託とはならないと、このことでございます。

○議長 長 答弁が終わりました。再質ありますか。関藤議員。

○関藤議員 大体わかりました。事業の流れということで、この事業に関しては非常に期待しておりますので、充実した事業内容にさせていただくことと同時に、ただの補助予算であるからということの実施だけではなくて、中身のある充実した事業として進めていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

終わります。

○議長 長 その前に質疑者をお願いいたしますけれども、再度の質疑なしの意見については討論の場をお願いいたします。本間議員。

○本間議員 ただいまの関藤議員と同じ項目についてですけれども、実は私、総務文教常任委員長でございます、委員会の中でもるる説明をいただいたのだけれども、やっぱりわからなかったと。今の説明をいただいてもわかりませんということになってしまうのだよね。

それで、まず端的にその2人がどういう役割を果たすのかということとか、例えば具体的なことはまだやりながら考えますと言っているけれども、大枠何を、メニューがある中のどの部分を滝川がやりたいからやるのだよということをやったりちょっと明確にしないとだめではないかなと思うのです。学校の地域支援本部の関係のときもやっぱり幾つかこれはなかなかやるのは難しいのではないかなとか、結構いろいろスムーズにいかない部分もあるのではないかなという印象を持って見ていましたけれども、やっぱりなかなか進んでいかないという現状もあるのだよね。だから、確かに国、道のメニューというものはあるけれども、やっぱり滝川ではどの部分をやっていくのだということをもっと明確にしなければならないのではないかなと思うのです。そこのところが理解できないので、もう一度ご説明をいただきたいと思っております。

○議長 長 教育部次長。

○教育部次長 今2人のサポーターの役割をどうするかということでご質疑をいただきました。もちろん私どもの中で事業の計画は組んでおります。1つは、そういう流れの中、家庭教育の支援の情報の提供を行っていかうということで、ふれあい通信であるとか子育て10選とかいうことがありますので、その具体的な情報提供をやっていただこうと。それから、求めに応じた家庭教育相談というものに携わってもらおうと。これは、先ほども言いましたように訪問型を行いますので、そういう求めに応じた家庭教育相談というものをやっていかうと。それと、もう一つは学校ふれあい広場という事業をやろうと。これは、小学校のプレールーム等を活用して親と子の交流の場だと

か、幼児と児童との交流で遊びとか物づくりをやるとか、保護者との交流の場だとか、そういうようなものをこれから各学校と共同で事業をやっていこうという考えでいます。特に大事なのは、その中でサポーターが中心に事を何かやるというのではなくて、地域の方々とどういうふうにこれらの事業を組んでいくかということもあわせて、つまりボランティアといいますか、家庭教育支援チームの中にはそういうリーダーもいるけれども、いろんな民生委員の方であるとか、いろんな子供にかかわる方々がいるので、そこにもお声をかけながら、例えば今の学校ふれあい広場みたいな事業の中では共同で事業を組んでいきたいと、そんな考えでいます。

○議 長 本間議員。

○本間議員 3つの情報提供と教育相談とふれあい広場ということが柱になるということですね。そのことは効果的に行っていただければよしいのかなというふうに思いますけれども、今地域のボランティア、地域の方と一緒にという話、これはふれあいサロンもそうだし、地域支援本部もそうだしということなのだよ。これをどうやってうまく組み合わせる。ただ、そういう人たちが結構似通った方だったりする場合がありますし、やっぱりこういうふうにいるメニューがあるからといって、メニューに沿ってそれぞれやるというのではなくて、やっぱりその幾つかのメニューを使いながら例えば1つの組織でやっていくとか、何かそういう滝川流に少し変えていくとか、そういうことが必要なのではないかなと思うのですが、そこら辺のことってどう考えておられるのか。これで効果的にいくと思ってるからこうするつもりなのか、実はそういうことも考えているとか、もしそういうことがあればお聞かせいただきたい。

○議 長 教育長。

○教育長 今ほどのご質疑ですけれども、以前から議会の中でも、あるいは総務文教の中でもお話をしております地域ふれあいサロンというようなものをできれば学校の中でやりたいと。全校、小学校も中学校も含めて地域の方が日常的に学校とかかわりを持っていただける場としてのサロンということもある。いわゆるソフト事業としてのサロンという言い方もありますし、空き教室等を利用したハードとしてのサロンというもの、両方を意識して今23年度に向けてそのサロン事業を展開をしていきたいというふうに思っております。そのやり方をどうするかということは、1つは国の補助事業を活用しながらということにはなるのですが、学校地域支援本部事業はどちらかといいますと中学校を主体として中学校に対する、どちらかといいますと地域から学校のほうにベクトルが向くようなイメージをしております。学習支援というのが支援本部の中心的な事業ということになります。補助を受けている間と言ったら変ですけれども、取り組みを一つのステップとしてということです。そして、家庭教育支援事業のほうは、どちらかといいますと地域と学校を向く、小学校を中心とした学校と地域がどう結びつくのかと。これは、集団生活が始まりますと小学校というよりはやっぱり幼稚園ですとか保育所ですとか、就学前のところからそういう集団活動が始まってきますので、そことの連携も含めて、これは将来的にそことの連携をどうしていくのか、どういふふうにお母さんが個人としてやっている子育ての段階から保育所、幼稚園という集団生活の中、そして小学校という学習の中にいくときにどうスムーズに親御さんの不安を解消しながら、また子供たちがギャップを持つことなくスムーズに小学校に行けるのかというようなことがどちらかとい

うと小学校の中でのサロン事業としてのメインなのかなというふうに思っております。そういう意味では、どちらかというベクトルは小学校の場合は家庭のほうに向くベクトルが中心になるのかなというふうに思っておりますので、そういう意味で小学校と中学校のそれぞれのサロン事業の位置づけを2つの、学校教育と社会教育ということになりますけれども、その2つの事業を活用しながら、最終的には学校評議員制度の見直しも含めて滝川に合ったどういう制度でいくのかということがどこまでできるのか。既に地域支援本部事業のほうでは、全学校を回ってその要望を聞いたり、あるいは応援していただける方のリストアップ等も進めておりますので、その中で議員さんのおっしゃる滝川に合ったサロン事業というのは念頭に置いてこれらの事業を活用していきたいというふうに思っております。

○議 長 本間議員。

○本間議員 では、端的に最後に。委員会のときにもこれは就学前の子供を主に対象にしてやるのだという理解をしたつもりなのです。ただ、でも話を聞けば聞くほど何かそうでもない感じがしてしまったりとか、今教育長の答弁の中に就学前という話が出ましたので、そういうふうにとらえていいのかどうか。それだけではないにしてもそれを中心と考えていると考えていいのかどうか確認させてください。

○議 長 教育長。

○教育長 就学前だけではないですけども、そのお子さんたちが実際に今度小学校に入ったときにどういう形の支援ができるのかという方向まで見据えた形での取り組みというふうに思っています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 12、13ページ、社会福祉対策における経費で、同僚の酒井議員の質疑に対する答弁が余りにも不十分ということで質疑をしたいと思います。ちょっと歯の治療中ですので、発音が余りうまくいかないのですが、できるだけ滑舌をよくしたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

先ほど酒井議員は、今回のスプリンクラー設置補助事業は276平米以上の社会福祉施設で対象は4つだと。それ以外にスプリンクラーの設置についてはどうなっているのだと、こういう質疑をしたのに対して明確な答弁がないのです。酒井議員は、さらに276平米という基準が新たに消防法改正でされたが、法律で基準が設けられなくても、それより小さくても市としてはそれを把握し、推進する責務があるのではないかという意味も込めて質疑をしていると思うのです。さらには、今回276平米以上になりましたが、旧基準においてスプリンクラー設置が義務づけられていた施設で1つの施設がスプリンクラーが設置されていないという資料を私最近見たことがあるのです。そういったことも含めて市がどのように把握をしているのかと、これがまず1点目です。

2点目は、こういうことについてはその事務が法的に市が持っているもの、またそれは道や国が持っているもの、施設の種類や規模によっていろいろあると思うのです。そこで、福祉施設、市内には恐らく20以上あると思うのです。いわゆる介護保険法に基づいた施設、また老人福祉法に基づいた施設、さらには最近設置されてきた有料老人ホーム等々さまざまあると思うのですが、具体

的にちょっと、まず有料老人ホームの設置許可あるいはその設備についてはどこが許可や監視の義務を負っているのか。国なのか道なのか市なのか、それとも全くないのか、スプリンクラーを中心に聞きますけれども、基本的に設置そのものについてもお聞きをします。それと、介護保険法に基づいた施設、デイサービスまでありますよね。そして、老人福祉法の施設、これは恐らく養護老人ホーム、軽費老人ホーム、東町のふるーるがそこに入るのかどうかわかりませんが、そのほか有料老人ホームと。主に有料老人ホーム、介護保険法令、老人福祉法令、その他とあえて入れましょう。この4つについても許可や管理監督の責任義務はどこにあるのかと、この大きく2点をお伺いいたします。

○議長 長 清水議員、答弁はいたしますけれども、余り質疑の枠は広げないように。今すぐ答弁できないものもあるかもしれませんので、ご了解いただきます。

答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ちょっと整理させていただきますけれども、施設の今回のスプリンクラー、これについての対象施設の見直しの中には小規模の特別養護老人ホームで定員29人以下、それから小規模の介護老人保健施設で定員29人以下、それと認知症グループホーム、これについて国の交付金を受けられるということでもあります。それで、先ほどの276でなくて275平米ですけれども、に満たないところがございます。グループホームについては、市のほうにいわゆる許可権限がありますので、グループホームについては我々のほうではこういう基準、今回の基準には該当しませんけれども、そういう安全面の指導はちゃんとやってこれまでもきております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

それから、有料老人ホームの許可権限者はどちらかというようなことですが、有料老人ホームにつきましては道の所管でございます。それで、ちなみに有料老人ホームについては、このスプリンクラーについては全部もう既に設置されているということでもあります。

それから、先ほど老健施設というお話もありましたが、老健施設、滝川市の場合はすずかけがありますけれども……

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 ですから、今回の空間整備の交付金で対象になっているのは、先ほど申し上げたとおり特別養護老人ホームの定員29人以下、小規模の介護老人保健施設の定員29人以下でありますので、これについて空間整備の対象になっているということでお話をさせていただいたつもりでございます。ちなみに、老人保健施設すずかけについては、もう既にスプリンクラーはついてございます。

それから、老人ホームの中でも軽費老人ホームにつきましては、今回その改正の中では設置義務はないということでご答弁させていただきたいと思います。いずれにしても、今回この交付金の対象となる地域介護・福祉空間整備等交付金の対象となる施設については、滝川市の場合はグループホームしかございません。ですから、そのグループホームにつきましては事前に事業者さんにも全部ご連絡を申し上げて、事前にご相談もされた中での今回3施設の要望があったということでございます。

あと何かありましたか。

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 介護施設、老人保健法、法をもとにですか。

○議 長 保健福祉部長、結構です。

(何事か言う声あり)

○議 長 部長、結構です。答えられる範囲でお伺いをいたしております。

(何事か言う声あり)

○議 長 今そういうような意見が出ておりますが、討論ないし一般質問でお願いいたします。  
清水議員。

○清水議員 少なくともスプリンクラーの予算をするわけです。国が補助を出すのが275平米以上ということですよ。その際に、市が他の福祉施設についてもちゃんと点検をして、やっていないところについてはちょっと検討しようという、そういう姿勢が普通の自治体だというふうに思うのです。そういうことでこの議案が出ている中でお聞きをしていると。

それで、今また非常に中途半端な答弁をされたのです。275平米以下はグループホームで、それは今回の補助金には該当しないと。それはわかっています。安全面の指導はしているというふうに答えられましたが、スプリンクラーが設置されているかどうか、肝心のこちらが聞いていることについて答えていないのです。275平米未満のこの2施設についてスプリンクラーは設置されているかどうか、もう一度お伺いします。

それと、この275平米以上、旧基準未満ですか。これについては市町村、道、国、どこに許可や管理責任義務があるのか、これは当然答えていただけるというふうに思います。

以上です。

○議 長 2点、簡単に。保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目につきましては、要するに私が申し上げましたのは、2施設については275平米未満で設置義務はなくて交付金も対象外でありますということは前段申し上げたつもりであります。その中で指導的な部分というのですか。それは、安全の面からグループホームにつきましては我々が施設にいわゆる立ち入り権ございますので、それはその都度対応していく、指導していくという役割は私ども持っているというふうに認識をしておりますし、それに基づいて安全面の徹底についてはその都度指導しているということでご理解いただきたいなと思います。

それと、交付金の関係ですけれども、交付金の申請をする事業者につきましては所在する市区町村の担当窓口申請をまずすると。申請に当たりましては、事前に相談もしていただくということで、我々はその中でグループホームのうち今回の補正で3事業所が取り組みたいということ把握した中での補正であります。市区町村につきましては、その申請を取りまとめて都道府県を経由して厚生労働省へ計画書を提出するという形になります。厚生労働省では、計画を取りまとめて審査の上採択すると。採択の結果、内示がありましたら市町村のほうに通知をする。市は、この内示を受けて申請される事業者さんに周知をして交付申請書と必要な書類を提出するという形になります。その後、各地方の厚生局において交付決定された後、申請者に交付金を交付するという流れになり

ます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 答弁の仕方というか、内容というか、それについて私は非常に問題意識を持って同僚議員の質疑に関連して質疑をしているということなのです。それで、2回目の質疑に対しても275平米未満については同じ答弁を繰り返されたのです。スプリンクラーが設置されているのかどうかという確認を2回も求めているのに、それについては触れないと。なぜ触れないのか。それは、議案に関係ないから触れないのだということなのか、それとも確認していないから触れないのか、どちらでしょうか。まず、それが1点です。

それと、2点目は、今回新たにスプリンクラー設置になった275平米以上の施設、旧基準が幾らだったかちょっとわかりませんが、その間にあるのが4施設だということですよ。この4施設のスプリンクラーだけでなく施設の設置認可、届け出、そういったものの要するに所管の官庁は市町村、要するに市役所なのか道なのか国なのか、これをお聞きしたのです。それもお答えにならないと。これかなり具体的に聞いているのに、何度もお答えがされないというのは、これもわからないのか、それとも議案から外れているというふうにお考えになって答弁しないのか、そこを明確にお答えをいただきたいと思います。

○議 長 2点、保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目の275平米に満たないところにつきましては、もともと法令で義務づけられていませんので、我々も確認はしておりますけれども、今のところスプリンクラーは設置されていないということでございます。

2点目の……

(「監督官庁」と言う声あり)

○保健福祉部長 監督官庁ですけれども、私どもの空間整備に係ります部分では、対象施設としてはグループホームだけ……

(「空間整備だけじゃなくて、この施設に対するすべての許認可、届け出の所管官庁はどこなのか」と言う声あり)

○保健福祉部長 だから、そのすべてというのをちょっともう一回そうしたらお聞きいただき……何のことをおっしゃっているのか。

(「難しいこと聞いていないでしょう」と言う声あり)

○保健福祉部長 そのすべてとか、いろいろお話がありますけれども、基本的にはこの補正予算の中では我々はグループホームだけが対象になっております。さっきの特養も人数の定員以下でありますから。

(何事か言う声あり)

○議 長 もう自席からの質疑はやめてください。答えられる限り答えてください。それで終わりますから。

○保健福祉部長 今ご質疑あった件につきましては、補正予算にちょっと直接の関係がないという

ことで、私どもとしてはちょっとお答えする立場にないと思っておりますので、ご理解いただきたい。

○議 長 質疑を終わります。

ほかございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

#### ◎日程の追加について

○議 長 お諮りをいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、明日の日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第6から第11までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### ◎日程第6 議案第2号 滝川市ファミリーサポートセンター条例

○議 長 日程第6、議案第2号 滝川市ファミリーサポートセンター条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 滝川市ファミリーサポートセンター条例の制定についてご説明を申し上げます。

制定の趣旨につきましては、近年の就労形態の多様化、核家族化の進行による世代間の子育て経験の受け渡しや近所づき合いの希薄化等によりまして地域の子育て力の低下が大きな課題となっているところでございます。このことから、仕事と育児の両立支援、世代間の子育て経験の受け渡し、地域の子育て力の強化のため、育児の援助が必要な市民と援助の提供が可能な市民を結びつけ、地域の中で子育て家庭を支援していく仕組みづくりのための事業を行うため条例を制定したいとするものでございます。

条例は、第1条では滝川市ファミリーサポートセンターの設置について、第2条では同センター

の名称及び位置について、第3条で同センターが行う事業内容について、第4条では規則への委任について規定しております。

なお、附則でございますが、第1項につきましては、この条例は、平成21年9月1日から施行したいとするものでございます。

第2項につきましては、滝川市ファミリーサポートセンターを滝川市こどもセンター内に設置しますことから、滝川市こどもセンター条例にファミリーサポートセンターの事業及び機関に関する規定を追加するため、附則において滝川市こどもセンター条例の一部を記載のとおり改正したいとするものでございます。

以上、この条例の提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、議案第2号について質疑を行います。

このような事業をしてほしいという要望あるいは必要性、これは以前からあって、国がこれを行い、既に実施市区町村数は平成17年度末で437市区町村というふうになっています。そこで、何点かお伺いをいたしたいと思います。

まず、今回の設置場所は花月町の児童館の部分に設置をされるというふうに思いますが、ここにどういう形でそのセンターが設置されるのか。まずは、そこに常勤の職員が配置されるとすれば何名で、嘱託職員とか正職員とか臨時職員とか、そういった区分けについてもお伺いします。

また、当然看板は掲げられるというふうには思うのですが、具体的にあそこに児童館の指導員が今いらっしゃるが、それとはまた別の机の配置等をしてやられるのかどうか。看板や机の配置等、要するに別の部署として設けられるのかについてもお伺いをします。

それと、この事業では送迎だとか預かり等が中心なのですが、依頼会員は提供会員に報酬を払うというところが一つの特徴だというふうに思うのです。これの報酬の主なところで結構ですが、どの程度の報酬が定められているのか、あるいは市が定めるのであればどの程度を考えているのかについてもお伺いをいたします。

それと、9月からの実施ということですが、これの財源、実施するためには当然交付金、交付税等がまずはあって、そのほかに市の一般財源ということなのですが、大体どの程度の予算規模、またその財源内訳はどのように想定をされているのかについてもお伺いをいたします。

また、サービスを提供する側、つまり預かる側、送迎する側に対しては保育サービス講習会と、こういうものをして能力や注意事項等を徹底するということだというふうに思うのですが、どの程度のものなのかという程度あるいは内容、回数だとか時間だとか、そういったことも含めてお伺いします。

最後に、この事業については既にいわゆる保育ママと一般的に言われている、事業者と言えるかどうかはわかりませんが、自宅で預かり保育をしているという方が市内に10軒近くあるというふうに思うのですが、この方たちとの連携は具体的にどのように進められているのかお伺いをいたします。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 何点かにわたってございますので、漏れがまたあったら指摘していただければと思います。

体制ですが、このファミリーサポートセンターにつきましては9月1日の開所を予定してございますが、場所的には児童館という先ほどのお話でございましたが、いわゆるこどもセンター「め・も・る」の中の子育て支援センターの一角ということで考えております。そこに当然看板ですとか机の配置は伴います。職員につきましても今センターの所長ということでもう辞令は、4月から準備に入っておりますので、1人職員は正職員を配置しておりますし、場合によりましていわゆる所長をサポートするアドバイザーですか。アドバイザーという者も一、二名の中でちょっと今考えているところであります。

それから、このサポートの利用料、報酬につきましては、これは受け手と提供する相手の中で一応利用料金が、委員会でもちょっとお話したと思うのですが、30分250円という金額で今は進めております。また、いろいろとその中では兄弟、例えば複数の子供を預かるという場合には2人目からは半額対応をしたいというふうにも考えております。

それから、財源の関係でのお話がありましたが、これにつきましては登録会員が100人以上いられれば国の次世代育成支援対策交付金というものに該当します。ただ、その100人以下でも道のほうの地域政策総合補助金が該当することでありまして、どちらも補助率は2分の1でございます。

それから、講習会の関係についてのご質疑がありましたけれども、いわゆる提供会員の方の募集については広報でも事前に4月からやっておりますけれども、その提供会員の方に対する保育サービス講習会ということでは7月の7日から4回、今のところ予定しております。その中でファミリーサポートセンター事業のシステムの詳しい説明も行いますし、子供との接し方ですとか遊び方ですとか、それから食事面、栄養面のことにつきまして、また虐待に関し、また発達におくれのある子供さんにつきましてもこの講習4回の中で対応していきたいというふうに考えております。

あと、保育ママとの連携ということなのですが、今の段階で連携についてのちょっと詳しく私は資料を持っていませんので、後ほどまた確認してお答えさせていただきたいと思っております。

○議 長 答弁終わりました。清水議員。

○清水議員 この事業が現状では国と道の2分の1補助金ということで、これは継続されていく事業だというふうに当然思うのですが、アドバイザーを含めて大体3名規模ということですか。私は、予算規模ということでお伺いをしました。1つは、総額で大体どれぐらいの年間予算を考えられているのか。もう一つは、その予算の中で人件費の占める割合、またそのほかの経費を含めて幾らぐらいで、総額は幾らぐらいだということでお伺いします。

また、アドバイザーの待遇、勤務時間だとか、どんな契約を結ぶのかとか、ボランティアではないというふうに思うので、臨時職員なのか、また新たな人事の要綱をつくられてアドバイザーを迎えるのか。そのアドバイザーの待遇、労働条件といったものについてお伺いをしたいと思います。

最後の質疑については、まだ保育ママとの連携は十分把握されていないということです。子ども

未来会議を行って、滝川市こども未来条例をつくってきたと。こういう中でもこのファミリーサポート事業については、当然検討がされてきての実施というふうに思うのです。そういうところにいわゆる保育ママが入っていなかったのだと、今そういう答弁を聞くと。そういう点でいうと、非常に実際に今まで支えてきたそういう保育ママさんたちの意見もきちっと反映されると、経験が生かされるということが大事だと思うのです。初めてお子さんを有料で預かるという人と、もう10年も20年も30年もやってきているような方と、当然そういう経験のある方の意見を聞いて、そして講習会もされるとかということが私は当然必要だというふうに思うのですが、これまで全く保育ママの仕事をしている方たちと滝川市は子ども未来会議などで意見を聞いたりする場を持ってきていないのか。持ってきたとすれば、どんな接し方をしてきたのか、どんな意見をいただいているのかなどについてお伺いをいたします。

○議長 3点目については、この質疑から外れておりますから、答弁できる限り。保健福祉部長。

○保健福祉部長 運営費の中で21年度予算で52万6,000円当初でつけていただいた。これは、今年度いわゆるオープンしてから半年という中でちょっと歳出部分でのサブリーダーさん3名として賃金で、全体の半年分で52万6,000円の予算ですけれども、その中で賃金としてサブリーダーさん3人を見まして18万円と、6カ月分です。ですから、この今回の予算の中では36パーセントぐらいですか。ファミリーサポートセンターの所長は正職員対応でありますので、サブリーダーについては所長ですとかをアドバイスするというような部分でのアドバイザーということになります。その提供会員の募集についてはもう既に7月、提供会員のいわゆる講習会を予定していますので、今現在もう既に十数名の登録はいただいております。そういう中で、議員さんのおっしゃられる子育ての経験者ですか。経験者のそういう意見もという部分については、今後このファミリーサポートセンターの中にできるだけそういう方々も当然提供会員として入っていただきたいというふうには考えていますので、その辺は順次対応していきたいなと思いますし、今の中では7月の講習会に向けて提供会員を多く登録していきたいなという今の段階でありますので、答弁とさせていただきます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 アドバイザーという表現、先ほどですね。今はサブリーダーということで、3人で半年間で18万円。そうすると、1人当たり1カ月1万円ということになるのですが、この身分なのですけれども、いわゆる特別職の公務員になるのか、民生委員さんとかと同じような。どんな身分でどんな要綱で定めるのかと。条例、要綱、規則等お示しをいただきたいと思います。

また、そのサブリーダーの方の勤務形態、1週間に1回定期的に出てくるのか、それとも必要に応じて時間数は決めないで、例えば忙しいときは毎日のように来てもらうとか、ただその報酬は民生委員さんと同じように定額だというようなことなのか、その勤務形態についてもお伺いいたします。

○議長 長 2点、保健福祉部長。

○保健福祉部長 アドバイザーにつきましては、先ほどもしかしたらちょっと間違っただけをお話

ししたかもわかりませんが、うちの職員の中でアドバイザーという役割を担ってもらおうということでもあります。サブリーダーというのは、その必要な都度提供会員の中から地区ごとに、一応考え方としては地区ごとに有償ボランティアとしての役割でサブリーダーというものをファミリーサポートセンター内に必要なときに対応していただくというようなことで考えています。ですから、常勤ということではなくて常に要請があった場合、その要請の中で所長なりアドバイザーがちょっと大変なときがあれば、こういう方々がサブリーダーとして対応していただくというようなことで考えて今進めているところであります。

(何事か言う声あり)

○保健福祉部長 サブリーダーは、いわゆる一般の方の報償費の中で対応することです。従って、条例等の定めではございません。

○清水議員 終わります。

○議 長 ほかがございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

この辺で休憩をとりたいと思います。再開は午後1時ちょうどです。休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議 長 では、議事を再開いたします。

◎日程第7 議案第3号 職員定数条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第3号 職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第3号 職員定数条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成21年4月1日付の人事異動における監査委員事務局の職員

の増員に伴い、職員定数の改正を行いたいとするものであります。

改正内容につきまして、議案第3号参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、お聞きいただきたいと思っております。第3条第1号でございますが、市長の事務部局の職員を666人から1人減員して665人としたいとするもので、その内訳といたしましてアの一般職員の定数を296人から1人減員して295人にしたいとするものであります。第6号は、監査委員の事務局の職員を3人から1人増員して4人にしたいとするものであります。なお、以上の増減により職員定数の総数に変更はございません。

次に、附則であります。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成21年4月1日から適用したいとするものであります。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決をされました。

#### ◎日程第8 議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第8、議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正する要旨でございますが、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が構造及び設備に講じられた優良な住宅の普及を促進するため、平成20年12月5日に長期優良住宅の普及の促進に関する法律が公布され、平成21年6月4日からの施行となっております。さきの第1回定例会におきまして長期優良住宅の認定申請に関する手数料を定めたところでございます。今回の一部改正の趣旨といたしましては、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた後にその内容に変更が生じた場合に計画変更認定の申請に関する手数料を徴するために滝川市手数料条例の一部を改正したいと

するものであります。

参考資料でご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお開きください。第3条第2項第2号に第3号のイを加えたいとするものであります。内容といたしましては、計画変更の認定申請と同時に構造計算適合性判定を要する建築確認申請については前号と同様に還付することができるように定めております。以降の括弧書きにつきましては、文言の補足等を追加しております。

別表についてご説明いたします。今回13の2の項第3号の規定が追加されました。ここでは、昨年12月5日に公布された長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の事務手数料を新たに定めております。

2ページ目をお開きください。同項第3号アにおいては、住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合の手数料が1戸につき1,000円と定められております。イのその他の場合も変更となっておりますが、変更の事例としては住宅の間取りの変更などが生じた際にアで1戸につき3万4,000円となり、以下戸数の区分によりイ、ウ、エのような手数料となります。また、括弧書きの金額につきましては民間評価機関での一部事前審査があった場合の金額を示しております。

次に、3ページ目をお開きください。同項第4号においては、分譲事業者が申請し、認定を受けた後に住宅の購入者が決定した場合、変更認定の審査についての手数料が1,800円となっております。

同項第5号におきましては、売買や相続等により所有権や建物の管理権限を継承する場合の変更認定手数料が1,800円となっております。

次に、4ページ目をお開きください。第14項の(1)についてですが、従来からありました優良住宅新築認定手数料の関係でございます。所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正の施行に伴い、同法の条項のずれにより第31条の2第2項第16号が第15号に、第62条の3第4項第16号が第15号に変更となっております。

備考の変更部分につきましては、新たに別表13の2に第3号イが加わったことによる追加であります。

条例の施行日については公布の日からとなります。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。  
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第9 議案第5号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第9、議案第5号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

概要でございますが、平成18年6月21日に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、このうち後期高齢者医療制度の創設等に関する部分は平成20年4月1日から施行され、当該法律において老人保健法、国民健康保険法等の一部が改正され、当該国民健康保険法の改正により退職被保険者及びその被扶養者の数が減少したことに伴い、滝川健康保険運営協議会の委員の定数を改正したいとするものであります。法改正により退職被保険者の対象年齢が75歳未満から65歳未満に引き下げられたため、被用者保険等被保険者を代表する委員を加えることができる基準では退職被保険者及びその被扶養者の数が1,500人以上となっておりますが、平成21年3月末の状況では636人と大きく下回っていることから、国民健康保険運営協議会の委員から被用者保険等被保険者を代表する委員を除外したいとするものであります。

議案第5号参考資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。第2条第4号、被用者保険等被保険者を代表する委員1名を削りたいとするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
これより議案第5号を採決いたします。  
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第10 議案第6号 工事請負契約の締結について

○議長 日程第10、議案第6号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第6号 工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

工事名は、滝川市宮住宅駅前団地さかえ新築工事であります。契約の目的は、工事請負契約のためでございます。契約の方法は地域限定型一般競争入札、契約の金額は2億5,305万円であります。契約の相手方は笹木・西出経常共同企業体で、代表者は笹木産業株式会社代表取締役、笹木信弘であります。構成員は、西出興業株式会社代表取締役、西出勝利であります。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたします。この建築工事につきましては、記載の市内3企業体参加による地域限定型一般競争入札の方法で行われ、5月21日に入札を執行した結果、笹木・西出経常共同企業体が2億5,305万円で落札候補者となり、その後の資格審査においてその要件を満たすことから、5月26日に落札者として決定したところでございます。建物の構造、規模であります。鉄筋コンクリートづくり5階建て、延べ面積は1,912.75平方メートルであります。この建物は、街なか居住推進及び高齢化社会に対応すべき住宅であり、設計はユニバーサルデザインに基づき行い、1階においては玄関を南と北に設け、駅方面、商店街方面からのアプローチを容易にしております。また、各戸においては介護スペースの確保、車いすに対応の流し台の設置など、高齢者はもとより障がい者、一般健常者にとっても使いやすいつくりとなっております。住宅の戸数は20戸であり、そのうち10戸については高齢者専用の住宅といたしております。この住宅には、緊急時館内に異常を知らせる緊急警報装置を設置し、また緊急時に消防につながる緊急システム装置については全戸の高齢者世帯においてリース契約により設置することが可能となっております。本工事は2カ年の継続工事であり、本年度は全体の約25パーセントの工事で4階のコンクリート工事までを予定しております。完成は平成22年9月30日を、入居は10月1日を予定しております。なお、関連工事であります電気設備工事、給排水設備工事につきましては本件期日後の入札をする予定でございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、2点伺いたいと思います。  
まず、落札率について伺います。

2点目は、昨年いわゆる資材高騰で、滝川市立病院の場合は73億円から85か6まで12回にわたって十数億円の補正をしたと。そういう経緯もあったのですが、今回の入札の積算に当たって道単価でやっているのかどうかというのをまず1点、道単価でないものを一部採用しているの

あれば道単価掛ける0.9とか、そういう形でお示しをいただきたいと思います。たくさん種類があるので、主に労賃といわゆる鋼材というのですか、鉄関係の資材で、2点でお伺いをしたいと思います。

それで、その道単価が今年の例えば2月、3月の時点、急激に上昇する前の段階、それと一番ピークだった8月の末、そのときと比較してどうなのかと。報道によると、いわゆる恐慌になったのだけれども、鉄の価格自体は鉄鋼メーカーなんかも下げていないと。やっと今年度下げるようになっているけれども、その幅も今年の2月、1月に戻すようなことではなくて1割とか、そんな程度のものだという報道がされていますが、今回の道単価の場合、いつの段階まで下がっているのか、あるいはトン単価でピークが幾らで、今回は幾らで積算をしたというような形でもお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 1点目のご質疑でございますけれども、落札率、率が94.7パーセントでございます。

○議 長 答弁調整のため、ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時23分

○議 長 休憩前に戻します。

建設部長。

○建設部長 積算の基準のことについてのご質疑ございました。基本的には労務単価、その他鋼材につきましても道単価を使用しております。まず、鋼材についてですが、鋼材の単価につきましては12月時点の単価を採用しておりますが、その以後実施設計に向けての単価の変更はございませんでした。8月ピーク以降、下がってきていることは存じておりますけれども、今その何パーセント等はちょっと詳細にわかってございません。ですが、今現在鋼材の単価については落ちつきを取り戻しているといった情報でございます。

あと、道単にないものにつきまして、見積もり等によって積算しているものもございしますが、それにつきましては数社からの見積もりをとりながら行っておりますので、物によっての確率等はいろいろ違いますので、一概には言えるものではございません。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今回の異常な鉄の値上がりというのは、短期間で行われているのです。半年ぐらいでもう5割とか、一気に上がっているのです。ところが、そのまま高値安定しているのです。需要が減れば、当然価格を下げるということなのですが、あの当時いわゆる需要はすごく多かったのです。市場最高の鉄鉱石の生産とかを日本だとか韓国だとかがしていたのです。ですから、当然需要が相当落ち込んでいるはずなのです。ですから、鉄資材の価格が下がって当然なわけで、なぜ下らな

いのかという点については、やはり自治体も鉄鋼メーカーだとかに対して交渉していくというのかな。カルテルが行われているなんていうことは、この場では言えませんが、余りにもその下落が……下落というよりもとに戻らないのです、なかなか。これが本年度いっぱいずっと高値安定でまたいくということであれば、やはり市の歳出に与える影響も多大であるという点で、滝川市として道や国とともに鋼材の価格を適正価格に下げさせるというような行動というのはとっているのか。いろんな場で意見交換等をされていると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○議長 建設部長。

○建設部長 北海道単価におきましてもいろんな物価調査会だとかで相当見積もり等、市場調査をしながら道単価として決められてございます。私どもで単独で市場調査だとか、そういった下げしてほしいとかというような行動はとっておりませんが、極端なことが、また単価の下落等があれば、また単品スライド条項の逆条項になりましようけれども、ものもありますので、適正に処理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 別に滝川市が鋼材を下げるために1人で全力を尽くせとか、そういうことを言っているわけではないのですけれども、世界的に言えば、まず自動車の生産が3割、4割落ちていると。だから、鉄の需要が激しく落ち込んでいることはもうはっきりしているのです。ところが、在庫で持っているのか、それとも在庫はないけれども、鉄鉱石の値段そのものが高からということなのか、そうするとどこかでやっぱり価格をつり上げているのだと思うのです。原因はいろいろあると思うのですけれども、それは使う側として、買う側として、やはり上げるときはつき合うよと。そうであれば、やっぱり下げさせるときもきちっと上げるときにつき合ったのだから、下げるときもちゃんとやってくれと、これがやっぱり市場のあるべき姿だというふうに思うのです。そういう点で、道や国とどういう連携ができるのか。やっぱり全国市長会や全道市長会なんかでも話題を提供して、おかしいと、こんな鉄の需要が落ち込んで鉄鉱石が不足しているなんていう逆に話はないわけで、そういうことについてやはり何らかの役割を果たしていくということは必要だというふうに思うのですが、そういう横とのつながりという点で市長や副市長のご意見を伺いたいなど。

○議長 副市長。

○副市長 通常の世界市場価格は、需要と供給のバランスによって決まるということなのでしょうけれども、ただ経済が世界規模で動いている中で、資源国と私どもの日本という貿易国との間のさまざまな複雑な要素、金融から含めて絡んでいるだろうとは思いますが。その中で、需要と供給だけでははかり知れない複雑な経済の要素もあるのだろうということは理解しています。ただ、私どもとしては単価はやはり道単価を含めて、それは物価調査会を含めて、さまざまな判断の中で出てくることで今の設計をすることになるのですけれども、ただ市場動向を含めて、先ほどの単品スライド条項も含めてあることですから、市場動向を含めて調査会の動向を含めながら、市長会等の意見も聞きながら、それ以後は市場の動向は探っていきたいなと思っています。

○清水議員 終わります。

○議 長 ほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

#### ◎日程第11 議案第7号 議員の派遣について

○議 長 日程第11、議案第7号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議会運営委員会から提案されたものでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

#### ◎休会の件について

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、6月16日から6月21日までの6日間を休会いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、6月16日から6月21日までの6日間休会することに決しました。

#### ◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 1時35分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成21年第2回滝川市議会定例会（第8日目）

平成21年 6月22日（月）

午前10時00分 開議

午後 4時50分 延会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1番	渡辺 精郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒井 隆裕 君	4番	清水 雅人 君
5番	関藤 龍也 君	6番	本間 保昭 君
7番	山口 清悦 君	8番	中田 翼 君
9番	大谷 久美子 君	10番	荒木 文一 君
11番	堀 重雄 君	12番	三上 裕久 君
13番	堀田 建司 君	14番	田村 勇 君
15番	山腰 修司 君	16番	井上 正雄 君
17番	水口 典一 君	18番	山木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	田村 弘 君	副 市 長	末松 静夫 君
教 育 長	小田 真人 君	教育委員会委員長	若松 重義 君
監 査 委 員	宮崎 英彰 君	理 事	飯沼 清孝 君
総 務 部 長	高橋 賢司 君	総 務 部 次 長	高橋 一昭 君
市民生活部長	西村 孝 君	保健福祉部長	狩野 道彦 君
保健福祉部次長	橘 弘 恭 君	経 済 部 長	多田 幸秀 君
経 済 部 次 長	若山 重樹 君	経 済 部 参 事	佐々木 邦義 君
建 設 部 長	大平 正一 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教育部指導参事	春田 淳一 君	教 育 部 次 長	河野 敏昭 君
監査事務局長	堀下 博正 君	病院事務部長	東 照 明 君
病院事務部参事	居林 俊男 君	総 務 課 長	伊藤 克之 君
企 画 課 長	田中 嘉樹 君	財 政 課 長	吉井 裕 視 君
行政経営課長	五十嵐 千夏雄 君		

○本会議事務従事者

事務局長	中嶋康雄君	次	長田湯宏昌君
書記	寺嶋悟君	書	記村井理君

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、清水議員、関藤議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で、30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁とも要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。

では、渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、皆様、おはようございます。傍聴の皆様、早朝から多数の方々に来ていただきまして、まことにありがとうございます。

さて、不祥事の続くこの滝川市役所でございますが、全国に住んでいる滝川関係の方々から次々に起きる滝川市役所の事件に、滝川出身とかそういうことが知れば肩身の狭い気持ちでいると、こういうことでございます。市長を初め市役所職員、そして私ども滝川市議会としても事件の解明と処理、再発防止に気を引き締めて役目に邁進をしなければならないと思うわけであります。その意味で、次々と起こるこの新たな事件のために、さきの事件の後始末が未消化のままになっている部分があるのではないかと、こういうふうに感じられる面もあります。その意味で、今回はその後始末としての裁判、その裁判の費用問題に絞ってご質問を申したいと思うわけでございます。

◎1、市長の基本姿勢

1、介護タクシー代詐欺事件の「住民訴訟に対する立場」と「裁判費用」負担問題について

まず、それでは市長の基本姿勢、介護タクシー代の詐欺事件、その住民訴訟に対する立場と裁判費用、この負担問題についてでございます。

まず、1点目、この問題の住民訴訟はなぜ起きたのでしょうか。会計検査院、厚生労働省、この双方の官庁が出した結論に弓を引きまして、市民感情を逆なでしたものではないかということで裁判になったわけでございます。この訴訟は、市長、市役所の立場の擁護と多くの市民は感じているわけでありまして、会計検査院、厚生労働省の不当支出という判定に返還金では従って、市民の訴

えには受けて立つ、この態度は矛盾そのものではないかと、こういうふうに言われているわけであり、結果はシビアに出てまいります。勝訴、敗訴にいたしましても必ず費用がかかります。このとき地方公共団体が訴えられる裁判は住民、すなわち市民からどのような支援をされているのか、これが極めて大きな要素になると思うわけであり、今回のように市民の感覚と乖離した市長や市役所の不作為、こういうものによる住民裁判を受けて立つというこの意義はどうも理解できないと、多くの市民もそのようにして申し立てているわけですが、まずはその見解を求めたいと思います。

○議長 長 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 おはようございます。渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の中にございましたさきの事件が未消化であるという表現だったというふうに思いますが、私としてはその認識は持っておりません。さまざまな検討の結果、厚生労働省に対する返還については、それを返還するということを決め、議会でもこのご決定をいただいて返還をし、その補填策についてはこう補填したいということでお諮りをして、これもまた議会の議決が必要なものについてご決定をいただいて、そういう取り組みを粛々としているところであります。

ご質問の趣旨、少し観点が違うのではないかとこのように思いますが、生活保護費の国庫負担金の部分について返還をしたというのは、生活保護法を基本としてこの補助金適正化法による国庫負担金を返還したという中身であります。一方、ご質問の住民訴訟は、地方自治法に基づいてこの住民訴訟が行われているということでもあります。私どもは、返還の枠組みについては粛々と決定を進めているところでございますが、住民訴訟としては責任は田村弘ほか5名にあるということで訴訟が行われている。それに対して私どもが対応しているのは、地方自治法による故意もしくは重大な過失の結果、こういう事象が生じたのかどうかと。私どもは、決してそうではないという意味で裁判で闘っているわけであり、これは、これからは裁判によってその結果が明白になってくるというふうに思っておりますので、裁判の結果を粛々と見据えつつ適切な対応をしたいというふうに思っております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、そのようなご答弁でございましたが、私としては論理矛盾だと、こういう押さえで次のほうにまいりたいと思います。今のことで言えば、結果的にはやっぱり国には従って、住民は地方自治法によって提訴しているのだから、それは住民とは闘うと、こういうような構図が描かれそうではありますが、このような観念論よりシビアな裁判の費用、訴訟ということになればやっぱりそれなりの費用がかさんでまいりますから、その費用の問題等についてそれではお尋ねをしたいと思います。2点目であります。

さて、裁判には費用が必要となるわけであり、今回の被告として滝川市民からの住民訴訟、これを受けて立つというには、やはり裁判費用が問題化するはずであります。市長以下5人が訴えられているという、こういうことでございますが、直接的にはその6人ですか。この責任問題であると、こういうような訴訟になっているわけであり、この裁判費用で市長側の費用が何となく自然にというのは変ですが、市費が当然のように使われているのはやはりおかしいのではな

いかという、多くの市民もそう考えているわけでありますが、ここら辺の見解をお聞かせをいただきたいと思います。こういう費用について今まで議会で議論した、こういうようなことはないわけでありますから、市役所の市長の専決事項で行われているということは想像できるのですが、その費用についてのまず見解のほうを述べていただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 住民訴訟、これは十分ご存じのことですけれども、住民訴訟はどういうふうに提訴されているかといいますと、被告は滝川市長であります。滝川市長が被告となって訴えられていて、その訴えられている中身は滝川市長、田村弘以下5名に損害賠償請求せよという中身です。訴えられているのは、滝川市長が訴えられているわけです。したがって、そのための裁判費用というのは滝川市として負担をしていくと、そういうふうな定めになっているわけです。その定めを粛々と定めどおりに予算執行をしているという内容でありますことをご理解をいただきたいと思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、その定めについては後ほどにいたしたいと思いますが、一般論はそのとおりでございます。例えば医療過誤など、これは一生懸命にやっぱり手術した、しかし結果的に思わぬ手術の経過をたどることがあります。こうしたことは、よくあることであります。それは、市民も一生懸命にお医者さんがやっていた結果がやっぱりこんなことになった、医療過誤というようなことで裁判になったというような、こういうことはよくあるわけです。しかし、この事件はそういうことの医療過誤などのそういう訴訟とちょっと違うと、そこら辺をやっぱりはっきりさせたいと思うわけであります。この事件は、市役所の関係者、だれがどんな努力を払った結果、こんな多額の2億4,000万円近くのもの損失をしたのかと、こういうことがやっぱり極めて大事な側面になると思うわけであります。そして、経過の上では極めて秘密裏に隠ぺい的な1年半でございます。議会にはほとんど、議長、副議長にも全く知らされていない1年半でございます。したがって、このような不作為、これを住民に訴えられて、決まりだからこういうようなことで費用も市費を粛々と使わせてもらいますと、そういうのはやはり不条理ではございませんか。そういうことで具体的になりますが、それではその定めの方、何を根拠にされて、そして市費の方をいわゆる議会のそのための裁判費用というのですか、また後ほどになってまいりますけれども、そういうものを使っておられるのか、具体的にそこら辺を見解を述べていただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 何を根拠にという地方自治法及びその解釈については所管から申し上げます。

再々ご質問の中で観念論あるいは一般論、不条理という表現でのご質問がございます。観念論でも一般論でもありません。この事象に対する具体的な対応として、具体論としてご報告を申し上げ、そして対応について議会のご審議をいただいて粛々と進めているということをご理解をいただきたいというふうに思いますし、裁判はどのような結果があらわれてくるのか、それによって対応していく対応の仕方も異なってくるというふうに思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 このたびの住民訴訟につきましては、地方自治法に基づいて住民訴訟が行われて

いるところなのですが、自治法は平成14年に改正をされてございます。改正前につきましては、住民が地方公共団体に対して違法な財務会計行為を行った職員個人を被告としての住民訴訟ということで代位訴訟ということでございました。しかし、平成14年の法改正後につきましては地方公共団体の執行機関から権限の委任を受けた職員、この職員を被告として当該執行機関等に、先ほど市長も申し上げましたけれども、違法な財務会計行為を行った職員に対して損害賠償請求をせよというふうに制度が変わったところであります。したがって、改正後の4号訴訟といえますけれども、4号訴訟では地方公共団体の執行機関等が被告となりますので、応訴費用は当該地方公共団体が負担することとなります。したがって、訴訟費用につきましては弁護士を訴訟代理人として委任するときは、当該委任をする費用につきましても当該地方公共団体が負担することになってございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 ただいまの部長の答弁であります。改正されたところ、こういうことではあります。具体的にはそれではその条文のところをお示しをいただきたいと思っております。私もそのころの大体地方自治法だということで、デイリー六法であります。それとのちょっと比較、このところでは余り時間がございませんが、その条文だけでちょっとお知らせをし、後で突き合わせをしたいと思っております。お願いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 地方自治法の第242条の2第4項でございます。これにつきましては、ちょっと読み上げますが、当該職員または……

(「4号」と言うあり)

○保健福祉部長 第4号でございます。これにつきましては、「当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令をすることを求める請求」、これに基づく住民訴訟の提訴でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 その条文は確かにありますが、解釈論のほうがまたありますから、それは今後にいたしたいと思っております。

それでは、3点目であります。現在進行中のそれでは具体的な裁判費用、結果の費用にしても市費の使用はやっぱり議会の承認が必要ではないかと、こういうことではあります。提訴するには先ほどの地方自治法は、それは議会の承認が要らないと、こういうことは書いてございますが、費用は地方自治法で議会の承認が要らないと、こういうようなことは書いてございませんから、したがってそこに書きましたが、総務費とか顧問弁護士料とか、こんなことで漫然と支出しているのではないかと思います。決して予算書や決算書には出てきておりませんから。したがって、本裁判中のこの弁護士費用と平常の顧問弁護士の弁護士料というのですか。あるいは、市側の裁判のときに札幌へ行っておりますから、この旅費であるとか事務費、こういうものがいろいろあると思う

のでありますが、今まで厚生常任委員会等でもやっぱりこのことは出てきておりませんから、ひとつ市民の前でその詳細を説明していただきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ちょっと前段ですけれども、先ほども申し上げましたが、応訴費用につきましては当該地方公共団体が負担するという4号訴訟でございます。したがって、弁護士を委任するときは当該地方公共団体が負担する。先ほど申し上げましたが、その改正前におきましては個人が被告となっておりましたことから、応訴費用については個人が負担するとともに、被告が勝訴の場合に限り地方公共団体は議会の議決により、その弁護士費用の範囲内で相当と認められる額を負担することができるということにされていましたが、自治法の改正後はこのような問題が生ずる余地がない。要するに自治体の長が被告となるということでございますので、当該規定は削除されているところでございます。

ご質問の弁護士費用等につきましてですが、昨年7月の提訴でございます。したがって、現在も係争中でございますので、平成20年度におきましては弁護士費用としては63万3,150円支出してございます。内訳としては、着手金51万4,500円、旅費、日当等で弁護士さんの11万200円、実費、これは市の代理でやっていただいておりますので、印紙代ですとか切手代の負担、そういうものが実費として8,630円、それから先ほどの顧問弁護士料でございますが、これは平成20年度から職員費によって月額7万円を支出しているところでございます。また、市側の旅費ということでご質問でございますが、過去5回の口頭弁論の傍聴で3万3,600円、5回で3万3,600円、1回1人4,200円でございます。市側の事務費ということでございますが、裁判提出資料等のコピー代等でございますので、これについてはちょっと金額的な算定はしてございません。以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 ただいま部長からあった弁護士費用等の裁判費用は、私が事前に調べた費用と一致するかどうかはわかりませんが、私がさきに調べたことでは弁護士の着手金、20年度は約232万円程度、あと細かくあるのですが、事務費が4万4,000円程度、4万5,000円程度ですか。というようなことで、結果的には277万円程度、こういうことなのですが、部長、今のとそれでは整合性が図られるのかどうかだけ、今私もここで計算しませんので。したがって、月7万円とか、そういうことを言っておりましたが、弁護士の費用の63万円ですか。ちょっとこの数字とさきに調べた数字と何か乖離があるような感じがいたしますので、何円までびたっと一致ということはないとは思いますが、およそ277万円か278万円、この程度になるのかどうかだけちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 今渡辺議員さんがおっしゃいました270万円ぐらいという話だったのですが、今狩野部長がお話し申し上げたのは住民訴訟に係る弁護士費用でございます。私どもで住民訴訟の弁護士に払った着手金につきましては51万4,500円と。もう一方、滝川市長が原告となっております損害賠償請求事件については181万4,400円でございます。この2件を足しますと

230万円ぐらいという数字になります。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでも私の事前に調査した費用とおよそ30万円、40万円程度のちょっと開きがありますから、それは後ほどにいたしたいと思います。それでもそれぞれご答弁ありがとうございました。後で質問する江部乙小学校の児童のいじめ自殺事件のまた弁護士費用、そういうもの等で総計でどれほどになるのかをもう一回、これは総務部になるかと思うのですが、それはまた後ほどにしたいと思います。

それでは、最後でございますが、市長のほうへの4点目であります。もし裁判で市長側が敗訴になって多額の費用負担に迫られたとき、だれが支払うのかということについてでございます。またまた市職員全員になるとか、あるいは市費も今は予算に明示されていませんが、また予算に頼るとか、あるいは訴えられている5人プラス1人ですか、6人、これが払うとか、いろいろ予想されますが、その見解を最後にお述べいただきたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 仮に敗訴となった場合というご質問でございますが、被告であります滝川市長が敗訴となった場合には市長が個人、田村弘以下5名に対し損害賠償請求を行うということになります。これは、根拠は地方自治法第242条の3の第1項に基づくものでございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのとおりだと思います。地方自治法の第242条の2のところ住民訴訟の条項がございまして、訴えた住民が勝訴したとき、これまた地方自治体に弁護士費用等のそういう費用を支払う請求ができる、そういう規定がございまして、あわせて今の部長とともにこういうことが起きてくると、こういう認識をして、ここの質問を終わりたいと思います。

## ◎2、教育行政

### 1、「いじめによる女子児童の自殺事件」の訴訟は和解が筋ではないか。

それでは次に、教育行政についてでございます。いじめによる女子児童の自殺事件の訴訟は、やっぱり最終的には和解が筋ではなかったのかと、こういうことについてお伺いをしたいと思います。

1点目でございます。3月議会でも質問いたしました。一定の回答はありました。しかし、私の質問時間が極めて不足であったために再質問等はできませんでしたので、裁判に訴えられた理由等が判然としませんでしたので、どうして裁判に訴えられたのか、改めて見解を求めたいのであります。前教育長等の隠ぺい体質は弾劾されたはずであります。その反省のもとに教育長に任命された小田教育長の体制が訴えられたということは、まことに残念であります。テレビの前に映し出された前教育長と田村市長が自殺した少女の霊前で深々と頭を下げました。これがやっぱりすべての原点であるはずであります。なぜその観点で贖罪と和解に努めなかったのかということについてお尋ねをしたいと思います。3月議会での質問で、小田教育長になってから3回ほど慰霊のお参りをしたと、こういうことではあります。この霊前のお参りで贖罪と和解を進めなかった責任は極めて重いと思うわけではあります。放置しておけば忘れ去られるとでも思ったのでございましょうか。この

見解を求めたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 本件の訴訟に至った、なぜ裁判に訴えたのかということでございます。第1回目の定例会でもお答えをいたしました。ご遺族にとりましてなぜ自殺をしたのか、担任などから聞きたいというお気持ちから面談を強く希望しておりました。数度、あるいはこれも第1回の定例会でもお話をしましたけれども、40回ほどご遺族の方にお会いをして、さまざまなご要望等についてもお話をしてきたところでございます。ただし、残念ながらご遺族のご要望に沿うことができなかった結果、最終的な手法として提訴された、こういうふうになっております。霊前のお参りあるいはお伺いをしたとき、あるいはご遺族の方が教育委員会のほうにおいでいただくことも多々ございました。先ほど申し上げました面談等の方法ですとかというものについても協議を重ねてきたところ。本事件に関する調査報告書の内容確認とか、認識の違いとかというような部分についての話し合いを進めてきましたが、残念ながらご遺族の要望に、先ほど申し上げましたが、要望に沿う形には残念ながら至ることができなかったことにつきましては、重ねておわびをしたいというふうに思います。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長は、3月議会でも確かにそのように答えておりますし、特に3回ほど教育長はお参りをしたと、それから教育委員さん等も4回ほど少女の霊前にお参りしたというようなことの発表がありました。確かにそういう回数というよりも、初めからやっぱりボタンのかけ違いがあったのではないかと思うわけであり。つまりご遺族の意向を無視して真相究明をやっぱりはぐらかしてきたと、これが1年間ですか、続いたと。そこら辺がやっぱりこのようなことになったと思うのですが。

さて、きょうは担任とご遺族との関係をもう少しちょっと市教委のわかる範囲でお答えをしていただきたいと思います。次のほうに、それでは2点目にまいりたいと思うのですが、2点目、ご遺族の願い、思いというのは贖罪、特に真相の解明、これを強調しておられるわけですが、そして最終的にはやはりこれだけの事件で和解がないということはないと考えるわけですが、この裁判での母親の陳述は特に重いものがあると思います。それは、事件後担任にも会わせてもらえなかったとの一言は、この事件の全容を物語っているのではないかと思うわけであり。私も公判中にこのお母さんの陳述を聞きましたが、なぜ担任にも十分会わせなかったのか。一回も会わせなかったということは言いません。記録等のものによりますと極めて機械的に、しかも教育委員会が立ち会ったりしながらのそういうような会わせ方であったと、こういうことでございます。どんなささいなことでも学校の子供の事件、事故に担任を外すというような、そういう体質はやっぱり弾劾されるべきではないかと思うわけであり。議会にもマスコミにも自殺の事件を教室の中での学校の事故だとか、遺書をただのお手紙というようなことで公開を1年にわたって隠ぺいした体質がこの裁判でも問われようとしているわけですが、何せやっぱりこの市教委の体質、さきのそれでは教育長から引き継いだであろうそういう担任とやはりご遺族とのご面会のことについて、教育長のかかわった見解というのですか、その感じとか、そこについてそれではご

答弁をいただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 議員さん、ちょっと確認しますが、私になってからということによろしいですね。担任との面談につきましては、私どもも何度か元担任に直接会ってご遺族の面談の要望等についてもお伝えをしてきました。道教委のほうも同じような立場で担任には要請をしておりましたが、最終的には本人の同意が得ることができなかったということで、このことにつきましては残念なことだというふうに思っております。また、私も直接もちろん元担任のほうに会ってお話をしてきた経過もございます。それ以前にご遺族の方とは、何度か事件直後からお会いをしておりますが、やはりなかなかそこでのギャップが埋まらないのかなというふうには思っております。いずれにしても、事件直後から1年以上も原因究明の判断を下せなかったということについては、教育委員会としても大変大きな反省をしなければならないというふうに思っております。今日に至るまでご遺族の要望等については、私としてはできる限り誠意を持って対応してきたつもりでおります。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長も反省して、誠意を持ってと、こういうことでございますが、3点目にまいりたいと思います。道教委は、この担任に会わせてほしいという最愛の娘を亡くした母親の願いを無視して担任を夕張市に人事異動をさせてしまいました。しかし、発令は道教委でございますが、具体的には具申権とか内申権、これは校長とか教育長が、市教委が責任がないとは言えないわけでありまして。まさに冷たい教育行政そのものではないですか。こうしたことについて、反省を含めて市教委の見解を求めるものでございます。もう一度その反省を含めて、この辺の夕張に転任をさせたと、まだまだ未解決のうちに。さきの教育長の責任ではありますが、小田教育長としての見解を求めたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 元担任の異動につきましては、決してご遺族と担任を会わせない意図があつての人事異動ではないというふうに思っております。担任の異動につきましては、担任みずからが本事件を受けとめて、小規模学校からやり直したいという思いで転勤を希望してきたところでございます。当時の教育委員会としても校長とも相談をして、新しい環境での勤務が望ましいと判断をして異動内申を空知教育局に行ったところというふうに聞いております。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 担任が異動希望があつたということは、それなりにそれは異動希望をかなえて夕張市に異動発令されたと、そこはそういうことでございましょうが、しかしもう少し担任の問題について深めてまいりたいと思います。

担任の問題が出てまいりましたから、そこにいつもご出席していただいております若松教育委員長と私は二十数年前、この江陵の中学校で同じ机を並べて同学年を3年ぐらい一緒にやらせていただきました。こんなとき、担任はどんなことをやったのか、小田教育長はやっぱりしっかりと聞いてほしいと思うのです。生徒がその日、鼻血を出したとか、ちょっとしたけがをした、あるいは腹が痛かった、風邪で帰った、そういうようなことで早退をするわけでありまして。そんなときにも退勤

後、私も若松先生も1回家庭に帰ってからでもしっかりと家庭訪問をして、だれだれ君、だれだれさん、どうですかと。こんな観点からしっかりと家庭訪問をやると、こういうのがやっぱり教育の基本だと思うわけでありますが、こういう意味で担任にまだまだ話があるという、そういうことを無視した、こういうことについてのこの観点をもう一度お願いします。

○議長 教育長。

○教育長 決してご遺族の要望を無視して異動をしたということではございませんし、先ほどから申し上げていますとおり、子どもは担任が遺族と面談をする必要が絶対にあるという思いを持って市教委も道教委も担任のほうと話をしてきた経過です。先ほど申し上げましたとおり、残念ながらお会いになるという本人が判断をするには至らなかったということでございますので、決して遺族の思いを子どもが否定をしているということではございません。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 では、そのような押さえをしてみたいと思います。

それでは、最後の4点目でございます。最後に、この事件もやはり費用が問題になるのではないかと思います。一般的には、地方自治体の執行部が訴えられている例は原告側の理不尽な告訴が問題となる例が多いわけでありまして。そのために裁判費用は、公費負担が常識となっているわけでありまして。地方自治法の趣旨であります。先ほども出てまいりました。しかし、今回のこの訴えは教育委員会や学校の不作為によって裁判に持ち込まれているわけでありまして。先ほどの住民訴訟の市長側の訴訟費用の公費負担と同じになると考えるわけでありまして。しかも、本件はこれまで議会で知る範疇では、さきの教育長体制から現在の小田教育長の体制も遺族の感情を逆なでしているということだけは間違いないと思うわけでありまして、和解や鎮魂の真心が感じられません。そこで、この予算調製権を持たない市教委が費用の答弁はなかなかできないと思いますが、その費用の答弁のほうは教育委員会ができれば総務部のほうでも結構ですが、裁判で争うということの是非よりもなぜ裁判になったのか、その反省のないままにまたまた公費を使うことは問題ではないかと。こういう観点で、先ほどと同じように平成20年度の江部乙小学校でのいじめ自殺事件の訴訟にかかわるそれらの費用について述べていただきたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほどのご質問の趣旨が住民訴訟に限ってのご質問ということでありましたので、そのように答弁をさせていただいております。渡辺議員さんが事前にお調べになったという数字は生活保護の詐欺事件全般というふうに、そういう趣旨だったのではないかと記憶しておりますので、よろしく願いいたします。

ただいま教育委員会の関係の事件の費用でございますけれども、弁護士着手金156万3,000円、事務費として3万6,540円、合計で159万9,540円でございます。これが20年度の執行分でございます。先ほどの生活保護の関係の費用と合計いたしますと、合計で437万8,320円という数字になります。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 実は、先ほどの渡辺議員さんの敗訴になった場合の費用はだれが支払うのかとい

うご質問の中で、私は自治法の第242条の3の第1項で滝川市長が個人、田村弘以下5名に対して損害賠償請求を行うということでご答弁を申し上げました。それについては、損害賠償請求額の金額でございますので、いわゆる裁判の費用ですとか弁護士費用、こういうものにつきましては執行機関、滝川市のほうの負担となるということでご理解をいただきたいなと思います。誤解をちょっと招くような答弁だったものですから、ちょっと修正させていただきます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それぞれご答弁ありがとうございました。特に総務部長のその金額につきましては、私の事前に調査したのと何かほとんど酷似しておりました。大変ありがとうございました。それでは、そういう費用だというようなことで、今後またさらにいろいろとこの訴訟について調べてまいりたいと思います。

さて、そういうことでこの教育行政のところ、いつの時代でもいじめはよくあるわけでありまして。しかし、自分の教室で自殺する少女の気持ち、これは大変苦しくて悲しくて、そして生きておれなかった、そういうことだと思います。心の教育は、児童生徒だけでなく教育委員会や学校の教職員全体、そして我々も必要ではないかと、こういうようなことで思うわけでありまして。訴訟も進行していくと思いますが、私たちは亡くなった松木友音さんの慰霊の精神をもってやっぱり事件を解決していくと、こういうふうにして考えてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

では、終わります。

○議長 長 以上をもちまして渡辺議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤です。通告順に従いまして、何点かご提案を申し上げながら質問をさせていただきます。

## ◎1、新活力再生プラン

### 1、滝川市の人口減について

### 2、経済活性化施策の充実について

それでは、早速1番目、新活力再生プランについてでございます。滝川市では、ことし3月から新活力再生プランとして幾つかスタートをさせているわけですが、その中で滝川市の人口減ということについてでございます。新活力再生プランでは、10年後の滝川市の人口が3万人台に突入し、稼働世代も3万1,000人台から1万8,000人台へと大幅に減少することで行政機能への影響が出てくるというわけです。滝川市では、再生戦略として4つの視点から働く世代の人口減に歯どめをかけようとしております。しかし、ここで具体的な行動としてどのようなことを行うのかというのが見えてこないわけでありまして。そこで、お伺いいたします。この点につきましての具体的な施策についてお伺いいたします。

○議長 長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 日本全体が人口減少社会になってまいりました。そしてまた、一部大都市を除くほと

多くの自治体が人口減少という中で悩んでいるわけであります。それならば、そういう中で具体的な対策を考えると、これまたなかなか難しい状況があります。しかし、これまでのことを考えれば、大きく2つのことがあるというふうに思います。今まで微増といえ、人口が増加してきた時期があります。昭和58年までがピークでありました。それは、社会減少を自然増加が補うと。つまり滝川市から移転して出ていかれる皆さん方、新たに入ってくる皆さん方もおりますけれども、結果的に出張、出ていく方が多かったのです。出ていく方が多かったのを、生まれてくる子供と亡くなっていく方々、これがかなり多かったわけです。社会移動を自然増加が補填していたという構造が昭和58年までの状況であります。ところが、出生率の低下、社会減の増加、こういうものによって埋められなくなって昭和59年以降、人口減少してきていると。したがって、生まれる子供をふやす、それからできるだけ社会減少を少なくする、これが人口減少に歯どめをかける、あるいは増加をさせていく手段でありますけれども、この2つの方法というのは、それでは具体的に何をすればいいのかと。私は、やっぱり子育て世代が安心して子供を産み育てられる環境、そしてやはり事業所の設置、企業誘致を含めて働く場の確保に少しでも努力をしていく、そういう2つの大きな方向性を着実に手を打っていくと、具体論として手を打っていく必要があるのではないかというふうに思っております。

参考までに申し上げておきますけれども、昭和35年が中空知の人口の5市5町のピークでありました。そのときに滝川市は4万4,000人台の人口だったわけであります。人口的には、この昭和35年の人口に滝川市は戻っています。この35年のときの滝川市の人口が中空知に占める割合は14パーセント程度でありました。今、これは国勢調査ですから、平成17年のデータでありますけれども、22年に国勢調査が改めて行われますが、17年の状況でどうなっているかというところ35年の14パーセント台が現在は36パーセント、中空知における人口シェアは極めて高まっている状況があります。中空知自身が炭坑の終閉山を中心として過疎に悩んでいる地域でありますけれども、滝川市の人口シェアは確実に高まって、シェア自体は2.7、八倍ぐらいになっているという状況があります。これは、ある意味では中空知の人口を滝川市が一時的に支えていると、こういう状況もあるのではないかというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、人口減の今2つの観点でお話しいただいたのですけれども、再生プランの中で身の丈に合った行政を進めていかなければならないと。この身の丈に合ったということなのですが、これから10年先、20年先のことが書かれているわけですが、民間企業で考えると10年先にマイナス何ぼになると、それに合わせて物を進めていくという考えは余りないのです。もしマイナスのほうに転換するのであれば、現状維持をするか、またはそれを伸ばしていくということを民間企業は考えるわけなのです。ですから、ここでマイナス志向で身の丈に合わせた行政を行うということはちょっと理解できないことが1点です。

人口ということで考えてみると、世界の人口は今67億9,400万人、世界の人口は1分間に140人ふえております。1日で約20万人、1年間で8,000万人ふえ続けております。これは、米国の国勢調査局のデータからなのですが、そうすると世界じゅうで1年間に約6,000万

人が亡くなって1億4,000万人が生まれている計算になります。また、日本の人口はどうかというと1億2,777万人、毎日2,975人が生まれて2,992人が亡くなっていると。これは、総務省と厚生労働省の発表なのです。そうすると、世界の人口は約100億に向かっていているわけです。それに対して日本の人口は1億を切っていくという計算になるわけです。そのような中で、人口が減となってくる中で滝川市として人口増に対してどのようなことを考えていかなければならないかということをも具体的に進めていく必要があるのではないかと思うわけです。

その中で1つ、自民党案の一つをご紹介します。自民党の議連案の中で、中川元幹事長が外国人材交流推進議員連盟というのを立ち上げておられて、その中で人口減社会において国力を伸ばすためには移民を大幅に受け入れる必要がある。日本の総人口の10パーセントを今後受け入れ態勢としていきたいと。その中において、今後3年以内に新たな移民庁というのを創設するというようなことが自民党のほうの案として出ております。それに賛同するように民主党もこの案には賛成ということで進んでいるわけで、その中で1点ご提案申し上げたいのが滝川市として外国人労働者というのを受け入れて、積極的に受け入れるモデル都市というのをつくりたいのかと。特に産業分野においては、私は農業のことは余り詳しくないのですが、広大な農地に対して農業者として外国人労働者を受け入れると、積極的に受け入れて人口増を図っていくというようなことはできないのかお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 人口減少社会の大きな問題の一つに、今日本の国は1億2,000万人余りの人口で支えています。そして、日本の国が成り立っているわけでありますが、これをそれでは1億人で支えたとすると2,000万人分が減ってしまうわけです。これで日本を支えていけるのかどうか。これは市町村でも同じであります。滝川市は、ピーク時5万3,000人の人口がございました。今は4万4,000人ですが、現実問題として例えばこの人口が減ることによって、滝川のまちを支えていくためにいろんな形でボランティア活動をやっていただく皆さん方がふえてきた。かつては行政がやっていたと思うのです。あるいは、さまざまな市民活動がふえてきた。つまりかつて人口が多かったときに1人が1つの役割を果たしたけれども、もし人口が少なくなってきたときに1人が1つの役割を果たすだけでまちが維持できるのかと。1人の市民の皆さん方が1.1なり1.2なりの役割を果たしていかなければ、まちが維持できないのではないかというのがやっぱり人口減少社会における大きな問題の一つだというふうに思います。それがご提案のあったように、あるいは移民受け入れという方法論を日本が考えていかざるを得ないという状況になったとしたら、私はやっぱり日本の動向もしっかり見詰めていく必要があるのではないかというふうには思います。

ただ、それではいきなりそれに対して手を挙げていくかということ、私はちょっとやはり日本国全体の議論をもう少し見きわめていきたいというふうに思います。今滝川市は、国際交流協会を含めて市民の皆さん方が滝川の国際交流はすごいというふうに認めてくださっている。そういう意味では、外国からいろいろ研修にお越しになると。国際交流協会や市だけでなく、民間企業でも研修で受け入れているということがあります。これをしっかりとやはり取り組んでいくというのが一つの方向としてあるというふうに思います。それから、外国語指導助手あるいは国際交流員、これは

当時の文部省で取り組んで以来ずっと取り組んでおります。ある意味では、滝川市ほど熱心に取り組んでいるところも少ないのではないかというふうに思いますが、こういう形で特殊な能力でありますとか、技能でありますとか、技術でありますとか、こういう皆さん方の外国人の役割をかりてある部分に力を入れていくという方向もあり得るというふうに考えております。まずは、そういう方向性をしっかりと考えていく。その上に立って国が進めていく意味、受け入れ構想の動向を見据えていきたいというふうに思っておりますが、人後におくれる形のない形で情報を仕入れて対応していきたいというふうに思います。

それと、確かに耕作放棄地がたくさん出てきた場合には、例えば東南アジアにおいては花の栽培とかということについては極めて高い技術を持っている国もあるわけです。日本の国の中でも例えば東アジアの……東南アジアと言ったほうがいいかもしれませんね。ラン栽培の技術を輸入してきてランの栽培を進めるとか、そういうところもあるわけでありまして。私は、まず耕作放棄地の問題については、数ヘクタール市内にありますけれども、この耕作放棄地をまずつくらないということが第一の前提条件になると。万が一さまざまな努力をして耕作放棄地が増加してくる、そういうことが想像される時には、やはり一定の条件の中で先ほど申し上げたような対応で検討していく必要があるのではないかと考えております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 ありがとうございます。ぜひ今後の国の動向、その他を見きわめながら積極的な取り組みを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目、経済活性化施策の充実についてであります。ここは関連しますので、2点続けて質問させていただきます。滝川市では、地域活性化のために働く場のある元気なまちづくりを目指しておりますが、今現在滝川の中では将来設計を十分立てて安心して働く場が少ないのが現状ではないかと思っております。滝川市として、このような現状をどのように考えているのか、また民間企業育成のための具体的な施策についてありましたらお伺いいたします。

また、2点目として、その働く場の確保をしなければならないという観点から、企業誘致や企業立地促進活動について滝川市としての考え方と具体的な企業誘致、立地促進についてお伺いいたします。また、企業誘致の際における国や道、市などの補助金対象について詳細な内容をお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 有効求人倍率も近年にないほど低下をしている、仕事がないということがやはり現在新卒就職者を含めて、再就職という再就職口の問題も含めて大きな課題となっているわけでありまして。やはり1つは、国の景気が大きく上向いていただかなかつたらならないと。少なくとも資本主義社会でございますから、谷もあり山もあり、谷を打ったらやっぱり伸びていくのがある意味では資本主義制度のいいところだというふうに思っておりますので、そういうことにも期待しながら、しかしそれはやっぱり個々の国民の努力というものもあるわけでありまして、我々自治体にあるものは自治体政策の範疇で最大限やっぱり努力していく必要があるというふうに思います。

この地元企業、行政も随分退職者は多いです。行革だといって一時期採用を停止しておりました

けれども、このままでは適切でないということで採用することにいたしました。今後とも安定的な行政ができるように採用していきます。滝川市内にある事業所がもし1名、従業員なり社員なり採用してくださる条件が整うと、数千名の雇用を生んでいくのです。だから、私どもとしては企業としてもそういう頑張っていただけ、そういうためには何をしなくてはいけないのかということがあるのではないかというふうに思います。独自の制度として有しておりますのは、工場等の立地に対する助成、設備投資に対する助成金であります。5,000万円を限度として助成金があります、一定の条件はありますけれども。雇用に対する助成金もあります。これも500万円を限度とした助成金であります。それから、融資制度はさまざまな融資制度があるわけでありまして。細かくは省略をさせていただきますけれども、さまざまなパンフレットをつくらせていただいて、PRをいたしております。ここ数年前から事業家の皆さん方が新しく企業を興す、あるいは新分野に進出すると。そういう場合には経費の3分の1、100万円を限度でありますけれども、産業ステップアップ事業ということで、滝川市産業活性化協議会というところで適切な事業について決定をさせていただいてこの助成をするという制度があります。100万円限度で何ができるのかということでありまして、まずはスタートしてもらおうと。スタートしてもらって、先ほど申し上げましたような助成金とか融資につながっていくということを期待しているものであります。場合によってはそこに至るまでのもっと中間的なということも考えられるかもしれません。それは、少し今の産業ステップアップ事業の成果を見ながら考えていかななくてはならないことだというふうに思っております。

それから、一つでも多くの事業所をつくり出すという意味では、この滝川市産業活性化協議会を5月に設立をいたしました。滝川商工会議所、JAたきかわ、北門信用金庫、江部乙商工会、市、こういう構成メンバーであります。市内の経済団体及び行政が協力関係の中にこの農商工連携をして地産地消の事業、ブランド化の事業、さらに積極的な企業誘致、ここにもう少し力を入れなければいかぬというふうに思っておりますけれども、あるいは先ほど申し上げました業を興す意味での起業化、新産業への取り組みと。行政だけではどうにもなりませんから、こういう力を合わせて本気でやっていくということを考えているところであります。そういう意味では、大きくどかんというものはなかなか難しい。したがって、菜の花でありますとか、グライダーでありますとか、あるいは農村滞在でありますとか、こういうものの観光を切り口にしつつ新しい業を考えていく、あるいはそらふちキッズキャンプ、こういう魅力的なプロジェクトを切り口に新しい雇用の場でありまして魅力づくりを考えていく。さらに、先ほど申し上げました農畜産品、畜産品についても豚でありますとか羊でありますとか、特色のあるものがございますから、こういう産品を道の駅、ふれ愛の里等を通じて食産業としてそれを切り口として育てていく、あるいは國學院短期大学の若いエネルギー、実学を重視している西高の生徒、こういうエネルギーを活用した街なかでの活躍の場、こういう面でまずは内発型、そのことがやっぱり外発を誘致するということにつながるのではないかと考えて頑張っていくつもりであります。行政としては本年、産業連携室を設置しましたから、こういう中でもさらに力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 よくわかりました。

そこで、どうしてもやはり人口増にもつながるわけですけれども、企業誘致、企業という働く場がないとどうしても人口増にもつながりませんし、そういった意味で企業というものが滝川のまちに誘致できれば一番いいと思うのですが、その中でちょっとお伺いしたいのが企業立地、ことしの1月に経済産業省地域経済産業グループというところが企業立地促進法の概要と支援策拡充ということで、2点ほどお伺いしたいのですが、その中で企業立地促進のための人材養成等支援事業というのがございます。この内容をずっと読んでいるわけなのですが、なかなか私は理解できないところがあるのですが、企業誘致前人材養成事業等、これは10分の10の補助金になっております。企業誘致後の人材養成等の事業というのがあるのですが、これはどういった事業内容なのかちょっとお伺いいたします。

○議長 経済部次長。

○経済部次長 たしか今経産省でやっている形で、滝川市も空知地域の産業活性化協議会のメンバーと、そういうメンバーに入っていますので、道内にも何カ所かございますけれども、そういうところを対象にしているところの企業立地法の関係で、企業進出してきた後、例えばその企業内で働く者に対してこういうような職場の技術、スキルアップさせるために研修を受けさせるですとか、そういう費用に充てれるものに対して10分の10という形の助成ということで今は記憶しております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 この企業立地促進法という、これを活用して企業誘致を実際に進めている北海道の自治体というのが十数カ所ございます。その中で、せんだってテレビで放映されていたようなのですが、帯広地区のところをこれを活用して何か企業誘致を進めているというのが放映になっていたようです。私は、それとは別に旭川のほうの企業誘致について若干調べさせていただきました。その中で、この旭川の地域を調べる前にある企業コンサルタントの方にいろいろなことを聞きまして、これはどういったことをやっている会社かといいますと、自治体の企業誘致における戦略的広報のあり方ということで、これを専門にコンサルティングされている会社なのですが、滝川市として企業誘致を進めていく中で、どのような方法をとって企業誘致というのを考えておられるのかと。この専門家の企業誘致に関する広報のあり方ということをやっと読んでいくと、地域に関する基礎的な情報がまず企業に対して提供されている内容が不足しているということ、それからビジネス環境に関する情報が不足している、つまり既に立地した企業の成功ケースやそういったものをどんどん紹介していく必要があるだろうと。また、企業に対するサポート情報を十分出し尽くしていないと。また、誘致ポータルサイトの設計、運営方針にかかわる課題、また戦略的企業誘致の広報のコンテンツ、地方自治体が目指している産業活動の将来像、つまり滝川であれば滝川市としてはどういうまちづくりを進めていきたいのかという大きなビジョンの中にその企業があるのかどうかと。ただ、企業誘致をすればいいということだけではなくて、滝川市としてのビジョンがやはりそこには必要になってくるのではないかと思うのです。そういった観点から、滝川市として企業誘致を進めていくに当たっての戦略的なものがあるのかお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 戦略性には幾つかの段階が必要だというふうに思っております。先ほどご答弁を申し上げましたけれども、滝川市産業活性化協議会の発想は日本国内のまねをしたわけではありません。アメリカのピッツバーグの七人委員会の発想であります。鉄のまちピッツバーグが鉄鋼不況のためにつぶれていく。向こうの国は、地方交付税で支えるなんていうことはしませんから、主産業がつぶれてしまえばまちがなくなると、そういう構造を持っております。これは大変だということで七人委員会をつくって、この七人委員会にほとんどすべての権限をゆだねたわけでありまして。しかし、日本の制度はそうなりませんから。しかし、私はここの一番、経済界を含めてやっぱりピッツバーグの七人委員会ぐらいの覚悟で枠組みをつくって進めていく必要があるというふうに思っております。スタートをさせていただいたということがあります。と同時に、協議会を運営していくためには、やっぱり行政の中にしっかりとしたセクションを置いて産業連携室がその任に当たっていくという大きな組織事業の戦略を組んだところであります。

それでは、具体的にはどうするのかという、先ほど申し上げたことが一つの滝川市の大きな戦略と優位性につながっていくというふうに思っておりますけれども、特に先ほど申し上げました企業誘致に一層力を入れたいというふうに申し上げましたけれども、それではどの部分で力を入れるのか、何でも来ればいいというのはだめだぞというご質問でございました。私もそのとおりに思います。したがって、まずは企業誘致は農畜産物を効果的に活用できる食料品製造業、こういうものにまず第一には力を入れていく、その可能性もまた大いにあるのではないかとこのように思っております。先ほど申し上げましたことを含めて、特に強調したい面についてご答弁をさせていただきます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。ぜひ企業誘致等に関しましても力を入れて進めていっていただきたいと思っております。その中で、若干のご提案ではありますけれども、企業誘致等に関しての専門的なプロジェクトを今市長も言われましたが、行政の中でセクションを置いてというぐあいに言っておられましたけれども、やはり日本全国だけに限らず、世界に向けてアンテナを張って、そういった企業はないかというようなことも行政の中でプロジェクトを立ち上げるのもいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

## ◎2、教育行政

- 1、学力向上について
- 2、道徳教育の充実について
- 3、学校現場への対応について

続きまして、2点目、教育行政についてであります。一般質問のときには、必ずこの教育行政、学力問題、道徳問題を取り上げさせていただいているわけですが、まず学力向上についてでございます。

1点目として、北海道の子供たちの学力というのは、全国でも下位であるというのはご承知のと

おりで、さらに滝川の子供たちというのは、全道的に見ても低いということは、いろいろな民間のデータから見ても明らかなどころであります。また、教育委員会としてこのような学力が低いということに関して、確かな学力を身につけさせるためのそろそろ本腰を入れた具体的なこういうことをやるという施策というのが必要だと思うのですが、その辺についてお伺いいたします。

○議長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

教育委員会といたしましても確かな学力の定着につきましては、大きな課題として受けとめて取り組んでいるところです。子供たちに確かな学力を定着させるためには、基礎的、基本的な知識、技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、そしてみずから学ぶ意欲などをはぐくむことが重要であると受けとめております。昨年4月に実施されました平成20年度全国学力・学習状況調査の結果からも本市におきましては知識、技能を活用する力の育成ということで不十分だという課題を受けとめております。このことにつきまして昨年12月、滝川市教育委員会学力向上プランを策定いたしまして各学校に取り組みを指示したところです。各学校では、これを受けまして自校の学力の分析、実態把握、そして学力改善プランということで、それぞれ学校ごとに対応策を立てております。具体的には、国、文科省の事業を受けまして、指導方法工夫改善事業によりますTT教員の配置、市内9校で行っております。北海道教育委員会の事業であります学力向上退職教員活用事業によります非常勤講師の配置を市内小学校2校で行っております。それから、同じく道教委の事業であります理科支援員の配置事業を市内小学校7校すべてで行っております。また、市単独事業でありますけれども、少人数学級、35人学級を市内小学校2校で行っております。さらには、市内小中学校全校への教育相談員の配置、また各学校ではPTAとも連携しながら家庭学習の定着に向けた家庭学習の手引きの発行など、それぞれ具体的な取り組みを行っているところです。各学校では、これらの創意工夫ある取り組みを踏まえながら、日常の授業改善を第一に考えながら一人一人の子供たちに確かな学力の定着を図る取り組みを進めていきたいと考えているものです。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 向上プランとしての改善プランということで、いろいろな施策をされているということは理解いたしました。なかなかこの学力向上、こういう施策をとってすぐ結果が出るものではありませんので、長い時間がかかるのかなと。ただ、そうも言っていられない状況にあるのではないかなと。きのうの道新の新聞もごらんになったかと思えますけれども、「学力低い学生は要らない」というタイトルで新聞をごらんになったかと思えますけれども、国立大学でも0.数パーセント、全大学においても約20パーセント、これが中学生レベルの学力しかないというようなことが書かれていたわけなのです。

そこで、具体例として、学力向上について、ゆとり教育というのが始まってきたわけですがけれども、私はゆとり教育というよりも緩み教育だなというぐあいに思っているわけですがけれども、いろいろな団体では過度な競争を生むと言っているわけですがけれども、実際社会に出るときには当然競

争社会でもあるわけです。また、私は学力だけがその人間の将来を決めるとか、人間性を評価するとは決して思っておりません。しかし、将来の道を切り開いていくための選択肢として基礎学力というのはやはり必要になってくるわけなのです。

そこで、次の質問にも移るのですが、実際私が今抱えている問題として2点ほどございます。1つは、ある地方の中学校、学年で1番、2番の生徒だったのです。都会の札幌に転勤になりまして、その中学校では中の下、慌てふためいた親御さんはある民間の教育機関に行きまして、そこでは幾つかのクラス分けがありまして、そこで入ってみると3つのクラスの最下位のクラスに入れられたと。そこでショックを受けて、学校に行きたくない。これは、また違った意味の登校拒否になるのでしょうけれども、学校へ行きたくないというような問題を抱えている。もう一点は、我がまち滝川西高の生徒でございます。何人か私もクラス担当をさせていただいているわけですが、看護学校に入りたいと。ところが、高校3年生で中学校の3年生のレベルと高校1年生のレベルの数学ができないのです。西高さんは非常に頑張って、来月から月曜日から金曜日まで数学、生物、化学の補習授業を何か入れるようなのですけれども、実際問題としてせっかくそういったやる気があって看護の道に進みたいとか、そういう気持ちを持っていても学力がついていないのです。それは、確かに学校の高校側というのもあるのでしょうけれども、やはり義務教育の段階でそういった状況をしっかりと指導しておくということが必要になってくると思うのです。ですから、私は学力ということに関して見たならば2つ提案をさせていただきたい。1つは、学校の終わった放課後、クラブ活動には別にスポーツ系、文化系だけでなくもいいわけです。例えば英語クラブがあるように数学クラブがあってもいいのです。国語、漢字クラブがあってもいいのです。そういったものを創設してクラブ活動の一つとしてやるということは何ら問題ないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご提案いただいた件でございますけれども、既に市内小中学校におきましては夏季、冬季の長期休業中におきまして学習相談会ということで、学校によりまして2日間あるいは3日間、希望制による国語、算数、中学校ですと英語、数学も含めた補習授業といたしますか、学習支援の取り組みを行っております。今年度から各学校の学力向上プランによりまして、既に小学校3校におきまして放課後の学習相談会ということを週に1回位置づけて取り組んでいる学校もあります。これらの取り組みがすべての学校に広がるような働きかけを行っていきたいと思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。積極的な取り組みを期待しております。

続きまして、2点目として絶対評価の導入についてでございます。絶対評価というのが導入されたときには、私もその当時のことをよく覚えておりますけれども、現場の先生方が非常にこの評価のつけ方が難しくて混乱しておりました。この評価制度については、ほとんどの学校では教員の裁量で、ある程度評価基準はあるのでしょうけれども、裁量で評価されているのではないかと。また、ほとんどの生徒も学力以外の評価とあわせて評価されるために5段階評価でいくと4、5というの

が非常に多いわけです。これは現実だと思ふのです。こうしたことから、学力ということだけをとってみると子供たちも保護者も4、5がついていると、ああ、普通なのだなと、また普通以上で大丈夫かなという安心感を持ってしまいます。この絶対評価については、いろいろな考え方があるとは思いますが、教育委員会としての見解をお伺いいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ご質問いただきました絶対評価の考え方ですけれども、このことにつきましては平成14年度から始まりました現行学習指導要領の中で各教科の評定が相対評価から絶対評価と大きく変わりました。このことは、基礎、基本の徹底を図るという観点から、児童生徒が学習指導要領に示す各教科の目標に対してどれだけ達成しているか、到達しているかということを見ているという観点にあります。各学校におきましては、それぞれ評価委員会を設けて、校内研修などで共通理解を基盤として評価基準を作成しております。また、この評価基準につきましても先ほどもお話しいたしました全国学力・学習状況調査との関連も踏まえながら評価基準の見直し等も行っているところでございます。具体的には、関心・意欲・態度、知識・理解、表現・処理、思考力・判断力の4つの観点からそれぞれ到達度を総合的に見ているものです。実際に各学校でどのような評定となっているかについては、すべて把握しておりませんが、教科、学年によって大きく5段階評定については変わってくるのが考えられます。教科によっては、すべてが4、5ということはないとは思いますが、上位に偏るということも事実としてあります。ただ、総体的に見ますと5段階の分布が正常分配曲線とはなっておりませんが、それぞれの学校で評価基準に基づきながら取り組まれているというふうにとらえております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 現在の絶対評価制度の基準というのは、ある程度理解はしますが、現実問題としてやはりその親御さんにとってみると、どうしても学力というのを重点的に見てしまうわけなのです。私もここでもう一つご提案申し上げたいと思います。通知表というのを作成するときに、今言われているご説明があった評価の仕方、到達度を確認するという評価と別枠に100パーセント学力だけの評価というのをつけ加える。つまり国語であれば、1学期何ぼとかつきますね。その中で、片方はその到達度、努力した内容だとか、今説明のあった評価においては4ぐらいですよ。だけれども、実際にお子さんがとった点数がこれであれば、学力としてはこれだけですよという2段階評価をすればいいのです。そうすると非常に見やすい。保護者の方も納得して、例えばどここの高校、どここのところに行きたいとなると、それをある程度目安にできるのではないかなと。将来的にもそういったことができるのではないかなと。ですから、評価として2つに分けて、学校の先生は嫌がるかもしれませんが、やっていただきたいなと思います。これは、意見だけとしておきます。

続きまして、2点目ですけれども、道徳教育の充実についてであります。私は、以前からもこの道徳教育というのを否定はしておりません。道徳教育は、あってしかるべきだと思ふのですけれども、その方法論というのには少し異議を申し上げたいところもございます。そこで、生きる力をはぐくむ教育ということですが、具体的にどのような指導をしようとしているのかお伺いいたしま

す。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 生きる力をはぐくむ教育についてでございますけれども、その一つの側面である道徳教育についてお答えしたいと思います。

本市では、道徳教育が子供たちにとりまして豊かな心をはぐくむために重要な位置を占めているということで、この道徳教育に力を入れてまいりました。昨年、一昨年と文部科学省の指定を受けまして児童生徒の心に響く道徳教育推進事業を行いながら、道徳教育の充実、道徳の時間の充実に取り組んでまいりました。また、密接な関係でありますいじめの未然防止、早期発見についても滝川市いじめ問題指導マニュアルの作成、そしてその活用ということで取り組んでまいりました。今年度もさらに道徳教育の充実に向けて、滝川市独自の道徳教育推進事業に取り組むこととし、市内全校に広げる、深めるという観点から児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでまいりたいと思っております。この取り組みにつきましては、学校内部にとどまらず、幅広く人権擁護委員、保護司さん、PTA、國學院短大、そらぶちキッズキャンプ関係者、そのほか教育関係者も参画いただきながら、地域の幅広い皆様のご意見をいただきながら、滝川の子供たちにとって必要な道徳教育について考えていきたいと思っております。これらのことが各学校の日常の授業、道徳の授業に取り入れられるとき、初めて具体的に道徳教育の充実、生きる力のはぐくみにつながっていくと考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、お伺いいたします。

この道徳教育、やはり学校もいろいろな地域の方、いろいろな団体の方からも協力を得ながら進めていくというようなことではありますけれども、実際に私も去年ずっと教育長と一緒にいろんな道徳教育の授業時間を拝見させていただきました。なかなか私は、本当に心に響いているのかなとちょっと疑問に思いながら参観させていただいたわけですが、やはり学校の先生が中心となって進めていくのではないかと思うのです、具体的に。ところが、学校の先生が進めていくということなのですが、後で学校現場への対応ということでも出てくるのですが、道徳教育、外国語活動に対してある団体、ある団体と言ってもすぐわかるように北教組ですね、これは。改悪学習指導要領を乗り越えるために。つまり組合の方は反対しているのですね。これは内部資料でいただいて、義家先生から送っていただいたのですけれども、改悪学習指導要領を乗り越えるために、ここを見ると道徳教育、これは国家の何とかだということで全く反対論を唱えているわけです。そうすると、そういった教員の方々が道徳教育をするということに関してはちょっと矛盾を感じるのですけれども、そういった現状についてどのようにお考えかをお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご指摘いただいた件ですけれども、本市におきましては道徳教育、それから外国語教育、いずれにつきましても職員の中から具体的にそのような反対という形で取り込まれるということはありません。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。道徳教育ということよりも、やはり学校の先生方が実際に子供たちとか保護者との中においての意思疎通、そういったものをしっかり見きわめて適切な指導をしていくということが必要なのだと思うのです。そういった中で、前回明苑中学校では全家庭訪問もされていなかったという実態が明らかになったわけですね。私は、ここで1つご提案をまた申し上げたいと思います。家庭訪問というのは、やはりするべきだと思うのです。それとは別に、私は保護者にもある程度義務を課したらどうなのかと。というのは、年に1回、家庭訪問とは別に学校訪問をしてもらおうと。家庭訪問をどうせするときには、保護者は家にいなければならないのです、その時間帯は。であれば、逆に各家庭のお母さんか、またはお父さんが年に1回、学校に出向いて行って我が子の様子はどうなっているのかというのを聞きに行く機会を設けるということをする、学校の先生とも必ず本当は話をしたい、この親御さんとはぜひ話をしたいという、家庭がよく話を聞いてくれないとか、そういうこともあるのですけれども、そういうぐあいにはできないのかというご提案だけさせていただきたいと思います。

それで、続きまして2点目です。入学式、卒業式において教員、生徒が国歌斉唱しないことについて教育委員会の見解をお伺いしたいのですが、私はここでは教育委員会としての、これを1つ議論するという事になると非常に議論が長くなりますので、ここでは教育委員会としての見解だけをお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 卒業式、入学式におきます国歌の斉唱につきましては、新学習指導要領では新たに君が代については、従前はいずれの学年においても指導することというふうにされておりましたが、新指導要領では歌えるように指導するという記述に改められたところであります。どうしても卒業式、入学式に出ますと校歌は大きな声で歌うのですが、なかなか国歌は子供たちが歌えないという状況があるのは認識をしております。そういう意味では、この新学習指導要領の改正に合わせまして、指導の充実も含めて指導していきたいというふうに思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。

続きまして、3点目、学校現場への対応ということについてお伺いいたします。全国の学校現場で起きているいじめ、嫌がらせによる自殺問題、また不登校問題等の問題等調査を行おうとしてもなかなか協力をしない態度をとる団体というのがございます。このような団体に対して教育委員会は、どのような対応をしているのかお伺いいたします。

また、滝川市における組合加入教員というのは何人ぐらいおられるのかお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今ご質問いただいた件ですけれども、滝川市の職員団体とは本市の円滑な教育行政の推進を図るために必要な都度話し合いの機会を持っております。また、昨年12月、市内小中学校全校で実施いたしましたいじめに関するアンケート調査ですけれども、滝川市ではお尋ねのようなことはございません。教職員の責任のもと調査が実施されて分析も行われております。

また、職員団体の加入についてですけれども、教育委員会として教職員個々に加入等について調

査したことはございませんけれども、各種調査等の中から小中学校では管理職を除いて70パーセント程度の加入と推定しております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、お伺いいたします。

先ほど渡辺議員のほうからの質疑の中で、江部乙のいじめ問題のときにおいて、私も当時テレビを見ながら、その問題が起きたときに担任の教員が説明に出てこない、校長もほとんど出てこない。今先ほど教育長のほうからご答弁がありましたけれども、要請はしたと。道教委からも要請はしたと。しかし、本人は同意しなかったというご答弁があったのですけれども、同意しないということであれば、私はこんな先生は先生の資格ないなと思うのです。そうではなくて、同意がもし本人の意思でしていないのであれば、これは先生の資格はないと思います。そうではなくて、どこかからの圧力というのですか、指導があったのではないかと。北教組からの協力するなというような指導があったのではないかと思うのですけれども、その点について認識されているかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 当時の元担任の件について、組織的にそういう指導があったということについては聞いておりません。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 もし認識されていないということであれば、非常に認識が不足しているのかなと思わざるを得ない部分がございます。1つは、自民党のこの件に関する調査の中で道教委、北海道教育委員会はいじめの実態調査を実施したと。いじめは実際どうなっているのか、それを調べようとしたと。しかし、この調査に反対し、協力するなと指示した団体があったと。日教組、日本教職員組合の北海道支部、北教組、北教組は学校の先生方に協力するなと指示したと、こう書いてあるのです。それにあわせてSTVのニュース、札幌テレビの取材に対して、それを当時の中山委員長は認めております。それに対して正当性を述べております。この正当性についての見解をお伺いいたします。その正当性として、数のひとり歩き、機械的な指導しか組まず、子供の実態を水面下に押し込め、子供と私たちの溝を深めることになると判断した結果の対応ですと、こう述べている。私は、何を言っているかちょっとわからないのですけれども、教育長、この中山委員長の答弁を聞いてみてどのように思われますか。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほど前段、この前にお答えをした当該小学校での事件のときは、当然その事件後の対応ということになりますし、今おっしゃられているのは平成18年の12月に行われた道教委が全国一斉で行ったいじめのアンケートへの対応だというふうに思っております。確かにその当時新聞報道がされました。当時の北教組の委員長のコメントについては、今お読みいただいたので、その中での記憶ということになりますが、いずれにしても滝川市としては、滝川市の事件が発端になって起こったことですから、当時の実施に当たっては職員団体等にもお話をし、特に大きな混乱もなく滝川市としては実施をされたというふうに思っております。実施の結果、これは非常に多

くの恐らく学校が想定をしていた以上の数のいじめの実態というのが明らかになってきたわけですから、少なくとも結果については、学校現場としては真摯に受けとめる必要があるだろうというふうに思っております。数字だけで実態があらわれるかどうかという疑問は、これは確かにあるわけですが、その数字が正しいか正しくないかという判断はやはり教員一人一人が自分のことととらえて判断をして、そして責任を持って対応していく責任が教員にはあるというふうに思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。時間が押し迫っておりますので、この件についてはまた別の機会がありましたら、また質疑をさせていただきたいと思っております。

### ◎3、市立病院

#### 1、助産師外来について

最後、3番目に市立病院の助産師外来についてでございます。助産師外来について、厚生労働省が2008年4月1日から院内助産所・助産師外来開設促進事業としての実施要綱を示しております。厚生労働大臣が設置した安心と希望の医療確保ビジョンの具体策の中に職種間の協働、チーム医療の充実が挙げられ、助産師については医師との連携のもとで正常出産を扱うよう院内助産所、助産師外来の普及を図るとともに、専門性の発揮を目指すべきとの見解が述べられておりますが、現在の滝川市の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 ただいまご質問の中にありました院内助産所・助産師外来開設促進事業と申しますのは、妊産婦などの多様なニーズにこたえ、地域における安全、安心、快適なお産の場を確保するため産科を有する病院、診療所に院内助産所、助産師外来の開設を促進することを目的とするということとされております。この院内助産所と申しますのは、緊急時の対応ができる医療機関などにおいて正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行うものであるとされております。また、助産師外来とは医療機関などにおいて外来で正常経過の妊産婦の健康診査と助産指導を助産師が自立して行うものであるとされているところであります。

現在の当院の状況でございますけれども、週3回の午前中、月曜、水曜、金曜日でございますけれども、産婦人科の外来の診療を行っております。妊婦の健診もその中で実施しているという状況でございます。外来診療のない火曜日、木曜日につきましては、助産師によりますところの育児相談、それから母乳相談、退院後の習慣相談なども実施をしているところであります。妊産婦に対する健診体制などがおおむね機能しているところであるというふうに思っているところでございます。助産師の外来を設置ということになりますと、助産師が自立して妊婦健診などを行うということとされていることなどから、医師との連携ですとか、緊急時の対応ということにつきまして産婦人科医師の派遣元との病院の調整ということが必要となつてまいりますし、また現在の診療体制で来院患者様への対応ができていたというような状況から設置においては当面考えていないということをご理解いただきたいと思います。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 設置については、まだ考えていない、未定というご答弁でしたので、今後そういった設置方法ということがもし考えられるのであれば、積極的にこれも進めていただきたいなと思うのです。ちなみに、これは成功例、失敗例というのがございます。失敗例というのは、助産師のみに外来を任せていると。言ってみると、妊婦にしてみるとやはり医者という安心感を求めているようで、失敗した例として多分羽幌がその件については失敗していると思います。留萌のほうの病院にすべて行ってしまうと。隣町の砂川は、どういう形をとっているかと。結構うまいことをやっておりました。週2回に助産師外来を受け入れて、助産師のみが外来診療といいますか、先ほど言いました外来のタイプがあるのですけれども、助産師のみが対応すると。次の週は、先ほど言いました連携です。医師と助産師の連携が保たれているわけです。次の週、次の回に来ていただいたときは医者が対応すると、次は助産師というぐあいに順繰り順繰りやっているというようなことをやっているようです。ぜひこういったことにおいても助産師が積極的な活動をしていただけるようにしていただきたいなと思います。

お時間が来たようですので、ここで終わらせていただきたいと思います。ご答弁はよろしいです。ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

このあたりで休憩に入ります。再開は午後1時ちょうどです。休憩をいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長 長 会議を再開いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

#### ◎1、経済危機対策への対応

- 1、地域活性化・経済危機対策臨時交付金について
- 2、経済危機対策に伴う各種補助金、交付金について

○本間議員 皆さん、こんにちは。今回は、経済危機対策への対応ということ1点に絞って質問をさせていただきます。

ずっと右肩下がりの状態が続いてきた、この地域もそういう状態が延々と続いてきた上に昨年の世界的な経済危機ということで大きな打撃を受けているという地域経済の状況だというふうに認識しておりますけれども、そうした中でそうしたものにつきまして4月の10日に政府・与党会議、経済対策の閣僚合同会議でこの経済危機対策というものが発表されたところでございます。5月の29日には法案が通過しているということでございまして、そうしたものもこの機会にしっかり地域経済に役立つように使っていかなければならないのだろうということテーマにしてお話をさせていただきます。

その中で、まずその項目の中の1番として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金というものが創設されておりますけれども、まず1点目としてその有効活用に向けた滝川市の基本方針についてお伺いをしたいと思います。

○議長 長 本間議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 長 地方に随分お金が流れてきておりますけれども、これを効果的に生かさなくてはいけないというご質問の趣旨、そういう趣旨に基づいて今具体検討を進めているところであります。ご案内のように、交付限度額が2億400万円ということで提示されましたから、この2億400万円にとどまることなく、私はこれ以下はあり得ないと、これをいかに超える形でこの交付金を有効に使っていくかということについて検討中であります。交付金の事業選定に当たりましては、交付金要綱に示されておりますけれども、少子高齢化社会への対応、安全、安心の実現という視点から、あるいは活力再生プランの中にあります経済施策、子育て施策、学校教育等の視点から、さらには地元経済の雇用、企業への波及効果の視点からさまざまな事業が上がってきておりますけれども、そういう視点の中で効果的な事業を選定をしたいというふうに思っておりますが、ご趣旨にありますように将来性ということも考えながらやっていきたいというふうに思っておりますが、やっぱりある程度即効性がなければだめだという、この即効性ということのやはり判断作業に入っていくべきだというふうに思っております。事業選定に当たりましては、行政所管のこの事業を拾い上げるということにとどまらないで、商工会議所とか商工会とか、こういう経済団体との考え方のヒアリング等も行っていきたいというふうに思っておりますし、20年度における事業の例というものもございますから、議員各位におかれましても住民要望等あるものについては情報提供をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 長 まず、これは4月10日に大枠が示されたという中での話でございまして、当然経済団体等のヒアリングというものにつきまして必要性は強く自分なんかは感じておりますし、ただやっぱりこれから行う的なご答弁だったというふうに思うのですけれども、これまでもいち早くいろいろ話を聞いていますと市役所内で市長と部長と随分キャッチボールをしているかのように見えたわけですが、そうした中のアイデアのひねり出し方としてやっぱり現実に行っている経済、それからボランティアだとか、いろんなものがあると思いますけれども、そうしたところとしっかり話をして進んでいって当然だというふうに思っていたのですが、ぜひこれからということなのでやっていただきたいと思いますが、2番をやってからまた再質などもさせていただきたいと思いますが、現状出されている、一応7月の末に臨時会を予定されているということですので、今その玉出しについて具体的にどれだけ話せるかということは、ちょっと自分もこの質問をしながら疑問に思う部分もありますけれども、現状これはやるぞというようなところなどありましたら、具体的な活動内容についてお知らせいただきたいと思っております。

○議長 長 市長。

○市長 長 この公共投資臨時交付金事業、具体的な内容はほとんどわかりません。金額は幾ら来るのか、どういう条件であれば公共投資臨時交付金の該当になるのか。しかし、これは決まれば、

ぐずぐずせずに補正予算を組まなくてはいけない、申請も上げなくてはいけないというふうに思っています。ただ、北海道のほうは国の制約条件があるために玉だけ上げてくれという部分もあります。ただ、これは決定したわけではありませんが、速やかに実行するための事務的な手続として行っているわけでありますから、決定は今後のことということになります。公共投資ということでもありますけれども、今この壮大な公共投資をこの中で行うというのは、どうやら緊急的な地域活性化、経済活性化の趣旨に合わないというふうに思っております。したがって、公共施設のこれまで実行できなかった改修あるいはできれば災害対応などに役立つような施策あるいはIT化に即した流れに関する事業あるいは住宅改修と、さらに商業振興に役立つような事業、さまざま玉としては検討中であります。しかし、この具体的内容について明らかになっていった段階でこの対応を進めていきたいというふうに思っておりますが、この件もさてどうしたらいいでしょうという白紙で議論をしても始まりませんから、先ほど申し上げました経済危機対策臨時交付金とあわせて要件はこうであると、行政課題としてはこう考えている、新たな課題として皆さん方が認識していらっしゃるものはあるのかなのかと、こういう形で経済団体等のご意見もお伺いをしてみたいというふうに思います。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 ちょっと質問と答弁がかみ合っていなかったような感じがしますが、地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては今後のことだと思いますが、そこのお話はそうしていただけたらというふうに思っています。今お聞きしたいのは、現在の経済危機対策の臨時交付金についての具体案についてということですので、もう一度答弁をいただけたらと思います。

○議長 長 市長。

○市長 趣旨が違ったようではありますが、先ほどこれは申し上げております。具体的な事業は何かというと、今詰めているところであります。そして、大きく分けると交付金事業選定に当たっては3つの物差しと、さらに即効性ということについても考えながら事業選定をしていきたいというようなことを申し上げました。さらに、1つ加えれば余り大きな事業、どんと金額が張る大きな事業というのは余りこの趣旨に合わないのではないかと考えています。したがって、地域の企業が受けていける、かなり多くの企業がこのことによって参画できると、あるいは多くの市民がこの恩恵を受ける、こういうことが必要なのではないかとこのように思います。具体的には今ご提案できる状況にはありません。検討中であります。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 2億400万円の使い道ということですね。先ほど即効性ということでございましたし、また2億400万円にとどまるものではないという答弁をいただきました。私もより大きな事業規模に事業としてはすべきであると、その種になるお金にしたほうがいいのかと、それからより長期的な効果をやっぱり求められるようなものにしていったらどうかというふうに思っています。ただ、現状具体的な話をいろいろお聞きしていますと何か、このことは決して悪いことではないと思うのですが、例えば学校の耐震のほうにもしかしたらだんだん、だんだんほとんど行ってしまうかもしれないという具体的な玉出しでしかない感じがちょっと受けて仕

方がありません。ぜひそうしたこと、もちろん学校の耐震は進めるべきだと思いますけれども、基本的に今後についても別なお金でやる可能性も実際としてはありますので、そういうことになってしまうというか、それだけにならないようにぜひしていただきたいというふうに思っています。

それで、今回市長が市政執行方針の中で地産地消というものを打ち出されました。ですから、こういうときには、ぜひそのテーマに思い切り臨んでみるというような姿勢が必要なのではないかと。より多くの市民、より多くの企業というお話をされましたけれども、テーマはそれに絞ったとしてもそういう効果は得られると思います。あらゆる事業があると思いますので、ぜひそうしたものにしていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 即効性がある、なおかつ将来への発展基盤ができ上がると、こういうことは一番大切なことだというふうに思いますけれども、将来への発展基盤を重視するが余り執行がなかなかできないということでは困るわけで、執行体制がどうなるかということも考えながら、やはり将来への発展基盤ができ即効性もあると、こういうやっぱり両方の視点は重視しなくてはいけないというふうに思います。ただ、目先にお金があるからぱつと使うと、そんな発想は全くありませんので、そこら辺は物差しに基づいて十分検討してまいりたいというふうに思っております。

(「地産地消について」と言う声あり)

○市長 地産地消もその一環として、やはり経済危機対策の臨時交付金でありますから、この地域の特質を生かしていくということで検討の素材には十分のってくる課題であるというふうには思います。

○議長 本間議員。

○本間議員 やはりこういう自由に使えるお金というのは、地方になかなか来ないわけでございまして、こういうときだからこそ個性的かつ集中的な要するにお金の使い方ということを考えていただきたいなというふうに思いますが、その中で実は4月からこれまで2カ月ぐらいたっているわけです。出たときには、幾らになるかとかということについては確定していなかったのでしょうか、なかなか具体議論まではすぐは至らないのかもしれませんが、時間が結構たっています。これから7月の末に臨時会を予定していて、そこで補正予算を出すという運びだと思いますけれども、これから経済団体等にヒアリングを行うというような話もされておりましたし、それから私どもからも何かアイデアがあればという話でしたけれども、そういった部分に対してタイムスケジュール的な部分が非常にどうなのだというふうに思うのです。例えばアイデアは出したけれども、もう大体できていますよというのが目先にある気がするのです。そこら辺のタイムスケジュールの考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 これは、公共投資の臨時交付金が一括どういう方向になっていくのかということと関連いたします。ばらばらに議会に提案をして対応していかざるを得ないのか、あるいは一括この補正予算を組めるのか、そこら辺はこれからの動向だというふうに思いますが、できるだけ議会は状況が許せば7月末には、遅くとも8月上旬には臨時会でかけたいものだというふうに思っています。

ただ、これが客観的状況によってどう変化するかはちょっとわかりませんが、私ども今の状況だと目標はそういうふうに置いております。それに間に合うような準備を先ほど申し上げましたような過程を経て進めていきたいと思っております。

○議 長 本間議員。

○本間議員 臨時会のことは、ちょっとフライングで話してしまっていた格好になったと思いますけれども、8月上旬までにはということと、それから公共投資の臨時交付金との兼ね合いもあるということですが、ということよりもその具体的な事業を決めるのはいつごろまですればいいのかという、もちろん議会ぎりぎりまでということではないのではないかなというふうに思うのですけれども、そのことについてお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 申請自体は、9月中旬か下旬だそうであります。それまでにいろんなやりとりはあるというふうに思いますけれども、私どもはそれまで待つて議会にかけるといのは適切ではないと。したがって、拙速主義は避けますけれども、十分議論をしてできるだけ早目に手当てをしていきたいというふうに思います。もし7月下旬、臨時市議会ということであれば、そこら辺の作業はゆっくりといういとまはありませんから、急いでやらなくてはいけないというふうにも思います。

○議 長 本間議員。

○本間議員 ぜひ効果的なように民間も含めて一緒にうまくやっていただきたいというか、やっていきたいものだというふうに思っております。

それでは、2番に移ります。似た話ではあるけれども、若干違うのですけれども、経済危機対策に伴う各種補助金、交付金についてということでございます。今回のこうした一連の経済危機対策に関しまして、当然直接的な地域に対する交付以外に各省庁、それから関連団体、あらゆるところから実はもう幾つあるのかもわからないほどに、例えば行政に補助が出るもの、また直接補助も含めて実はたくさんあるのです。そうしたものについて、実は時間が非常になくて、例えば7月上旬締め切りだとか、いろいろそういうのがどんどんあるのです。これまでも多分幾つかの事業について、補助の活用だとかを進められているのだというふうに思いますので、その現状活用しようとする事業のすべてについて概略をお知らせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 これは、率直に言って全体像がわかりません。各省庁からばらばら来ますから、できるだけ来たものについてはどういう補助が使われて、そして今回のこの臨時交付金が使えていくことになるのかという両面で今検討を進めていますけれども、今個別に来ているという中身では学校情報通信技術環境整備事業費補助金、文部科学省です。それから、地域住宅交付金……

(「いや、ちょっと待ってください。滝川市が使うことを進めているものについて」と言う声あり)

○市 長 使いたいものだと。

(「使いたいもの」と言う声あり)

○市 長 使いたいものだといって検討を進めているもの、地域住宅交付金、それからご質問に

はないですけども、ちょっと事業名、定かに記憶ありません。道路特定財源の一般財源化に伴う道路整備事業、こういうものについては取り組みたいものだというので検討過程にあります。それ以外のちょっと具体的なことについては記憶にございませんので。ただ、有効であれば、財源性ということもありますから、これからどんな形で出てくるかわかりません。出てき次第、取り組むべきかどうか迅速な検討が必要だとも思っています。

○議長 本間議員。

○本間議員 ここで通告の中では、活用しようとする事業のすべてについて概略をお伺いしています。何が知りたいかという、たくさんあるのですね、もう本当に。どの程度取り組んでいるかなというところを知りたいわけです。ですから、確かに住宅交付金とか道路整備に関することというのはあるのでしょうかけれども、多分あらゆる部署でいろんなことに取り組みされているのだというふうに思うのですが、もしかして今おっしゃっただけなのか、実は本当はもっとあるけれども、今回答弁の整理ができていないのか、そこら辺はどういうことなのでしょう。

○議長 市長。

○市長 これは各省庁、この臨時交付金ができただけのために各省庁の補助金を使って、各省庁の目的を達成しようといういろんなことを考えているわけです。したがって、ばらばらに来ることになるわけでありまして。今そういうものを、特に公共投資のほうは何もわからないのです。金額もわからないし、公共投資だということだけわかると。各省庁は、できるだけこの際補助金をつけて、この交付金も使えるから、地元で余り負担が少ないから、さあ、やりなさいという今の状況です。したがって、この金額、恐らく上限は決まるというふうに思いますから、この決まる中で今何をやっているかと。これは、恐らく大丈夫ではないかという各省庁の情報も得ながら玉出しをやっているということです。この玉出しをやっているのに、あの玉出し、この玉出し、あの玉出しとやって、今返答できる状況にはありません。できるだけ幅広く、先ほど申し上げましたように財源性あるわけですから、一定の財源の中でいかに有利に取り組める事業、これではなくて別な、今回はこれで取り組まなくて別なメニューで有効なものがあればそっち側に回すとか、こういうことも含めながら今玉出しをして検討中だということでありまして。そのすべてについて言ってしまったら、何だ、やらないのではないかということになるのではないかと。私は、やっぱりある程度これは交付金の中身が明確になってきた段階で議論のまないたにのつけていくと、そういうことが必要ではないかなというふうには思っています。

○議長 本間議員。

○本間議員 なかなか質問と答弁がかみ合わないのがちょっと困って来ました。実は、大事なポイントだと思っております。経済危機対策に伴う各種補助金と言っているからだめなのではないでしょうか。ここに交付金についてと書いてあるからいけないのでしょうか。交付金というのは、前段に申し上げたものとは違って各省庁から要するに、例えばここに農水関係の補助金、交付金などについてありますけれども、これは60以上あるのです。要するにそういうものを何が欲しいかと思っているかを全部述べれと言っているのではなくて、今取り組んでいる、取り組もうとしている、滝川市においてですよ。その事業については、それは説明していただけて普通なのではないかなと思うので

すけれども、もし今整っていないようでしたら、休憩をとってでも結構ですので、答弁の整理をしていただいて、これはぜひ答弁をいただきたいと思っています。お願いいたします。

○議長 市長。

○市長 各省庁からばらばら来ている、それをまとめなくてはならぬのは各自治体であります。各自治体において、これは滝川市も当然ですけれども、各省庁からばらばら来ているものを背景に置いて、この公共投資を促進していくと、そして都市と住民の生活を豊かなものにしていく、そういう玉は何なのだということで上げてもらって協議しているところです。だから、今は、これは初めての制度でもありますから、これとこれとこれでいくのだと、頭から幾つ決めたと、これ以外はだめだという選別の仕方をしていません。それは何かというと、新しい制度であって、制度の中身もトータルとしてはわからない。こういう中において、いかに有効にお金を使っていくかということとを玉出ししていると、そして議論をしているという状況です。この玉によって、こういう方向、上からの方向と下からの方向がうまく整合できるような、そういうものにすれば、このお金を有効に使えるということになるのではないかというふうに思っています。先ほども申し上げていますが、それは行政的な視点だけではとどめません。経済団体等を含めて意見をお伺いをしてやりますということをお願いしております。質問したい趣旨はよくわかりますけれども、お答えできる段階にないということをご理解いただきたいと思えます。

○議長 本間議員。

○本間議員 余り難しいことを聞いているつもりはないのですが、なかなか進んでいきませんが、2番目にも関連して、2番目もごっちゃになった話になってしまいますけれども、実は先日、これは産業連携室ですか、のほうから私どもの商店街の空き店舗で地元農産物を販売する取り組みを推進してみませんかというものについてご提案をいただいたのです、具体的にこういうのがありますよということで。今検討に移ったりするところなのですが、そうした取り組みは大変すばらしいことだというふうに思うのです。ただ、これも例えば実際締め切りは、とりあえず幾つかの……説明はすると長くなりますけれども、基本的に第1弾は7月の締め切りだったりするのです。その後、実際に採択に向けた締め切りというのは8月ぐらいでないかという話なのです。実は、物すごく時間がない中での話をしていたわけですが、今、ですから、今検討をするとか、これからいろいろ出してもらおうとか、そういう段階にはもうないということなのです。今とりあえずその経済危機対策というのは4月に出たものということですが、その以前からこうした部分ではかなり各省庁からたくさんものが出ているということも、昨年からあったと思うのですが、そうしたものも含めて何かせっかくのものはぜひ使っていただきたいですし、それからやっぱり各部署がもっともっとうまくそういう獲得に向けて動くとか、例えば実は裏負担が必要だというのはなかなかやりにくいということも多分あると思いますけれども、ただこれ10分の10というものも結構あるわけです。だから、そうしたことだとか、あとそれから収益を上げる、収入を上げる事業にしてうまくその裏づけをするとか、そういうことも可能性としてはあるものもたくさんあるのではないかというふうに思うので、ちょっと今のお話を聞いていると自分の思っている現状の動きも何となくこれでいいのかという鈍さが市長の答弁に僕はあらわれている感じがするのですが、こ

れは誤解なのでしょうか。本当に何か進めて、本当に幾つか固めつつあるものはあるのでしょうか。そこだけちょっと、お答えしにくい質問かもしれませんが、具体的なものが得られない以上、何かやはりその実情についてお話しただければなというふうに思っております。

○議長 市長。

○市長 何か腹に持っていて言わないということではありません。これは、はっきり申し上げまして去年もたしか1億6,900万円だったでしょうか。21年度予算を含めて3億4,000万円の事業を出したわけです。この効果というのは、やはり私は大きかったと。ただ、どれぐらいのトータルとして3つの交付金及びそれを背景とした補助金で幾ら獲得できるのか、一般財源をどれぐらいつぎ込んででも経済活性化、公共施設整備をやっていくのかと、ここら辺はまだやっぱりその大枠は決まりません。だけれども、玉だけはちゃんと出していくと。それは、しかし行政内部の整理にしかすぎないので、それはそれでちゃんとやりながら、率直に言っても公共投資は困っているのです。各省庁は、わいのわいのやってくると。全体像はつかめないと。困っています。ただ、こういうのも今の国会の状況を反映しているのだろうというふうにも思いますけれども、もう少し地域のことを考えているなら、地域のことを考えながら制度設計は必要だな、してほしいというふうにも思いますけれども、しかしやっぱり速やかにやる、来るお金だけにとどめない、この際財源性のいいものについては大いにチャレンジしていく、そういうことを念頭に置きながら、具体的な事業についてはもうちょっとお待ちをいただきたいと。それは、当然議会にお諮りをして決めなくてはいけない。しかし、その前にいきなりそれでは議会かというご心配もおありでのご質問かもしれませんので、そういうことについてはまた今後の過程の中でどういうふうにそれではステップを踏んでいくのかということでは検討をしてみたいというふうに思います。

○議長 本間議員。

○本間議員 国の今回の慌ただしいありようというのは、確かに大変だというのはわかります。ただ、それをしっかりやらなければならないときでありますし、そしてそれをやっぱり受けとめて市民、滝川市の将来のためにしっかりやっていくということが大事だと思いますので、ぜひ活発な動きでやっていただきたいというふうに思いますし、財源振りかえだとか、そういうところに陥ってしまわないようにぜひ期待をいたしまして、済みません。最後討論になりましたけれども、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告順に一般質問を行いたいと思います。時間の都合上、今回は23要旨ということもありますので、要旨をまとめて質問することもあるということを最初にご理解いただきたいと思います。

#### ◎1、体育協会における不適切な事務処理（裏金づくり）

##### 1、全容解明、厳正な処分、信頼回復へ向けた取り組みについて

それでは、1件目、体育協会における不適切な事務処理（裏金づくり）について、全容解明、厳

正な処分、信頼回復へ向けた取り組みについて伺います。

第1要旨は、体育協会が組織的に関与していた疑惑もあります。こうした視点からもさらなる調査を求めるものです。裏金づくりを指示した元職員は、その動機を体育協会のためと供述しています。不適切な事務処理で捻出した裏金が職員研修や協会の備品購入あるいは賃金に支払われ、領収書が存在するものもあります。こうした協会運営のための支出が公然と行われていたにもかかわらず、協会決算は認定されています。裏金による支払いが長期間行われていたことを考えると、組織的関与があったのではと考えずにはられません。疑惑を払拭する徹底した調査を求めますが、お考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 窪之内議員のご質問にお答えをいたします。

現段階では、前常務理事は経理事務の実質的なトップであったということで、直接の経理を担当者の2名で行っていたということでございます。その常務理事の上司は非常勤の理事になります。これまでの私どもの認識としては、体育協会そのものが組織的な関与があったというふうには認識をしておりません。現在教育委員会が主体性を持って調査をしておりますが、体育協会に対する予算執行事務の監査結果も踏まえながら不正経理の全容の解明を行っていきたいというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 現時点では、そうした組織的だということは認識していないということです。現時点ではということなので、後段にも関係することにもなりますけれども、これはそうしたことが現時点ではないけれども、そうしたことも考えられるという認識でこれからの調査に当たるのかどうかということの違いなのだと思うのです。今の時点で、そういう供述からないと言っていると。そのないということを前提に調査するのと、あるかもしれないということで全体を調査するということは違ってくると思うのですが、そうした原点はどこに立って今後の調査を続けられるつもりかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 この場合の組織的関与というふうな意味のことだというふうに思いますが、私のほうでは組織的関与というのは体育協会の役員、職員を含めて既にこういう事実を周知のもとに行っていたというのが組織的な関与だというふうに思っております。今回は、私どもの業務従事の職員と。先ほど申し上げました経理担当あるいはサイクリングの担当との中で行われていたものという認識をしております。さらに、調査の中でそういう関与が出てくれば、それはまた別ですけども、現段階の認識として組織的関与という意味においては、先ほど言ったとおり現段階では認識をしていないということです。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 認識についてはわかりました。ただ、そういうことでは納得できないというのが私ばかりではない、一般市民の事件の内容を知った感情にもあるということをお忘れずに調査を進めていただきたいと思います。

2 要旨目ですが、関係する職員の処分は市民が納得する厳正な処分を求めますということで、裏金づくりを指示した元職員は懲戒免職処分を受けました。いじめ自殺と生活保護詐欺事件によって滝川市役所の信頼は地に落ちました。信頼される市役所づくりは、公務員倫理に立ち返って職員一丸となって取り組む市民への約束だったはずです。その最中の不正行為であり、この処分は当然と考えます。関係した、この関係したというのは、この職員以外に関係した職員の1人は平成20年12月に裏金の存在を知りました。しかし、何カ月も報告しませんでした。その理由はどうかと、隠ぺい行為と言わざるを得ません。他に関係していた職員が何人になるのかわかりませんが、いずれも厳正な処分を行わなければ市民は納得しません。このことについてどう考えているかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 現在先ほど申し上げました教育委員会が主体となって調査を進めております監査結果とあわせまして不正経理の全容が解明した段階では、管理監督責任も含めて関係職員の処分については厳正に行いたいというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 やはり2件の全国的な重大なそういう不祥事の教訓から考えてみて、不正な事実、疑惑を持たれる事実がわかったときに、すぐに報告しないということがどれほどの問題を引き起こすことになるのかということは、やはりこの2つの事件からの教訓だったというふうに思っているのです。そういう意味から見て、やはりこの私が言っている20年12月に知った職員ばかりではなくて、体育協会に関係していた、出入りしていた市の職員も多くいるわけで、そうした人たちが裏金と正規のお金が入る一つの金庫、手提げ金庫の中で支出がされていたということを何の不思議にも思わないで通り過ぎていくという、やっぱり職員のそういう経理とか何かに対するそういう感覚なんか市民の人たちは不信を持つということになりかねませんので、そういった意味も含めて厳正な処分をお願いしたいというふうに思います。

3 要旨目ですけれども、指定管理を任せる団体として滝川市体育協会はふさわしい団体かという点です。現時点では、組織的な裏金づくりではなかったと認識されているということで先ほど答弁ありました。しかし、協会職員が1人は従属的に、1人は主体的に裏金づくりに関与していたわけです。何年間にもわたり、上司とはいえ指示されて裏金の入出金に関与していた協会職員は、その不正な事実を知っていたにもかかわらず、きちんと協会側に報告をしませんでした。また、自発的に裏金をつくった職員もいることを考えると、協会の体質そのものの抜本的な改善なしに施設の管理代行を任せるのは問題があるのではないかというふうに私は考えます。だから、体育協会が今後どうした方向を改善のためにとるのかということが大きなやっぱり焦点になってくるのかなというふうに思いますので、そうしたことが明らかにならないうちにやっぱり管理代行ということ任せるというふうには、私はふさわしくないというふうに思いますが、教育長の見解を伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ご質問のとおり、体育協会においては指定管理の代行負担金として補助事業、委託事業を含めて9,000万円以上の市税を投入しているということなどから見ますと、やはり体育協

会にはしっかりと管理監督の責任、事務処理、会計処理等も含めて、二度とこのようなことが行われないよう強く改善して行っていきたいというふうに思っております。既に体育協会、私どもの主体的な調査といいましても体育協会の職員も当然今いますので、そういう意味では体育協会のほうには私どもの調査に協力をしていただいておりますし、事件発覚後既に職員の配置がえあるいは事務処理規程の改正等も行いながら体育協会としては努めているというふうに聞いております。さらに、行政として今後どういう形でこれらの体協ばかりではなく指定管理団体あるいは制度そのもの、派遣あるいは業務従事という制度そのものでどういう形で再発防止ができるかというようなことは体協の組織と、そして行政の立場と両方の立場の中で進めていきたいというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 私も体育協会のすべてが悪いと言っているわけではない。本当に一生懸命やっていたでいるわけですから、そうした意味でもやはりそうした中でもこうした事実が出たと、職員が関与してこうした事実が出たということは重く受けとめていただいて、今教育長が答弁されたように一緒になってどう改善していくのかということがやっぱり市民の目に映らないと不信のままに終わってしまうということがあるので、やっぱりこういうふうに改善していくのだということが市民の目に映ることが大切だと。そうした意味から考えると、私は犯罪行為を行ったわけで、例えばかかわった人たちが体協として何の処分も行わずに配置転換だけでいいのかというのはすごく疑問があるのです。従属的に行ったとはいえ、一般のそういう犯罪では共犯者ということになるわけで、そうした意味でやっぱり体協としてもきちんとした処分を行わなければ、何だと、甘いのではないかという批判を免れない可能性もあるので、それは体協が考えることだと思うのですけれども、そうした体協のこの裏金にかかわった2人についてもやっぱり市民は厳正な処分を求めているのではないかなと私は思います。

それで、4番目の質問にもかかわったのかなと思うのですが、教育長の答弁があったのですけれども、そうした指定管理を公共施設、たくさん今指定管理の代行ということでやっているわけです。そういうところで、9,000万円以上のそうした補助金その他を扱うような団体でこうした不正が行われたということもあって、私は事務処理や会計処理においてやっぱり不正を許さない、チェックのできる、そうした事務処理のあり方、会計処理のあり方を指定管理団体においてはきちんと新基準を設け、その基準に沿ったやっぱり指定管理をしていただくということが必要だと思うのですが、そうした指定管理の団体、一般に通じる新基準を設けることについてのお考えを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ご質問の新しい不正を許さない、あるいは不適正な事務処理を起こさない、そういう基準を指定管理制度の中でやっていくと、これはそのつもりでいます。ただ、それだけでなく、私はやっぱり補助団体とか、あるいは指定管理以外の委託、受託に関するそういう事業も含めて制度設計を検討していく必要があるのではないかなというふうに思っています。市の直接事務事業ということでは、やはり相当力を入れてやってきたつもりではありますけれども、ある意味では想定できなかった外部団体における扱いであります。それを市職員が兼務をしている中で主導したとい

うことは極めて大きな問題でありますけれども、したがってこういう制度そのものを、やむを得ず派遣もしくは業務従事をさせているということでもありますけれども、こういう制度そのものも含めて、単に会計の基準だけではなくて、こういうこともやっぱり検討課題になっていくというふうに思っています。いずれにいたしましても、直接の事業であるか、あるいは外部団体をお願いしている事業であるかは別にいたしまして、最大漏らさず不正あるいは不適切な事務処理は許さないということを基本に置いていきたいというふうに思いますし、いかなる理由があろうともそういうことは行っては割に合わぬのだということをしかり行政マンは認識をしていく必要があるというふうに思って、そういうことを基本に制度設計していきたいというふうに思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 今市長のほうから、そうした形での制度設計についてのお考えを示されて、そのとおりだなというふうに思っていますが、時期だけ、今年度中にそうした方向をとりたいのか、そういった時期についてだけお伺いしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 長 これは、今時期を確約できる状況にありませんけれども、今年度いっぱいなんていうことは考えておりません。できるだけ早い段階で制度設計したいというふうに思っております。市長として制度設計する中身と監査委員さんに特別監査をお願いしていますから、そういう結果を踏まえて適切な時期に制度設計について、また議会にも情報提供をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、第5要旨、今市長からも出ました特別監査の終了予定時期及び最終報告はいつごろの時期となるのかお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 長 6月10日に監査要請いたしました。いついつまでにお願いしますというお願いはいたしておりません。勝手に二、三カ月で上げてくれればいいなというふうに心の中では思っています。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 監査が今出席されているということもあるのですが、私その特別監査というのがどんなことを全部やるのかというのはよくわからないのですが、今市長がご答弁されたように二、三カ月ぐらいということで、報告書も含めてそういう点での見通しは立つのか、監査にこの場合はお聞きしてもいいのかと思うのですが、監査委員のほうからご答弁をいただければと思いますが。

(「議長、私がお願いしている事項についてまず答弁いたします」と言う声あり)

○議長 長 市長、どうぞ。

○市長 長 特別監査をお願いしたのは、今回の不正経理そのものについて監査をお願いしたわけではありません。不正が行われたということの背景にある補助金事業が適正に扱われていたのか、それから委託事業というのが適正に行われていたのか、指定管理協定を結んだその事業が適切に行

われていたのか、今回こういう事象が生じてきたために財団法人滝川市体育協会のみについて、この3つの事業の適切性ということについて監査をお願いをいたしました。ただ、今回行われた不正に関する情報については、知り得たものは最大漏らさず監査委員さんに提供をするつもりであります。こういう監査の仕方をお願いしたのは、体協の不適切経理というものだけではない先ほどお答え申し上げましたトータルな制度そのもの、そういうものについて行政としてどう対応していくのかということについて監査委員さんの指摘をいただきたいという趣旨でお願いしておりますので、もしそういう趣旨の中で監査委員さんからお答えすることがあれば、いただきたいというふうに思います。

○議 長 お答えいただけますか。では、監査委員、どうぞ。

○監査委員 ただいま市長からの説明のあったとおり、特別監査を仰せつかりまして、ただいまのところ26日までに平成16年から平成20年度までの関係帳簿、証書類を提出してくださいということで26日までにそれが届くことになっております。その後、実地監査ですとか反面調査ですとかをやるつもりです。その具体的な調査方法としては、差し控えたほうがいいのかと思いますので、この場では発表できません。

以上です。

(「時期的に」と言う声あり)

○監査委員 済みません。市長は、二、三カ月と言われていましたが、7月に集中して私はやりたいと思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 監査に就任したばかりで、ご苦勞をおかけすることになると思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、6要旨目、不祥事について、市長の責任をどう認識しているのか。行政報告のときには伺いましたけれども、また不祥事の発生を受け、今後信頼される市役所づくりは何を最重点として実践しなければならぬと考えるのかお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 議会の初日にもお話を申し上げたところでございますが、任命責任者としての責任は重いものがあるというふうに認識をいたしております。しかも、今回の事象が信頼される市役所づくり推進プランという中で職員の意識、行動改革あるいは組織改革、こういうことを含めて昨年の5月から進めている、そういう中で行われたことだけに大変重いものを感じているわけでありまして。やはりこれまで進めてきた推進プランを一層確実にやっていくということが求められるというふうに思いますのと同時に、先ほど申し上げましたように外郭団体における経理、このあり方ということについても行政のチェック機能というのをさらに高めていくためにはどうしたらいいかと、ここら辺の定めです。重点として取り進めていきたいというふうに思っております。ただ、法人格を持つそういう団体は社会的責任を持っているわけです。したがって、行政がかかわっていくのは、その組織、社会的人格を持つ法人組織全体ではないということでありまして、先ほど監査委員さんをお願いをしたということと関連をいたしますけれども、補助金あるいは委託、さ

らに指定管理、こういうものが適切に行われていくのかどうかというチェック機能は十分果たさなくてはいけないというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 時間がないので、次に移ります。

## ◎2、環境行政

### 1、エコバレー歌志内からの契約見直し申し出と市民生活への影響について

### 2、マイマイガ対策について

2件目、環境行政、エコバレー歌志内からの契約見直し申し出と市民生活への影響について、1要旨目、日立製作所への支援要請の結果はということですが、継続処理を前提としていた契約だというふうに思いますが、一方的な見直しを求めてきたエコバレー側の主張は到底納得できるものではありません。エコバレー歌志内は、親会社である日立製作所が進めてきた事業であり、親会社としての社会的、道義的責任を果たすのは当然と考えます。5月25日に3衛生施設組合として日立製作所へ支援要請をされましたが、現時点で具体的支援内容は確認できているのか伺いたいと思います。

それと、2要旨目とあわせて済みませんが、受け入れが仮に拒否された場合、緊急避難処理が必要となりますが、滝川としてはどのような対応策が実施できるのか伺いたいと思います。1、2についてよろしくをお願いします。

○議長 市長。

○市長 ご質問にございましたように日立製作所には3組合長及び歌志内市、それから北海道、5者で要請をしまいましたが。この段階で回答は出ておりません。何らかの回答は、6月25日になされるであろうというふうに思っております。どんな回答が示されるのか、それによってまた迅速な対応が必要だというふうに思います。緊急避難的に何かやらなくてはならないと、そういうことは避けなくてはならないと、直ちにどうにかなるという状況をつくり上げてはいけないというふうに思っております。そういう意味では、要望をする側はそういうふうに強く要請をしているところでございますけれども、日立製作所も直ちにごみが散乱するという状況は避けなくてはならないという認識に立っていただいているのではないかとこのように思います。しかし、いつまでもエコバレー歌志内がやっていただけという状況にないということもまた明白だというふうに思います。したがって、新たにごみ処理施設の建設もしくは新たな処理方法、これについてはやはり3組合共同の中に北海道の指導助言も得ながらプランニングしていかなくてはならないという時期に来ているということもまた明らかだというふうに思います。それでもどうにかなったときにはどうするのだと。全く頭の中にないわけではありません。ただ、これは長期対策としては全く不可能です。短期対策にしかならざるを得ません。そういう状況が生じない最善の努力が必要だと思います。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 ちょっと答弁がだめだったらあれなのですけれども、関連してなのですけれども、

日立がどういった返答をよこすのかというのは、よこした後のことですのでけれども、道へも支援に行きまして、道は何らかの支援を約束したというような報道があったのですけれども、それは日立の回答次第では道も金銭的な援助はあるということの意味しているのかだけお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 道は、金銭的な支援をすとかしないとか、そういうことは一切言っておりませんし、そういうことを我々が要請したわけではありません。北海道が支援する、あるいは協力をすると言っているのは、私どもの要求はこういう要求です。この北・中空知のごみ処理は、北海道における広域処理のモデル事業として北海道のある意味では計画に沿って進められてきたと。今可燃物の部分についてのみ、やっぱり心配な状況を迎えている。したがって、北海道が広域処理を進めてきたある意味ではモデルとなっていくものが空中分解するようでは、北海道全体への影響もまた大きい。したがって、この問題解決に当たっては北海道としても全面協力してほしいと。そして、大きなその一つとして、日立への折衝には北海道の立場でもまた強力にして要請してほしいと。あるいは、これは2期目の5年契約あるいは15年の覚書ということはありませんけれども、これはなかなか厳しい状況にあると。したがって、新しい施設を建設することになったときには、北海道としても全面協力して厚生労働省の補助金あるいは北海道の持っている権限、こういうものについて全面協力してほしいと、この大きく2つです。このことについて協力をすると。ただし、前提条件があります。やはり広域モデルとしてやってきたので、モデルという視点から、広域的な処理ということについてはとにかく最大限努力してくれという条件もありますけれども、そういう中身で協力要請をし、それを受けていただいたという中身であります。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 今の道への要請、よくわかりました。こういう情報も含めて、市民は情報を知りたがっているということだと思っております。それで、3番目にもありますようにいろんな情報で困惑している市民への情報提供、今後のごみ処理についての方針というのは委員会でもいろいろ説明されましたが、今ではなくて一定の方針が出てからでないとい市民への説明は、こちらから説明のしようがないと、今後のごみ処理についてという話もあるのですが、やっぱり市民説明会の時期についての考え方を伺いたいのが3点目と、4点目は新タッグ計画におけるごみ処理手数料の改定についても同時にそういった市民説明会の中で行うべきだと思いますけれども、やはりごみ処理経費の25パーセントを住民負担とするという手数料会計というのがタッグ計画の趣旨、しかしエコバレー歌志内のこうした処理の継続はどうかという段階では根底が崩れているのだというふうに思いますので、今後何を基準にごみ処理手数料の改正についての検討を進められるのかについてお伺いします。3番と4番です。よろしくお願ひします。

○議長 市長。

○市長 25日に恐らく何らかの回答が寄せられると。その回答に対して3組合及びそれを構成する市町がどういう対応をすべきなのかと、これを直ちに、回答が出てくればそれに対する対応を直ちにしようというふうに思っております。そういう中で、このまちづくり懇談会等の開催が必要だというふうに判断されれば、その中でまちづくり懇談会を開催したいというふうに思っています。

す。こういうことがなければ、既にエコバレー歌志内における5カ年の処理単価の問題については、契約していますからこの程度の……これは処理費用の25パーセントをお願いをいたしますというのは基本の方針としてあるわけでありますから、これを基本に置いてこの21年度にできるだけ早く単価のご理解をいただけるような懇談会を開こうというふうに思っておりました。突然こういうことになりましたから、この動向とあわせて検討をしていく必要があるというふうに思っております。いずれにいたしましても、まちづくり懇談会を開かないで議会に提案をするというのは市長の提案の仕方として適切でないだろうというふうに思っています。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 回答を待って適切なまち懇の開催を期待したいと思います。

それでは、環境の2点目、マイマイガ対策についてですが、大量発生の原因調査を行うとともに、効果的な駆除について市民への情報提供を行う考えについて伺うのが1件と、2件目をあわせて市としても幹線道路や公共施設等の幼虫発生状況の調査と駆除を行うとともに、成虫大量発生時の駆除についても対応する考えについてお伺いいたします。物すごく幼虫、昨年幼虫が発生していて、何か綿みたいの中に300から500匹ぐらいの幼虫がいて、壁のところのこんな小さな黒い幼虫が本当に物すごく大量にいて、それを駆除しなければ成虫になって発生していく。それで、その幼虫には弱毒性があるということもあって、北海道ばかりではないようで、本来は山にるのがマイマイガで、ブランコ毛虫と言われて、口から糸を吐いて風で飛んでくるのです。だから、効果的な駆除をどうすればいいのかということの市民周知をやっぱりきちんと行うことが成虫発生を少なくすることにもつながるのだというふうに思うのですけれども、この辺についての情報提供や今言いました公共施設等の駆除についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 マイマイガ対策というご質問でございます。現在確認されておりますのは空知地方での大量発生、過去の記録を見ますと昭和61年から63年に発生したという記録でございます。昨年からはちょっとふえてきたという情報も入っております。マイマイガにつきましては、おおむね10年間隔で大発生を繰り返す性質がありまして、大発生の仕組みというのでしょうか、それはまだ解明されていないと。また、ウイルス病などによりまして3年程度で収束に向かうと言われております。主に森林地帯で発生して成長し、その一部が市街地に飛来すると。市街地で駆除をしてもなかなか効果が出ないというのが現状と考えております。しかし、家の壁または照明灯の柱等にマイマイガ等が張りついていると環境上好ましくないことから、可能な限り市街地の駆除に取り組む必要があるというふうに考えております。そのためには、効果的な駆除方法につきまして市民に情報提供する必要があることから、広報7月1日号に1ページの特集記事を掲載いたします。それには、卵、幼虫、成虫、それぞれの駆除方法等を掲載しまして市民にわかりやすい広報に努めたいと思っておりますし、また7月10日のエフエムG's k y「みんなのタキカワ」でマイマイガの生体と効果的な駆除方法について市民へ情報提供を予定しているところでございます。

2問目でございますが、道路、公共施設等の幼虫発生状況と駆除というところで、今のところ先ほど議員さんが説明されたような道路ですとか公共施設で幼虫が大量発生しているという報告はこ

ちらのほうには来ておりません。ただ、各それぞれの施設管理者が状況を確認しまして、必要に応じて手作業ですとか殺虫剤または農薬の散布を実施していただきたいと考えているところです。殺虫剤、農薬の散布につきましては環境への影響も考えまして、極力使用量を抑えていただくようなことも考えていただければと思っております。また、7月から8月にかけて成虫が発生する時期になります。成虫は、羽化後数日以内で卵を産んで死ぬことから、公共施設ではその死骸の必要に応じての清掃等を行いたい考えでございます。また、成虫には農薬の効果が薄いというふうにも言われております。本来の生息地であります森林地帯から飛来して、市街地での成虫を駆除してもなかなか効果は上がらないとは思いますが、市といたしまして少しでも身近な生活環境を守るため、先ほども申し上げました7月1日広報で周知しておりますけれども、夜間に消灯して集まりにくくするですとか、成虫は卵を産むと数日間で死んでしまうものですから、死骸を集めてごみに出していただくですとか、また産みつけた卵は次の春を待たずに見かけたら除去してもらおうとかいうような情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 広報提供でいろんな効果が出ることを期待したいと思います。

それでは、3番目、旧江部乙中……

○議長 長 窪之内議員、ちょっとお待ちください。

先ほど監査委員から答弁ございましたが、ちょっと訂正がありますので、それを先にしていただきます。監査委員。

○監査委員 先ほど書類提出日は6月26日と申しましたけれども、1週間間違えておまして6月19日までです。本日9時30分に私が監査事務局に行ったところ、もう書類が届いておりました。私は、その書類が一部の書類が届いているのかなと思ひまして、そういう答弁をしましたが、もう既に着いております。それで、要求書類、内容を確認してから調査の進め方について検討いたします。また、不備な書類ですとか不正については再要求するつもりです。また、その書類の量が多いので、市長から二、三カ月と言われておりますが、私としては先ほど言いましたとおり7月に集中してやりたいとは思いますが、期間的な判断は今の時点ではちょっと難しいということです。よろしく申し上げます。

○議長 長 続けてください。窪之内議員。

### ◎3、旧江部乙中学校跡地利用

#### 1、今後の活用見通しについて

#### 2、現況と適切な保全とともに先を見通した活用策の検討について

○窪之内議員 それでは、3件目、旧江部乙中学校の跡地利用についてです。サークル鉄工がああした形になったことから、今後の活用について心配するという立場からの質問です。あのハウスが何棟か建っていますけれども、引き続き活用されるかどうかはサークル鉄工の再建ともかかわっているのかもしれませんが、判明する時期はいつごろと予想されているのか、1点目お伺いし

ます。

2点目は、サークル鉄工以外の会社はそのハウス等を活用する場合、無償貸与とするのかなど活用条件の考え方ですが、現時点ではサークル鉄工は地元の企業でもあり、地域住民の雇用拡大などの効果もあることから無償貸与だったと認識していますと書いてありますが、無償貸与は建物だけで土地は有償だったということです。今後地元以外の企業が活用することも考えられますが、そうした場合にはどのような条件で使用させるのかについてお伺いします。1点、2点についてよろしくお願ひします。

○議 長 市長。

○市長 ご案内のように株式会社サークル鉄工につきましては、現在日本甜菜製糖株式会社にスポンサー要請をしているという報道が行われました。今後スケジュールとしては、8月20日に再生計画案の提出期限ということになっています。したがって、日甜を含めてこの支援事業の内容が明確になるのはこの時期だろうという、最終この時期だろうというふうに思っていますけれども、場合によってはこの旧江部乙中学校跡地の活用については先に方針が出るかもしれません。今後ともサークル鉄工等に情報をいただきながら、できるだけ早いうちに情報が入手できて行政としても対応することが早くできるような、そんなことにしたいというふうに思っています。

それから、2点目のご質問でございますが、やはり国の補助金をできるだけ返還したくないと。したがって、返還しなくてよくて地域の発展に結びつくと、そういうことであれば、それは難しい条件をつける必要もないというふうに思っています。ただ、公共施設の活用ですから、むやみやたらというわけにもいきませんが、制度にのっかって補助金を返さなくてよくて、かつ地域の経済とか文化の発展に役立つ、そういうことについてはやっぱり無償貸与ということにしていきたいというふうに思いますし、それから土地のほうは、これはやっぱり有償が基本です。こっち側のほうまで無償という想定は今はしていません。サークル鉄工に認めた形で、これに準ずる形で進めていきたいというふうに思っています。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長の説明のように、私もそういう形で変につけて使わないよということにならないような活用をしていただけるような条件で、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、その使う時期がいつ……最終的には8月20日だろうと。そうしたまでに周辺の学校校舎の前の草とかが伸びたりするのですよね。だから、今はサークル鉄工に管理しなさいというのが適切なのか、市や地域のボランティアでそういった草刈りをするのが適当なのか、貸してあるのだから、市が勝手にやるというのがいいのかどうかも含めて、そうした当面の管理をどのように行っていくのかということが1点と、いろんな情報も視野に入れて、日甜さんは江部乙だけのあそこだけは使わないよということも考えられるわけですから、そうしたあそこが活用されないことも視野に入れた今後の有効活用については検討されようとしているのかについても伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 3点目、4点目でございます。現在の状況でございますけれども、稼働時と同じ状況ということで、また敷地等の草刈り等の維持管理でございますけれども、現在もサークル鉄工が実

施しているという状況です。それで、現在も契約が生きているという状況でもありまして、賃貸借契約をしている間は、基本的にはサークル鉄工において引き続き管理をしてもらうということになっております。なお、市として適切な管理を行っていただくようできるだけ状況を調査をして把握をし、必要に応じて要請してまいりたいと考えております。

また、活用されないことも視野に入れた有効活用をどう考えているのかということでございますけれども、現在のところ賃貸借契約が続いているということもあり、その再生手続の推移を見守りたいと考えておりますけれども、原状回復後返却された場合でありますけれども、もちろん普通財産ということでございますので、普通財産としての経済性を考えますとやはり売却か賃貸が中心になると考えております。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 何とかあそこの広大な土地が活用されるということを願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

#### ◎4、市民委員会の委員構成

##### 1、市民委員会の委員構成の基準について

4件目ですが、市民委員会の委員構成についてです。市民委員会の委員構成の基準について、1から4まで求めているものです。時間の関係もありますので、1から4、すべて質問をしてご答弁をいただきたいと思います。

1点目は、公募による委員を原則として入れること。パブリックコメントの一つの形態として、市民委員会を設置する事案がふえてきています。一定数は市民公募による委員選出を基本とする考えについて伺います。

2点目、1人1委員会を原則とすべき。市民委員会設置に当たり、各団体代表を委員とすることも間々あります。こうした方法を私は否定するわけではありません。しかし、一人でも多くの市民意見を反映するという基本から考えると、1人1委員会を原則とすべきではないでしょうか。各団体の代表ということになって、例えば町内会連合会連絡協議会の会長とかというのがいろんなところに顔を出すという場合もあるのです。だから、そこは会長が出たら、次は会長でない人を町連協の代表としても出すとかということを工夫して、やっている方も大変だと思うので、1人1委員会を原則とすべきではないかという点でのお考えを伺います。

3つ目は、女性委員の比率目標の設定を求めるものです。市民委員会といいながら、女性委員が一人もいないことがあります。男女共同参画とはいっても女性がこうした委員会に参加するには、家族の協力がなければ厳しいのも実態です。しかし、職員を含めて意識的な取り組みがなければ前進しないというのも事実です。そこで、常設されている委員会、審議会の女性の比率は平成25年までに市長は30パーセントの女性の比率を目指すというふうにしています。私は、随時設置される市民委員会においては、この30パーセントという目標はないのかと思っていたのですが、ちょっと所管に聞いてみますと随時設置される市民委員会においてもこの30パーセントというのは原

則としてあるのだというふうなことをお聞きしました。ただ、実際には先日経済建設常任委員会で出された委員会についても女性は一人も入っていませんでした。だから、やっぱり職員間の意識が変わらないと、30パーセントの目標を何ぼ設定していてもゼロという場合があると。だから、ここはだれが許可するのか私はわかりませんが、やっぱりその委員会をこういうメンバーでいこうとする許可する部分の管理職の人がそうした意識を持たなければ改善していかないと思うのです。そうした点で、そこも含めて徹底するお考えについてお伺いいたします。

その他事案についてはいろんな、こういうことができない場合もあると思うのですが、原則的には地域や年代や職業などのバランスに配慮し、多様な立場の意見が反映される委員構成の基準をつくるべきではないかと。選出された委員がどのような視点で選んだのか、首をかきげなくなる市民委員会もあります。前段求めた趣旨も含めて、市民委員会設置における何か基準づくりについて考えるべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 公募による委員を原則として入れることということでございますけれども、公募できるものについては、これは積極的に公募をして市民参加を求めるという考え方でありますけれども、この考え方は引き続き持ち続けて、公募による委員が市政にさまざまな形で参画できるということに努力を引き続きしたいというふうに思っております。それから、中には法律でこういうふうに規定があったり、専門性を求めていくということもありますから、それはまた別枠として考えていかななくてはならないことだとも思います。

それから、1人1委員会を原則とすべきとお話の趣旨はわかります。なかなかこれは原則としてやっていくためには難しいことがあると。しかし、1人が何役もこなすというのは、これは先ほどお話のありました連合町内会長さんが一番多いのです。それは、やっぱり連合町内会ということをお願いをすると、どうしても会長が出てくるということがありますから、これはご本人も大変です。したがって、原則とはできないけれども、できるだけ審議会、委員会については多くの市民の皆さん方が行政に参画してもらおうと、そういう趣旨で進めていくというのは賛成であります。そういう方向で考えなくてはいけないというふうに思います。

それから、過日もありました。市長のところにも上がってきたけれども、女性委員がないので、これは再考ということで再検討してもらったものもあります。いろんな段階でチェックしてもらおうのですけれども、チェックから漏れるものがあるというのも事実であります。そこで、これは総務部あたりで内部事務的に幾つかの審議会とか委員会の委員選任のチェック事項というのを整理して、そのチェックを受けると、内部的チェックを受けると、こういうことをどンドンやっていっているのかということもありますけれども、当面の間そういうことをやる必要があるかなというふうに思っています。しかし、このやり方というのは未来永劫そうやるということではなくて、ちゃんと基準がある、規定がある、その規定が適正に運用されているかどうかというチェックを行うという立場で暫定的にやっていきたいというふうに思っています。

それから、委員会等への女性比率、これは平成25年度までに30パーセント以上をめどとして高めていくという目標水準を設定していたのです。これは、平成12年度に定めた方針です。だけ

れども、30パーセント以上をめどに高めていくといっても目標数値としてはどうも不明確だということから、今昭和25年度には女性比率30パーセントの目標を達成できるように進めていくのだと。もう25年度までに30パーセントを達成しますと……

(「平成」と言う声あり)

○市長 平成25年度には達成しますという目標は定めております。この目標に向かって進めていきたいというふうに思いますが、滝川市の場合、全道市町村平均は19.8パーセント、20年度で。滝川市の場合は24.3パーセントです。全道平均を結構上回っていると、こういう状況にあるということもまたご理解をいただいて30パーセントの目標を達成したいというふうに思います。

私自身は、首をかしげたくなる委員さんはいらっしゃらぬというふうに思っておりますけれども、どういう基準が適切かというのは少し検討課題にさせていただきます。そういう基準を設けることがいいのかどうかということも含めて検討課題としたいというふうに思っております。今この委員会、審議会等の設置及び見直しに関する基準というのがあります。この基準の中には、ご質問のありました委員の重複選任がないように配慮する、女性委員の割合を高めるように努力する、委員の年齢構成に隔たりないようにする、継続して同じ委員は12年以上就任できないように努力する、あるいは公募を積極的に進める、この5つの基準があるのです。まずは、この基準をしっかりと達成するようにしなくてはいけないというふうに思います。それ以外に何が必要かということについては、少し勉強させてもらいたいなというふうに思っています。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 こうした問題提起をすることで女性の委員もふえていくのかなというふうに思っていますので、今市長がおっしゃったようないろんな基準の中で、ぜひ今後も取り組んでいただきたいというふうに思います。

## ◎5、農業行政

### 1、農業・農村振興ビジョンについて

それでは、5件目、農業行政です。農業・農村振興ビジョンについてですが、農業・農村振興ビジョンを具体化した今年度のアクションプランの重点項目と実行計画及び農家への周知についてです。平成20年5月に策定された滝川市農業・農村ビジョンは、農業情勢が著しく変化することに対応し、毎年アクションプランを策定し、そのプランを農業振興会議で実施、検討、ローリングを行うとされていました。平成20年度の結果を踏まえた今年度のアクションプランの重点項目と実行計画及び農家への周知は、いつどのように行われるのか伺いたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 昨年策定をいたしました農業・農村振興ビジョンの重点項目でありますけれども、魅力ある農畜産物の生産、販売戦略の構築と販売、加工の強化、多様な形態の担い手の確保と育成、この3本柱が核となっております。今年度のアクションプランは、魅力ある農畜産物の生産では施設園芸の新たな助成制度の実施や新規作物の栽培試験、販売戦略の構築と販売、加工の強化では新

たに設置した産業活性化協議会あるいは地産地消ふるさと協議会による物産振興と地産地消計画の策定、多様な形態の担い手の確保と育成では新たに経営継承事業の検討、青年、女性農業者の育成のための支援や担い手育成総合支援協議会事業の拡充などを行うこととし、7月上旬開催の農業振興会議でご意見等を伺うこととしております。できるところから実施をしまいたいというふうに考えてございます。農業者への周知につきましては、農業関係機関、団体の会議や農事組合長会議等を通じて行ってしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 昨年の5月に策定されたビジョンからアクションプランを立てるということだったので、私は今年度のプランの中身について伺いました。経済建設常任委員会にこうしたアクションプランを立てたのだよという資料は、今まで出されていないと思うのです。やっぱりそうしたプランは、所管の委員会できちんとアクションプランを出すべきだということと、7月上旬の農業振興会議で意見を聞いて、それから農事組合等でということだと、もう今年度の農家はいろんな方向性が決められた後ですよ。だから、例えば今年度どうしていくかというアクションプランであれば、去年の秋に来年どうするのかというプランを立てて、来年はこういこうかということを農家と一緒に進めていくということが求められるのではないかと。そういう時期も含めて変更していくことが必要なのではないのかなというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議長 経済部長。

○経済部長 ご質問の関係についてですけれども、農業振興会議を設定したのが昨年の8月であります。それから、9月には3つの部会を立ち上げております。この間に各種いろいろのご意見等を伺ってございます。時期的なことをごさいますして、アクションプラン策定に手間取ったということもござります。がしかし、21年度予算にアクションプランに基づいたといいますか、農業者の意見に基づいた事業等も反映をしているところであります。ことしの秋までには、22年度のアクションプランをまとめることとしてござります。その後、経済建設常任委員会あるいは農事組合長会議あるいは農業関係機関、団体などの会合を通じまして農業者の方々へ周知してしまいたいというふうに考えております。いずれにしましても、めり張りをつけた中で農業振興会議や各部会での農業者の方々の意見が十分に反映できるように実行に移してしまいたいというふうに考えています。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 来年に向けては、ことしの秋に策定して農家にも周知していくということで、やはり農業・農村ビジョンなので、農家との協力がなければ何ぼプランをつくっても進んでいかないわけで、そうした点では今後そうした早目の方向が示されたということで理解したいと思います。

## ◎6、教育行政

### 1、小中学校適正配置計画について

最後です。6件目、教育行政、小中学校適正配置計画について伺います。1要旨目は、第1回定例会以降適正配置計画案を決定するためにどのような取り組みを行ったのかという点です。第1回

定例会で教育長は、住民の方のさまざまなご意見を伺いながら、計画づくりは早く、議論はじっくりやっていたいと答弁されていました。答弁された方向で取り組みされてきたと考えますが、取り組みの内容とその結果についてお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 第1回の定例会でも申し上げました計画づくりは早く、議論はじっくりというスタンスについては現在も変わってはおられません。2月の総務文教常任委員会で素案の基本的な考え方は示させていただきましたが、一部再検討する項目について見直しを行っているところでございます。結果としまして、適正配置計画の策定がおくれていることについてはおわびを申し上げたいというふうに思います。適正配置計画は、現在策定中であります都市計画マスタープランやその他まちづくりの施策等も考慮し、関係部署と連携を図りながら慎重に進めていきたいという部分については2月の総務文教常任委員会でお示しをしたとおりでございます。いずれにしても、学校の主役は子供たちという原点に立って、現在及び将来の子供たちにとってよりよい教育環境をどう整えていくのかと。学習指導要領で言うところの生きる力をはぐくむための教育を念頭に、保護者や地域住民の協力を得ながら滝川市全体で滝川の子供たちをどう守り育てていくかという計画の策定を進めていきたいというふうに思っております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 第1回定例会でも教育長は、今答弁したようなことをおっしゃったのですよ。それで、一部再検討が必要で見直しをしていると。そういう点で、一部の再検討が必要だというところが何なのか、その辺が1点と住民の方々からのさまざまなご意見を伺いながらと言っているのですが、これは1定から今まで内部検討にとどまり、住民の方々のさまざまな意見を聞く機会というのは設けてこなかったのか、設けてきたのであればどういった機会だったのかお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 一部の再検討と申し上げましたのは、耐震化の関係が20年度、そして今回の21年度という関係でかなり前倒しになって、その関連でどういう形がいいのかという判断を一定しなければならぬというようなこともあっておこなわれてきております。また、実際に地域の方とどういような話をしたのかということについては、ちょうど4月が各町内会の改選の時期でもございまして、そういうのを待って行いたいというふうにしておりましてけれども、現実的にはまだ実際に地域の方との話し合いの場というのはまだ設定をしておりません。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 数カ月たって、結果的には住民の方々のさまざまなご意見を伺う機会をつくっていないということだと思います。そこで、2件目にも入りますけれども、それであれば教育長は学校耐震化が完了するまで先延ばしにする問題ではないというふうな考え方を示されていて、ただずるずる先延ばしにして……私はですよ。何か先延ばしにしている感があると。先ほども言ったように耐震化の前倒しとの関連で判断の見直しが必要、でもそういう見直しをされているということは総務文教常任委員会には報告はされていないわけですよ。だから、何かいろんな、確かに中学校の

飛びおり問題とかということも発生したことも原因なのかもしれないのですが、何か適正配置がまたおくれていて、議論をしないまま過ぎていくのではないかという気持ちが私の中にそういうふうに見えるのです。そうではないのだと。やっぱりずるずるしない、町内会の役員改選も終わったのだから、新たな形で住民との話し合いを進めて、できればこれぐらいの時期には対応を決めたいというような、そういうようなお考えがあれば伺いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 確かに中学校の飛びおり事件、そして今回の体育協会の不正経理問題というのがあって、正直委員会内部がかなりごたごたしていると言ったら変ですけども、さまざまなものに追われていたというのは事実で、その間議論が進んでいないということについてはおわびをしたいというふうに思います。耐震化は、本来別だと言えば別だと思いますし、耐震化そのものはやっぱり急がなければならない事項だというふうに思っておりますが、いずれにしても税金を投入をする話ですから、統廃合の問題とは切り離しては考えられない問題だというふうに思っております。また、地域や保護者の方等の意見というのもこれからお聞きをしていこうというふうに思っております。今後まちづくり懇談会の時期ぐらいには、何とか案なり素案なりのような形をお示しをしたいというふうに思っておりますし、それに先立って当面統廃合が想定をされるような地域にあっては事前に地域懇談会等の開催も予定をしていきたいというふうに思っております。大まかなめど的には、先ほど言いましたまちづくり懇談会のときに何らかの形が示せるような、それが素案になるのか、住民の方の懇談会を踏まえた案という形になるのか、ちょっとその辺の整理については若干流動的ではありますが、正式な計画としてなるといふ部分にまでいくかについては、そのまちづくり懇談会の以降というぐらいのスケジュールで考えております。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 基本は、やっぱり子供たちにすばらしい教育環境をどう整備するのかというところが基本の計画になっているわけですから、そこが中途半端な形で中断するというのは望ましくないなど。やっぱりきちんとした形で、何らかの形で教育委員会の方向性は示されるという時期がそんなに遅くない時期になされるべきだというふうに思いますので、いろいろ大変だと思いますが、議論を進めていただきたいということを述べて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

このあたりで休憩を入れます。再開は3時10分……ちょっとこの時計進んでいませんか。3分ぐらい進んでいるでしょう。2分か。では、3時15分。休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時15分

○議 長 では、会議を再開いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブの大谷久美子です。本日は、3項目15要旨について質問いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

## ◎1、福祉行政

### 1、火災報知器の設置について

まず、1件目ですが、福祉行政について、火災報知器の設置について質問いたします。平成16年6月に改正された改正消防法により、平成23年5月末を設置期限として火災報知器の設置が義務化されました。滝川市においても既に公営住宅の設置が予算化されて設置工事が進んでおります。また、今回の補正予算においても厚生労働省の交付金を受けて小規模福祉施設に対してスプリンクラーの設置が決まったところであります。

そこで、収入の少ない高齢者、障がい者、母子家庭などでは義務化されても経済的な余裕がなく、罰則もないということも聞いておりますが、そういうことから設置しないということも考えられます。このような方たちに対して、火災報知器設置の助成を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問のとおり、消防法の一部改正によりましてすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたところでございます。新築住宅につきましては平成18年6月1日から、既存住宅においては新築住宅に比べ新たな費用負担というものが生じますことから、5年間の期間を設けて平成23年5月31日までに設置を完了するということが義務づけられているところであります。設置場所につきましては、寝室ですとか、また寝室もそれぞれで寝ている部屋が違えばそれぞれですとか、階段ですとか廊下等に設置が考えられるところでございます。

消防庁がことし3月末現在まとめた推計による普及率ということをまずちょっとお話しさせていただきますが、北海道では46パーセント、全国平均が45.9パーセントでございますので、ほぼ同じ、わずかに上回っているという程度でございます。普及が進まない要因としては、費用負担の問題もあることはあるのですが、届け出の必要がなく、実は罰則規定もないということでございます。なぜこの罰則規定がないかということに関しましては、いわゆるこの設置義務については自分の住宅、自己責任のことも考えられまして、猶予期間も含めてこのような対応になったというふうに聞いてございます。

そこで、大谷議員さんのご質問でございますが、近年福祉除雪ですとか緊急通報システムなど単独の福祉サービスの改正に当たりましては、生活に不可欠な必需性のあるものにつきましては応益負担を原則としているところでございます。また、この住宅用火災警報器につきましては、先ほども申し上げましたが、自分の身を守るという部分もありますし、住宅防火の基本は自分自身ということになるかと思います。そういう中で、とはいっても高齢者の方々には火災警報器をできるだけ早く設置していただかなければならないという状況でございます。そういう中で、私どもとしては住宅用火災警報器の重要性ですとか、市内取扱店の紹介など、これは滝川消防のほうでも市民周知ということにつきましてはパンフレットを作成したり、広報紙に掲載をしたり、また町内回

覧ですとか各種イベントにおいても実物の火災報知器の展示パネル等を展示してPRを行い、防火講習会でも普及啓発を消防では行ってきてございます。そういう滝川消防とも連携をとりながら、この警報器の設置につきましては老人クラブですとか、さらには介護福祉のほうの居宅訪問等を通じまして積極的な普及啓発に努め、さらにその設置、取り付けに関しましては、そのサポートについても身近で安心感が得られるといえますか、それぞれの町内会でも連携をとりながら、また町内会にも協力要請を、この町連協の上部組織のほうにも協力要請も行いながら、いわゆる火災警報器の設置についてできるだけ地域の福祉力を生かしていただきながら進めていくような形で行政としてサポートしていきたいと、そのように思っております。いずれにしても、23年の5月までの義務化でございますが、そのんびりということではなくて、できるだけそういう町連協のご協力もいただく中で、また火災警報器も一般的には4,000円から8,000円ぐらいの価格の幅があるようですが、もう既に一部の町内会さんではそういう火災警報器の共同購入をしながら価格も安くした中で、各家庭の設置についても取り組んでおられるという地域もございますので、そういうところもできるだけまだ未設置の町内会にもご協力を求めてまいりたいなど、そんなふうにご考えてございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 今保健福祉部長の言った状況についてはよく存じているわけですが、日ごろ老人クラブ等を通して高齢者の方々に義務設置になるのだよと、つけないと大変だよというお話はしておりますけれども、経済的に本当に余裕のない方が結構たくさんおります。町内会、老人クラブの中でも自分たちの費用の中で設置できる人たちは当然そうだと思うのですが、もうおれたち仕方ないから、火事になったら死ぬしかないわとか、とてもつけられないと、そういうような冗談まじりではありますが、そういう状況の人方も結構おります。

今火災による焼死というのがこの冬本当に多かったのですけれども、調査によると65歳以上の高齢者の方が逃げおくれによって焼死するという例が非常に多いという統計的な報道がされております。そういうことを考えたときに、これは自己負担でいいのではないかというのはいかなものかなと。市営住宅において設置するということは、やはりそれなりに報知器をつけないと、そういった際に大変だということをご考慮して消防法で義務化されたと認識するわけですが、そういう観点からいくと、やはりだれにでもというわけではないし、高齢者でもそういった収入面で自分で設置できる人は当然それでいいと思いますが、前回福祉灯油なんかを対策として、こちらから市なりが助成したその範囲内でもぜひとも設置すべきではないかと考えるわけですが、公営住宅は市で設置すると。また、貸し家の入居者はそのオーナーがするであろうし、そう考えると低所得で何とか、特に高齢者は見てやるべきでないかという、そういう対象者の方はどのぐらいいて、また今言ったように答弁にありましたように1つつければいいものでないとしたら、寝室と台所か階段とかありましたよね。そういうことからいくと2つぐらい要るのかもしれませんが、そういう方を対象にした場合はどのぐらいの対象者がいて、金額的にはどのぐらいの金額になるのかお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど1つ申し上げなかったかもわからないのですが、滝川消防でも昨年1年間

アンケート調査を行いました。調査対象707世帯のうち345世帯が60歳以上ということで聞いてございます。住宅用火災警報器の設置義務化についての認知度につきましては83.6パーセント、これは滝川消防のアンケート調査でございますが、83.6パーセントと高いものの設置度は21.5パーセントと低かったということが調査の結果わかったところでございますが、反面60歳以上の方に限って申し上げますと、いわゆる設置義務についての認知度は57.7パーセントであるのに対しまして設置率は50.1パーセントと比較的高く、義務化を知った時点で取りつけを行う高齢者の方々もいらっしまったということがこの傾向で読み取れるというふうに思っております。

その中で、これは2番目のご質問かと思いますが、昨年度実施した福祉灯油助成券の交付事業では、対象世帯全員が市民税非課税で暖房に灯油を使用しているというところでの数字でございますが、70歳以上の単身世帯ですとか、70歳以上と65歳以上の方のみで構成されている世帯ですとか、18歳以下の子を扶養している母子ですとか父子世帯とか、こういう条件がございますが、その中でまずちょっと前段申し上げましたが、公営住宅ですとか貸し家の実は把握はしてございません。そういう中で、福祉灯油の世帯数で申し上げますと全体で2,173世帯ございまして、そのうち今1,938世帯に交付したところでございます、福祉灯油ですが。内訳ですが、1,938世帯の中で高齢者世帯が1,539世帯、障がい者世帯が151世帯、母子、父子世帯が248世帯ございまして、先ほど議員さんからもお話がありました仮に1住宅に2カ所つけるとして、先ほど私は4,000円から8,000円ぐらいの幅がありますということで申し上げましたが、仮にその真ん中をとって1個6,000円とした場合に、おおむね2,000世帯と考えますと2カ所でさらに6,000円でございますので、2,400万円ぐらいという推計の数字が出てまいります。実際に平成20年の交付世帯で見ますと1,938世帯ですから、それをそのとおり当てはめていきますと2,325万6,000円ぐらいという数字になります。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 世帯と金額についてはわかりました。その中で、できれば全額助成が一番いいとは思いますが、せめて半額なり、やはり命の問題でありますから検討をすべきかと思っております。大変予算がない中で苦しいのだなどは十分わかるわけですけれども、このまま放置して罰則ないから義務化でもしなくてもいいのだというような、そういうような義務化では意味がないなと思っておりますので、ぜひともそこを検討し、考慮していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。今全部できるということでもなくとも検討するというだけでも結構ですので、これであきらめるというわけにはいかないなと思うのですけれども、ぜひ見解をお願いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 公営住宅で提案しているのは、大家としての責任で提案しているわけです。これは、ぜひとも大家さんとなっている市民の皆さん方を初め、そういう皆さん方は大家さんの責任で設置してほしいというふうに思います。しかし、それが進まない場合は入っている方の入居者の責任でということもあるかもしれません。ご自宅をお持ちの方は、ぜひともご自分の責任においておやりいただきたいというふうに思います。ただ、個々の皆さん方がおやりになると結構高いものになる

かもしれません。したがって、町内会の皆さん方とかご協力をいただいてまとまるとか、いや、取りつければ電気屋さん任せないで地域の人たちがやるとか、そういうふうに取り組んでいただけるように努力をしよう、お願いをしようということでもあります。実質的にそれで安くなれば、補助金と同じ効果を生むわけです。ぜひとも地域におけるそういう取り組みを含めて、法律に定められた義務を発揮していただく体制づくりは一生懸命やりたいというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 町内会でのそういった設置努力等については、もう当然そうすべきだなと思います。それから、公営住宅あるいはオーナーが設置すると。自分の住宅ではあっても、立派な住宅に入っている持ち家の人もいますけれども、皆さんもご存じかと思いますが、大変な住宅に入って生活も本当に大変だという方もいらっしゃるのも事実なのです。ですから、そういうことなんかも考えながらぜひとも、先ほどの1,938世帯という中、これは公営住宅やそういう貸し家とか、そういうのもみんな入った住宅だと思うのです。ですから、私が今対象にしてほしいという世帯をカウントするとこれからかなり少なくなるのかなと、予算的にも。私の質問をしたのはそれ以外です。公営住宅、貸し家、それ以外でということなので質問を入れていますので、もしそこら辺がなおそういうことでわかれば、もし今は全部カウントしてしまって1,938世帯だったというのであれば、また別の機会でご質問させていただいてもいいのですが、それを除いてわかればお願いしたいと思います。

○議 長 わかりますか。保健福祉部長。

○保健福祉部長 公営住宅ですとか貸し家は、実は先ほど申し上げましたけれども、把握はいたしておりませんので、それ以外の数字ということであればちょっとお答えできないところでございます。

また、先ほどこれからは応益の負担ということでお話ししましたけれども、今現在介護福祉のほうでやっております緊急通報システムですとか、さらに福祉除雪につきましてもいわゆる受益者の応益の負担も多少いただいておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 私は、やはり義務設置というところにこだわるわけです。それは、やはり消防法の中で本当に危険が多いと、特に高齢者については危険が多いと、そういうことを考えて義務設置になっておりますし、必要だなと思う。緊急通報装置については、自分が必要とする人が申し込まれると、そこら辺に大きな違いがありますので、何でも応益負担ということで片づけるのはどうかと思います。いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 お金がないからやらないわけではないのです。この施策については、やっぱり行政が税金でお金を出すということが今この段階で適切なのかどうかという政策上の判断です。これがやがて義務設置をされているような期間に到達して、そしてご質問のように経済的理由でほんの一部の方々が設置できないということが何年か後に明白になったと、そういう場合どうするのかというところまでは言及していません。私は、まず第一に補助金ありきで進めていく政策ではないのでは

ないかと、この点をぜひとも法律の趣旨に基づいて努力していただきたいと、そういう政策判断を今しているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 今の市長の答弁で納得をしました、わかりましたとはなりませんけれども、そういった状況が起きた状況でまた提案するというのでこの通報装置については終わりたいと思います。

## ◎2、教育行政

### 1、学校図書館について

### 2、フッ素洗口について

次、教育行政についてです。今回は図書館について、今まで蔵書だとか予算について何度も質問をしてきたと思いますけれども、学校図書館、私は図書館は非常に大切だと思っております。学校図書館は、学校の心臓とも言われるくらい大切だと。貸し出しや朝の読書活動、調べ学習など、本当に利用することで本に興味、関心を持ち、ひいては漢字の読み書き等の言語能力や知識、理解を深め、世界観、道徳観、倫理観、自然や科学に対する探究心など多くの力を養う、培うということが出来るものだと思いますが、学校図書館については、例えば今はそんなに図書館に頼らなくてもパソコンでも調べ学習ができるだとか、いろんなことを言う人もおりますけれども、教育長としてはどのようなお考えを持っているのか伺いたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 学校図書館についてでございますけれども、今議員さんおっしゃるとおりテレビあるいはインターネットなど、さまざまな情報メディアが今子供たちの周りに普及をしております、なかなか読書習慣というのが身につけていないというのが現実だというふうに思っております。また、情報化社会の便利な面はあるというふうには思いますが、自分で物事を考えず、断片的な情報で受け身のままになってしまうというような指摘もあって、豊かな教養や感性、議員さんのおっしゃることはごもっともだというふうに思います。新学習指導要領におきましても日常的に読書に親しむために学校図書館を計画的に利用し、必要な本や文書などを選ぶことができるように指導することが重要視をされております。市教委としても学校図書館の重要性については認識をして、またその充実を図っていきたいというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 教育長も図書館については充実を図ってきたいということで、同じ思いであると受け取ってよろしいかと思います。

それで、市内において学校図書館がどのような状況で運営されているのかということについて伺いたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学校図書館の運営についてご質問でございますが、学校図書館の現状につきまして、毎年文部科学省で実施しております学校図書館の現状に関する調査という調査の中で各図書館の人的整備の状況、蔵書率など物的整備の状況、読書活動の実施状況を把握しております。また、

本市におきましては平成16年度から学校との連携による読書活動支援事業を実施する中で市立図書館と学校図書館との連携にも取り組んでおります。また、学校図書館研究会という組織が市内小、中、高校で組織されておまして、その中でも毎年読書感想文コンクールの実施ですとか図書館事業の交流、研究も深めているところです。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 まず、学校図書館の現状ですけれども、時間が非常にないと。そういうことから、図書の貸し出しを昼休みあるいは放課後10分か15分ぐらい開館してそれでやっていると、そういうような状況の学校がほとんどではないかと思いますが、その点ではどのように把握しているのか。

それから、今ご答弁ありました学校図書館研究会の中では、小中学校の読書感想文の募集というのはあるのですが、それには今は高校も一緒にやっているということなのですね。まず、そこまでお願いします。

○議 長 大谷議員、順番が変わっていますが……

(「はい、済みません」と言う声あり)

○議 長 では、要旨5ですね、今。

(「わかりました」と言う声あり)

○議 長 お答えください。教育部指導参事、どうぞ。

○教育部指導参事 学校図書館の開館時間についてのご質問ですので、お答えいたします。

学校によりましては、小学校、中学校、それから規模の大きさによっても開館時間については多少違いがありますけれども、主に2時間目と3時間目の長い休み時間、二の休みと呼んでおりますけれども、その時間に開館する学校がほとんどでございます。そのほか昼休み、放課後あるいは学校によっては常時開館というところもございます。いずれにいたしましても、休み時間、それから放課後の利用はもちろんですけれども、授業を通しての活用ですとか家庭への貸し出し、それから家庭への働きかけも行いながら読書環境の充実、読書意欲の向上などに取り組んでいるところでございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 5まで先に飛んでしましまして申しわけありませんでした、状況ということで。

それでは、読書に関心を高めるということも今あわせて答弁いただいたと思いますけれども、PTAなど……こっこの順番で、それでは3にいきます。平成15年以降、12学級以上の学校には図書館司書教諭を必ず置かなければならないということが定められたわけですが、市内の小中学校では司書教諭においてどのような状況になっているのか質問いたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 司書教諭の現状につきましてお答えいたします。

今お尋ねのとおり、平成15年以降司書教諭を置かなければならないということになりまして、滝川市の学校管理規則を改正して12学級以上の学校に司書教諭を置いております。現状といたしましては、小学校7校のうち東栄小学校、江部乙小学校を除く5校、中学校4校のうち開西中学校と江部乙中学校を除く2校、合計7校7名の司書教諭を4月当初に発令しております。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 市内で7名の司書教諭が配置されているということがわかりました。この司書教諭なのですが、これは教諭をもって充てるということで、こういうことからいくと講習を修了した者であれば専任でなくともよいということになります。校務分掌の一つとして、教科のほかいろんな仕事や部活など、そういうものを持ちながら、そして司書教諭をするということですが、市内においてももちろんというか、当然というか、そういう形での配置になっているのでしょうか。

また、この人方がそういう配置であれば、専任でなくいろんなものをやりながらということになれば、その学校において何人も司書教諭の免許を持った方がいればいいのですが、一人しかいないとなれば常にその部署、分掌でいうと多分教務のうちの教務と図書館係という形になると思うのですが、生徒指導上いろんな校務分掌を持って生徒理解、いろんな部署をわかるというのがいいのかなと思うのですが、こういった際その免許を持つと常にそういう形になってしまうのではないかと思うのですけれども、どういう形で配置しているのかお尋ねします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 司書教諭の市内の発令状況でございますけれども、今ご質問にありましたとおり司書教諭につきましては講習、それから単位の取得のみではなくて講習の修了をもって単位を取得をして免許状の申請を行います。司書教諭の免許状を授与された者が司書教諭の資格を持つということになりますので、学校におきましては司書教諭が複数いる場合もありますけれども、司書教諭と学校管理規則上発令いたしますのは各学校1名ということになります。この1名の司書教諭につきましては、職務といたしまして一般的に子供たちの学習、読書を推進し、教育課程の展開を支えるものとして、学校図書館の効果的な活用を図るために学校図書館の活用あるいは読書活動についての校内の協力体制の中心を担うものであると定められております。つまり司書教諭がすべて図書館の仕事をするとか、読書指導の仕事をするということではなくて、学校によりましては校内読書委員会の中心的な推進役あるいは学校によりましては読書何とか委員会というところの核になる人間ということで、司書教諭のみがこの業務を推進するということではございません。ただ、いずれにいたしましても司書教諭につきましては、今議員お尋ねのように定数配置となっておりますので、担任を持って、あるいはほかの校務分掌を持って、部活動を持ってこの仕事をするということになりますので、なかなかその仕事に専門的に従事するということにはなっておりません。このことから、滝川市も所属しております北海道都市教育長会といたしましても北海道及び北海道教育委員会に対して専任化を強く要望しているところでございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 強く要望していただいて、その結果が今回は見送られたというような報道も出ていたわけですが、引き続き強く要請していただきたいと思いますものだと思っております。

先ほど各学校における読書に対する関心を高めるために、いろいろ市の図書館との関係だとか図書館研究会等のお話がありました。この6番の部分については、そういうことかなと思います。ただ、学校の現状としては、本当に委員会といってもなかなか複数で委員会を持たないと、子供を指導しながら活動するのがやっとなかなかなと思うのですが、それについてもほとんど時間がとれないと

いうことで、学校の現状としてはこの大切な図書館について余力を入れる時間的余裕がないというのが実際的なところではないかと認識しております。その中で、各学校で朝の読み聞かせだとか、ボランティアによる読み聞かせだとか、子供たちに興味、関心を持たせる、少しでも読書に魅力を持たせるような取り組みをしていただいているということでは大変ありがたく思っておりますが、なお引き続きそういった取り組みをしていかないと、子供たちはかなりの働きかけをしていかないと手っ取り早いゲームだとかパソコンのほうに飛びついてしまうのも現状でないかと思えます。

それで、西小学校では、7番なのですが、PTAの予算で司書のボランティアというか、司書の方をお願いしているということですが、ほかの学校でもそういう例があるのかと。また、8番も続けますが、保護者負担はどのくらいになっているのかと。あわせて答弁をお願いいたします。

○議 長 大谷議員、6番は当然今の質問の中に入っているのですね。通告でありますから、全部やっていただかないとなりませんので、6番も入っていると解釈してよろしいのですか。

(「さっき伺った分はいいですが、それ以外にあれば」と言う声あり)

○議 長 では、7番までということですね。

(「8番まで」と言う声あり)

○議 長 ごめんなさい。8番までお答えください。教育部指導参事。

○教育部指導参事 それでは、先ほどの答弁が漏れていたところで、各学校における読書を高めるための取り組みですが、各学校はそれぞれ創意工夫を行いまして読書意欲の向上に努めております。例えば読んだ本を記録する読書通帳、あるいは自分の読んだ本を友人やほかの学年の子に学年を超えて勧める読書郵便、それから読書週間あるいは読書月間、朝の一斉読書週間、それから図書委員会の活動になりますけれども、図書日より、図書新聞の発行、それと先ほどもお話ししました読書感想文コンクールへの応募などの取り組みを学校で進めております。あと、市教委といたしましては市立図書館と学校との連携による読書活動支援事業の中で読書アルバムですとかブックフェスティバル事業、それからブックキャラバン事業、ちょっと名前だけではぴんときないかもしれませんが、このような事業をやっております。また、月に1度クラス単位に各学校に図書館の本を貸し出す貸し出し文庫、従来から行っております移動図書館プラタナス号による学校への直接学校敷地内での貸し出し、それから学校図書館の書架の整理、掲示物の張りかえ、図書選定の助言等々、市教委としても取り組んでいるところです。

それから、西小学校での現状についてのご質問ですが、西小学校ではPTAの予算で司書のボランティアの方をお願いしております。これは、1家庭当たりおよそ150円程度というふうに聞いております。それから、ほかの……

(何事か言う声あり)

○教育部指導参事 月です。月150円程度というふうに聞いております。他の学校の様子ですが、西小学校のように専属の方を配置するということはしていませんけれども、PTAの教養部ですとか地域の図書ボランティアの方が読み聞かせあるいは読み語りという形で学校に入る、そしてその際に図書室の掲示の張りかえを行うですとか、あわせて図書の配架の整理、それから古くなったり傷んだ本の修繕と、そういうことをボランティアという形で行っております。また、こ

れから取り組むことですが、学校支援地域本部の事業として図書ボランティアを募集して各学校で活用いただきたいというふうに考えております。

◎議事延長宣告

○議長 間もなく4時になりますが、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。大谷議員。

○大谷議員 それでは、9番、10番、あわせて質問したいと思います。

蔵書等についてです。文科省では、この学校図書館というのにすごく力を入れております。新学校図書館整備5カ年計画をスタートさせ、毎年200億円、全国で。5年間で1,000億円の措置をしている、そして子供の読書活動の推進や図書館の充実に力を入れております。しかし、国が定めた標準冊数に達した学校が非常に少ないと。特に北海道が低くなっているわけですが、市内の学校ではどの程度学校図書標準を満たしているのか。

また、蔵書の調査について行われていると思いますけれども、学校図書館には昭和30年代からの非常に古い茶色になった本もたくさんあります。市の図書館では、何だかもってけ何とかというのをやっているわけですが、そういうのをもうみんなカウントしての実際の数という押さえ方で蔵書の数をカウントしているのではないかなと思うのですが、どの程度古いものまでカウントするものか。ですから、私が言いたいのは実際子供が利用する、見たい、そういった本とこの蔵書の数というのはちゃんと合っているのかなと、そして図書標準を満たしているのかなと、そういうことをあわせて質問いたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 市内の学校の図書の蔵書の率でございますけれども、滝川市の小学校では学校によってばらつきはございますけれども、およそ60パーセントから101パーセントの中で推移しております。小学校7校の平均につきましては82パーセントの率になっております。中学校では、4校で68パーセントから105パーセントとなっております。4校の平均で81パーセントとなっております。いずれも先日発表されました全国平均を上回っておりますけれども、100パーセントを達成しているのは小学校、中学校ともに1校のみでございます。

それから、2点目の蔵書の古い本の廃棄等の関連ですけれども、教育委員会として特に廃棄基準を定めることはしておりません。ただ、学校図書館図書廃棄基準というのが全国学校図書館協議会のほうで制定されておまして、それを参考にしながら各学校では廃棄をしていると思います。おおむね30年以上経過したもの、それから損傷の著しいもの、それから資料として価値がなくなっているものなど、順次廃棄を進めているというふうに伺っております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 こういった詳しい状況については、なかなかその図書関係を担当した教員でなければきちっとした把握ができていないわけですが、その基準についてもどういった形で通知されているのか。私がいたときには、そういった基準というのは一度も聞いたこともありません。そして、どのぐらいのものまでとっておかなくてはならないのかというのは、人が欲しいということは、まだ

読みたい本なのだから捨ててはいけないだとか、そういうことで例えば世界の国々というのが、これは30年も過ぎると相当違ったり、そういったものがかなりあるのですが、そういうのも全部カウントしていたというのが現状なのですが、そういう基準の今平均が82とか中学校は81ですから、数字的にはいいのかなとも思うのですが、そういう廃棄基準等についてはきちっと知らせているのかどうか、そういうもとに調査をされているのか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今申し上げましたように、市教委としての廃棄基準というのは定めておりませんが、全国の学校図書館研究協議会の廃棄基準を参考にしてそれぞれの学校が行うようになっております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 それで、そういった全国の配置基準というものをきちっと認識していないのが現状ではないかと、それをきちっと知らせているのかということをお伺いしました。いいですか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今のご質問ですけれども、各学校がこれらの廃棄基準を参考にしながら昨年度実際に1年間で廃棄した冊数ですけれども、小学校でいいますと、一昨年度になります。平成19年度中に廃棄した小学校の図書の冊数が全部で1,254冊になります。多い学校は518冊の廃棄、少ない学校はゼロという格好です。中学校の場合は、4校で1,800冊の廃棄となっておりますので、それぞれこれらの基準も参考にしながら廃棄も行っているというふうに受けとめております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 ということは、かなりこういった図書館関係に熱心にやろうとした人が担当した場合には、その本をきちっと調べて、これは廃棄に値するという出た本がこれらではないかなと。つまり忙しい中で新刊書の整理のみに追われているようなところでは、ほとんど手をつけていない数字だなと私は読みましたけれども、多分そうだと思います。

それで、次に移りますが、きちっと図書館活動をするには、確かに蔵書も非常に大事です。そして、先ほど言った文科省は廃棄の図書も考えながら標準の冊数、学校図書標準を満たしていくと、そういうことで予算をつけているということではありますが、蔵書も大事なのですが、それらをきちっと整理する、あるいは子供に興味、関心を持って読書活動を進められるような、図書館司書が常に図書館にいられるような、そういう配置をしていくことがこの図書館活動を活発にし、子供が本を好きになっていくと、そういう条件として非常に大切ではないかなと思います。先ほど言ったように司書を置くような要請については、今年度は見送られたわけですが、常にそれを要求していくこととあわせて、今各種緊急雇用対策等あるのですが、この図書館の司書を緊急雇用対策の中で配置できないものかなと。これは、何年か以前にもありました。そして、学校のほうに配置されたことがあります。もう10年ぐらいたったのでしたか。そんな記憶があるわけですが、ぜひそんな形で検討をお願いしたいと思うのですが、それについていかがでしょうか。

○議長 長 教育長。

○教育長 学校図書館に緊急雇用等の配置というご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり学校図書館における司書教諭の専任配置という部分につきましては定数配置を要望してきているところでございますが、緊急雇用の活用ということで、今年度の枠についてはほぼ埋まっているというふうにお聞きをしております。その図書館の業務を行う職員が確保できるのかどうかというところが最大のネックといたしますか、課題なのかなというふうに思っております。また、専任の司書教諭がないということもあって平成16年度から市立図書館のほうで学校訪問というのを行っております。多い学校では、5年連続行って図書室の整理等をしてきているところですので、そういう意味では当面市立図書館との連携の中で学校図書館のサポートをしていきたいというふうに思っております。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 市立図書館の学校サポートについて、もう少し深く教えていただきたいと思っております。私がいたころには、そういうのはなかったものですから、ちょっと学校との打ち合わせができておりませんので、お願いいたします。

○議長 長 答弁できますか。教育部指導参事。

○教育部指導参事 市立図書館と学校図書館との連携の事業につきましてですけれども、平成16年度からスタートをいたしました学校との連携による読書活動支援事業という事業です。具体的には、市立図書館のほうで各小学校を対象といたしまして1年間に読んだ本を記録し、100冊を達成すると賞状を発行する読書アルバム取り組み、それから北海道立図書館から借りた本を体育館に並べ児童に貸し出しをするブックフェスティバルの実施、昨年度は第三小学校と東小学校、2校実施しております。それから、中学校を対象といたしまして夏休み中に読書感想文用の本を貸し出すブックキャラバンの実施、これは小学校ですけれども、各学校のクラス単位に貸し出す貸し出し文庫、50冊を上限といたしまして学級ごとに毎月配本して貸し出すという事業を行っております。それから、移動図書館車のプラタナス号を公園ですとか、いろいろな施設だけでなくて各学校の校地内に入っていただいて学校の中で移動文庫を行うプラタナス号の巡回図書をやっております。それから、学校図書館に直接入りまして書架の整理、それから掲示物の張りかえ、図書選定への助言というようなことも行っております。そのほか小中学校との先ほどもお話ししました学校図書館研究会に引き続いて連絡会議を開催したり、学校訪問を行いましてPTAのボランティアの読み聞かせ、読み語りの指導、図書修理の指導等々を行って学校図書館の活性化に努めてまいりました。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 図書館の方が来て、学校の書架の整理とか図書選定の助言という答弁がありましたが、書架の整理等ではどの程度学校に入っているのでしょうか、年に何日間ぐらいとか1年で全校とか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 昨年、平成20年度では、第二小学校に2回、東小学校に1回、2日、1日ということです。それから、平成19年度には、第二小学校1回、東小学校1回、江陵中学校に3回、平成18年度には第二小学校1回、第三小学校2回、江部乙小学校1回、明苑中学校3回というふうに各学校の要望を踏まえながらそれぞれの学校を訪問して直接指導に当たっております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 第二小学校、東小が多いのですね。年間にこれは2回なのですね。2回、2回、江陵は3回とか、年間ですね。時間帯は半日、半日ぐらいずつですか。

○議 長 その質問は……

○大谷議員 ないのね。わかりました。それでは、これは出てきた答弁の中からということで質問をしているのですが、こちら通告はしていないということでわかりましたので、また直接でも伺いたしたいと思います、そのときはよろしく願いいたします。

次、3つ目に移りたいと思います。これでいうと2番です。教育の2番、フッ素洗口について。フッ素洗口についていろいろ今論議されておりますが、フッ素洗口に関する動きがあるのかどうかということで質問いたします。道議会の中で、2009年の第1回目の定例会の中でこの健康づくりの8020、80歳まで歯を20本残して健康に過ごしましょうということで、そういう条例が提案されております。保育園、幼稚園、小学校でフッ素洗口を推進しようと、そういうことで定例会に提案され、今条例が定例会で通って条例が制定されるというような形で聞いておりますが、市に何らかの働きかけがあるのかということで質問いたします。

○議 長 教育長。

○教育長 第1回の定例会で北海道口腔の健康づくり、私の記憶では8020というふうにしたしか読むのだったというふうに記憶しておりますが、推進条例が議員提案をされ、一部修正が加わりまして先般6月16日の日に可決されたところでございます。背景として、道内の虫歯の罹患率そのものは減少しておりますけれども、全国平均を上回っていると。例えば12歳児の永久歯の虫歯は2.4本ということで、全国平均の1.6本を大きく上回って全都道府県のワースト5位というふうになっているということから、道内の子供たちの虫歯の本数を減らそうということで条例案をまとめ、提案をされたところでございます。8020運動、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標に幼児期から生涯にわたって自分の歯を大事にするという運動でございます。今回のフッ素の関係では、空知保健福祉事務所が中心となって地域歯科保健医療対策の充実強化及び推進体制の構築を図ることを目的としまして、平成20年の12月10日に中空知保健医療福祉圏域連携推進会議歯科保健医療専門合同部会という非常に長い部会が設置をされております。滝川市教育委員会もこの委員となっております、既に2回会議が開催をされて参加をしております。その中では、フッ素洗口も含めて虫歯予防の対策の検討が行われておりますが、先ほど言いましたまだ条例案が制定する前の段階での会議ということでございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 歯の健康が大切だということは本当にそのとおりです。歯を大切にしたいと。しかし、それがどうしてフッ素洗口なのかと。フッ素については、歯科医師会等が推薦、推奨しているわけですが、いろんな団体の中でフッ素の害についてみんな取り上げております。心臓への悪影響とかがんの多発、骨の危険性と影響とか試薬訴訟とかいろいろあります。そして、多くの団体が道議会のほうに反対の陳情要請を次々と上げているのが現状です。今の条例が制定されるとしても、これは強制的にどうしても学校ですということについても私は親として子供にどうしてもさせたくない

いという親もたくさんいると思うわけです。もし学校でしなくてもどうしてもしたい親は、子供と歯科医等に行けばよいのであって、これを学校で行うということは、どうしてもしなければならぬと子供は思ってしまうわけですね。WHOの中でもこれは1994年の勧告なのですが、6歳未満の子供にはやってはいけないと、そういうことを言っております。12歳児の平均の虫歯数が3本以上ある地域は、フッ素をしたほうがいいのではないですかということも言っておりますが、北海道、日本においてはこれも3本以下なので、特にする必要はないのではないかと思います。したがって、条例化されてもこの前の新聞で見ますと、それは強制すべきものではないということを入れて可決したということですから、これがもし委員会においてきた段階で強制するというようなことがあってはならないと思いますが、教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 フッ素洗口につきましては、厚生労働省から平成15年にガイドラインが示されておりまして、その中で4歳から14歳までの期間に実施することが虫歯予防としての大きな効果をもたらすというふうにされております。市内においても私立の幼稚園、そして全保育所においてこのフッ素洗口が行われております。保護者の方でフッ素洗口を望まないという方がいらっしゃる場合には、フッ素を入れない水をそのまま子供さんに与えて、ブクブクとやる時はみんな一斉にやるけれども、フッ素洗口を望まない方についてはただの水だけでうがいをするというようなことを行っているというふうにお聞きをしております。安全性の議論というのは、それぞれの立場があるというふうには思いますが、自然界に含まれているフッ素の量と比較をするとどうだとか、飲み込んだ場合でも健康被害が発生することはないとかというようなこともまた一方では言われております。フッ素洗口そのものは、虫歯予防において有効な方法の一つではあるというふうには認識はしておりますが、実施に当たりましては保護者の同意を得るということも先ほど申し上げました課題もあります。学校現場や学校歯科医等とも十分協議を行いながら、市民の方の正しい知識と理解を求めた上での取り組みをしたいというふうに思っております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 このフッ素洗口を進める側と反対する側でそれぞれの理由があつて、きちっとデータに基づいてそれぞれが意見を言っているわけですが、これが納得をされない限り私はすべきではないと。医者がいいから、いいと言ったのであれば、エイズなり肝炎なり薬害訴訟が起きるわけはないわけですから、やはりいろんな情報を公開して親が納得できる、保護者がやりたいと、そういう場合にはいいかもしれませんが、拙速にすぐやるべきではないということを強く申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 市民クラブの荒木でございます。通告に従いまして、なるべく端的に質問させていただきたいというふうに思います。

## ◎1、組織・人員

- 1、職員採用について
- 2、社会人枠採用の実施について
- 3、採用試験のあり方について

まず、組織・人員、職員採用についてということで、昨年もこの時期に同様の質問をさせていただいておりますが、まず1点目であります。本市におきましては、昨年度当初2年続けて採用凍結から方針を変えて新規採用を再開いたしました。近隣でも採用を行っていない自治体が多いという現状の中で、大変厳しいということは理解をしております。そこで、今年度末の退職予定者数と新規採用予定者数について伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

21年度中の退職予定者数でありますけれども、現在のところ18名と把握をしております。また、22年度当初採用予定人数でありますけれども、今年度の職員の退職状況、今後のですね。さらにまた、職員派遣の状況などを見きわめながら判断をしたいと考えておまして、今直ちに何名というふうに申し上げられる今の状況ではないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 現状としてタッグ計画における減員を、減員というのは人数を少なくしている、前倒しする形で職員数を減らしているという現状があるというふうに思います。私は、これだけ若手職員が少なくなっている現状をかんがみまして、退職者数と同数というわけには当然いかないというふうに思いますが、最低今までですと、例えば比率でいけば30パーセントから40パーセントぐらいこの2年間採用してきたのだという、退職者数の割合でですね。というふうに思うのですが、最低退職者数の7割あるいはそれ前後という補充に方針転換をすべきだというふうに私は考えますが、その考え方について伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、近年3割、4割程度というふうには私も認識をしております。21年度の退職者数がかなり人数的には多いと、近年にない数に上るという予定であります。そうした中で、現在業務を進めております今年度限りの業務というのもありますし、また今後の退職者数と申しますか、毎年18名ということではなくて、かなり年度ごとの波もあるということも含めて、平準化的な考えもやっぱり必要なということも含めて採用予定人員を決定をしたいと考えております。それで、現時点で何割ということは申し上げにくいというふうに考えますけれども、少なくとも今までのここ2年間の率よりは大幅にふえるというふうに考えております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 確定的なことは申し上げられないというのは理解します。私が一番危惧するのは、例えば10年、20年後でありまして、現時点で物すごい期間を持てと言われても非常に厳しいというのはわかりますが、例えば5人を3年間採用したら15人ですよね。その15人が全員例えばこの答弁席に座るということを想像すれば、いかにそのときの組織に大きい問題が生じるかというこ

とがわかりいただけるのではないのかなというふうに思います。前向きなご答弁がございましたので、次に関連で社会人枠採用について実施をするという方向性について公式に表明をされているというふうに私は認識していますが、具体的な時期を含めた詳細について伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、来年度の職員採用におきまして現在考えておりますのは新規採用、新規学卒者のほかに枠を設けて経験のある社会人の採用を実施したいと考えております。今までは、ここ2年間でございますけれども、平成19年度は27歳以下、これは新規学卒者を想定なのでございますけれども、27歳以下、さらにまた20年度は30歳以下という年齢を設けて実施しております。今年度考えておりますのは、現時点でというふうに申し上げますと、例えば学卒者であれば26歳程度までとか、社会人枠についてはその後27歳から35歳ぐらいまでとか、そのような枠を考えております。また、社会人として一定年数やはり民間等で勤務の経験のある方ということも想定をしております。そういうことによつて、以前にもご質問をいただきましたが、滝川市の場合、特に荒木議員ご承知のように35歳未満、特に33歳未満の年齢層がかなり薄いということです。そういうところの改善というか、そういうものにもかけていきたいと考えております。採用に当たりますのは、例えば民間等でどんな職種でどのような仕事をしてきたか、また何か実績があるか、またはどのような資格を取得しているかなど経験や実績を重要視するというふうに考えております。社会人の経験を通じて、さまざまな関係者とのかかわりの中で培われた豊かなコミュニケーション力、さらに調整力、柔軟な発想力、サービス意識などを持って市の将来を常に考え、住みよいまちをつくるという志を持ち、積極的に行動する人材を求めたいと考えております。

以上です。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 3番目、採用試験のあり方についてでありますけれども、新聞報道等で皆さんご承知かもしれませんが、函館市が自己アピール採用、スポーツや芸術文化などに好成績をおさめた人を対象とする採用枠を実施すると。しかも、新規採用とあわせて統一日を前倒しで7月1日だったというふうに思いますが、そういう採用を始めるというふうなことであります。多様で個性的な人材、今も当然いるのですが、これらのそういう人材を多く確保する、より多く確保するということが重要となるというふうに私は考えますし、従前の採用試験のあり方から大きく方針を変更するなど、そういうお考えがあるかどうかについて伺いをいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございます。荒木議員さんの言われている趣旨は十分わかります。私もそのように思います。それで、先ほども答弁させていただいたとおり来年度の職員採用に向けての社会人枠は、その採用に当たりますのは学力重視ではなく、本人の職務経験や実績を重要視して採用したいと考えております。そのためというわけでもございませんけれども、先ほど函館市の前倒しの話もありましたが、まず今回は例年2年続きで9月試験というのを実施してはりましたが、それを2カ月ほど前倒しをして7月に第1回目の採用試験を実施したいと、前倒しをしたいと。一

部高校生の関係は、前倒しというわけにはちょっといかないものですから、それは例年どおり9月というふうになると思います。前倒しをまず実施をするということと、組織が必要とする有能な人材を掘り起こすためにどういった方法がいいのか。先ほど函館市の例も提供いただきましたけれども、私どももそれらも十分勉強しながら従来にない、学力重視でないということは従来ではないという方針ではございますけれども、さらに一步踏まえた採用方法等について検討していきたいと考えております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 この1番目については、もう一個質問をして終わりますが、意見の言いつ放しというわけにはいかないのです。例えば宿泊で面接するとか、若手職員、中堅職員に面接官を充てるとか、それから例えば宇都宮市なんかは3次試験でプレゼンテーション試験だとか、あるいは集団討論をさせて適性を見るというようなかなりユニークなやり方をされております。私がさっき実はお聞きしたのは、そういう面接の実施、面接で人を見るというところで思い切った方法をとるかどうかということを検討されるお考えがあるのかどうかという意味だったものですから、この件だけお答えをいただいてこのことは終わります。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 大変失礼いたしました。質問の趣旨をちょっと取り違えたようでございます。実は、面接の仕方でございますけれども、19年、20年実施しております。そういう中で、私ども面接を例えば土日に分けて、例えば土曜日は若手職員の集団面接を行う、2日目の日曜日は今までの理事者を入れた面接を行う、そういうことも実は2年間やっております。それで、宿泊面接というまでは実はまだ至っておりませんが、そういうような若手の職員からもそういう話も実はあります。それが実施可能かどうかという点もちょっとございますけれども、そういう点も含めて今まで2年間やってきたノウハウというのは余りないわけでございますけれども、そういう反省点あるいはよりその改善するために、より人材を確保するためにどうすべきかということをも十分内部議論して進めたいと考えております。人を見るという点です。

○議長 長 荒木議員。

## ◎2、契約

### 1、入札について

○荒木議員 2番目にまいります。契約の関係で、入札についてなのですが、年々公共事業が激減する中、地方疲弊は目を覆う状況であり、本市においても地場業者に限定をした入札を平成20年の5月から実施しているところでありますけれども、工事、契約等、ここに等と書いたのですが、物品の購入なんかもあるというふうに思いますので、等を除きまして工事、契約に限ってそのすべての入札において最低制限価格の設定をするのが私はいいのではないかと趣旨で質問をしているのですが、最低制限価格の設定がどのようなになっているのかをお伺いをいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、荒木議員ご承知のように滝川市においては

公共工事の入札におきまして地場産業を育成しつつ、法の定める適正化法が13年に施行されておりますので、法に定める公平、公正、そしてまた透明性、競争性の確保に意を用いて、総務部に専任組織をその当時設けまして鋭意取り組んでいるという状況であります。

ご質問の最低制限価格の取り扱いにつきましても、法律上は地方自治法施行令第167条の10第2項という規定がございます。その規定は、これは一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合と、今は例外規定でございますけれども、その条文の中に地方公共団体の長は一般競争入札により工事または製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることができるというふうな規定がございます。そこで、私どもも平成15年4月に滝川市最低制限価格取扱要領というのを策定をして、現在その要領に従って運用しているところでございます。

それで、どのように最低制限価格の有無を決定しているかというふうに申し上げますと、指名選考職員会議において入札に付する案件ごとに最低制限価格の設定の適否を審議し、決定をしているところでございまして、この場合、低価格の受注によって法で定める適正な契約の履行に支障がないかどうかという視点で判断を行っているというところであります。それで、現時点において平均落札率から見ても適正価格での入札がなされているという判断をしております。大部分はほとんどは最低制限価格は設定をしていないという現状であります。ただ、一方一部の業種で低落札率での受注があるというのも事実でありますので、私どもといたしましては法の趣旨を踏まえて契約の履行状況を確認の上、現行の入札制度を基本にして適切に運用していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 私は、身内にこういう建設業の人もいませんし、全くの素人なのですが、落札の状況をずっと確認しています。全く素人が見て、恐らく99パーセントぐらいは適切なのだろうというふうに私も見えています。ただ、今総務部長さんがおっしゃられましたように一部で例えば50パーセントを割るような落札率が本当に適正なのかどうかという疑問があります。この質問をしている趣旨は、最低制限価格を設定すればすべてが片づくというふうに全く思っておりません。私がもし設定するとしても難しいなと思うのは、例えば事務量も相当ふえるだろうし、あるいは本当の競争原理を守ることができるのかどうかという疑問も出るし、あるいはある特定の工事あるいは契約に一律に最低制限価格の比率を設けると最低制限価格が予想されやすくなるということもあります。そういう状況も踏まえた上で、しかし一部本当にその50パーセント前後で適正なのかという思いがあります。例えばその適否を判定する際に、私がここでお聞きしたいのは昔問題になりました1円入札だとか、あるいはダンピング、こういうものは明らかにおかしいですが、それと最低制限価格を設けないのであれば、それと適正な価格の境目というのはどういうふうに判断をするのかというのがよくわかりませんので、その部分について一定の基準があるのであれば簡単に口頭でご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、今の要綱上は65パーセントから85パーセントの幅が数値上はございます。それで、先ほど私が申し上げた一部に低落札率という事例が、ことしに入ってから事例でございますけれども、測定の部分で一部ご質問のような率の実行があったということでございます。そういう点も含めて、それがイコール今後そういう業種には最低制限価格を設けるということは基本的には考えてございませんけれども、例えば測量設計ですと成果がはっきりしているというか、例えば設計図書、図面、例えばくいですとか、そういうものがはっきりしているという部分もあって、なかなか法の定めの特に必要なあると、履行に特に必要があるということには即ちはないというふうに考えておりますので、現行制度を基本にして適切に運用していきたいと考えております。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 先ほども申し上げましたが、最低制限価格の設定が100パーセント問題解決になるというふうには思っていないので、余りにもちょっと異常と思えるような低落札については何らかの方法で解決をしていただければなということにとどめたいというふうに思います。

### ◎3、新タッグ計画

#### 1、市長公宅について

それから、3番目の市長公宅について、ちょっとお伺いをしたいのですが、新タッグ計画では行政資産等の見直しで市長公宅の売却もしくは賃貸契約を結びたいということをご予定をされておりますけれども、現在の状況についてお伺いをいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ご答弁を申し上げる前に、先ほど最低制限価格の率の幅というふうにご答弁申し上げましたけれども、0.6から0.8というふうにご訂正をさせていただきます。おわびして訂正をさせていただきます。

ご質問の市長公宅の関係でございますけれども、現在の進捗状況ということでもあります。それで、ことしの秋をめどに入札による売却を目指したいと考えておまして、現在必要な事務手続を進めております。例えば表示、保存登記の関係、公共物は基本的には登記していませんので、そういうもの、さらにまた用地測量の委託準備などを今はしております。今後さらに売却に向け、売却予定価格や入札参加条件等、内部プロジェクトと申しますか、何回か打ち合わせしておりますけれども、鋭意協議を進めて先ほど申し上げたスケジュールにのっとり進めたいと考えております。

以上です。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 その準備というか、進捗状況はわかりました。ここで伺いをしたいのは、仮に売却や賃貸が進まなかったというか、相手方があることですから、そういうことにならなかったということになった場合はどうされるのかについてお伺いをいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 最悪の事態を考えて進めるのが行政の必要な部分でもあるとは思いますが、た

だいまのこの案件は文教地区という環境あるいは立地において非常に好物件という声も一部いただいております。そういう点を含めて、売却できるというふうに考えておりますので、ご答弁とさせていただきます。

(「田村市長は二束三文と言ったよ」と言う声あり)

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 市長公宅の売却というのは、このタッグ計画を推進していくという意味で非常に象徴的なものだというふうに思っています。例えばちょっと個別に挙げて支障があるかもしれませんが、老人福祉住宅を廃止したり、あるいは重度障がい者タクシー利用の所得制限を設けたり、そういう職員、所管の方が本当にじくじたる思いで上げてきているものがある中で、売れなかったらどうするのですかというふうにお聞きしているのです、それは想定していないというのはちょっと無責任ではないのかなというふうに思います。つまり、ではここで伺いますが、現在市長がお住まいになって家賃収入があつて維持管理するのと全く不在でそのまま維持管理をするのとどちらが公費投入が多いのかをお伺いをいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、家賃収入がもちろんあつたほうが売れなかった場合は当然公費投入は少なくなるということは間違いございません。ただ、物件を公開で売ると、入札で売るということになりますと、やはり入居している方と申しますか、市長でございますけれども、退去していただいて、そういう退去後の諸準備も含めて今手続をとろうとしておりますけれども、そういうことを含めて売れるという前提で話を進めたいと考えているということでございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 これを最後にしますが、私は何度も言っていますが、タッグ計画というのは財政問題に対して支出をいかに少なくしていくかということですから、これ最後にお伺いをします。方法論はいつでも構いませんが、いずれにしても公費投入が少なくなるということを前提に物事を進められるのかどうかということだけ最後に確認をさせていただきます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 タッグ計画そのものは21年度スタート、3年間の計画であります。その中で特に公有財産、施設の売却あるいは民間への譲渡というのは大きな柱ともなっております。そういう意味で、この公宅というのは議員さんおっしゃられるような象徴的な物件だとは思っております。そういうことも踏まえて、やはりきちっと公費投入を継続しないという前提で、売却益を出すという前提で進めたいと考えております。

○荒木議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議長 長 ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 延会をいたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 4時50分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成21年第2回滝川市議会定例会（第9日目）

平成21年 6月23日（火）

午前10時00分 開 議

午後 5時07分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について
- 日程第 4 報告第 2号 滝川市土地開発公社の経営状況について
- 日程第 5 報告第 3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について
- 日程第 6 報告第 4号 監査報告について  
報告第 5号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 7 意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書  
意見書案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める要望意見書  
意見書案第3号 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める  
要望意見書  
意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書  
意見書案第5号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める要望意見書
- 日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	窪之内 美知代 君
3番	酒 井 隆 裕 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	関 藤 龍 也 君	6番	本 間 保 昭 君
7番	山 口 清 悦 君	8番	中 田 翼 君
9番	大 谷 久美子 君	10番	荒 木 文 一 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	堀 田 建 司 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 腰 修 司 君	16番	井 上 正 雄 君
17番	水 口 典 一 君	18番	山 木 昇 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長 田 村 弘 君 副 市 長 末 松 静 夫 君

教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君	理 事	飯 沼 清 孝 君
総 務 部 長	高 橋 賢 司 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君
市 民 生 活 部 長	西 村 孝 君	保 健 福 祉 部 長	狩 野 道 彦 君
保 健 福 祉 部 次 長	橋 弘 恭 君	経 済 部 長	多 田 幸 秀 君
経 済 部 次 長	若 山 重 樹 君	経 済 部 参 事	佐々木 邦 義 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君	教 育 部 長	館 敏 弘 君
教 育 部 指 導 参 事	春 田 淳 一 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君
病 院 事 務 部 参 事	居 林 俊 男 君	総 務 課 長	伊 藤 克 之 君
企 画 課 長	田 中 嘉 樹 君	財 政 課 長	吉 井 裕 視 君
行 政 経 営 課 長	五十嵐 千夏雄 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	中 嶋 康 雄 君	次 長	田 湯 宏 昌 君
書 記	寺 嶋 悟 君	書 記	村 井 理 君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、清水議員、関藤議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。  
なお、この場合6名の方の質問が既に終了しておりますので、プリント順位7番目の方の質問に入ります。質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いをいたします。また、質問は、通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明されました事項にわたらないようにご留意をお願いいたします。  
では、三上議員の発言を許します。三上議員。  
○三上議員 おはようございます。公明党の三上です。昨日の一般質問に続き、私がけさ1番目で質問させていただきます。それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。

◎1、経済対策

- 1、新経済対策における本市に及ぼす効果・期待感について
- 2、雇用対策について

昨年の経済危機以来、国はさまざまな政策、施策を打ってまいりました。ただしかし、今現在もやはり我々が想像した以上の景気後退感というのがまだあると思っております。そこで、私は今大事なことは選択と集中、限られた財源の中でどのように今暮らしに困っている市民の方々が安心して暮らせるまちづくりができるかということにあるのではないかと思っております。そういった意味で、きょうは新経済対策について何点か伺いたいと思います。

まず初めに、地域活性化・公共投資臨時交付金について、その活用と市長はどのような政策意図を持ってこれに臨むのか、まず伺いたいと思います。

- 議 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。  
○市 長 おはようございます。昨日のご質問にもございましたけれども、大きく申し上げますと4つ程度になるというふうに思います。1つは、これは交付金そのものの要綱に……今は公共投資のほうですか。

(「そうですね」と言う声あり)

- 市 長 要綱そのものは、まだ明確になっておりませんから、各省庁からばらばらやってくるということでもあります。ただ、公共投資の性格からいって、今回この臨時交付金を活用し、かつ国からこれに向けた補助金について、こういうものに力を入れていきたいというのはそれぞればらば

ら来ていますから、今回該当するもので通常であれば財源的になかなか取り組めないというものについてもこの補助金、交付金が該当になり、さらにかき上げが行われると、こういうものについてはやはり取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思っております。そういう意味では、きのうも申し上げましたけれども、時間がない中で取り組んでいかなくてはならないということのようでありますから、今玉出しをしているところであります。その玉出した中から行政的な判断をするということと、あわせて経済界の意見も反映するというにしたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、大きな公共事業をどんとやるという発想ではなくて、やはり片一方では地域経済活性化ということがあるわけでありますから、市内中小企業の振興にもつながり、かつその利益を受ける皆さん方が、より多くの市民が利益を受けると、そういうものを基本にしていきたいというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 昨日も本間議員の質問に対して、やはり大事なことは経済界の意見、それから市民の意見を聞くことだというような答弁をされておりました。私も全くそのとおりだと思います。ただ、今ここにきて改めて聞く必要性というか、市長はずっと滝川を歩いているのです。市民の苦しみ、経済界の苦しみはわかっているはずなのです。ですから、新たにここで聞くというよりも市長はこのいわゆる交付金を使って何をやりたいのか、所管からの吸い上げでなくて私はこうしたいのだという思いをここでは語っていただきたかったのです。

それで、この公共投資臨時交付金というのは実施計画を策定して、その市の負担分の9割が国の補助となるというふうにされていますよね。ですから、例えば私はなかなか手をかけることができない学校の耐震化以外の補修の工事だとか、あるいはでこぼこが目立つ市道の補修、そういったものをやるとか、いずれにしてもすそ野の広い、いわゆる滝川の営業されている小さな会社まで行き届けるような、こういう工事だとか公共工事を生み出さなければいけないと思っております。そういった意味で、もう一度市長の考えをお聞かせください。

○議長 長 市長。

○市長 政策を決定していくためには、いろんな段階を踏んで決定が必要だというふうに思います。市長は市長としての意思を持って、あるいは市長の補助機関は補助機関としての情報収集と政策の方向の考え方を、そして私は白紙でご意見を聞く考え方はありませんというふうに申し上げました。経済界にも白紙で聞くつもりはありません。ある種のやはり基本の方針、考え方を、そして意見を聞いていく、そういう手続が必要なのではないかというふうに思っております。ご質問のありましたようにお金が来るわけで、結構この種の充当率が高い、補助率、交付金の割合が高いというのはそうないわけです。したがって、こういう財源性ということを考慮して、将来これは別な制度でできるというものは急ぐつもりはありません。しかも、先ほど申し上げましたようになかなかこれはできないなというふうに保留になっていた先ほどご質問ありましたけれども、道路も別枠でありますし、別枠で該当しないものについてはこの臨時交付金の中で対応するとか、少し固定的ではない弾力的な発想が必要だというふうに思っております。しかし、これは何度も申し上げますけれども、滝川は中小企業のまちでありますから、中小企業の振興に伴って地域経済が活

性化していくと。同時に、できるだけ一部の市民ではなくて、できるだけ多くの市民がこの公共事業のサービス上の恩恵を受けると、こういうことが極めて重要なことだというふうに思っておりますので、そのあたりも重要な視点として事業を選択をしていき、しかるべき時期には議会にお諮りを申し上げたいというふうに思います。

○議長 三上議員。

○三上議員 それでは、2番目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金についての活用ということで、昨日も質問がありました。ここは、私の同僚議員の堀議員のほうから具体的な提案をさせていただきます。ただ、この実施計画策定に当たってはやはり今即効性のあるもの、今すぐやらなくてはいけないものというのはあると思います。もう一方では、やはり滝川の将来を見据えた取り組みの第一歩をここでやらなくてはいけないのではないかと考えておりますので、具体的な提案が後でされますので、それについて答弁いただければと思っております。ここでは質問はいたしません。

3番目の緊急保証制度の拡充による市内事業者への支援をどのようなスタンスで進めるのかということで、これも何度か拡充されております。20兆円から30兆円に拡充されたりしております。ただ、市のほうで申請を受け付けているという状況がありまして、やはり私は景気が冷え込んでいの中で市長は市内業者、市内中小企業の方々に強いメッセージを発信すべきだろうと。今までもされております。しかし、この拡充を使って私は市内業者を守るのだという強い決意をお聞かせいただければと思っております。

○議長 市長。

○市長 緊急保証制度だけに限って言えば、6月16日現在であります、33件の認定申請を受け付けをし、審査、認定を行っております。業種別に申し上げますと、建設業16件、卸小売業10件、運輸業4件、製造業3件、その後も申請があるというふうに思いますけれども、こういう有利な、しかも無担保、無保証制度も拡大される、あるいは据え置く期間も従来は1年というのを2年以内にする、こういう状況がありますから、ぜひとも市の窓口でも結構でありますし、商工会議所、商工会でも結構でございますし、金融機関でも結構であります。ぜひとも融資の相談を含めて、この緊急保証制度の相談に必要であれば行っていただきたいというふうには思っております。

ご質問のように、やはり景気後退の一番影響を受けやすいのは中小、小規模の企業であります。したがって、市としては電話相談でありますとか窓口相談に応じておりますけれども、引き続き商工会議所、商工会、金融機関と連携をしてこの緊急保証制度の周知徹底、それから認定事務は迅速に行うと、あわせて市や道の融資制度の利用の促進を図るということに努めてまいりたいというふうに思います。過日も商工会議所会頭とともに全金融機関及び信用保証協会、滝川だけではなくて札幌を含めて北海道信用保証協会会長に対しても要請をしてまいりましたが、第1は連鎖倒産防止に伴う金融の円滑化ということでありますけれども、これを含めて多様な形で融資の円滑化を図ってもらいたいということと、この緊急保証制度を含めて保証制度については全面支援をしてもらいたいという趣旨のこの要請を行ってまいりました。ぜひとも金融相談等を積極的に利用していただければというふうに思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 企業を守る一方で、もう一つはそこで働く従業員を守らなくてはならない。そういった意味で、次に雇用対策について伺いたいと思います。

今市内の中小企業の方々が利用される雇用調整助成金というのが国の制度でございます。これは、もちろん理事者の方のご存じだと思いますけれども、これは景気悪化を受けてやむなく事業を縮小したり、あるいはそこで働く従業員に休業してもらい、あるいは出向してもらい、そういったときに今現在は休業手当を国が9割負担するという、そのことによって企業は解雇しなくて済む。いわゆる企業側の姿勢として自分たちの従業員を守る、そういった企業に対してはこの雇用調整助成金を活用して従業員の生活を守ると、こういった調整助成金があるわけなのですけれども、今全国で300万人がこの制度によって守られているというか、職を失わずに済んでいるというふうに言われております。

そこで、私は先日ハローワークに滝川の雇用調整助成金を使っている企業というのがどのぐらいあるのかと尋ねました。そうしたら、それは個別案件なのでお教えすることはできないと。それで、道の労働局のほうにもどうしてなのだと、教えろということでやりました。しかし、やはりいろんな大きなまち、小さなまちがあって、それを教えることによって企業が特定される、だから教えることができないのだと。おかしいのではないかと、従業員を守ろうとしている企業が名前を知られて何がおかしいのだというふうに言って、そういうやりとりがありました。ですから、滝川の経済部においても恐らく把握されていないと思います。このことについては、国に強く申したいと思いますけれども、やはり自分のまちの企業が今現在どういう状況かということ把握する必要があると思うのです。そういった意味で、市内中小企業の雇用調整助成金の活用状況について、今のわかる範囲内で結構ですから答弁いただければと思います。

○議 長 経済部長。

○経済部長 市内における雇用調整助成金の関係でございますけれども、議員さんがご指摘のとおりハローワーク等に確認をしているところでありますけれども、管内の状況については公表できないといったことでございます。しかし、北海道内における中小企業緊急安定助成金の受理件数につきましては、ことし4月の速報値でありますけれども、事業所数で318件、対象者数につきましては1万2,845人となっているところであります。これを受けまして、市としては広報等で市内事業者向けに制度の情報提供をしております、制度をPRして大いに活用していただきたいというふうに思っているところであります。あわせて、ハローワーク、商工会議所などの市内関係機関による雇用対策会議を適宜開催しまして雇用対策や国の助成金の制度に関しましての情報交換を行っておりますし、引き続いて連携の強化を図りながら制度のPR等を図っていきたいというふうに考えているところであります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 先日、その話があっただろうかはわかりませんが、チラシが入って、この雇用調整助成金についてのチラシが朝刊に入っておりました。ただ、まだまだ市内の中小企業についてはこのことが、この制度自体があるかどうかということもわからないというのも実態としてありま

すので、ぜひ市としてPRに努めていただければと思っております。

## ◎2、環境対策

- 1、「地球温暖化対策推進法」改正による本市の取り組みについて
- 2、「緑の社会への構造改革」を目指しての取り組みについて
- 3、クールアースデイの取り組みについて

次、環境対策について伺います。環境対策の1番目なのですが、地球温暖化対策推進法が改正されました。そのことによって、地域の温暖化対策を進めなければならないということが義務づけられていると思っておりますが、CO<sub>2</sub>の削減計画と今現在の取り組み状況を伺いたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 簡明な質問ほど答えるのが難しいということでもありますけれども、地球温暖化対策推進法によって国はいろんなことを進めてきているわけでもあります。この地球温暖化対策の推進に関する法律、これでCO<sub>2</sub>を削減しましょうと、あるいはエネルギー使用の合理化に関する法律、省エネ法と言われるわけではありますが、エネルギー消費を削減いたしましょうという改正が行われたところでもあります。私どもとしては、これにどう取り組むのかということではありますが、これは国の方針もそうですけれども、21年度中に利用量の把握をなさいたいということになっています。したがって、この利用量を本年度については把握をしていきたいというふうに思います。この結果によって一定の基準を超えているという場合には、省エネ法による特定事業者ということになりますので、義務が課せられていくということになるわけでもあります。したがって、特定事業者としてどういう……行政は恐らくその特定事業者になるというふうに思いますけれども、どういう特定事業者が出てくるのかということについて調べていきたいものだというふうに思います。いずれにいたしましても、本年度は法に基づいて関係所管における連携体制をつくりながら取り急いで本年度のエネルギー利用量、温室効果ガスの排出量の把握に努めて、その後その対応策について検討、実行していくという段階を踏みたいと思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 削減計画は、これから策定するのでしょうか、きっと。次も関連するのですが、緑の社会への構造改革を目指していくということで、国はこの4月に発表しておりますけれども、やはり国が発表したということは地方自治体もそれに倣って何らかのアクションを起こして行動をとっていかなくてはいけないと私は思っております。そういった部分で、今具体的な取り組み、まだこれからだとは思いますが、あればお知らせいただきたいと思っております。

○議長 市長。

○市長 国が緑の経済と社会の変革という施策を打ち出して、環境省がそれに力を入れようということになってまいりました。個別のことについては、いろんな取り組みをやっているわけでもあります。例えば環境基本計画、地域行動計画をつくりました。それに伴っていい環境をつくろうという意味ではやっているわけでもあります。あるいは、緑のマスタープランをつくって緑豊かな滝川をつくろうということを進めてきているわけでもあります。ただ、今回のこの環境省が打ち

出した緑の経済と社会の変革というのは、そういうのと違う切り口があるというふうに思っています。これは、恐らくアメリカがグリーン・ニューディールという政策を打ち出さなかったら日本は取り組まなかったのだらうというふうに思いますし、前大統領のもとではその方針はありませんでした。新大統領は、それでは何を参考にしたかといったら、どうやらドイツを参考にしたようであります。打ち出したと。何を打ち出したかという、私は雇用創造、今こういう世界的景気の状況にありますから、雇用創造と環境新エネルギー政策を結びつける政策としてこのグリーン・ニューディールなるものが出てきて、そして日本も同じ発想の中で従来の環境政策だけではない、それを経済だとか雇用に結びつけるという発想で日本の国もこの方向に踏み出したのだというふうに私は理解をしています。そのときに滝川市がそれではどう取り組むのかということでもありますけれども、私は大いに関心を持っています。その関心は何かというと、これは大都市の発展ではなくて地方の発展に結びつく可能性が大いにあると、それから大企業の発展ではなくて中小企業の発展に大いに結びつく可能性がある、そういう可能性があるものについては積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと。そういう意味では、大いに関心を持っているということを表明させていただきたいと思えます。

○議 長 三上議員。

○三上議員 ありがとうございます。市長のその決意を伺えたので、すごくありがたいと思っております。

それでは次に、クールアースデイの本年の取り組みについて伺いますけれども、これは昨年洞爺湖サミットで7月7日、クールアースデイということで地球温暖化対策の一環としてやるのだということで、滝川市においても庁舎内の電気量の削減という、1日だけだったと思えますけれども、しているというのはわかります。ただ、これは1回きりにぜひしないでいただきたい。そして、もう一つは市民の方にもぜひPRしていただきたいと思っております。そういった意味で、ことしの取り組みについて伺いたいと思えます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま三上議員さんのほうからありましたとおり、政府は昨年の洞爺湖サミットの開催初日となった7月7日をクールアースデイとしてライトダウンの呼びかけや各種イベントなどを開催したところでございます。道では、北海道地球温暖化防止対策条例におきまして昨年の北海道洞爺湖サミット初日である7月7日を北海道クールアースデイと定めたところであります。市といたしましても目に見える形での温暖化抑制への意識啓発のために実践行動としまして昨年、おっしゃられたとおり滝川市役所において庁舎のライトダウンを実施いたしました。本年度も率先してライトダウンに取り組むとともに、ホームページ等で事業所や一般家庭においてもともに環境について考える機会といたしまして同様な取り組みの輪を広げるよう呼びかけていきたいということで考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 ぜひ市民を含めて団体の方々にも声かけして、これが毎年毎年滝川では継続的にされているのだということをPRしていただければと思います。

### ◎3、生活者対策

- 1、「がん対策推進計画」の目標達成について
- 2、乳がんパットの公費助成について
- 3、ヒブワクチンの公費助成について

それでは次に、生活者対策ということで、まず1点目、がん対策推進計画の関係で伺いたいと思います。このがん対策推進計画は、23年度までにがん検診の受診率を50パーセント以上達成することがここに掲げられております。50パーセントというのは、非常に厳しい数値なのかなと思います。ただ、がん患者が急激にふえていることを考えれば、やはり検診受診率を上げていくということが責務なのかなと思っております。そういった意味で、今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご存じのように、平成20年の4月より高齢者の医療確保法により特定健診が開始されましたことから、今までは基本健康診査とがん検診を同時に受診していた人がその特定健診の受診券交付ということもありまして、実はがん検診の同時受診ということが減少してきたのが今で、全国的にも同様の理由で検診率が今低下しているというふうに認識しております。そういう中で50パーセント達成に向けた今後の取り組み、展開ということなのですが、1つは21年度に国が女性特有のがん検診推進事業、これによりまして受診率の50パーセントを目指して補正予算措置をされました。子宮がん、乳がん検診対象者に無料検診を実施するというので、さらに検診手帳を配付して検診の啓蒙普及を図ると。実施主体は市町村でありまして、現在道のほうでこの実施要綱案を検討されておりますので、今後その女性特有のがん検診推進事業実施要綱等が決定次第、市としてこれに対応してまいりたいというのが1つ、これは女性のがんのこういうものも活用しながら、女性のほうのがんに対してもがん検診の受診率を上げていきたいなというふうに思っております。また、ほかのがん、いわゆる胃がんですとか大腸がんですとか肺がんですとか、こういうものにつきましては特定健診の受診勧奨の際に胃がんですとか大腸がん、肺がんにつきましてはあわせて受診勧奨していくということで、特定健診は平成24年度まで65パーセントの目標をしておりますので、同時に受診してくれる人を拡大することでがん検診受診率の50パーセントを何とか目指していきたいと。具体的には、特定健診の未受診者の対策としまして、やはり個別に郵送案内ですとか戸別訪問ですとか、電話による勧奨もいろいろもろもろ含めましてがん検診を勧奨していきたいと。広報等におきましても集団検診の案内を随時当然してまいりますし、前年度未受診者に関しましては勧奨のはがきの案内で個々に個別に検診を勧奨していくと、そういうようなことで今現在全国的にもがん検診の受診率は低い状況にありますけれども、滝川市としては今のよう具体的な取り組みも含めて何とか50パーセントに持っていききたいなというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 その戸別訪問をすとか、いろいろなことで23年度までにいろんな対策で目標達成

に向けて頑張られると思いますけれども、そのがんの中でも最近乳がんが特にふえている。女性の20人に1人は乳がんになられるということでありましてけれども、その乳がんになったときに、ちょっとここで質問を市長にしてみたいのですが、奥さんが乳にしこりができたときにどこの病院に行きなさいと勧めますか。ちょっとお願いします。

○議長 市長。

○市長 女房は、毎年乳がん検診を受けております。恐らく市立病院にすぐ行けと言うのだらうと思います。その後の対応というのは、いろいろあるかもしれません。

○議長 三上議員。

○三上議員 実は、男性の多くは奥さんがそういうふうにしこりができたときに勧めるのは産婦人科に行きなさいと言うそうです。ところが、産婦人科に行っても乳がんというのは発見されないのです。何と勧めるかという、乳腺外科を探して行きなさいと。乳腺外科に行くと早期発見ができるそうです。そういったことで、早期発見できなくて乳がんということで乳房を取った女性が結構いらっしやいます。そういった方々にぜひ、以前と同様の乳房を外見では見れるようなパットがあるのです、シリコン製の。このパットの助成をぜひ実現したいと思っているのですが、その見解について、公費助成ということで伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 乳がんパットといいますのは、今議員さんのおっしゃられたとおり切除した患者さんが形状保持のためにシリコン製の乳房パットを自己負担で購入しているというのが実情でございます。ちょっと調べましたら、購入金額がおおむね2万円ぐらいで、耐用年数は約2年というふうに聞いております。現在その乳房パットが保険適用になっていないために自己負担で購入する状況にありまして、先ほど申し上げましたように耐用年数も2年程度ということで経済的負担というものも理解するところではございますが、乳房パットにつきましては手術後のいわゆる個人の精神的な苦痛の緩和という要素が強いということも考えますと、市費負担による助成につきましては今現在ではちょっとなじまないのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 そういうことであれば、国が先に保険適用するか、滝川市が先に公費助成するか、競争ですね。リンパ浮腫の対策ということで、実は今部長が言われたように公費助成はなじまないのではないかということを感じていた時期がございます。ただ、足がぼんぼんはれるものですから、それに対するサポーターとかストッキング、それが保険適用になったというのが過去にあるのです。ですから、私は滝川が先に公費助成に取り組むか、それを保険適用にするか、競争したいなと思っております。

次に、ヒブワクチンの接種時の公費助成についての見解を伺いたいと思います。このヒブワクチンというのは昨年12月、任意接種が開始されているのです。ただ、全額自己負担、そして1回当たり7,000円から8,000円と高額になります。当然保険適用になっておりませんので自己負担です。4回接種すると効果が出るというふうに言われているのです。細菌性の髄膜炎を発症しやすいということで、幼児期の子供にとっては命取りになる病気なのです。それを防ぐためのワク

チン、このワクチンの公費助成ということで今現在各自治体でも関心を持ちながら、公費助成するかどうかは別として関心を持ちながら今静観されているという状況だと思います。本市において、その公費助成についての見解を伺いたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問のヒブワクチンにつきましては、インフルエンザ菌b型の細菌ということで、普通の流行するインフルエンザはウイルスなのですけれども、細菌のほうなのです。それで、新聞にももう載っておりますけれども、日本におきましては先ほど議員さんがおっしゃられた髄膜炎ですとか、そのほかにも喉頭蓋炎ですとか、そういうものが年間600人程度日本国内では発病しているということで新聞にも載っているところであります。ちょっとここ五、六年の滝川の状況を確認した中では、このヒブによる死亡はないということで確認をしておりますけれども、海外では既にもうこれが認可されて100カ国ぐらいですか。100余りの中で定期接種化がされているというふうに確認しています。日本国内では、平成20年12月から任意の予防接種としてヒブワクチンの接種が導入されているという現状でございます。ポリオですとかBCGなど予防接種法に規定されております定期接種ワクチンの接種につきましては、これは市町村が行うこととされておりました、これに係る健康被害に対しても国において救済措置が確立されているところでありますが、任意接種でありますヒブワクチンにつきましては、現在市町村に義務が課されておらない中で健康被害に対しましても医療機関が対応しなければならない状況でございます。したがって、義務づけに至った場合はもう対応しなければならないと考えます。今現在は、国の救済というものが定期接種という枠組みの中になく、独自に助成することは現状ちょっと難しいというふうに考えておりますが、この定期接種化がなされた段階では市としても公費助成の対応を要するというふうに考えております。ちなみに、来月北海道市長会の保健医療福祉主幹者会議というのがございますが、その中で全道の協議事項の中にヒブワクチンの関係もちょっと出てございまして、全道市長会の中でもちょっとこれが取り上げられるという状況にあることを申し添えさせていただきたいと思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 やはり財源に限られた中で、あれもこれもというのはなかなか難しいと思います。ただ、子育て支援という観点からぜひ前向きに検討していただきたいなと思っております。

#### ◎4、児童・生徒のいじめ

##### 1、「心の教育」の成果について

それでは最後、教育問題なのですが、児童生徒のいじめについてということで、まず1点目、小学校の女子児童のいじめ自殺以後の心の教育ということで力を入れて滝川は取り組んできました。市長もいじめのないまち日本一を目指すのだという決意のもとで始まった心の教育だと思いますが、その成果について伺いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 心の教育推進プランにつきましては、平成18年10月に発表しまして、これまで緊

急プログラムと中期プログラムを中心に組み立てました。緊急プログラムの主なものとしては、教育相談体制の強化ということでメール、24時間相談電話あるいは市が独自に採用したスクールカウンセラーの小学校配置、それから教育相談員の全校配置等に取り組んできたところです。特にその成果としましては、これは全道的には珍しいスクールカウンセラーの小学校への配置ということですが、19年、20年の2年間、年間約200件程度のスクールカウンセラーへの相談があります。この中には、半分ぐらいは児童生徒によるものですが、残りの半分は主に教員であると。そのほかは保護者ということもあります。スクールカウンセラーは、1週間に1回程度の短い各学校での滞在期間になりますので、児童生徒の相談というよりは、本来的には先生方がそういうカウンセリング技術を身につけていただくための、スキルをつけていただくためのどちらかという対先生用の指導者という位置づけもあるというふうに思っております。そういう意味では、今21年度になって各学校において市の派遣をするスクールカウンセラーも場合によっては中学校に道の派遣のスクールカウンセラーがおります。そういう人たちとも連携をしながら、先生方にカウンセリングの技術をやっぱり身につけていただくこと。日常的にやっぱり子供たちに接しているのは先生ですから、一義的に先生がまずどういう気付きを持って、どういうカウンセリングをしていくのかということがこれからより問われていくのではないのかなというふうに思っています。

そのほか19年度、20年度指定事業等を受けながら児童生徒の心に響く道徳教育推進事業に取り組んできて、第二小学校で作成をしました子供たちの手によりますいじめの防止のビデオが全国でも紹介をされるなどという実践に取り組んできておりますし、いじめ対策連携プロジェクトの中では大学生によるフレンドシップ事業という形の中で、教員あるいはOBというのではなくて子供たちに年齢の近い大学生による、國學院短大さんのご協力によってそういう事業等も行ってきております。また、シンボルマーク、標語等を通じて児童生徒がみずから自分の命を大切にする心というのを身につけさせることができているのかなというふうには思っております。このほか各学校において独自の取り組みをしていますし、昨日の通告質問にもありましたが、必ずしも道徳の授業にとらわれない幅広い意味での心の教育という部分について取り組んできたというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 あれ以後、本当に教育委員会も学校現場も一生懸命取り組んでこられたと思います。いろんな手を使って、お金も投入して。しかし、1つ事件が起きてしまうと、その今までの取り組みが全然評価されなくなってしまうのです。残念です。そういった意味で、私は以前の議会で教師も生徒も児童もいじめる側が100パーセント悪いのだという、その考えを浸透させるべきだというふうにお話しさせていただきました。現在学校現場でどうですか。そういった子供たち、本当に悪いのだと、いかなる理由があってもいじめる側が100パーセント悪いのだという意識になっているのでしょうか、伺いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 ちょっと今手元に数字を持ってきておりませんが、いわゆる全国学テと呼ばれています全国学力・学習状況調査の中にそのいじめに関する意識の調査もございます。滝川市のい

じめが悪いことだと思ふかという問いがあったかというふうに思いますが、ほぼ全国平均の数字であったというふうに思って記憶をしております。そういう意味では、滝川の子供たちがほかの地域に比べて特段その意識が高いという部分の結果には、数字上はあらわれてはいないというふうには認識しております。これは、3月に起きました中学校での飛びおりの事件のときにも申し上げました。本当に私どもの取り組みが児童生徒、子供たちのところに本当に届いていたのかということを変更して検証をしたいということで現在はさまざまな、またより深い、いわゆる子供たちが自主的にそのことについて考えられる取り組みを各校で取り組んでほしいということをして21年度校長会等を通じてお願いをしているところです。

○議 長 三上議員。

○三上議員 滝川の学校現場では、浸透しているというふうにとればいいのですか。浸透していないとすればいいのですか。今全国平均どうしたこうしたという話でしたけれども、どうなのですか。よくわからないので、もう一度。

○議 長 教育長。

○教育長 全国平均と同じということですから、とりわけてその効果がまだ子供たちの中には浸透しているというふうには数字上は言いがたい部分があるというふうに思っています。

○議 長 三上議員。

○三上議員 やはり実際学校現場で浸透していないのだと思います、私。先生も日々そのことを言っていないのだと思います。どうですか、春田さん。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今お尋ねの件ですけれども、数字上は今教育長から答弁いたしましたように平均は全国と比べて遜色のない数字だと思いますけれども、ただ日々学校の中でいろいろなトラブル、子供たちのトラブルがあったり、子供たちのいろんな人間関係の中でぶつかり合うこともございます。その中で、今まで先ほど教育長が答弁申し上げましたようにどちらかというと先生方の、教師の指導技術ですとか指導法についての研修に重点を置いてきて取り組んできた経過がございます。それも大事なことなのですが、今回の事件の反省も踏まえまして、これからは今までのような教師主導型の教師の指導法を中心とする研修から一歩進めまして、各学校で児童生徒がみずから子供たちが自分たちで自分たちの生活の中から考えていく、そんな力をつけさせたいということでいじめの根絶に向けた主体的な取り組みに力を注いでいるところです。

具体的には、既に新聞でも報道されましたけれども、滝川第三小学校で4月の児童総会におきまして子供たちがいじめ撲滅宣言という3カ条の宣言を行いまして、高学年の生徒が全員でその宣言文を朗読をして、そして毎月の全校集会の中でもその宣言を行っているというふうに伺っております。また、東小学校でも児童会がいじめ撲滅に向けてどんなことができるのかということをお考え始めたところです。東栄小学校では、児童会がいじめ撲滅ポスターをつくるということを計画いたしましたし今取り組んでいるところでございますし、東栄小学校のPTAでは既に毎月PTAカレンダーということで、全家庭にいじめを許さない啓発活動も行っております。また、滝川第一小学校では、これから児童会がいじめ防止宣言を行うというふうに聞いております。明苑中学校では、生

徒会が中心になってあいさつ運動を開始しました。開西中学校では、いじめ撲滅のポスターの作成に取り組むことといたしました。市教委といたしましてもこれらの子供たちが主体となって取り組んでいる創造的な活動を積極的に情報発信しながら、滝川の子供たちのよさをPRしていきたいと思っておりますし、これらの活動を交流し集約する場所として市内全校に広がるようないじめ根絶に向けた子ども会議という市内全体の集まりも今開催に向けて準備を進めているところです。このような形で子供たちみずからがいじめの撲滅、根絶に向けた取り組みを始めたということが今特徴的なこととございますし、これらを通じましていじめは許さない、してはいけないという子供たちの心、風土を育てていきたいというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 子供の側から自発的にそういう取り組みが起こっている。中学校はないのですね。

それで、次の質問に移ります。今後もしわゆる学校現場というのは、やはり勉強を教える。けれども、生き方を教えるといったそういう人間教育というのでしょうか、そういったことは必要だと思います。私は否定しません。ただ、今後もしわゆる学校現場に重点を置くと、いじめは撲滅できると考えているかどうか伺いたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 今申しあげましたように、各学校でそれぞれ取り組みが進んでおりますし、また市内では管内、全国に比しても進んだ実践が行われているというふうに考えております。これらの子供たちの取り組みと教師の指導技術、それから学校のいじめを許さない校内体制の構築、そして学校の風土を築き上げることによりまして子供たちの生きる力をはぐくむことが可能となると考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 ぜひいじめる側が100パーセント悪いという考え方、それともう一つは学校内でいじめることはいいけれども、いいけれどもというのは子供たちがそう思っているのではないだろうか。けれども、これは一歩校外に出てしまうと犯罪なのです。いわゆる少年法でも犯罪になるのです。そのことをしっかり子供たちに伝え、教えていかなければならないと私は思います。

皆さんご存じだと思いますが、茨城県の君を守り隊というのを結成した下館中学校の話がございます。この君を守り隊という活動を始めるきっかけとなったというのが、いじめ問題が社会問題化した最初のころ鹿川君事件というのがあったそうです。そのときに、この亡くなった子が本当に僕の生活は生き地獄だった、学校生活が生き地獄だったと言って遺書を残して命を絶つわけなのですが、それを聞いた1人の教師がこの悲惨さを子供たちに訴えたのです。そうしたら、子供たちも賛同してスローガンを掲げました。「いじめをしない、させない、許さない。そして君を守りたい」というスローガンを掲げたのです。最後の君を守りたいというのがいわゆる隊の名前になっているそうです。子供たちみずからそういう活動をもう10年以上されているのです。全校生徒の約7割ぐらいは隊に加盟して、ちょっとでも自分たちの同級生がそういうようなことをやったら、それはいけないと言って、みんながいじめを撲滅するための活動をやっていると。やはり子供たち、何ぼ大人がだめだ、だめだと言ってもなかなかわからないかもしれないけれども、子供が本当にこの必

要性を感じて行動を起こせば絶対にいじめはなくなるのです。日本一のいじめのないまち滝川を目指して頑張りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議 員 公明党の堀でございます。通告に従いまして、質問をしたいと思っております。

## ◎1、市長の基本姿勢

### 1、体育協会の不正経理について

まず最初に、市長の基本姿勢でございます。今回の体育協会の不正経理についてお伺いをいたします。この事件の詳細は、後日明らかにされると思われませんが、今の時点で考えますと、この不正経理を指示した職員はどれも悪いことをしたという意識はないのではないかなというふうに思われます。その一つには、去年の3月の引き継ぎの段階で自由にできるお金がありますよというふうに引き継いでいることがまず1点であります。私の価値観でいきますと、当然異動が発令されましたら、この不正経理については一切証拠をなくして清算する努力をしたいと思います。それをしないで引き継ぎにプール金があることを示唆している点がまず第1点です。もう一点は、8年間お世話になった体育協会に10万円の寄附をしたいと申し出て、なかなかその寄附金が届けられないために意向を打診したところ、プール金からお金を出すよというふうに指示をしたと。この2点を考えてみますと、到底罪の意識だとかは皆無に等しいというふうに思われます。では、それはなぜか。通常では考えられない判断がなぜそういうふうに行われているのか、この点を究明しないと本当に市民は納得しないであろうというふうに思われます。子供の自殺問題から端を発して生活保護詐欺事件に至りまして、何とか市役所を変えるぞという市長の思いがあったさなかの事件でございます。当然改革推進が行き渡っていけば、本人は自分のやっていることがいかに大変なことを起こしているかという認識もしたでありましょうけれども、なおかつ今日までまだ続いているということもかかんがみますと、何かこの事件を内部の調査と監査だけに頼って本当に真実の究明ができるのか疑わしいのでございます。私は、すぐさま外部調査を依頼して、本当に偏見のない世界の中で事件を解明していただいて市民に理解をいただくことが一番大事だと思いますが、市長の考えを伺います。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 生活保護費の折、第三者委員会を設置するというのは、いち早く方針を出させていただきました。それは、例えば第三者委員会の捜査権的調査権に期待したわけではありません。むしろ事実の確認ということは、内部調査委員会でもかなりやっているわけです。それで、やはり相当な部分、事実何があったのかということは調査ができる。ただ、その調査の結果、市民的判断が重要だというふうに私は思ったので、この第三者委員会をつくってそこら辺の議論を十分やっていただいた。その過程の中で、改めて関係者を呼んで事実の確認ということもありました。しかし、この中心は市民的判断が重要だということにありました。これは、やはり多額の国費が入っていて、この対応をどうするのかということもやっぱり重要なことだということからの判断であります。今

回何があったのかという事実の確認、そういうものは当然予算執行権を有している教育委員会の中でも行われるというふうに思いますし、任命権者である私の立場からも必要なことについては調査をするということになってまいりますし、監査委員さんにも監査をお願いをしたと。そういう中で事実の確認は十分できると、この対応をどうするのかということについても適正な判断ができるというふうに思っております。したがって、全く新たな事実が突然出てくるとかいう状況にならない限りは、第三者委員会を設置をして調査、判断をゆだねるという考え方は今のところは持っておりません。

○議長 堀議員。

○堀議員 市長、この問題に関してはまず1つ、金額の問題では全然ありません。これが100円であろうが1,000円であろうが1万円であろうが同じです。その確認を1点しておきたいことと、やはり市民は内部調査ということに関しては、内部的に非常に穏便に済ませようとするのではないかと疑念を持っております。私は、そういう疑念を持たれた最終的な判断をするよりは外部に依頼したほうが後々のことを考えますとベストでないかというふうに考えます。

それと、先ほども申し上げましたが、この引き継いだ新しい担当者も自由に使えるお金があるというふうに聞いておきながら、その寄附金の10万円を請求する12月までは何も手を触れていないという事実もありますね。そういうことを市民が熟知しますと、やっぱりこれは市の体質にあるのか、協会の体質にあるのかというふうに思うわけです。この事件を起こした発端の職員だけが本当に自分の意思の中でやっていたとするならば、引き継ぎの段階では当然はつきりさせなければならない事態なわけです。それが12月、そして教育長に相談したのが3月と。3カ月間何をやってきたのだと。いろいろなことを考え合わせますと、内部調査だけではやはり市民は納得しないと思います。どっちみちやるのでしたら、並行してやれば一番いいわけで、スピーディーにこの事件を解決していかなければ時間だけ過ぎて、決していい結果にはならないと思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長 市長。

○市長 金額の問題でないというのは、私もそのとおりです。金額が少ないから、多いからということで今のような答弁をさせていただいているわけではありません。

それと、やっぱり何らかの説明を受けた者は、相当な期間何かが行われた、あるいは悩んでいたということはあると思いますけれども、それは実態の調査を進めておりますから、判明し次第これまで表明してきましたように実情に即応して厳しい判断を下していくということになるだろうと、適正な判断をしなくてはいけないというふうに思っています。ただ、私は1つは予算執行権の範囲内でしっかり調査をする、任命権の範囲内で調査をし判断を下していく、そして監査委員の監査権を持って監査をしていくと。あわせて、体育協会は法人格を持っている法人でありますから、私人ではありません。その中で具体的な対応策を考えていく、そしてそれを執行機関として受けていく、そういう形の中で対応していくことが、まず必要なことだというふうには思っております。これを超える何かが出てきたときには、私は第三者委員会ということもあり得ることだというふうには思いますが、まずはそういう段階で進めていきたいというふうに思っております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 わかりました。ぜひ厳粛に調査を進めていただくことを要望いたします。

次に、これに関係した職員が数名いるわけですが、今後市長は調査がしっかり出た段階で処分を検討したいと考えるというふうに言われています。市民は、今までの過去の実例に伴って、それを参考資料にした処分もきっと軽くするのだろうなど、こういうような疑念を抱いています。過去の事例を参考にすることなく、今回のこの推進プランで言われているように何とか市役所を変えようとしているわけですから、懲罰は明らかにしなければならないというふうに考えます。そういう意味で、現時点で結構でございますけれども、調査後の処分についてどういうふうにお考えになっているのか伺います。また、二度とこのようなことが起こらないために対策として今考えていることをお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 これまでも表明してまいりましたように、事実に基づいて厳正かつ適正な処分もしくは措置を行っていくというのが基本であります。処分に当たりますと、地方公務員法に基づくということと別に滝川市が懲戒処分の指針というものをつくっておりますから、その指針に照らして先ほどの基本方針、基本的な考え方に基いて進めてまいりたいというふうに思います。

再発防止策ということでございますが、今直ちにやっていることは各所管ごとに業務従事団体を含めて会計にかかわるような事務処理、そういうものの再点検をしております。基本的には、事務所にお金があるということ自体が異常な事態だというふうに思います。特につり銭等の少額の一定というのは、これは場合によってはやむを得ない。多額のお金が事務所にあるという異常な事態があったわけで、こんなことはないというふうに思っておりますけれども、しかし改めて会計事務処理のチェックというものを業務従事団体、それから市役所が事務局を扱っているような直接市の公金でない、そういう扱いについても全庁的にチェックをするように指示をいたしました。その結果、扱いが適切でないというものについては直ちに是正措置を講じますけれども、今回の出来事については全容解明ということと同時に監査委員さんとしてもかくあるべしということがあるというふうに思いますから、そういうものを踏まえて市長としてなすべきものは改めてまた考えていくという2段階で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 よろしくお願いをいたします。

## ◎2、行政改革

### 1、市民の皆様信頼される市役所づくり推進プランについて

次に、行政改革についてお尋ねをいたします。毎回質問をさせていただいていますが、今回は市民に信頼される市役所づくりの推進プランについての人事評価制度の見直しが今年度部課長に試行される予定であります。見直しの内容をお尋ねするわけですが、公務員は公務員法に基づいてちゃんと昇給、昇格等が定められているわけでありまして。そういう中で、民間から見ると非常に守られたそういう環境の中で職員は存在するわけでありましてけれども、やる気のある人をやっぱり多く育

てていかなければ、市役所はよくなっていかないというのが私の持論であります。そういう意味で、やる気のある人もない人も偉くなったり給料がふえたりするというのは、どうも私は納得がいかないわけであります。そういう意味では、本当に人事評価制度というのが大事なことであろうというふうに認識をしております。今年度部課長に試行されるその見直しの内容についてお尋ねをいたします。

○議長 市長。

○市長 人事評価は、やはり頑張る者が報われるということにしなければいけないというふうに思います。ただ、国家公務員制度、地方公務員制度を通じて、そういうふうになっているとは思いますが、民間企業と比較すると本当に格差がないのかというと、必ずしもそうではないというふうにも思います。それは、公務員制度の特殊性ということも関係しているというふうに思いますけれども、しかし公務員制度も戦後60年を経て変革が求められる時代にも来ているのではないかというふうにも思います。そういう意味では、国家公務員の人事評価制度が平成21年から本格的に実施され、変わっていくと。地方公務員もやはりそういう動向を考えながら人事評価制度を変えていくということをしなくてはならないというふうに思っています。

今どういうふうになっているかということ、能力評価が基本であります。能力評価を基本として職員を例えば5、4、3、2、1とか、この人はこうだから何割はこうだという相対評価をするのではなくて絶対評価をしております。自己評価制度も取り入れています。それから、評価制度の開示制度も取り入れています。自分はどうなっているのだということに関する開示制度も取り入れて意識改革を今行っているところでありますが、これをどうしようかということ業績評価を追加するというのが国の考え方です。したがって、私どもも業績評価を追加していきたいというふうに思っております。実績主義を実現していくという方向に変革をしていきたいと。いつからやるのかといいますと、部課長職を中心に今年度中に試行していきたいというふうに思っております。それ以降、この22年度以降においてさらにそれを拡大していくということを考えているところでありますけれども、必要な協議というのもありますから、必要な協議はしっかり行っていった新たな制度に移行していきたいというふうに思っています。

○議長 堀議員。

○堀議員 市長、実績評価を追加していくということで、大いに大事なことだと思います。僕は、ほかの委員会で質問をしたこともありますけれども、業績の評価というのを極力数字化すべきだというふうに考えています。例えばどういうことかといいますと、Aという部署で前年の仕事量と職員の人件費、残業代を含めたものとか、経費だとか、いろいろなものをひっくるめた部門の独立採算制の考え方なのですが、それを今年度こういうふうに行革して変わりましたよと、残業も100時間から50時間に減りましたよと、それはこういう業務改革をしたからだとか、経費もこういうふうにして切り詰めたよと、そういうようなことを数字化していくべきだというふうに考えます。民間は当然やっていますので、その部門の採算制という考え方をぜひ取り入れていただいて人件費と経費と、こういうことを業績の一環としてもらうことを要望しておきます。ぜひ検討してみてください。

次に、職員の倫理規程及び行動指針が今年度作成されるようになっておりましたが、その内容についてお伺いをいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 ただいまの職員倫理規程及び職員行動指針に関するご質問でございますけれども、市民の皆様への信頼回復に向け、今年度から滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を施行したところであります。

ご質問の件についてでございますけれども、本条例の第3条において職員が透明性の高い公正な職務を執行するためのよりどころとなる倫理原則や職務の基本原則を定めたところであります。主な内容を申し上げますと、以下の3点であります。1点目は、市民全体の奉仕者として不当な差別的扱いをしないことなど職員が最低限厳守すべきこと、2点目として法令遵守のほか社会一般の常識とかけ離れることのないよう努めること、3点目として他人のお金感覚では決してないようみずから戒め厳正な予算執行に努めること、以上の3点であります。

一方、職員の行動指針についてでございますが、倫理原則や職務の基本原則をもとに滝川市職員としての行動はいかにあるべきかについて示したものであります。内容としましては市民全体の奉仕者であることを忘れず、公正な職務の執行に当たること、真摯な態度、明るくさわやかな対応、親切かつ丁寧な説明を心がけること、税金や時間を無駄にせず、適正かつスピーディーに行動しよう。これらを徹底させるため、本条例に関してのマニュアルを作成し、職員向けの説明会を5月に5回ほど開催をし、周知徹底を図ったところであり、さらに職員行動指針と自己チェックシート、これは行動指針に即した行動をしているか簡単に自己チェックできるものでございますけれども、これらについては携行可能でいつでも見ることが可能なものに作成をし、今月中に職員に配付をしたいと考えております。このようなものでございますけれども、裏表でこういう身分証明書のところ常に入れるということで考えております。自分の行動をチェックする習慣を身につけてもらいたいとの思いからのことでございます。今回の不祥事発覚により改めて周知徹底を図り、再発防止に努めたいと考えておまして、今後さらに全職員を対象とした再発防止のための研修会の実施、今回の事例をもとにケーススタディーとして各職場で議論をし、原因を分析の上、再発防止の徹底を図るなど、さまざまな機会を通じまして職員の自覚と意識改革を促したいと考えております。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 高橋部長、いろいろな講習会だとか研修会だとか、当然やられるべきだというふうに考えますけれども、そこに本気にこういうふうに変えていくのだという気持ちがないと、さあ、皆さん一緒に頑張りましょうねというような感じでは変わっていかないというふうに考えます。そういう意味では、高橋部長は本部長でもあるわけですから、市長の思いを酌んで鬼になってもやりきるぞという実務責任者として行動していただけることを要望しておきます。よろしく申し上げます。

### ◎3、福祉行政

#### 1、女性特有のがん検診推進事業の取り組みについて

## 2、入浴着の更なる推進について

次に、福祉行政でございます。女性特有のがん検診推進事業の取り組みについてお伺いをいたします。本年の5月28日に国の補正予算が成立し、5月29日に通達をされていると思いますが、今がんの死亡率というのは1年間に30万人以上いると言われていています。特にその中で女性特有の乳がんは1万2,000人ほど1年間に亡くなっている、子宮がんについては2002年の実態報告ですが、5,200人ほどいるということでございます。なぜ今回女性の特有のがん検診事業が行われるようになったかといういきさつについて少々述べます。今年度の補正予算にこの事業を取り組んだところの趣旨ですが、特に先進諸国の中で日本が二十数パーセントという受診率で、先進諸国は70パーセントから80パーセント検診しているという実態の中で非常にかげ離れているというのがまず1点ということと、未来の投資につながる子育ての支援の一環として今回の補正予算に取り組みされたということでございます。私のところにもがん検診の通達が来ていますけれども、この予算については、子宮頸がんについては20歳から40歳までの5年刻み、それから乳がんについては40歳から60歳の5年刻みの方に受けてもらうわけですが、この検診は実はもう既にクーポン券の配付をしている市町村もでございます。岐阜県のある町ですけれども、今月の19日に発送したそうでございます。僕は、この検診を一日も早くやはり周知努力されて検診をしていただくということがベストであるというふうに考えます。そういう意味で、もう補正予算も決定したわけですから、市として一日も早い取り組みを要望するとともに、現状はどういうような取り組みになっているのかをお尋ねいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 お話のとおり国の補正予算の成立に伴いまして、今現在道では女性特有のがん検診推進事業の実施要綱を策定している段階というふうに聞いております。対象者につきましてもお話のありましたとおり20歳から40歳、子宮がんについては5歳刻みで、乳がんにつきましても40歳から60歳までの5歳刻みと。検診対象者にもう既にそのクーポン券が配られたというところもあるというふうに今お話を伺いましたけれども、これにつきましては今後道から女性特有のがんの先ほど申しあげました要綱、実施計画書等の決定通知が市にあり次第、市では速やかに補正で対応してまいりたいと考えてございます。なお、滝川市の対象人口としましては子宮がんが1,304人、乳がんのほうにつきましては40歳代が592人で50歳代が1,074人でありまして、目標受診率50パーセントで実施してまいりたいと考えております。

○議長 堀議員。

○堀議員 部長、この実施時期ですけれども、最短には何月ごろからクーポン券は発送できそうですか、お尋ねします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 はっきりしたことでちょっとお答えはできませんけれども、今考えてございましてのは滝川市では9月か10月の開始予定ということで考えてございます。

○議長 堀議員。

○堀議員 他の自治体では、もう発送しているところもあるというふうに聞いていますし、9月、

10月というのは非常に遅いなというのが第一の印象ですけれども、一日も早く受診していただけるように努力をしていただくことを要望しておきます。

次に、入浴着、がんの患者さんの入浴着の更なる推進についてということで、実は先日、5月の22日ですか。ピンクリボン・ディスカバの柴田さんが「THE・NEWS」という、かなり長い時間で放映をされました。また、今月NHKの取材も受けたそうでございます。なぜこの入浴着の推進になったのかということがテーマの取材だったらしいです。7月10日に放映されるそうですが、今他の自治体もこの入浴着については推進をしているようでございます。僕としては、滝川がいろいろな意味で事件のさなかにありましたものですから、余りお金もかからないようなことで滝川のいい分野をアピールしたいというのが一番の趣旨でありました。こうやって報道もしていただけたということが滝川市のイメージアップにつながればというふうな思いでございます。そこで、さらなる推進といいましてもそんな特別なことは別段あるわけではないと思うのですが、自分たちがこうやってやっているぞというようなことをやっぱりアピールしなければなかなかわかっていただけないと思います。そういう面では、ホームページだとかの利用もいいと思いますし、何かそういうことで考えていることがありましたらお尋ねをしたいと思っております。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 入浴着の利用につきましては、市も推進すべきと考えております。ふれ愛の里、丸加高原伝習館では、既に昨年からは着用が可能になってございます。また、ことし4月9日付で空知保健福祉事業所滝川地域保健部長名、旧滝川保健所でございますけれども、各浴場に対しまして入浴着を着用しての入浴は衛生管理上問題ないという趣旨の文書が送られております。滝川市といたしましても市民に対しまして入浴着の着用についてPRしたいと考えておりますし、先ほど議員さんからもお話がありましたホームページでの市民周知、それと各入浴施設のこれは了解が必要なのですが、市で用意するポスターを掲示してもらうということを予定してございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 よろしくお願いをいたします。

#### ◎4、環境行政

##### 1、エコカーについて

##### 2、エコ家電について

次に、環境行政でございます。前回の質問でもいたしましたように、今三上議員からもありましたように二酸化炭素の排出量は人類的な命題だというふうに認識をしております。北極圏の氷が異常なスピードで解けて海水が上がっているのも皆さんご承知のとおりでございます。日本は、このままの融解が続くと120年ぐらいで海水に没してしまうのではないかという学者もいます。120年といたら、大体孫とかひ孫の時代に日本が沈没するということになりますので、これは大変なことだというふうに思います。そういう意味ではこの環境、二酸化炭素を削減するという努力は本当に市民レベルでも当然行われなければならない大きな課題だというふうに認識をしております。

そこで、お尋ねをしますが、市の公用車なのですが、老朽化して当然買いかえると思っておりますが、

このエコカーを導入する意思があるのか、またその買いかえ時期はいつなのかについてお尋ねをいたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 いわゆるエコカーにつきましては、不況にあえぐ自動車産業における救世主的なヒット商品と社会的注目を集めているところでございます。ハイブリッドカーの低価格化や政府の減税支援策の後押しもありまして、消費者にとりまして環境的にも経済的にも魅力あるものとなりつつあり、国の後押しとも相まって、こういった自動車の普及の意義について市としても広く市民に広報をしていきたいと考えております。その一環といたしまして、このたび環境省から最先端でございますエコカー、燃料電池自動車の貸与を受けまして市民に体験試乗の機会を提供するとともに、それとあわせてハイブリッドカーですとか植物油を燃料とする公用車、それとリサイクルカーから発生します生ごみから取り出しましたメタンガスで動く道路パトロールカーなど、幅広くエコカーに触れてもらうイベントを開催するなどして多くの市民にエコカーを身近に感じてもらうよう努めているところでございます。

公用車につきましては、本年4月に作成しました新滝川市活力再生プランに基づき、その削減に努めることとしているところでございます。本市における公用車の更新に関する基本的な考え方といたしまして、一般的な車両の耐用年数にとらわれることなく使用が可能な限り有効に活用するという考えでおりますし、現在使用中の公用車を直ちにエコカーに更新することにはならないと今現在考えております。現時点におきましてハイブリッドカーについては、必ずしもその車種が、乗用車タイプが多いものですから、価格も通常の車両価格に近づいてはきておりますけれども、さらにエコカーの導入により燃料費が大幅に削減されるということは認識しているところでございますから、公用車がいよいよ使用できない状態になり、更新が必要となった場合においては、その時点におけるエコカー等の市場価格帯の動向、またその車種に応じたエコカー等の導入について前向きに検討したいと思っております。

○議長 堀議員。

○堀議員 市の財政も厳しいということで、乗れる間は乗るということだというふうに思います。費用対効果などを考え合わせますと、あながち無理やり乗っているほうが燃費が悪くてお金がかかるといふ場合もあるかと思っておりますので、どうぞ試算をしていただいて、やっぱり市としていち早くこういうことに取り組んでいるのだというアピールが大事だというふうに思いますので、検討のほどをよろしく願いいたします。

次に、エコ家電についてですが、滝川市の電器屋さんの状況はよく把握しておりませんが、全国的に見ると前年の4割増しぐらいの売り上げをしているというふうに報道で知りました。このエコ家電、今は時限つきですが、エコポイントという政府のポイント制度もできましたし、その使い道も19日の日に公表されました。いろいろなものに使えるということで、271件のものが提供されましたけれども、商品券だとか全国百貨店の共通券だとか、そのほかビール券だとかお米券だとか旅行券だとか、何でも大体使えそうなのです。こういうポイント制度があつて、地デジのテレビを購入した場合は最高額3万6,000点まで還付されると、しかもリサイクル料分も付加さ

れるというようなことで非常に全国の電器店が景気がよろしいようでございます。滝川の市民もここで地デジ対応のテレビに変えようかとか、チューナーにしようかと迷っていると思うのです。そういう意味では、わかっていないのが実情だと思います。ぜひこの周知をしていただいて、地場の電器店さんだとか、もう本当にそういう面では地域の活性化にもつながると思いますので、行政としてできる分野の周知努力をするべきでないかというふうに思います。そのことについて、どういふふうに取り組むのかの取り組みを伺いたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 議員さんのほうからのエコポイント制度の概要については、質問の中で取り込んでいただきましたが、5月15日以降にグリーン家電製品、統一省エネラベル四つ星相当以上ということでエアコン、冷蔵庫、地上デジタルテレビを購入した際エコポイントが付与される制度でございます。エコポイントサポート販売店として認定された電器店であれば、その場で手続を行うことにより地上デジタル放送受信に必要なアンテナ工事費ですとか、また省エネ商品、電球ですとか充電式の電池の購入に充てることができることとなります。また、領収書ですとか保証書、家電リサイクル券のコピーを保管しておき、後日それらをグリーン家電エコポイント事務局に送付することによりポイントを受けることができます。付与されたポイントは、省エネ配慮製品や商品券、プリペイドカード、地域産品などと交換することができます。これらは登録が必要ということですが、交換できることになってございます。このポイント登録及び交換申請の手続は、7月1日から開始予定となっております。いわゆるグリーン家電と言われる製品の購入により、その後の使用電力量の低減に寄与することなど効果も期待されており、市といたしましても省エネ促進の観点から情報提供に努めていきたいと考えているところです。また、付与されましたポイントが家電製品以外の交換にも使えることから地域での購買需要の喚起にもつながることも期待できます。このポイントを有効に活用していただくためにもこのシステム自体の仕組みについて広報等で周知を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 周知の徹底をよろしく願いいたします。

## ◎5、経済行政

### 1、地域活性化・経済危機対策交付金について

次に、経済行政ですが、地域活性化・経済危機対策交付金についてお尋ねをいたします。お尋ねというより三上議員からもありましたけれども、私としては3点ほど提案をしたいというふうに考えております。

その1点目ですが、ESCO事業という、こういうエコの事業がございます。これは、どういう事業かという、エネルギー・サービス・カンパニーという略らしいですけども、この業者が施工から管理から一切をやっていただいて、省エネ部分の浮いた分で償還をしていくという非常に市にとっては負担が少ない事業だなというふうに思います。ちょっとかいつまんで読んでみますけれ

ども、E S C O事業者はビルオーナーに対し、工場やビルの省エネルギーに関する診断を初め、方策導入のための設計、施工、導入設備の保守、運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実現し、その結果得られる省エネルギーの効果を保証しますと。その報酬としてE S C O事業者はビルオーナーの省エネルギーの効果の一部を受け取り、E S C O事業は国の省エネルギー政策と合致した新ビジネスとして注目されつつありますと。要するにこのままのみですと一銭もかからないのですよね。これは、滝川の業者でこういうことができる能力があるかどうかはわかりません。もしそういうことが可能なら、これはぜひ検討していただいている価値はあるというふうに思うのです。これがまず1点です。

次に、2点目ですが、当然市も取り組んでおりますが、街路灯の件ですが、ナトリウム灯にしてワット数も若干抑えてもらってというようなことは町内会等に協力をお願いしていると思うのですが、これは電気メーカーの宣伝をするわけではないのですけれども、その趣旨の中には、少々価格は高いのですが、寿命は数倍もつと、電気料は6分の1から10分の1になるという、そういう電球が開発されているようであります。これ多少そういう電球が高くても3年なら3年、5年なら5年で試算したときに、本当にそれで寿命がよくて電力が少なくて済むというのだったら、これもいいのではないかなというふうに思います。これもぜひ市長、検討してみてください。本当にそういう電球なのか、メーカー側の宣伝に載っていましたが、本当にそれだけ効果があるのかどうか私はわかりませんが、検討してみる価値はあるなというふうに思います。

もう一点は、少子化対策を踏まえて、それからまた地元商店街のために義務教育の子供に商品券を交付するのはいかがなものかというふうに思っています。予算の関係もありますから、5,000円がいいのか、1万円がいいのかはわかりませんが、地元商店街のみしか使えない商品券を義務教育者の保護者に交付するというのはいかがなものかというふうに3点考えていますので、ぜひ検討の材料にいただければと思います。よろしくお願いします。

## ◎6、教育行政

### 1、環境対策について

最後に、教育行政です。今回文化庁の日本伝統文化こども教室というのがございまして、その中で日本棋院中空知支部として、囲碁の組織ですけれども、この申請を文化庁にしました。その折、教育委員会の所管の職員には大変お世話になり、書類の作成の指導をいただいたり、各学校と一緒に啓蒙に動いていただいたりとお世話になりましたことをこの場で御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、環境対策についてでございますが、国の推進事業でもある太陽光発電を早期に学校にやっぱり設置すべきでないかというふうに思います。それで、どういう効果があるかということをやっと調べてまいりました。20キロワットのパネル設置で二酸化炭素の削減は年間11トン削減可能だと。それから、環境教育の拠点としてパネル本体や発電量のモニターを教材化できるのではないかと。もう一つは、省エネでございます。年間約1割の電力需要が削減されるというふうに言われています。もう一点は、防災機能があると。停電時でも被災時の段階でも電源として活用できる

と、こういうようなことが政府のほうから発表がされております。それほどお金のかかるものでないので、これも試算をしていただいて、恐らく15年とか20年スパンぐらいで考えると、その後は全部お金が逆に戻ってくるような、余っていくような、減っていくようなことになるのではないかとというふうに一般家庭を考えていくとそうなりますので、ぜひ試算していただいて取り扱いをしていただきたいと思いますと思うのですが、まず一校でもいいですからモデル校として設置してはいかかかというふうに思います。教育長の考えを伺います。

○議 長 今の答弁をいただく前に、先ほどの5番が質問になっておりませんので、通告では具体的な取り組みについてお伺いをいたしますということでありますので、所管のほうで答弁を用意していると思いますので……

（「そうですか。重複するから申しわけないと思ったんですけど、答弁がありましたらよろしくお願いします」と言う声あり）

○議 長 まずは市長のほうから。市長。

○市 長 具体的な取り組みについての提案をいただきました。どうするかということですが、ESCO事業というのは、こういう事業名は初めて聞きました。事業の中身そのものは、どこかでものを読んだ記憶はありますけれども、それがESCO事業であるという具体的な認識はありませんでした。したがって、これは少し調べさせてください。そして、取り組めるかどうかということについて検討していきます。

街路灯、どんなものかこれよくわかりません。ただ、LEDの何か街路灯もできてきているのです。ちょっと勉強をしました。商店街にどうかと思って、電気代安くなるので、あそこのアーケードの償還金にも少しプラスになるのでないかなというふうに思いながら検討しましたがけれども、これはやっぱり一定の補助率ということになったら、補助裏を負担してもらわなかったらならぬと。結構高いものなのです。これは、なかなか今は難しいなと。しからば、そういう補助事業でなくて環境の側面から行政が導入する道、行政が負担している部分について行政が進める道ということがあるのかどうかというのは、どんなものかということもよくわかりませんから、少しこれもちょっと勉強させてください。その結果、どういう道をとるのかということを検討させてもらいたいというふうに思っております。あるいは、これは検討という表現は適切ではないかもしれません。私は、国会答弁と違って検討するというのは実行することを前提に検討するのだというふうに思っていますから、勉強した結果どうするかということについて判断していきたいと。

それから、消費者対策としてのご提案がございました。定額給付金及び子供に対する支援制度というもとられたばかりでありますから、ですからどうするかということでもありますけれども、さまざま今内部的には先ほど来ご答弁を申し上げますように玉出しをしております。その中の一つとして認識は持っていきたいというふうに思っております。

○議 長 では、教育長。

○教 育 長 学校における太陽光発電の導入ということでございますが、既に20年度、昨年度から学校においても先生方や児童生徒がともに節減、節約に取り組んでほしいということで電気量の削減を目標にしました頑張る学校応援プランというのも実施をして電気代の節約に努めてきたとこ

ろでございます。

ご質問のありました太陽光発電により生み出される再生可能エネルギー、ご存じのとおり消費電力の削減、そして二酸化炭素の節減には大きく寄与するという点については承知をしているところでございます。一方、学校に導入ということについてはなのですが、費用が1キロワットの発電で約100万円くらいかかると。費用対効果ということでは、大体20キロワットぐらいでの年間の電気量の節減量は21万から26万というふうにも言われております。また、設置場所が屋上になりますので、新たな荷重がかかるということで、10キロワット発電の太陽電池モジュール、本体で約1トン、その架台ですと1.5トンから2.5トンというようなことも言われておりますし、それに今度風が当たりますので、この圧力の問題あるいは積雪によって発電効率がどうなるか。雪が落ちるための角度がどうしても必要になりますので、望ましい角度にならなくなると効率が下がるということも言われております。ただ、一方では、北海道は冬の場合は雪が反射をして、逆に本州よりは効率がいいというようなこともまた言われているところでもあります。ご承知のとおり、滝川市の学校施設は耐震化に問題があつて今耐震化の改修を行ってきておりますので、それらの学校について直ちに太陽光発電の導入というのは難しいのかなというふうに思っています。今後学校の建てかえをしていく上では、太陽光発電を含めたエコスクールというようなものを目指したいというふうに思っておりますので、それらの中で勉強してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 最後になりますけれども、私の資料では耐震補強と同時にやると、それはI s値が0.3未満ということになりますけれども、補助金が3分の2出るというふうに認識していますけれども、そういうのをを使うとほとんど何百万円単位でできるのではないかなというふうに思っているのですけれども、どうなのでしょう。

○議 長 教育長。

○教 育 長 滝川市の場合は、I s値0.3を切っておりますのはほとんどが体育館でございます。校舎の場合にはそんなはないというのと先ほど言いました耐震化をしても躯体本体がもう30年とかたっている校舎になりますので、耐震化にプラスその太陽光発電用の補強をして、それでも躯体本体がもつわけではございませんので、将来的には15年とかというぐらいの時期にはまた建てかえ等が必要になってくるというふうな時期が来るというふうに思っておりますので、そういう意味でせつかくやるのであれば長く使えるということで新築のときに合わせて検討させていただきたいということでございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 終わります。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

ここで休憩に入ります。再開は午後1時ちょうどです。休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長 会議を再開いたします。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。日本共産党、酒井隆裕でございます。

## ◎1、市民生活

### 1、特定健診について

まずは、市民生活、特定健診についてお伺いします。2008年4月より40歳から74歳の基本健診が廃止され、特定健診に移行いたしました。メタボリックシンドロームの該当者減少から医療費抑制をねらうものでございますけれども、国では2012年度までに受診率を65パーセントに引き上げる、そして特定保健指導についても45パーセント、こうしたことを実施することを求めると報道でも伺っております。しかしながら、本市の2008年度の実受診率については25パーセントということで、その点では非常に厳しい数字ではないかなというふうに思います。この中で受診率、特定保健指導の状況を現在どのようにとらえられているのか、また他市町と比べて本市の状況はどうか、これについてお伺いを申し上げます。

○議長 酒井議員の質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 特定健康診査の目的でございますが、これまでの健診は個々の病気の早期発見、早期治療を目的としていたものが特定健康診査は生活習慣病の予防を図ることを目的として実施されているところでございます。特定健康診査対象者、一年を通じて国保加入者、40歳から74歳が8,086人、特定健診実施者数が2,203人、実施率27.2パーセント、平成20年度の目標は30パーセントでしたので、30パーセントには達しておりません。また、特定保健指導対象者417名、うち初回面接を終わった者が167名、実施率40パーセントでございました。他市の状況でございますが、北海道国保連合会速報値、35市中8位、全道都市単純平均が21.0パーセント、最高が37.1、最低が9.3パーセントでございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 速報値ということで、恐らく私が今持っている資料では国保団体連合会の資料で速報値として出されております27.2パーセントと同じ数字だというふうに思います。

そこでなのですが、都市のほうが一般的に私は低いのかなと思って見てみたのですが、実はそういうことでもなく、苫小牧市は31パーセントでありますし、近隣の砂川、深川にしても35.3パーセント、36.4パーセントということで、必ずしも都市の大きさに限定したものではないと。一方、町村のほうでは既に60パーセント近くのところもあるとは思っておりますけれども、そうしたところも踏まえて、こうした30パーセントというふうに達していなかったということから、やはり受診率向上に向けた取り組みというものが必要だというふうに思います。実は、私の母親のもとに特定健診についての滝川市からの資料といえますか、そのものが届いて私も拝見させていただきました。ぱっと見て、特定健診を行うことは必要なのだと思う一方で、ほかの方にもい

ろんなふうに聞いてみて、特定健診に行かないのですかと話を聞いてみると、病院に行くということがなかなかおっくうだからとか、いろんな方がいらっしゃるというふうに思うのです。そうしたさまざまな障害なども考慮した上で受診率向上をさせていくという取り組みが必要だと思いますが、そうした取り組みはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 昨年10月に特定健診対象者に滝川保健所の協力を得てアンケートを実施いたしました。3,927名中1,481名の回答、回答率が37.7パーセントでございました。その中で、周知不足を指摘する答えが多かったということを受けまして、平成21年度の対策といたしまして市広報はもちろんですが、保健センターだより、それと医療機関等へのポスターの掲示、それとことし初めてなのですが、日曜日健診、それと検診車によります江部乙地区の健診の実施、それと郵送によります未受診者に対する受診勧奨、それと受診率、健診認知度の低い地域には戸別訪問の実施ということを考えてございます。

以上です。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 広報だけではなく、さまざまな取り組みをされているということで、これからはまた健診率向上に努めていただきたいなというふうに思っております。

そこで、特定保健指導の体制についてお伺いを申し上げたいと思います。これについては、先ほどのようなご答弁にあるとおり40パーセントと先ほどの健診受診率から比べますと高いといえますか、おおむね整っている数字ではないかなというふうに思いますけれども、この体制について今どのようなになっているのかお伺いを申し上げます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 市健康づくり課の職員、保健師2名、管理栄養士1名、看護師1名、栄養士1名で実施してございます。現在先ほども申し上げましたとおり、特定健診実施者が2,203名、特定保健指導対象者が417名、指導を始めた方が167名を現体制で行っているところです。今後特定健診受診者がふえてくれば、保健指導対象者もふえるということが考えられます。今後の増加の傾向等状況を見ながらではありますけれども、体制の見直しも必要になるものと考えております。

以上です。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 状況を見ながら体制を整えていただきたいというふうに思います。

それでは、4点目であります。受診率等での優遇やペナルティーについて、これについては既に国やほかの報道でもなされているところではございますけれども、これについてどのようにとらえられているかお伺い申し上げます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 滝川市国民健康保険におきます最大プラス・マイナス10パーセントの影響額でございます。平成21年度の予算で後期高齢者支援金5億円を計上してございますので、そのプラス・マイナス10パーセントですので、影響額の金額といたしましては5,000万円を今のと

ころは考えております。また、全国市長会を通じまして特定健診、保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算、減算措置を撤廃することを国に要望しているところでもあります。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、特定健診について最後の5番目であります。特定健診についての受診率がありますが、上がるとメリットというか、そういう優遇がある。その一方で、そうした保健指導をする回数をふやせば自動的に国民健康保険税の引き上げにはね返ってくる危険性があるのではないかというふうなことを危惧しております。もちろんこうした健診だとかが適切に行われることによって生活習慣病などの患者となる、また患者予備軍の方たちが減って実質的な国保会計へのメリットがあるというふうには思いますけれども、数字だけを見るとこういうふうなことも危惧されるわけでありまして、この辺についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 特定健診の費用負担は、基準額の3分の1が国、3分の1が道、残りが保険者負担ということになってございます。特定健診を実施するだけでは、保険者の負担増につながるのですが、自分の健康に関心を持ち、健康寿命を長くすることが重要であり、そのことにより医療費の縮減が図られ、国保会計にもメリットとなると考えてございます。

○議長 長 酒井議員。

## ◎2、社会福祉

### 1、小規模福祉施設のスプリンクラー設置について

○酒井議員 それでは、第2件目に移ります。小規模福祉施設のスプリンクラー設置についてでございます。ご承知のとおり、この件につきましては先日の議会の中で可決された議件でもございますが、私はその点以外の部分でお伺いを申し上げたいと思います。改正消防法施行令により、延べ床面積275平米以上の小規模福祉施設に施設内スプリンクラーの設置が義務づけられました。本市でも対象となるグループホーム3カ所については本年度、1カ所は次年度の設置が進められようとしております。しかしながら、延べ床面積275平米未満のところは対象外であります。本市では、2カ所が対象外とのことであります。私は、どんなに小さな施設でもこうしたお年寄りが暮らすようなところではスプリンクラーの設置が必要だというふうに考えております。しかしながら、設置費用が非常に高額でありますし、補助等がなければ設置するのは困難であります。

そこで、お伺いいたします。年に1回施設へ立入調査等を行っているそうではありますが、その際に防火についての啓蒙などを行うことは可能でしょうか。例えば防火カーテンなどが使用されているかどうか、避難体制はどうなっているのか、そういうことも含めた上で許可権者であります滝川市としてのお考えを伺いたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 消防法の改正によりまして、延べ床面積275平米以上の小規模福祉施設についてはスプリンクラーの設置が義務化されたところでございます。それで、延べ床面積275平米未満の小規模福祉施設につきましては、ハード面でスプリンクラーは義務化はされなかったものの、

自動火災報知設備ですとか消防への火災通報装置の設置が義務化されたところでもあります。また、ソフト面では職員を含めて10人以上の収容人数の施設ですから、この小規模の施設も当てはまりますけれども、防火管理者の選任が義務化されまして、消防計画の作成から避難訓練の実施、消防用設備の点検など防火管理業務の徹底が図られるということとなりました。消防本部では、既に平成20年度中にこの275平米未満の小規模福祉施設に対しまして事前の調査も行い、また必要な消防用設備ですとか設置期間についても通知済みでございます。私どもとしましては、平成20年度に実施いたしました認知症高齢者グループホームとの実地指導において、入居者の日常生活での火の取り扱いですとか、また火災に際しての連携体制、避難救出訓練の実施状況等について確認、指導を行い、防火体制の強化に努めておりますが、ご質問のように今後ともこういう部分の徹底した防火体制についての啓蒙には努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 ぜひそうした啓蒙活動については行っていただきたいと思います。275平米未満の施設、伺うところによりますと民家を改造したようなところであったり非常に小さなもので、そうした点ではスプリンクラーというのは確かなになじまないかもしれないです。しかし、こうした施設については、私は何らかの形でつける必要があるのではないかなというふうに思います。その点で、第2番目の要旨であります国などに対して、こうした施設に対しての補助に対して求めることはできないのかどうか、これについてお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 消防法の改正で、これまでの述べ床1,000平米以上が275平米以上という大幅に厳しくなったということがまず1つ上げられる中で、スプリンクラーの補助につきましては施設の規模に応じた条件がありまして、すべての施設に補助することは難しいと考えております。ただ、それぞれの施設に対しまして必要な消防用設備等の設置義務がありますことから、設備の確実な設置につきまして、これは消防のほうとも連携を緊密に図りながら入居者の安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 この問題については、滝川市だけ、もしくは道だけという問題でできることではない全国的な問題でもあります。こうした施設、多くは夜勤のときに1人ないし2人しか職員さんがいらっしゃらない、その中で入居されている方、多くは寝たきりの方が多い。そうした方を避難させるというのは、本当に至難のわざであるというふうに思います。この件についても私もさらに調査を進めて、何らかの形でこうしたお年寄りの命を守るため何をしなければならないのかを含めて調査をしてまいりたいというふうに思います。

### ◎3、環境行政

#### 1、滝川市のごみ処理について

最後であります。最後は、環境行政、滝川市のごみ処理についてでございます。この件につきましては、エコバレー歌志内の撤退報道というのが非常に大きいものでございました。2月4日付、

今後の一般廃棄物処分委託契約について、内容は黒字化は事実上不可能であると。第2番目として、第3期の契約は望めなく速やかに解散することを考えざるを得ない。そのことから契約を終了させていただきたいというものでありました。さらに、3月にも書面の通知があり、4月15日、今後の一般廃棄物処分委託契約についての緊急のお願いということで、ごみ受け入れ量削減、そして期間について、それから緊急融資を求められております。これを受けて、25日に3組合長等による日立本社への申し入れが行われました。株式会社エコバレー歌志内と日立製作所の動向については、これは衛生施設組合の問題でもありますし、ここでは本市についてのこれからのごみ処理についてをお伺いするものでございます。

滝川市環境基本計画では、1人当たりのごみ排出量やリサイクル率について数値目標が定められております。2007年の4定でも伺いましたけれども、今後のごみ減量に向けての取り組みについて伺うものです。ここで、ごみ減量についてなぜ取り上げたかといいますと、もちろん1,500トンに減らしてほしいということもありますけれども、これをきっかけにという言い方は非常に問題あるかもしれませんが、私としましてはごみ抑制のために滝川市としてできることは何なのか、市民としてできることは何なのか、その観点でぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 滝川市環境基本計画では、27年度を目標年次といたしましてリサイクル率を30パーセント、家庭系、事業系合わせたごみの排出量を750グラムという目標値を設定してございます。現状町内会などの集団資源回収、それと拠点回収や不用品データバンクなどの減量、再使用などの取り組みを行っているところですが、議員さんからもございましたが、今後ごみ処理施設の動向により新たなごみ処理の仕組みも考えられることから、現状を見きわめながら減量に向けた取り組みについて考えていきたいと思っております。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 4定で伺ったときには、私はごみの分別方法について伺ったというふうに記憶をしております。現在札幌市などもごみ有料化の中で、ごみの分別方法についてさまざまな議論などがなされているというふうにも伺っております。4定のときに伺ったのは、私はその他紙類、それから剪定枝、さらにその他プラスチック、こうしたものについて分別することはできないだろうかと伺いました。そのときのご答弁では、やはり先ほどと同じく集団資源回収や拠点回収やスーパーなどでも行っている回収、そういうものを進める上で考えていきたいというふうなお答えだったというふうに思います。こうしたごみの分別について、市民にとって確かに不便になることではあります。しかし、環境先進都市であります滝川市では、こうしたこともよりよく進めていく必要があるのではないかなと、そういうふうに思っております。私もスーパーなどに買い物に行く場合に、エコバッグを持って買い物に行くわけでもありますけれども、本当にこれもよい取り組みであるというふうに思います。ぜひこうした回収方法についても、今すぐやってくださいとは申しません。ぜひこれをきっかけに検討や調査などを始めていただきたい、そういうふうに思います。その点について、再度お伺いを申し上げます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 議員さんのほうからもございましたとおり、買い物袋の削減につきましては3者協定ということで消費者協会、それとスーパーさん、それと滝川市というような格好で結ばせていただきまして減量に努めているところでございますし、マイバッグの普及等にも消費者協会、関係団体と協力のもと推進してまいりたいと考えております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 新しいごみ分別については、お答えはなかったわけでございますけれども、いずれにいたしましても今後のごみ処理問題というのは本当に滝川市にとっても中空知、北空知、その他砂川についても喫緊の課題になっていると。その中で、ごみ減量にも取り組む、そうしたことを滝川市が率先して取り組むということは、私はやっぱり非常に大事なことだというふうに思っております。こうしたことについて、ぜひ調査等を進めていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長 長 以上をもちまして酒井議員の質問を終了いたします。

山口議員の発言を許可します。山口議員。

○山口議員 それでは、通告に従いまして4件6項目にわたりまして一般質問をいたします。新政会の山口清悦です。

## ◎1、滝川市の健全財政

### 1、地方公営企業法の改正について

まず、滝川市の健全財政について、地方公営企業法の改正、借り入れ資本金の負債処理についてお伺いいたします。本年5月30日、総務省は市立病院など自治体が特別会計を設けて運営する地方公営企業について、会計基準を改正して民間企業並みの計上方法にすることを発表をしました。目的は、現状の確かな分析をして公営企業の経営改善を促すこと、内容は設備投資に充てた自治体の一般会計からの長期借入金や地方債、現在借り入れ資本金として資本に算入しておりますが、これを負債に算入せよというものです。2007年度決算の全国の地方公営企業2,900社で借り入れ資本金は総額33兆円に上り、資本総額79兆円の4割を占めております。借り入れ資本金が負債に算入されると、貸借対照表の資本が減少して負債が増加するわけですから、当然財務内容は悪化をいたします。負債比率が高くなり、債務超過になる地方公営企業がふえ、財政健全化法の算定結果にも悪影響を及ぼすと思われませんが、見解をお伺いいたします。また、本市の公営企業の数字が導入された場合、どのように変化すると予想をしているかお伺いいたします。

○議長 長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問に対しましてご答弁を申し上げたいと思います。

地方公営企業におきましては、民間企業と違いまして株式の発行による自己資本金の調達という方法がなく、企業の固定資産は企業債を財源として取得される場合が多いということで、これに対する資金源泉としての企業債を広い意味で資本と考え、借り入れ資本金という独特の制度となっております。この借り入れ資本金は、償還義務があるなど負債としての地方債と変わらないことから、

住民への説明責任という観点からも民間企業と共通する概念、取り扱いとすることで赤字体質の公営企業の経営改善を促すことを目的として、総務省はことしの6月8日に有識者研究会を発足させ、実施時期も含めた具体策について年内をめどに検討しているところであります。この改正が行われとなれば、貸借対照表上における負債が増加、ご質問のとおりでございますけれども、これまで公営企業会計において概念のなかった債務超過と診断される公営企業が出てくることが想定され、そのような公営企業に対して国が改善を求めてくることも十分想定をされるところであります。

現在市立病院ということでご答弁させていただきますと、影響ということではありますが、滝川市立病院の現在の財務状況におきましては、資産を形成しない建設改良目的以外の借入れがないということから、民間企業と同じ水準で財務状況を判断したとしても債務超過となることは現時点においてはと判断をしております。また、現在においても実務上は償還すべき負債としての認識に立ち、さまざまシミュレーションを行って経営改善には努力をしているということから、このたびの勘定科目の区分の改正が行われたといたしましても現時点では大きな変化はないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 この考え方が導入される本当の趣旨というのは、今まで長い間自治体経営の財政の運営の仕方が一般の国民に対してわかりづらいと。民間の企業会計に比べると、同じ考え方に立っていないということが大きな要因だと思うのです。今回こういうふうに変えていくということは、滝川市に住んでいる住民で一般的な商法上の会計の仕方がわかる人であれば、市の財務状況がすぐわかるという、そういう変化を求めているというふうに思うのです。その国の施策というか考え方が必ずしも今まで正しい流れできたかという、財政健全化法をつくって改善を求めてはきましたけれども、途中で財政健全化法でひっかかるような市立病院が考えられると、これを救うような借入金優遇措置みたいなものをまた出してきたり、それで今回次に借入金を債務に入れるという、国自身の一貫した方針というのがぐらぐらしているので、自治体の財政の担当者も大変だとは思いますが、実際のところこういうものを導入して住民に知らしめる方法というのはどういうふうに検討されておりますか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ただいまの再質問でございますけれども、昨年の財政健全化法制定以来、財政健全化の4つの指標、これについては議会監査に付して議会に報告の上、住民への公表ということも手続を踏んでやっております。また、それ以前からもさまざま実質公債費比率ですとか、あるいはまた平成15年からは市の一般会計と申しますか、普通会計は現金会計方式でございますけれども、その商業法人と同じような考え方のバランスシート、そういうものも作成をして公表をしているところであります。このたびの公営企業会計の改正についても、ただいまその研究会を発足したばかりということではもちろんございますけれども、その改正の動向を見て適切に住民の皆様公表すると、あるいは議会のほうにも報告をするということが必要になってくると思いますので、今後もそのようなことを踏まえて対応したいと考えております。

○議 長 山口議員。

◎2、建設行政

- 1、市立病院改築工事について
- 2、都市計画について
- 3、公園遊具の安全管理について

○山口議員 それでは、2つ目、建設行政の1つ目ですが、市立病院の改築工事について、設備工事ジョイントベンチャーの構成会社離脱の影響についてお伺いいたします。滝川市立病院改築の衛生設備工事契約JVの構成員である1社が民事再生法を申請し、実質的に工事請負が不可能になっております。ジョイントベンチャーの工事契約上、1社が離脱した場合は特定共同企業体附属協定書に基づき、出資割合の変更と工事途中における構成員の脱退に対する措置を講じなければなりません。幸いにも本体外工事の進行ぐあいを会派の控室で見えていますけれども、まだスリーブなど現場工事が始まるのは恐らく7月から8月になるというふうに思われます。今回このような状況のもと、脱退した構成員からの申し出並びに構成員の朝日並びに斎久との話し合いを持ち、協定書の変更手続、そして工事への影響はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、工事完成後メンテナンスなどを視野に入れた場合、衛生設備工事ジョイントベンチャーに地元の業者がいないということは大きな問題点であると考えます。通常完成後に瑕疵並びに修繕項目の発生があった場合は、元請の朝日に連絡が行くと思えますけれども、そういう場合、大概是構成員であります地元の会社に連絡をして、地元の業者がそれを修繕に行くというのが一般的な工事の流れですから、そこに地元の業者がいないということになるとメンテナンスに一々札幌から来るのかということになりますが、その辺メンテナンスに関してもどのように考えて今対処をしているのかお伺いをしたいと思います。

○議 長 病院事務部参事。

○病院事務部参事 今回の衛生設備工事の特定企業体の1社の離脱に関しまして、若干経過を申し上げます。市立病院改築衛生設備工事を請け負います朝日・斎久・サークル特定共同企業体の構成員であります市内の株式会社サークル鉄工は去る5月の14日、札幌地方裁判所に民事再生手続申し立てを行い、同日開始決定を受け、現在具体的手続が行われているというふう聞いております。今回の離脱につきましては、今月初めに衛生の共同企業体の代表である朝日工業社の副支店長とサークル鉄工の社長が来庁をし、サークル鉄工の企業体からの脱退について口頭での申し出があったところです。脱退につきましては、先ほど山口議員さんからお話のとおり、特定共同企業体の協定書で工事途中における構成員の脱退に対する措置が規定をされております。第1項で、構成員は発注者及び構成員全員の承認がなければ完成する日までは脱退ができないと。第2項で、前項の規定により脱退した者がある場合は残存構成員が共同連帯して工事を完成すると。第3項で、脱退構成員が有していた出資割合は、残存構成員の出資割合によって分割をし、脱退前の割合に加えるということにされておまして、この協定書に基づき先週ですが、先週の17日、構成員の承認書と市に対してサークル鉄工の脱退承認願の提出がされたところです。発注者の市といたしましては、

市内企業の育成等から市内企業の参加を条件として入札を行って、昨年9月に契約、現在施工の段階ですが、実質的に衛生設備工事は施工図作成というようなことで、まだ工事の段階には至っておりませんが、今回の離脱につきましては事情やむを得ないものとして承認をいたしたところでございます。今後は、この協定書に基づきまして残り2社で企業体を構成をし、衛生設備工事が行われることとなりますけれども、引き続き契約条項等を遵守し、責任を持って衛生設備工事を施工していただくとともに、下請等の地元企業の活用についても改めて要請をしたところでございます。また、サークル鉄工のこの工事に主任技術者として来られていた方につきましては、企業体に採用され、引き続きこの工事に携わるというふうにも聞いておりますので、工事に対する影響はないというふうにご考えてございます。

それと、完成後のメンテナンスについてのお話がありました。地元企業が脱退をするということになりますと、その後のメンテナンスということですが、契約条項の中でそういったことの規定はございませんが、まずは工事請負契約の第45条で瑕疵担保責任ということを規定しております。そうなりますと、請負業者でございます朝日・斎久特定共同企業体がきちっと対応をしていくということがまずは基本でございます。ですから、これにつきましてはこの完成後ですから、まだ2年後ですが、今後朝日・斎久特定企業体とその辺の対応についてしっかりと協議をしてまいりたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 メンテナンスの部分なのですが、実際に設備工事を請け負ったところではないとわかりづらいというのがあるのです。全然関係のない業者が来てメンテナンスだけ請け負いますよというふうにはできるのですが、何かあったときにはやっぱり施工した業者が一番中身をわかっているということなので、そういう面からすれば脱退したところで1社加えるというのが一番いいのですが、そういう状況にはなかなかないだろうし、契約上も難しいのではないかと思います。地元の業者がないので、できればメンテナンスの部分もとっても大事なことで、完成する前から例えば設備協会とか空調衛生協会とかというのが滝川にあるわけですから、そちらのほうと話し合いを続けて完成するまでに何とかいい方向で考えるべきだと思いますけれども、その辺伺いたします。

○議長 長 病院事務部参事。

○病院事務部参事 衛生設備工事、特に水回りですとか、そういったことにつきましては迅速な対応が必要だなというふうには考えてございます。そういった意味で、地元業者の方が脱退されたことは非常に残念ですが、まず現在の請負業者であるJVとその辺を十分詰めることが重要だと思っております。その上で、地元業者の方にメンテナンスについて対応していただくとか、そういったものが考えられてくるのかなというふうにも期待をしておりますので、その辺は今後の詰めということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、次に移ります。都市計画、空き家の解体についてですけれども、昨年の一

般質問でも私が取り上げた問題なのですが、危険な空き家は現状全国どこの自治体でも問題になっていますけれども、長崎で空き家を税金で解体をし始めております。予算は年間1億円で、2006年から5カ年計画で実施をしております。現在進行中なのですが、手法としては空き家の所有者から自治体に土地、建物を寄贈してもらって、その後所有権を移して解体を始めております。現在までに160件の申し込みがあって、既に21棟解体完了しておるといことなのですが、空き家に関しては防災上はもちろんのこと、まちの美化、そして解体後の空き地の再利用による憩いの空間としてよみがえるものだと思っております。条件つきではありますけれども、国の地域住宅交付金には空き家解体補助というものもあるというふうに聞いておりますけれども、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 議員さんのほうからご指摘のありました長崎市の関係ですが、事業の目的といたしましては、市民の安心と安全を確保するため、長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家のうち、所有者からその建物及び土地を本市に寄附されたものを除却することで住環境整備等の推進に資することを目的とするということがうたわれております。土地、建物を所有者から市に寄附してもらい、市の費用で解体し、更地になった土地を長崎市はポケットパーク等といたしまして、地元町内会で管理してもらうという制度のようでございます。

また、国の地域住宅交付金の制度の運用につきましては、事業として認められることが必要でありまして、その要件といたしまして事業の実効性、継続性が問われることとなり、数件の空き家解消については、この交付金の制度の適用は難しいと判断しているところでございます。また、全国各地、長崎市の制度を初め、他自治体の例等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議 長 山口議員。

○山口議員 次にいきます。3番目、公園遊具の安全管理について、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業についてお伺いいたします。公園遊具の安全対策に活用するためにつくられた国の支援事業であります。目的は大地震などに備えた市街地の防災性向上、公園施設の戦略的な機能保全、向上対策による安全性の確保、都市公園における総合的な安全、安心対策事業を緊急かつ計画的に実施し、子供や高齢者を初めだれもが安心、安全に利用できる都市公園の整備を推進するというふうに書かれておりますけれども、概要は市街地の防災性並びに公園施設の安全性の確保に係る改善の目標を定めること、そして複数の都市公園の施設整備を一括採択した自治体を支援するものというふうにあります。平成21年度から5年間の限定となっておりますが、以上のようなことを踏まえて、都市公園遊具の老朽化で近年事故が多発していることから、滝川市においても半額補助の支援を有効に使い、計画的に更新をするべきと思っておりますけれども、現状どういうふうになっているかお伺いいたします。

また、国土交通省と遊具メーカーの業界団体の更新時期については、主要部分が金属製遊具が設置から15年、木製は10年という目安を示しておりますけれども、滝川市の公園遊具の年数確認、把握等はどのようになっているかお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 まず、建設部が所管いたします公園につきまして、遊具の点検等についてご説明申し上げます。

まず、公園もかなり古くなってきております。遊具メーカーで示されている年数を超えているものも実はかなりございまして、それは台帳管理をしているところですが、私どもとしましては春先と夏休み前、年に2回一斉に点検をしております。まず、目視、触診、聴診、打診、要するに見て、触れて、聞いて、たたいてを主に点検記録表によりまして点検を実施し、その危険な遊具につきましては順次補修をしているところでございます。また、小さな公園につきましては町内会とも連携いたしまして、ペンキ塗りだとか草刈り、清掃などをやっておりますし、本年度から市内企業から公園遊具の安全点検をボランティアで実施させていただきたいと申し出がありまして、15カ所の公園につきまして協力をいただいております。今後、後の説明の補助事業にも関係いたしますけれども、まだ使えるものにつきましては安全を確保しながら遊具については使っていくといったことで考えております。

次に、国庫補助の関係ですけれども、補助要件の中にはかなり大きなことが盛り込まれております。その中で、私どもとしましては遊具の更新を含んだ部分の補助制度を考えておりまして、かなりの補助要件も緩和されてきていることから、ことしにつきましては直営による予備調査を実施いたしまして、いろんな情報収集に努めてまいりたいと思っております。それで、平成22年、来年度からは国庫補助をいただきまして公園施設長寿命化の計画をまずは策定し、23年度以降施設設置年度の古い遊具から計画書に基づきまして更新に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 ただいまの答弁で、23年度から更新をしていきたいということなのですが、実際に点検した場合、耐用年数を超えている遊具もあるということなのですが、公園ではないのですが、学校で遊具で事故を起こして賠償を求められていることもありますので、耐用年数が過ぎたものを使っていてもし事故があった場合、どういう責任になりますか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 今の出されている公園の耐用年数と申しますのは、遊具メーカー等によります安全基準を昨年度設定されたものでございます。安全基準も詳細に決まっておりますけれども、今直ちにすぐそれを適用して全部取りかえるとか、新たに設置するときにそういった安全基準に基づいた遊具を設置していくといったことになっておりますので、安全基準すべてを耐用年数が過ぎたからといって直ちに事故等に対する責任が生じるものとは思ってございません。

○議長 長 山口議員。

### ◎3、福祉行政

#### 1、高齢者福祉について

○山口議員 それでは次、福祉行政にいきます。高齢者福祉について、小規模多機能型福祉住宅建設の推進についてなのですが、小規模多機能型居宅介護とは介護が必要になった認知症高齢者のた

めに平成18年4月に介護保険制度改正により創設されたものであります。認知症高齢者がこれまでの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように通い、デイサービスを中心に訪問と泊まりの3つのサービス形態を一体化して24時間提供するのが特徴であります。私も市長もここにいらっしゃる皆さんも恐らく長生きすれば、認知症になる可能性は高いのですけれども、残念ながらこの施設はまだ滝川にはありません。今後の高齢者受け入れ施設の中心的役割を担うというふうに考えております。なかなかこの施設が滝川市にできない要因として、全国で先駆けている施設の大半が今年度報酬改定で加算設定はされましたけれども、なお赤字経営であるということ、もうからないということなのですけれども、それから滝川市以外の人は隣のまちの方でも利用できないという条件に今はなっております。利用者数を確保することが難しい。

今議会で、先ほど酒井議員が言っていましたけれども、スプリングラーの補助に使った福祉空間整備交付金というのがあるのですけれども、これは前からあるのですけれども、今までは民間の企業ではこの福祉空間整備交付金というのを使わせてもらえなかったものなのです。今回は消防法の改正があって、ではこの資金を使おうということになって特別に使うことができるようになったのですけれども、今まではこれが利用できなかったのも、事業者の設備負担というのがとても大き過ぎたわけです。認知症高齢者の受け入れ施設は、各個人の認知程度によって現状はデイサービス、ヘルパー派遣、ショートステイと多岐にわたっておりますけれども、この小規模多機能福祉住宅ができて1つになると自分の住みなれた家、まちで安心して生活ができるようになります。登録定員も25名以下の小規模なものなので、入居者同士、通う人同士が顔なじみになることもできるし、職員ともよく知り合えるということで楽しく老後を過ごすことができるであろうというものであります。また、月額定額制のために介護保険利用限度額からはみ出す心配も今のところありません。24時間無休な施設なので、いざというときに自宅から連絡をして対処をしてもらうということもできるものと考えておりますけれども、滝川市でもそう遠くない将来のために、ここにいる皆さんのためにもぜひ早期に民間に建設できるような手を考えて手を打つべきだと思いますけれども、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 十分勉強されての提案ということでございますが、私も在宅福祉を進めていく上でこの小規模多機能型の福祉住宅というのは一つの重要なポイントだというふうに思っております。したがって、平成21年度からの3カ年の第4期介護保険事業計画の中ではこの施設整備を盛り込みました。現在市内の介護サービス事業者を対象といたしまして、整備予定及び整備に当たっての条件等の意向調査を実施しております。その調査結果を踏まえて、複数の事業者が補助金の交付あるいはその他の施設との併設などの条件を整えば検討したいという意向であることを把握しております。ただ、これは経営面ではやっぱり利用登録者の確保がなかなか難しいということがありますのと、軽度者の介護報酬単価が低いということなどから採算性がなかなか難しい問題を抱えているということがあります。ぜひともこういう部分について、制度の恩典が与えられるという必要がこれから出てくるのではないかと。在宅福祉のために極めて重要なポイントでありますだけに、そういうふうにも一方思います。国の経済危機対策によりまして、介護拠点等の緊急整備を目的と

する介護基盤緊急整備等臨時特例交付金が交付されると、定額でございますが、そういうふう聞いておりますので、この交付金を活用しながら民間事業者による施設の整備、早期の整備促進に努めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、これが民間活力で進まないといった場合にはどういう方法でそれでは実現していくのかということも次なる検討課題であるというふうに思いますが、今は前段申し上げました民間事業者による早期整備促進に努めていきたいというふうに思っております。

○議 長 山口議員。

#### ◎4、商工振興

##### 1、げんきカード会について

○山口議員 それでは次、商工振興、げんきカード会についてですが、昨年1度取り上げましたけれども、大分げんきカード会も勉強を重ねまして、いい方向に今向いているので、市長の見解をお伺いしたいなというふうに思いますが、多機能カード導入の支援についてですけれども、昨年の第3回の定例会で私が質問をしましたけれども、その際に市長ができるだけ商店街並びに商工振興を支援をしていきたいということで答弁をされておりますけれども、げんきカード会はそれから従前にも増しまして会の存続と滝川市のまちの商業の生き残りをかけてそれぞれの会員さん、役員さんが仕事が終わってから深夜まで何度も会議を開催してまいりました。今回提案する内容ですが、単に商業振興のみならず、これからのまちづくりの大きな柱となる可能性を秘めている事業というふうに認識しております。現在のIC型のカードではなくて、普及著しいリライトカードを導入を予定しておりますが、今までのような一律のポイントのつけ方ではなくて、子育て世代や高齢者に対して例えば割り増しでポイントをつけるとか、それから携帯電話を活用したイベント情報や個店のお買い得情報などを随時発信をしていく機能、さらには新築される市立病院並びに地域交通機関との連携をとって市民にとって放すことのできないコミュニティカードとして生まれ変わることがあります。また、例えば利用者のポイントの一部をキッズキャンプに寄附をして市民全員が地域に貢献する仕組みづくりを構築することも可能な事業というふうに思っております。システムの導入費としては、従前のICカードの数分の1の二千数百万円で恐らく導入自体はできるのではないかと思います。げんきカード会がそのうちに当然みずから支出する部分も用意をされておるようですけれども、今までさまざまな国の補助金等のお願いをしてまいりましたけれども、滝川市はこの事業に国の緊急経済対策交付金等の利活用を考えるべきであるというふうに強く思います。さらに言えば、この経済対策交付金ももし当たらなくても単費で優先的に実施をして商店街並びに商業振興、まちづくりも活性化を図るべきと思いますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまご質問のありましたような極めて積極的にご検討をいただいているという報告は受けております。行政も一部かかわって検討させていただいているようでありますけれども、ご質問のありましたようにやっぱり会員でありますとか加盟店が増加をしてこのカードの効果がより高まっていく、あるいは消費者サービスが向上されていくと。ポイントカード自体は、毎日販促

の手段でありますから、こういう毎日販促を通じて小売業振興と消費者サービスの向上に結びついていく、あるいはそれにとどまらない多機能な機能を果たしていくと。そういうことであれば、これはスタートした段階で新しい顧客サービスをどう進めていくかということに相当真剣に議論をして今の仕組みをつくり上げてきたその原点に立つならば、これは財政的にも、あるいはそれを検討していく過程、実現していく過程においても両面で積極的に支援をしないといけないというふうに思います。こういう心配は、今の検討過程の中ではないというふうに思いますけれども、現在のカードが古くなったから、この機能を存続させていくために更新するのだということだけでない積極的な支援を検討したいというふうに思っております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 共産党の清水雅人です。それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

#### ◎1、滝川市体育協会での裏金問題

##### 1、裏金の捻出方法について

##### 2、前事務局長に関わる他の問題と市・市教委・市職員の把握について

##### 3、止まらない不祥事と市役所改革について

##### 4、滝川市体育協会の助成対象団体、指定管理委託団体としての適性について

まず、滝川市体育協会での裏金問題です。裏金の捻出方法について。2006年度でいうと架空の賃金、旅費として支出しており、スケートリンク事業の支出としては、体協の資料では234万2,000円、このときスケートリンク関係の裏金は約128万円と公表されたが、一方でスケートリンク以外のその他の旅費、予算項目上補助金の部分以外、委託料や協定事業などからも捻出し、その総額が128万円、これは教育長の12日の総務文教常任委員会での答弁です。また、スケートリンクの賃金からは45万8,470円、旅費から8万3,200円、合計で約54万円ほどが234万円の中に含まれていたということになります。実質はもっと少ない経費だったが、今言ったように54万円の架空の旅費、賃金を上乗せして234万円の決算とした、これも教育長の答弁です。何を言っているのかよくわからなかったのです。総務文教常任委員会の続きではありませんが、実態解明の重要な部分だというふうに思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長 総務文教のときのお答えですが、現段階での数字ということで報告をさせていただきます。スケートリンク事業関係とサイクリングターミナル事業関係というふうに2つに分けてご説明をしますが、説明そのものはちょっと間違いではないのですが、若干これはわかりにくかった部分もあったというふうに思っております。

スケートリンク事業関係というふうに言っておりました、2つに分けると。スケートリンクのほうの関係には、委託事業や指定管理事業からの捻出部分も含まれております。そういう意味で事業

関係というふうに言っております。こちらのほうは、主に架空の歳出を裏金に回したという部分の意味で、きっかけがスケートリンクの収入が予定以上に多かったがために支出を架空にして裏金に回した部分をスケートリンク事業関係というふうに呼んでおりまして、それが平成17年から19年度の3カ年にわたって232万5,332円という総額になっております。これを年度ごとに申し上げますと、平成17年度の総額は43万2,020円となっております。内訳としては、スケートリンクの架空賃金として31万3,880円、同じくスケートリンクの架空の旅費として3万9,380円となっております。次に、18年度でございますが、こちらの合計額が128万5,217円となっております。内訳としましては、17年と同じくスケートリンクからの架空賃金として45万8,470円、同じくスケートリンクの架空旅費として8万3,200円、このほか先ほど申し上げました委託事業からの架空旅費として9万1,080円、指定管理事業、体育協会の中では協定事業と呼んでおりますけれども、その協定事業の中にサイクリングターミナルの部分が含まれておりまして、そこの架空賃金として31万1,220円、同じくサイクリングターミナルの架空の旅費として6万8,200円、このほか体育センターの架空の報償費として27万3,047円というふうになっております。次に、平成19年度は総額として60万8,095円ですが、こちらのほうの内訳としましては、スケートリンクの架空賃金として58万2,895円、委託事業からの架空旅費として2万5,200円となっております。

済みません。17年度、ちょっと一部飛ばしました。委託事業からの架空旅費として7万8,760円です。改めて17年度、スケートリンクの架空賃金で31万3,880円、同じくスケートリンクの架空旅費として3万9,380円、このほか委託事業からの架空旅費として7万8,760円、合計43万2,020円となっております。17年度の架空の裏金の検出の内訳ということでは以上のようになっております。234万円と申し上げましたのは、スケートリンクの歳出のほうですから、先ほど18年度のスケートリンクの賃金45万八千幾らかと架空旅費の8万3,200円を足した分が18年度のスケートリンクの歳出の中に含まれているということでのご説明でございます。

○議長 質問者、答弁者にお話をしますが、この場合は数字合わせの場でありませぬので、もうちょっと大枠での質問、大枠の答弁をお願いいたします。清水議員。

○清水議員 今回の大きな問題は、表の決算で賃金や旅費が出されたことであります。今の数字でも結局、常任委員会にはスケートリンクとサイクリングということだったのですが、実はそれ以外のものがかかりあったと。それで、お伺いしますが、賃金と旅費、まず賃金については全部で二十数枚ということだったのですが、この賃金についてはまず源泉徴収がされていたのか、領収書はどのようなものだったのか、決算に賃金としての添付書類がどんなものだったのか、また旅費についてはだれが出張したということで、これについては復命書、精算等がきちんとされたものが添付されていたのか伺います。

○議長 長 教育長。

○教育長 賃金の関係については、源泉徴収はされていないというふうに伺っています。それから、実際の支出の経理の中には一部内訳と申しますか、計算書のようなものもありますけれども、

そうでないものも、全く総額でぼんと、ぼんと言ったら変ですけども、総額のみで支出というものもありますし、旅費についても計算書があるものもありますし、ないものもあります。いずれにしても、旅費の場合については復命書という形のものはありません。なお、総務文教常任委員会で資料請求がありましたので、ただいま私どものほうでも支出先等も含めて今この部分については委員長と相談をさせていただいて精査をしている最中です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今の添付資料、まず賃金については体育協会のほかの職員については当然源泉徴収されているわけですが、その確認です。

それで、監査のときにこの賃金の関係証拠書類あるいは旅費の証拠書類、これについて協会の幹事は監査の際に一つ一つ確認をされたのかどうか、これも伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 私が聞き及んでいる範囲の中では、一つ一つの証拠書類等をすべて見て監査をしたのか、全く見ないで監査をしたのかのことはまだ聞き及んでおりません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 源泉徴収のことを聞きましたので、答弁をお願いします。

それと、監査でこの一つ一つを見たかどうかはわからないということですが、もし見ていけばおかしいなというふうに気づくようなものだったかどうか伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 その架空に回った賃金以外の部分については、体協の職員については源泉徴収がされているものというふうに思っています。

それから、先ほど把握しておりませんと言ったのは、全部の書類を見ていて監査をしているものなのか、一部のピックアップをしてしているものなのかというその監査の手法については、私どもはまだ聞いておりませんということです。そして、今私が見ている中では、監査のやり方によってはそれを発見することは可能だったというふうに思っています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、次の質問に移ります。2004年度から3年間、財団法人北海道市町村福祉協会及び北海道市町村職員共済組合の指定宿泊施設利用助成券を不正に利用して現金を捻出しましたが、大量の助成券をどのように入手したか伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 共済組合あるいは福祉協会からの助成券につきましては、市職員に年間4枚の割り当てで交付をされているものです。当該職員からの事情聴取では、助成券を使わない職員もおりますので、一人一人から頼んでもらったというふうに聞いています。使用した助成券の枚数は、前回の総務文教でお話ししましたが、総額で155枚、金額で27万9,000円の16年から18年度というふうになっております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この助成券は、共済組合員に1人年間4枚ということで決められているものですよ。これをこういう職員がくれないかということについて、不審に思った職員はいないのでしょうか。

○議長 長 教育長。

○教育長 当時体育協会のほうには、前常務理事以外の市の職員も派遣あるいは業務従事をしておりまして、そういう人の中からも借りていたということもあります。恐らく借りられた人は、どういう目的で借りられたかという理由については聞いてはいなかったのだろうなというふうに思っています。一部サイクリングターミナルのほうに使われているという認識のあった職員はもしかしたらいたかもしれませんが、体育協会の中には、ただ、具体的に裏金づくりに回っているというふうに認識をしていた職員はなかったのではないかとこのように思っています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 業務従事が当時3人として1年間に12枚、それを毎年集められるわけですよ。今の市の職員が気づいていたかもしれないという答弁は、非常に重大だというふうに思うのです。今までの調査で、これら助成券を渡したかどうかということについて、同時に業務従事されていた職員あるいはその他の職員からの聞き取りはどのように行いましたか。

○議長 長 教育長。

○教育長 先ほどの気づいていたというのは、裏金に回ったという認識をしていた職員はいないということですが、前常務理事がサイクリングターミナルの所長ということでもありましたから、そういう形で利用されたということを知っていた職員がいたかもしれないということで、今のところまだ共済組合の助成券をだれからもらったかということについて、聞き取りの中では何名かは聞いておりますが、本人がもう思い出せない部分もあります。思い出している部分の職員についての事情聴取については、まだ行っておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この懲戒免職された前事務局長は、業務従事協定によって旅費は滝川市の財務規則、旅費規程から支出することになっていたのではないかと確認します。また、業務従事協定で賃金や旅費、身分についてはどのようになっていたのか。また、協会と協定はいつ結んで、そのときの相手側はだれだったのか、体協のどの役員だったのかについて伺います。

○議長 長 教育長。

○教育長 旅費については、体育協会独自で旅費規程を持っておりますので、その規程を使っていたというふうに認識しています。それから、業務従事の職員は正規職員だけですので、賃金の規程はありません。あとは、体育協会の中での嘱託職員ですとか臨時職員の規程はありますけれども、業務従事という形では正規職員しかおりません。

それから、ちょっと指定の関係については担当のほうからお答えします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 申しわけございません。協定書の中では、従事職員の旅費については滝川市の関係規程に基づいて体育協会が支給するというようになってございます。協定は、滝川市教育委員会と財団法人滝川市体育協会、双方で協定してございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私の質問の意図は、結局体協が業務従事の前常務理事についてチェックをしていなかった、できなかったということのその原因を私は知りたいがために聞いているのです。それで、当然体協と市の協定書ですよ。ただ、それをだれと面接をして協定をしたかということ伺ったのです。会長ですか、それとも副会長ですか、それ以外の理事さんですか、あるいは全くそういう面接なしに事務的にやられたものなのか。

以上です。

○議 長 わかりますか。

(「確認します」と言う声あり)

○議 長 ちょっと確認待ちますか、ほか進みますか。

○清水議員 待ちます。

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時34分

○議 長 会議を再開いたします。

教育長。

○教育長 今ちょっと確認しました。体育協会の中で人の異動があるたびに当然従事者の協定書の名前が変わりますので、そのたびに体育協会は体育協会の中で会長までの決裁で上がってきます。それを派遣なり業務従事の職員が教育委員会のほうに提出をして、教育委員会は私までの決裁をもって締結をするということで、セレモニー的にだれとだれが会ってということではなくて、それぞれが内部の決裁規程の中で決裁を受けて行っているということです。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、次に移りたいと思います。前事務局長にかかわる他の問題と市・市教委・市職員の把握について伺います。

まず、2007年度、2008年度入札でスポーツセンター、青年体育センター、運動公園等の清掃委託を落札した会社は、多くの方が前事務局長の親族が経営している会社であると思う会社で、会社所在地も前事務局長の自宅隣の親族宅の住所でありました。委託金額は幾らだったのかも伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ただいまの2007年度、2008年度の入札、19年度と20年度ということですが、ご承知のとおり清掃業務等については指定管理の協定業務の一つでございますので、市でも公共工事等の入札情報として委託入札の結果については公表しているということで、体育協会さんの了解を得て調査を行ったところ、金額については申し上げたいと思います。平成19年度、おっしゃられた床清掃等委託業務、金額は570万5,700円、平成20年度、同じく512万

4, 000円、金額についてはそういうことになってございます。また、指定管理団体の入札執行、適正な契約等については、また適正に行われているかどうか、また課題はあるのかについて、現在調査項目の一つということでございますので、これについてはまず教育委員会のほうでしっかり今調査しているところでございます。また、入札契約の関係でございますので、市長部局にもいろいろご指導をいただいてしっかりと調査したいと思っています。

○議長 清水議員。

○清水議員 次の点ですが、サイクリングターミナルの食堂が2007年3月で閉鎖されて以降、仕出しで対応するようになりましたが、その主な仕入れ先が多くの人が前事務局長の親族が経営している会社であると思う会社で、親族も頻繁にサイクリングターミナルに仕出し等を持って出入りをしていただくと。この仕入れ先の名称と取引金額について伺います。

○議長 教育部長。

○教育部長 ご質問の関係については、体育協会さんのほうにお伺いしまして情報を得ております。食堂閉鎖後の平成19年8月から20年3月までの間、食事の提供のために仕出しの対応で行っていたということでございます。実際は、サイクリングターミナルの食堂調理場を利用していたということのようですが、当初は仕出しセンターみたいなどころにお願いしていたと。その後、滝川駅前管理株式会社に依頼して仕出しをお願いしていたということでございます。ただ、金額につきましてはサイクリングターミナルの宿泊料と食事料は別個になってございまして、食事料の分はフロントでお預かりをして、そのまま食事提供業者の領収書で発行するので、サイクリングターミナルとしては取引金額についてはわからないということでございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 次の点に移ります。体協の職員として前事務局長の親族が2007年度に臨時職員として、また2008年度には正職員または嘱託職員として採用されていますが、雇用の実態について確認します。

○議長 教育部長。

○教育部長 ご質問の件については、私ども調査しているのが指定管理だとか補助事業だとか委託事業だとか、その他の部分なのですけれども、この件についてどうなのかなという部分はあったのですが、体育協会さんにお伺いしたところ、了解を得ていますので、経過についてご説明を申し上げます。

多分ご質問の臨時職員として採用されたのは、平成19年5月14日に体育協会の臨時職員として採用されてございます。平成20年、翌年4月1日に体育協会の嘱託職員に採用されてございまして、同年7月5日に本人の申し出により退職ということでございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 3つですね。1つは、清掃委託で570万円、年間ですね。2点目は、サイクリングターミナルの仕出し、これは同じ会社です。前常務理事の親族がやっている会社です。そして、親族が臨時職員または嘱託職員として雇用されたと。こういう前常務理事の親族にかかわる契約や雇

用の実態について、市長、副市長、教育長ら市幹部、また市教委の職員、市職員は知らなかったのか。また、管理監督権限を利用した行為として問題があるかどうか検討しなかったのかについて伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 前常務理事の関係で、体育協会において親族にかかわる雇用や契約があるというふうには私が聞きましたのは平成19年の10月ころであったというふうに思います。本人より事情を聞いて、清掃に係る入札の経過等について事情も聞いております。その際に、やはり親族の雇用あるいは親族が代表者であった会社との清掃委託ということについては非常に誤解を生じるおそれがあるということもあって、どういう形で回避をするといえますか、誤解のないような取り扱いをしてほしいということもお話をしましたし、19年度末で役職任命がえによって人事異動ということも想定をしていましたので、19年度内においてはそういう不適切な、いわゆる誤解を招くような部分については体育協会の中では行われたいというふうに思っておりました。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今の教育長の答弁は、誤解を生じるおそれがあるので、適正な取り扱いをしてほしいと言いつつ、当時は不適切、誤解を招く行為ではなかったというふうに断定したという答弁だったかちょっと確認します。

○議 長 教育長。

○教育長 端的にいくとそういうことです。臨時職員の雇用の関係については、雇用に至った経過、それから新年度に向けての先ほど言いましたように臨時職員から嘱託職員になるのであれば、そのときの例えば公正な公募をして、きちんと面接をして、その中に本人は当然入らないでいくという形の中での選考が行われたということですし、そういうふうに行うように指示をしましたし、契約の関係については先ほど言いました入札執行の中で市の規程に準じて入札を行ったということでありました。ただ、余りにも体育協会の内部に親族の関係することが多いということであれば、当然そういう疑義が生じるおそれがあるというふうに思いましたので、そういうことの是正について19年の10月に確認をして、まず経過を確認をしたという中では不適切な経理が行われていたという認識はありませんでしたので、そこまでの経過を聞いた中での段階にとどめたということでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次ですが、市の巨額の助成団体として滝川市体育協会の役員、職員はこの問題について、今の問題ですね。把握していなかったのかについて伺います。

○議 長 これは、教育長が答えられるのですか。

(何事か言う声あり)

○清水議員 そういうふうには、どう把握していたかということを知っています。

○議 長 把握ということですね。では、答えられれば教育長。

○教育長 体育協会の役員や職員がだれがいつどのようなところまでこの部分について知っていたかということについては、私どもとしてはわかりません。ただ、少なくとも私どもが知った時期、

19年の10月くらいには体育協会のほうとしては理解はしていたというふうには思っています。ただ、先ほど言ったようにだれがいつどの程度までそのことを個々に知っていたかということについては把握はしておりません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 少なくとも教育長が、これはきちんとしていざというその親族にかかわることが3つもあったわけですね。当時3つとも把握していたわけでしょう。それをちょっと確認しますけれども、そういう場合、これは指定管理先の指定管理の中身として行われているわけです。そうすると、これは滝川市における公の施設の指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱で、きちっと指定管理代行先の滝川市体育協会に対して指導するなり調査をさせるなりというふうにしなればならなかったのではないかと思うのですが、これにのっとって当時指導、調査等はやりましたか。

○議 長 教育長。

○教育長 人事の案件につきましては、体育協会の人事の案件でございますので、私どもとしては指定管理の条項に基づいた指導等については行っておりません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 要綱に第8の3、業務に係る調査・指示、「市長等は、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務について、業務内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる」と。これに当たるといふふうに思うのです。それで、前常務理事に言ったと。なぜ体協の会長や副会長、役員に言わなかったのでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほど言いました19年の10月の直後だったか否かは、ちょっと定かには覚えておりませんが、体協の役員の方にはそのことについてお話をしたという記憶があります。ちょっと時期については定かに覚えておりません。あと、また前常務理事に対して私なりが言ったことが指定管理者の条項に基づくという、そこまでの認識として言ったということではありません。ただ、そういうことはやっぱり不適切に思われるという部分について、まず経過を聞いて今後の扱いについて十分留意をしてほしいということでも伝えたということです。

○議 長 清水議員。

○清水議員 その役員とはどういう役職の方ですか。

○議 長 大分通告から範囲が大きくなっておりますので……

(「いやいや、通告どおりですよ。5番ですよ、1の」と言う声あり)

○議 長 5番ですね。把握という部分ですね。

(「そうです」と言う声あり)

○議 長 その把握という部分では私、議長としてはこれ以上の名前ですとか、そういうことに関してはこの通告の範囲を超えていると実は思っておりますので、答えられれば答えていただきますが、教育長。

○教育長 直接私が伝えたか、あるいはどうかについて、ちょっとはっきり思い出せませんが、どちらにしても三役の方には伝わっていたというふうには認識しています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 明確になりましたので、次に移りたいと思います。止まらない不祥事と市役所改革について。現事務局長は、2008年4月1日に事務引き継ぎを受けましたが、そのときに裏金については金額とかは認識なかった。ただ、困ったときに使えるお金があるという形を聞いた。12月2日に明確に裏金の実態を知った。正直悩んだのですが、3月決算期まで来まして、これはもうほっておけないので、教育長に相談したと。総務文教常任委員会で答弁がされ、昨日は窪之内議員、本日は堀議員も取り上げられています。これでは、管理監督能力の欠如は甚だしく、市民の批判は逃れられません。どんなに市役所改革をしても、2008年4月と言えば全国に生活保護不正支給問題で滝川市が報道されていたときです。なぜこのような無気力、無批判での仕事が続くのか伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 総務文教でも申し上げましたが、私としても不適切な処理の内容だったというふうに思っております。今の不正経理の全容の解明後、管理監督責任も含めて関係職員の処分については厳正に行いたいというふうに思っています。また、ごく一部の職員による不祥事が全体のこととしてとらえられるのは事実でありますから、再発防止策の早期の策定と信頼回復プランの徹底した取り組みがまた急務であるというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次に移ります。滝川市体育協会の助成対象団体、指定管理委託団体としての適性について。協会への市の支出は、指定管理者代行が5,259万9,000円、これは21年度予算ですが、補助金3,695万4,000円、委託金122万3,000円、合計9,077万6,000円、全額が一般財源です。しかも、毎年続くものです。事務取扱要綱で、申請書類に虚偽や組織的な非違行為があったときは指定の取り消し、停止ができるようになっています。これに対し総務部長は、今回の不正経理は市の業務従事者の指示によって少数の体育協会の職員が関与したということで、現時点での把握では組織的な非違行為には該当しないと考えており、取り消し等は考えていないと答弁しました。これで市民、他の補助団体の理解は得られるのか。受注者、補助金の受領者として協会はどのように責任をとるべきと考えるのか伺います。窪之内議員への答弁で述べたことについては、省略をしていただいても結構です。

○議 長 教育長。

○教育長 現段階での私どもの判断としては、総務文教常任委員会のときに総務部長が申し上げましたお答えのままの段階ということで、きのうも申し上げましたが、組織的な非違行為には該当しないということで指定管理等の取り消しについては考えておりません。また、体育協会も市民の方の税金を含むすべてが一般財源であるということでは十分認識を持っております。今回の不正経理があった部分についても返還の意思を持っておりますし、改革プランも体育協会は体育協会の中できちんと提示をしていただけるものというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 取扱要綱では、第8の4の(5)、申請の際に提出した書類の内容に虚偽があること

が判明したとき、これだけで全部または一時の停止を命ずることができるのですよ、組織的でなくとも。ところで、そういうような停止しないという判断をどのような職員会議で判断をしたのでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいまのご質問でございますけれども、職員会議と申しますか、指定管理関係業務全般は総務部で管理をしております。そういう総務部内の検討で、今の事象では取り消し等までは至らないという考え方で判断したところでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 入札等については、きちっと職員会議が制度化されているのです。制度化されていないということですね。何人ぐらいで、だれが責任者でこういう判断をしたのでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 人数は、記憶はございませんけれども、最終責任は私でございます。

(「議長」と言う声あり)

○議 長 訂正、追加ですか。総務部長。

○総務部長 虚偽があることが判明したときの取り消しの先ほどの清水議員のご質問の中身でございますけれども、申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したときということで、これは一番最初の公募の時点の書類ということで私どもは理解しております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 細かい点に余り入りたくないですので、この1件目全体を通じて明らかになってきたことについて再度お尋ねしたいのですが、監査はよく調べれば、証拠書類を見れば、これはおかしいなと思われた証拠書類だったということを教育長は述べられました。そういう中で、監事の2人はこの4月の総会で2人ともやめられたということなのですが、これは辞任をされたのか、それとも任期満了なのか、どう把握されているか伺います。

○議 長 わかれれば。教育長。

○教育長 監事が2名おりました。1名は任期満了による交代、1名は留任ということで聞いております。

○議 長 次へいってください。清水議員。

○清水議員 ちょっと驚きました。こういった事件があって、協会の監事が留任と任期満了で、もう一人の方は理事になられたと。ということは、監事の方は協会内で反省……

(何事か言う声あり)

○清水議員 ちょっと事実を確認します。留任と、もう一人の方がやめられたのかどうか。それで、この件についてきちんと監査しなかったということについて反省の弁が総会であったのかどうか伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 前段の体育協会の理事評議員会は、4月ではなくて5月の末に開催をされたというふうに思っております。任期自体は6月の何日かだったというふうに思っております。監事2名のう

ち1名は、そのまままたさらに2年の任期に留任ということになります。もう一人の監事の方が任期満了によって別の方に交代をされたということで、その監事の方は完全に退任をしております。理事に上がったとかということではございません。なお、評議員会等については私ども出席をしておりますので、その中で出席をされていたかどうかについては、私どもは存じ上げません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 一方、市なのですが、刑事訴訟法第239条の2で官吏または公吏、つまり公務員です。公務員は、犯罪があると思うときは告発しなければならないという義務規定になっているのです。総務部長は、総務文教常任委員会でその考えはないと述べられましたが、この告訴は考えていないというのはだれの判断なのか、また先ほどと同じようにどういう場で決定、議論がされたのか伺います。

○議長 長 市長。

○市長 今具体的に教育委員会において調査中でありまして、これがどの機関が例えば告発をするのかということもきっとあるのだろうというふうに思います。私は、今の段階で滝川市が訴訟を起こすという考え方は持っておりませんが、今後新たにいろんな事象が出てきた場合にはそれでいくのかどうかというのは、新たな判断として検討しなくてはならないこともあるというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 市長、新たな事象とかというのは探す必要はないのです。詐欺で横領なのです。それでも告訴しないのですか。

○議長 長 市長。

○市長 今の事象の中では、そういう考え方はありません。具体的にどういう被害があったのかというその事象の判断によるというふうに思いますし、刑事事件として告発すべきことがあるのかどうかというのは、現時点ではそれに該当するような事象では必ずしもないというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 最後に、今回のこの事件が詐欺、横領に当たるのかどうかという判断について伺います。

○議長 長 市長。

○市長 特にサイクリングターミナルにおいては、なかなか難しい問題だというふうに思っております。ただ、これを詐欺罪として告発するかどうかというのは、滝川市長の問題かどうかというのは十分検討しなくてはならぬことだろうというふうに思います。

○議長 長 まだありますか。清水議員。

○清水議員 横領については答弁がありませんでした。

それと、私も1つ事例を紹介したいのですが、つい最近、17日、上川教育局で同じようなことがあって、この場合は上川の体育協会の協議会が道の職員を告発する検討をしているということが報道されています。ですから、私は体育協会が告訴、告発をすると、あるいは市がすると。どちら

かが今後検討されなければならないということを述べて、次の件に移りたいと思います。

◎2、人事政策

- 1、問題が起きている中での人事異動のあり方について
- 2、辞表不受理の基準と考え方について

人事政策です。問題が起きている中での人事異動のあり方について。いじめ飛びおり問題の報告書をまとめた3月30日の2日後、4月1日の人事異動で道教委発令で校長と担任、市教委の指導参事、指導主事が異動、市教委でも教育部長と心の教育推進室長が異動するという大幅なものになりました。3月初めの事件であり、人事異動の原案ができていたとも考えられますが、重大な事件に対応した人事と言えるのかどうか、教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 3月に発生した重大な事件ではありますが、4月には新1年生の入学式も控えており、事件の原因究明、学校の問題点をしっかりととらえて、その上で再発防止策を明確にして保護者や生徒が安心して新学期を迎えることができるよう取り組んでまいりました。校長につきましては定年退職、担任については基準年数が来たということでの異動ということですが、本事件にかかわって関係する保護者への対応あるいは報告書の作成に当たっては、それぞれの職責に応じた職務を果たしてきたというふうに思っていますし、教頭も残っております。校内の組織的な委員会もできております。そういう中で十分対応できるということでの考えで、人事そのものは道教委も含めた校長人事、一般教員の人事ですから、かなり早い時期にはある程度固まってきておりましたが、先ほど申しあげました理由により異動でしようがないという判断をしたところでありまして、また、市教委については心の教育推進室と学校教育課の連携の中で事件対応に当たってきておりましたので、その事務局の責任者として私自身が先頭になってこれまで所管の委員会への報告等も行ってききましたので、人事異動による支障なくここまで取り進めてこれたというふうに考えておりますし、後任の職員についても十分その任を果たしているというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 近いところでは、平成18年4月にも生活保護の大問題の発端となった3月の末の人事異動で福祉事務所長、副主幹、主査、担当、全員が人事異動ありました。こういう一つの部署の半分以上、7割、8割までが一遍に異動するということについて、所管のまずは教育委員会については教育長、ほかの部については部長が人事について意見を言う場とか、そういうものが制度あるいは慣例としてあるのかどうか伺います。

○議 長 清水議員、答弁はさせますが、あと10分ですので、このバランスで最後までいけますか。大丈夫ですか。

○清水議員 何とかあります。計画どおりです。

○議 長 前回は注意申し上げていますから。

では、答弁。教育長。

○教 育 長 今のご質問は、職員の人事というふうにとらえてよろしいですね。教員の人事ではな

くて職員の人事ということですね。教育委員会職員の人事につきましては、それぞれの事情等も考慮しながら、あるいは委員会での在職年数等も考慮しながら、必要な情報については市長部局のほうの人事担当とも情報交換といたしますか、そういう形は行ってきています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 副市長あるいは総務部長にお伺いしますが、ということは内示が出る前に部長や教育長はその人事に意見を述べられるような慣例があるというふうに考えていいですか。

○議長 長 副市長。

○副市長 人事に関しては、それぞれ所属部長の意見を伺ったり、それから教育長の意見を伺ったり、業務従事に支障がないかどうか、それから将来性を含めてその人にとってどう育てていくか、さまざまな議論を総務部長以下を含めて、それから関係する部局についての意見を伺ったりしながら人事については進めております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、次に移りたいと思います。55歳で平成16年、2004年に採用した職員が2008年3月、ちょうど1年少し前ですが、辞表を出しました。採用当時にほぼすべての議会の会派が一般質問で疑問を呈する中で、田村市長が妥当、必要な採用と頑張った職員が辞表を出すということで市長の責任も重いと考えます。議会の大勢の疑問の中で採用した効果、また市の利益はあったのか具体的に伺います。

○議長 長 市長。

○市長 あの当時は新生園、更生園、この事業の安定性ということが大きな課題でありましたし、行く行くこの社会福祉事業団については自立をしていただかななくてはいけないと。その中における障がい者福祉施設の運営について、どうあるべきかということを経営に携わってきた立場から正規職員として任務を果たしてもらいたいというふうにその当時間も答弁をいたしました。その結果、あの当時はアイガモについては非常に厳しい状況がありました。8,000羽と。しかし、新生園の努力によっていいアイガモがいろんな形で取引が来る。これは、何とか2万羽に拡大しなくてはならないと、そういう状況がありました。8,000羽体制から2万羽体制になると。さらには、加工品についても取り組んでいく。そのことによって、特に新生園においては作業工賃及びこの加給分を含めて、個人差はありますけれども、2万3,000円から2万5,000円に及ぶ作業工賃を得ることになると。こういう福祉施設というのは、私はそう多くないというふうに思っております。そういう意味では、一定の役割を果たして新生園事業をある意味ではルールに乗せたという成果があるというふうに思います。しかし、本人から退職したいという願いが出されましたので、これを許可したという状況です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題については、また別の一般質問等で取り上げたいと思います。

次、辞表不受理の基準と考え方について伺います。まず、懲戒免職とした前職員が辞表を提出あるいは辞意を表明していて、それを不受理、凍結していたとすれば正しい対応だったと考えます。事実経過について伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 事実経過についてのご質問でございますけれども、処分日であります6月12日以前に辞表の提出があったのは事実でございます。その時点では、懲戒審査職員会議において処分の検討を進めていたところではありますが、新たな不正経理の事実が市に伝えられたため、さらなる事実の確認と処分の内容を審査するため保留としたものでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 一方、別の方でも問題があったと思うのです。2008年3月には、前会計管理者の早期退職の辞表を受理しています。この方の懲戒処分の可能性は、当時生活保護通院移送費不正問題で個人口座への振り込み手続の確認をしなかったことや疑問がある支出として市長への報告義務違反、信用失墜などで当然視されていましたが、第三者委員会報告がおくれる中で結局退職させています。仮に懲戒処分の後の退職であれば、早期退職の退職金増加分は支出されない規定なので、重大な判断ミスだったのではないのでしょうか。また、仮に懲戒処分後であれば退職金は幾ら少なかったのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 生活保護費詐欺事件におきます職員の処分につきましては、第三者委員会の検証報告と事件以外で問題となった事実に基づき、平成20年4月22日に処分を行ったところであり、第三者検証委員会の検証報告により厳正な処分を行うということにつきましては、従前からその考えを明らかにしていたところであり、3月段階で当該職員の処分内容を明らかに想定できるものではなかったということから、3月をもっての退職を認めたところでありまして判断に誤りがあったとは考えておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 どうしてそういうところで頑張るのがよくわからないのです。その後十数人の方が懲戒処分です。前会計管理者の部下であった前会計課長、新旧の会計課長が懲戒処分になっているのです。たまたま22日間だけ第三者委員会の報告がおくれただけで、当然この段階では懲戒処分の検討にも入っているわけです。その当時、職員会議はやられていなかったのですか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 この事件にかかわり、懲戒審査職員会議を3月からスタートをしております。それで、この件の具体的な処分内容を検討したのが4月に入ってからということです。それは、第三者委員会の会合が全体で11回開かれておりますけれども、4月にわたるといことで、4月に都合4回開催しておりますけれども、3月の下旬までもろもろ論点整理にちょっと時間がかかって、具体的に報告書という素案ができたのが4月の7日です。それで、翌日には全員協議会へ主な議論の内容を、論点の内容を説明したという経過もございましてけれども、その4月7日の報告書の素案を受けて具体的な処分内容を4月9日の職員会議で検討したということでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、原則について次の点で伺いたいと思います。上記2つの例をとっても辞表を受理しないで保留する基準や考え方が明確でなければならないと考えますが、現状の基準と考え方について伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 辞表の不受理の関係については、市としての明確な基準というのは持ち合わせておりません。それで、具体的な事象によって人事院規則等に基づいて対応しているというのが現状であります。懲戒に付すべく明確な事由のある場合においては、今後も退職願を保留するという考え方でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 懲戒審査職員会議が始まっていれば、その期間内に出された辞表については不受理にするというふうに、そういう方向で制度化するべきではないでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 懲戒審査職員会議の議題となっただけでは、そのような対応はできかねると。あくまでもその事象を審査の上、そういうことが懲戒に付すべき明確な事由があるかどうかのその判断になるということでございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は全く納得できません。わずか9日の差で、ぬれ手にアワで増額分の早期退職加算分をもらっていったと。これは、絶対に私は不当な支出だったというふうに考えます。しかし、詳細は今後も議会で明らかにしていきたいと思います。

### ◎3、市道の安全確保

#### 1、大町市道の一時停止の必要性について

次に移ります。市道の安全確保です。大町4丁目と5丁目の間の市道を東に向かうと、東1号通りとの丁字路にぶつかります。そこより東方向は以前、市道を延長してほしいという要望があるなどで100メートルほど道路幅で家が建っておらず、雪道では丁字路ではなく十字路に見えます。丁字路の警戒標識はあるが、一時停止標識がないため優先道路と勘違いして一時停止しないで事故が多発しています。建設部も危険回避のために赤白ポールなどを立てていますが、それでも事故が多い。現状認識と対策について伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 現状認識と安全対策ということですが、ご指摘の交差点は生活道路の交差点でありまして、先ほどの議員さんのおっしゃるとおり先のほうの家の張りつきがなく、警戒標識の見落としやいわゆるちょっとしたうっかり運転などで十字路と倒錯するおそれがあるものと思われまます。警察に問い合わせた結果、重大な事故の事案はないとのことですが、地域の人聞き取りによりまして物損事故等はあるという情報もありますから、昨年町内会とも協議いたしまして、急遽でしたので、木製ポールによる安全対策を施したところです。さらに、ことしは夜間や冬のことを考慮しまして、許される予算の中でさらなる対策を考えていきたいというふうに思っております。

すので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 清水議員。

○清水議員 ポールなんかでは、とんでもないという感じです。やはりコンパネ程度の看板を丁字路の中心に立てると、それぐらいのことが私は必要だと思います。

#### ◎4、教育行政

- 1、中学生男子生徒飛び降り事件の教訓について
- 2、飛び降り直後のアンケートから何を学ぶかについて
- 3、不登校の実態について（市内小中学校と西高校）
- 4、いじめの実態について
- 5、いじめの根絶に向けた課題は何かについて

次に移ります。教育行政で、痛ましい中学生男子生徒飛びおり事件の教訓について伺います。全国一いじめが少ないまちにすると田村市長が宣言をし、体制を強化してさまざまな取り組みをした結果、残念ながら痛ましい事件が再発しました。この事件からどのような教訓を引き出すのかについて伺います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 午前中の三上議員への答弁でも申し上げましたが、4年前に起きた女子児童自殺事件を重く受けとめまして、いじめの根絶を掲げ、心の教育推進プランを策定し、取り組んでまいりました。しかし、その取り組みに残念ながら不十分さがあつたと反省をいたしまして、改善を図るべく取り組んでおります。改善の基本的な考え方は、人間尊重、生命尊重を軸に市内すべての児童生徒がいじめに遭わない、遭わせない学校生活を送ることができることを学校運営の中核といたしまして、全教職員が一丸となって再発防止に努めることが必要と考えております。

今回の痛ましい事件の教訓ですが、1つは学校の教育相談体制、生徒指導体制に不十分さがあつたこと、2つ目に教師向けのカウンセリング研修会等を多々実施してきましたけれども、学校での研修会あるいは研究会の開催のための支援と助言が不十分であつたこと、3つ目に子供たちの悩みや発信をキャッチする方策として電話相談、メール相談などを開設してきましたが、子供たちに相談窓口として情報が届いていないという不十分さがあつたことを教訓としております。これらを教訓として、この後取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 続いて、状況だけ伺っていきたいと思います。飛びおり事故直後に行った同中学校のアンケート結果から何を学んだかについても伺います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 本事件が発生しました3月5日の翌日に全校生徒444名にアンケート調査をした結果、75名の生徒、16.9パーセントの生徒が当該男子生徒のいじめを見たり聞いたりしていることが判明したものです。このアンケート調査の結果から、当該中学校としては次の4点について反省を行いました。1つは、大勢の生徒たちがいじめを見たり聞いたりしているにもかかわらず

らず、教職員で気づいている者がいなかったこと、このことが明らかになりましたので、日常の教育活動の中で生徒と触れ合う時間や話し合える関係づくりを今後十分つくっていくことを反省教訓としています。2つ目は、ふだんから生徒の学校生活の様子や友人関係など生徒の実態把握と生徒理解に不十分さがあつたと。このことからQ-Uシートの実施、生徒理解を確かなものにするということでの取り組み、指導を行っております。3つ目は、いじめは許されない行為であること、またいじめられる側の立場に立った心の育成が必要であること、さらにはいじめに対して傍観者は許されないことなど、いじめの根絶についての指導や啓発を行ってまいりましたが、生徒一人一人にしっかり浸透していた指導であったかどうかの確認評価が不十分さがありました。これに対しまして、教師はいじめに対し毅然とした態度を持って、生徒は生徒会主体によるいじめ根絶のための啓発に取り組むことといたしました。4点目は、保護者や地域の声が学校に伝わりにくい雰囲気があったということです。これにつきましては、現在校内に設置されております校内改善対策委員会のメンバーに地域町内会の代表の方、PTAの代表の方をメンバーとして参画していただき、開かれた学校づくりを目指しております。これら一つ一つの取り組み、活動が実を結び、学校が信頼されたと評価されたとき本当の意味でこのアンケートから学んだことになると考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次もまず実態を伺っておきます。次は、不登校の実態ですが、小学校7校、中学校4校、西高校の3区分で不登校数について伺います。できれば、それぞれの区分内の1クラス当たり何人といった数字も出していただければと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ご質問にお答えいたします。

今のご質問ですけれども、小学校7校、中学校4校、市教委で監督しております西高校の3つの学校の区分で申し上げたいと思いますけれども、学級に割り返しての数はちょっと把握しておりませんので、延べ人数だけご報告させていただきます。いずれも学校基本調査によります数字です。平成19年度は、小学校6名、中学校39名、西高校1名、20年度は小学校9名、中学校33名、西高6名となっております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 原因なのですが、主な不登校の原因がわかっているものとわからないものの比率について、また主な原因がわかっているもののうち主な原因はどのようなものか、また主な原因のうちいじめが占める割合について伺います。

○議 長 教育部指導参事、どうぞ。

○教育部指導参事 不登校の原因、実態についてでございますけれども、単年度で数字の違いがありますので、18年度から20年度の3カ年で報告させていただきます。

初めに、不登校のきっかけとなった原因がわかっているものですが、これは延べ人数165件のうち163件、99パーセントになります。原因がわからないものは、165名のうち2名ということで1パーセントとなります。不登校のきっかけとなった原因がわかっているもののうち主な原因ですけれども、複数の回答になっておりますけれども、一番多いのは本人にかかわる問題、

無気力、怠学等を含めて本人にかかわる問題が63名、38.2パーセント、いじめを除く友人関係をめぐる問題、32名で19.4パーセント、学業不振24名、14.5パーセント、主な原因のうちいじめが占める割合は6名、4パーセントです。

(何事か言う声あり)

○教育部指導参事 今のは複数回答になりますので、実数147名で延べ165名ということになります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次もまず実態を伺っておきます。次に、いじめの実態ですが、小学校7校、中学校4校、西高校の3区分で直近の時点でのいじめの件数について伺います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 いじめの件数ですけれども、昨年12月の調査は小中学校しか行っておりませんので、西高校も含めて行った調査になりますと平成18年度の調査になりますので、18年度の調査、20年度の調査と分けて報告をいたしたいと思います。平成18年度は、小学校、今もいじめを受けている子供は164名で9.1パーセントでした。中学校、726名中40名で5.5パーセント、合計いたしますと2,523名中204名の8.1パーセントになります。平成20年度は、小学校1,874名、今もいじめを受けている児童が161名で8.6パーセント、中学校が1,022名、今もいじめを受けているのが68名で6.7パーセント、平均いたしますと2,896名中229名の7.9パーセントという数字になります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 実態が明らかにされましたけれども、まず男子生徒飛びおり事件の教訓は何かということ、17年に自殺を図った女子小学生児童、そしてことしの中学生徒、担任が唯一気づいていたというのが小学校女児です。しかし、それ以外の教師が気づいていなかったというのが大きな共通点です。そういう中で、いじめの件数も18年度から見てほとんど変わっていないですね。204名から229名、逆にふえている。大体変わらないと。しかも、8パーセント前後という非常に膨大な数字です。35人の学級にすれば2人から3人に値する、こんな学校の実態です。本当に教師がそのうちどれぐらいのいじめを把握しているのだということについては、どのようにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 教員が日常的に子供たちの状況は把握をしています。それは、いじめにかかわらず、学習面も含めてさまざまな課題を持っているという部分について教師は把握をしているというふうに思います。ただ、気づきの部分についてやはりまだ課題が残っているというふうに思っていますので、午前中の答弁でも申しあげました教員一人一人の気づきの技術というものをやはりまだまだ磨く必要があるということで、校内におけるカウンセリング研修等もこれから実施をしていきたいというふうなことで、21年度に当たっては特にそういう部分についての重点化を図ってきているということです。

○議 長 清水議員。

○清水議員　そういうことを聞いているのではないのです。アンケートでは、二百何十人の生徒が現時点でいじめを受けていると答えているわけです。その中で、教師が実際につかんでいるのはどの程度なのかということを知っています。

○議　長　教育部指導参事。

○教育部指導参事　今のいじめの実態に関して、子供たちに行った調査の数字ですけれども、このアンケート結果につきましてはすぐ学校のほうにも戻しまして、現在いじめを受けていると子供が訴えている、この子供たち、匿名の調査ですので、一人一人に聞き取りとかということではできませんけれども、今もいじめを受けているというのが4月にさかのぼってから、4月から今まででいじめを受けたことがありますか、現に今もいじめを受けていますかという調査ですので、今もいじめを受けているという回答をしている子供について、それぞれの学級、学年、学校として対応しております。実施時期が何分長くなり、期間が長くなりますので、現在はもう少し短いスパンで、例えば月ごとですとか、週ごとですとか、あるいは次の毎朝の朝の学活の中でですとか、いろんな形で子供をとらえるようにということで取り組んでいる最中です。

○議　長　指名するまで発言しないでください。清水議員。

○清水議員　今の答弁でもこの2つの教訓が生かされていないのです。教師が気づいていないということが今回また起きてしまったのです。二百何十件があって、そのうち半分ぐらいは気づいているとか、1割も気づいていないとか、そういうことを聞いているのです。

○議　長　数字わかりますか。わからなければわからないで答えてください。教育長。

○教育長　先ほど指導参事が申し上げましたとおり、現在もいじめを受けているという部分の件数については学校に戻して事実確認をしていただいておりますので。ただ、今その中で結果報告として確認できなかった部分と確認できたという部分があります。ただ、今それがどのぐらいの比率かという部分の数字については今は持ち合わせておりませんが、数字を出すことは可能です。

○議　長　清水議員。

○清水議員　やはり教訓をきちっと生かすとすれば、教師がいかに気づくかと。数字は、今後出していただきたいと思いますが、気づいていないのであれば、やはりあの中学校で翌日やったアンケート、これは七十数名が教師が全然知らないことを生徒は気づいていたということですから、こういうアンケートを活用してリアルに教師が把握すると。教師にも言えない、親にも言えないと子供は本当に悩み抜いて自殺する。自殺しなくても本当にいろんな障害になっていくわけです。

そういう点で、最後の件ですが、このポイントが最後のところです。本当にいじめ根絶の目標を達成するための課題は、教師と親、教師と子供、教師と教師、教師と管理職がよくわかり合える現場づくりを避けて通れないと考えます。つまり教師が毎日のようにホームルームなんかでいじめの問題を話すとか、本当にここに力を集中しないとだめだと思いますが、教育長のお考えを伺います。

○議　長　この要旨の答えでいいですね。教育長。

○教育長　その部分については、議員さんのおっしゃるとおりだというふうに思います。学校での人間関係、家庭での家庭教育の問題、社会的な風潮、さまざまな要因がこういう問題を生んでいるということだというふうに思います。大切なことは、今実際にいじめで苦しんでいる子供たち

を救って、どうその問題に解決に向けた行動を起こせるかということが大事だというふうに思います。そういう意味では、さまざまな取り組みの中で、よく言われる縦、横、斜め、さまざまな関係の中から一人でも多くの子供をいじめから救いたいというふうに思っておりますし、その中でまた地域全体ができることが何かというようなこともあわせて施策の中で検討してまいりたいというふうに思っています。

○清水議員 終わります。

#### ◎議事延長宣告

○議長 本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長いたしますが、一時休憩を入れたと思います。再開は4時ちょうどです。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 4時00分

○議長 長 会議を再開いたします。

#### ◎日程第3 報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議長 長 日程第3、報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況の報告についてであります。地方自治法第243条の3第2項により報告をいたすものであります。

まず、20年度の事業報告でございますが、お手元の資料1ページをごらんください。大きな1の国際交流事業ですが、1ページから4ページまで12の事業を実施しております。特に2ページの⑥のジュニア大使訪問団派遣事業でございますが、中高生の質の高い交流はもちろん、団長の小田教育長とハートロングメドー町教育長による滝川市・ロングメドー町教育交流促進に関する覚書の調印が実現し、文武両道でマサチューセッツ州内の優秀公立高の5本の指に入るロングメドー高校との交流を中核とした教育交流が一層活発になることが期待されるところでございます。

次に、大きな2の国際協力事業ですが、4ページから7ページまでの10の事業を実施しております。特に4ページのアフリカマラウイ共和国並びにブータン王国等からの派遣研修員受け入れは、北海道立花・野菜技術センター、ホクレン種苗生産センター、空知農業改良普及センター、JAたきかわ等の関係機関、農業経営者等の多大なるご協力によりJICAから極めて高い評価をいただいているところでございます。

続いて、3の国際理解事業ですが、8ページから15ページまでの18の事業を実施しております。特に財団法人日本国際協力センター、松岡理事長、JICA札幌国際センター、箕所長、新潟県長岡国際交流センター地球広場、羽賀センター長など、国際協力の第一人者にいただいたご講演

は青少年や市民に大きなインパクトを与えました。

大きな4の調査研究資料提供事業でございますが、15ページから17ページまで9つの事業を実施しております。

18ページ、大きな6の会員でございますが、19ページに参考資料として会員状況をつけております。なお、今年度につきましては総会出席などが求められる正会員になられる方よりも賛助会員となった方が多くなりました。19年度末と比較いたしまして、20年度末には総会員数が11減っておりますが、地域の人口減、さらには昨今の厳しい経済状況によるものと思われませんが、経営安定化のためにも事業の魅力増強等を図り、新たな会員を開拓する必要があると考えているところでございます。

次に、20年度の決算でございます。20ページの収支計算書をごらんいただきたいと思います。初めに、収入の部でございます。前期の繰越金が一番下から2段目に65万865円とありますが、今期は当期収入と合わせて収入合計が2,159万7,649円となり、補正後の予算と比較いたしますと210万5,649円の増となっておりますが、これは3の事業収入の各事業におきまして、それぞれ収入が増したことによるものであります。また、補正額の238万8,000円の減額であります。これは韓国ツアー並びにマラウイツアーをそれぞれ事情により中止としたためであります。

21ページの支出の部であります。事業費、管理費ともほぼ予算どおり執行いたし、支出合計が2,095万9,126円となっております。なお、補正額につきましては、先ほど申し上げました国際交流事業費の韓国ツアー並びに国際協力事業費のマラウイツアー中止の分であります。以上、収支を差し引きいたしまして、今年度は63万8,523円が次期繰り越しとなりました。

次に、22ページから25ページまで、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、会計監査報告、参考資料として基本財産保有状況及び基金の状況等を添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

次に、21年度の事業計画であります。27ページから34ページに記載の事業を実施する計画であります。特にことは、マラウイ共和国並びにブータン王国からの研修員受け入れが一段落を迎え、かわってアジア、アフリカ混成英語圏、そして南米スペイン語圏の農業振興セミナー研修員を初めて受け入れます。また、安倍元首相が提唱いたしました21世紀東アジア青少年大交流計画によりましてマレーシアより高校生一行25名が初めて来滝し、市内青少年との交流をいたします。

次に、36ページから37ページでございます。平成21年度収支予算書をごらんいただきたいと思います。36ページの収入、3の事業収入の1、自主事業収入、事業費では若干の増を見込んでおりますが、2、受託事業収入事業費では大きく減額となっていることから、全体といたしましては会費収入の減少、JICA事業の減少等に伴い、収入、支出とも対前年度比171万1,000円、7.8パーセント減の2,016万9,000円となっており、事業の適切な執行に努めたいと考えております。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 2点お伺いします。

まず、国際交流協会では2名の嘱託職員が在籍していると。これに対して、市からの業務従事あるいは派遣はどのようになっているのか。

2点目は、これも財団法人ですか。会計監査報告はされていますが、これについての会計監査は……社団法人ですか。いわゆる領収書や領収書類、そういったものについて1枚1枚チェックをしての監査になっているのかどうかお伺いします。2点です。

○議 長 ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時10分

○議 長 会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長 ただいまのご質疑2点でございますけれども、1点目の国際交流協会2名の嘱託と申しますか、国際交流協会の雇用の職員が2名いると。そのほかに市からの業務従事の職員が2名ということでございます。さらに、国際交流員という外国青年事業で外国青年が1人いるという状況でございます。

2点目の社団法人の監事ですか、の中でその監査の仕方ということでございますけれども、ただいま聞いたところ領収書を1枚1枚チェックをしての監査ということで伺っています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 市からの2名の業務従事、これは2名とも正職員だというふうに思いますが、全体的な出資金を一定以上出資している団体として、協会役員と滝川市の協会運営についての話し合いという場は持たれているのか。持たれているとすれば、どんな内容で行っているのか。

また、国際交流協会の理事会あるいは三役の意向の中に市からの業務従事については減らす方向で運営をいろいろ検討しているとか、そういったようなことがあるのか、考えを持っておられるのか、また市として2名の業務従事を減らしていくという計画を持っておられるのか伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の質疑は、ちょっとお待ちくださいませ。

2点目の関係でございますけれども、業務従事を減らす方向があるのかとのご質疑でございますけれども、今回の事件の中でどういう具体的な改善策、再発防止策がとられるのかということによります。ただ、業務従事をすべてなくすということになりますとやはり公益法人として、役員さんはほとんどボランティアで協力していただいていますので、そういう業務が停滞をするということにもなりかねませんので、その業務従事のあり方も含めて、さらにまた業務従事の職員の例えば経理だとか、その他の事業運営上のかかわりのあり方とか、そういう点での見直しの結果、減

らす方向になるのかどうかということがあると思います。

また、この協会に対しての2名の従事でございますけれども、市の全体的な職員の定員管理という中で今後とも2名を業務従事、派遣というか業務従事できるかどうかというのは全体的な業務の中で判断されるということでございます。

1点目は、ちょっとお待ちください。

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時16分

○議 長 再開をいたします。

総務部長。

○総務部長 先ほどの2点目の関係でございますけれども、現在業務従事の職員が2名ということでございますけれども、18年の3月までは3名ということで、18年の4月から2名体制ということでございます。

1点目の関係でございますけれども、協会の役員と市との打ち合わせということでございますけれども、折に触れて話し合いを持っているという中身でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 最後に確認をしますけれども、領収書等を1枚1枚というのは、これはごく当たり前のことであって、どんな小さい団体でもそれはやるのです。2,000万円規模ですから、大変だとは思いますが。しかし、監事の役割というのはそういうものだということで確認ができました。

最後に伺いたいのは、業務従事の協定についてやはり同じような、要するに会長さんあるいは三役の方と市の部長職等が面と向かって面接する形で協定を交わすということが私は本来あるべき姿だと。やはり折に触れて話すというのは、それはそれで必要なことかもしれませんが、年に1回はきちんと2人も有能な職員を派遣しているわけですから、業務従事させているわけですから、1年間を振り返ってどうだったというような話は当然聞くべきなのです。そういう点で、ただ協定書だけが稟議書のように決裁でずっと回ると、そういうことがやはり交流協会の業務従事でも行われているのか、それを確認したいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 協定書を交わすために協会の役員さんと市との面会、面談というような、そういうことはないです。折に触れての話し合いということで先ほど申し上げましたけれども、常にやはり国際交流という市が大きな施策の一つとして掲げておりますので、そういう点で連携を密にしたいというものはすると、市もできる役割は果たすという点で折に触れて話し合っているという状況でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況について

○議長 日程第4、報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものでありますが、概要についてご説明を申し上げます。なお、金額につきましては例年のとおり万円単位で読み上げをさせていただきたいと思っております。

初めに、20年度事業報告書、決算報告書についてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。1の事業の状況につきましては、記載のとおり公有地2件、2万8,950.54平方メートル、住宅分譲地3件、827.15平方メートル及び看板設置用地として工業団地1件、22.44平方メートルを処分したところであります。

大きな2の経営の状況であります。4ページの決算報告書で説明いたします。なお、3の庶務事項につきましては記載のとおりでありますので、お目通しを願い、省略させていただき、続いて4ページをお開き願います。20年度決算報告書であります。収益的収支につきましては、収益総額では予算額8,653万円に対し、決算額7,820万円となり、執行率90.4パーセントとなったところであります。予算に対し、収益減というのがありますけれども、これについてはせせらぎ分譲地の販売予定5区画に対し、3区画の販売実績となったことによる減ということでございます。一方、費用総額でありますけれども、予算額9,187万円に対し、決算額8,124万円で、執行率88.4パーセントとなり、不用額の主なものはせせらぎ分譲地の販売予定区画の2区画減に伴う土地造成事業原価の減と土地取得助成金など負担金、補助及び交付金を支出しなかったことによるものであります。決算額の収益から費用を差し引いた304万円が当期の純損失となり、当年度末準備金合計は1億8,804万円となったところでございます。

続きまして、5ページでございます。資本的支出であります。予算額108万円に対しまして決算額50万円となり、執行率46.1パーセントとなったところであります。これについては、予備費の支出が決算額でゼロということでございます。なお、資本的支出額50万円は当年度分損益勘定留保資金で補填したところであります。

6ページ、7ページ及び9ページの貸借対照表、損益計算書及び財産目録につきましてはお目通しをいただき、8ページのキャッシュ・フロー計算書についてご説明申し上げます。キャッシュ・フロー計算書は、年度単位の資金の増減を事業、投資、財務等の事業活動ごとに示したものであり、事業活動で一番上のほうでございますけれども、6,707万円の収入があり、財務活動で真ん中辺よりちょっと下、6,600万円の支出となり、現金が107万円増加し、期末残高1,006万円となったことを示しております。

また、決算附属明細書といたしまして、ことしからさまざまな明細書を添付しておりますので、

お目通しを願いたいと思います。

続きまして、21年度の事業計画書、予算書についてご説明申し上げます。この場合、1ページ、2ページのみご説明させていただき、3ページ以降につきましてはお目通しを願い、説明は省略をさせていただきたいと思います。1ページの第2条、業務予定量であります。土地処分として公有地、土地造成地合わせて7件、1,764.96平方メートルを予定いたしました。

第3条の収益的収入及び支出では、収入総額1億5,313万円に対しまして支出総額1億5,627万円で、差し引き314万円の当期純損失を予定したところであり、当該純損失額は過年度準備金合計額1億8,804万円から補填するものであります。

次に、2ページの第4条、資本的支出であります。総額75万円で、その財源は当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

また、第5条の借入金は、短期借入金の限度額を23億5,000万円と予定したところであります。

以上をもちまして報告第2号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

#### ◎日程第5 報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について

○議長 長 日程第5、報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりましてご説明申し上げます。

初めに、平成20年度の事業報告でございますが、2ページをお開き願います。生涯学習振興会は、大きく分けて5つの事業を実施しておりますが、その柱としている事業はIの学習機会の提供に関する事業でございます。記載のとおり、2回の講演会を初め、新規講座11講座を含めて30種類34講座を174回開催してございます。内容につきましては滝川の史跡めぐり講座などの教養講座、ヨガ入門講座などの体験講座、デジカメ入門講座やすぐに役立つ家庭介護講座など趣味、実用講座、語学講座など幅広く市民の皆様、特に高齢者の方々にも役立つような事業に積極的に取り組んでございます。

次に、8ページをお開き願います。IIの情報の提供に関する事業では、5項目の事業を記載しております。特に1の情報紙リブレーション滝川につきましては年5回、広報たきかわに折り込みをして市民の皆様に配布をして生涯学習の普及啓発、情報の発信に努めたところであります。

Ⅲの指導者の登録に関する事業からⅤの連絡推進に関する事業までと、それから各種会議の開催状況等につきましてはお目通しをお願いしたいと思います。

次に、決算関係でございますが、12ページの収支計算書をごらんいただきたいと思います。なお、平成20年度から新公益法人会計に準拠して作成してございます。まず初めに、一番上のⅠ、事業活動収支の部の1、事業活動収入として、収入計（A）欄では予算に対して50万4,000円ほど収入が伸びておりますが、この主な伸びにつきましては（3）、会費収入の17万円と（4）、事業収入の34万1,000円でございますが、特に事業収入では講演会開催時における共催団体の交通4団体からの助成金35万円が増加したのものなどによるものでございます。次に、2、事業活動支出ですが、支出計（B）欄では予算に対して118万1,000円ほど決算額が減少しております。これは、事業費支出の①、学習機会提供事業や管理費の節減等によるものでございます。

次に、Ⅱ、投資活動収支の部の1、投資活動収入でございますが、（1）の基本資産取り崩し収入の決算額として3,480万円となっておりますが、これは従前から購入しております有価証券、国債でございますが、2年満期のため昨年更新いたしました。満期日と国債の発行日が異なることから、一たん定期預金に預け入れたため収入として記載されたものでございます。次の2、投資活動支出でございますが、ただいま収入の部で申し上げましたとおり有価証券、国債でございますが、の更新によるものでございます。

また、Ⅲ、予備費支出につきましては、特に申し上げることはございません。

以上、平成20年度第24期の収支差額（H）欄の決算額が57万4,383円収入が上回り、これに前期繰り越し収支差額146万6,888円を加えた次期繰り越し収支差額、表の一番下の欄でございますが、204万1,271円が平成21年度第25期への繰越額となったところであります。

なお、13ページから18ページまでの収支計算書は、ただいまご説明いたしました総括表の詳細を記載した計算書でございます。さらに、19ページには収支計算書に対する注記を記載してございます。また、20ページから23ページ、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を添付しておりますので、まことに恐縮とは存じますが、お目通しいただきたいと思っております。

次に、24ページ、25ページの財務諸表に対する注記は、初めに申し上げましたとおり新公益法人会計において記載が義務づけられたものでございますので、お目通しをいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

次に、28ページから32ページまでの21年度の事業計画書では、学習機会の提供に関する事業を中心に会員の皆様のご意向を反映させ、新たに8講座を開設して、それぞれの講座を中心に33種類36講座を計画し、市民の皆さんが気軽に参加できて楽しめる内容をたくさん盛り込んでございます。詳細につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、33ページの収支予算書でございます。Ⅰの事業活動収支の部とⅡの投資活動収支の部及びⅢの予備費の合計額は881万5,000円で、前年度と比較し20万6,000円の減となっております。詳細につきましては、34ページ以降に記載してございますので、お目通しをお願い

したいと思います。

以上で報告第3号のご説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、6点にわたって質疑をしたいと思います。

まず、1点目は、派遣業務従事の職員の実態と決算書を見る限りでは振興会独自の事務局員は、いわゆる雇用している事務局員はゼロというふうになっておりますが、一応確認をしておきます。

2点目は、監査については領収書1枚1枚の水準での確認での監査がされたのかどうか。

3点目は、事業の内容なのですが、20年度決算でいうと講演会に幾ら使ったかという私の計算では約147万円と。その内容については15ページで、まず講演集の第21集印刷、この立派なやつがもう会員になると毎年送られてくるのです。これだけで16万3,000円、さらにその下の横断幕、整理券、チラシ、ポスターで9万8,700円、この講演集を郵送するのに9万8,000円使っているのです。講演会関係の旅費が25万5,610円と。次は、講演会の会場借り上げが10万3,170円、そしてその下、講演会保険料が2万8,000円、さらにはこの講演集をつくるためのテープ起こしが6万1,844円、さらにはチラシ折り込み手数料で3万7,941円、最後に46万6,000円というのが今回でいうと京唄子さんを呼ぶための講演講師依頼料だということで59万円と。トータルで143万7,715円というふうに把握をしていますが、確認をいたしたいと思います。

次に、4点目は、17ページで理事会、評議員会、生涯学習モニター会議で、これは会議ですから、会場借り上げ料だと思うのですが、25万9,715円も出費をしていると。これは、余りにも金額が大き過ぎるのではないかというふうに思いますが、伺いたいと思います。

次に、同じ17ページで下から3段目、退職者記念品5万円と。これは、いかなるものなのかお伺いをいたしたいと思います。

そして、6番目が機関誌及び情報紙の発行費として、16ページで102万6,774円、こういうものが年6回発行されるということです。さらに、郵送代も入れるとこれにさらになると思うのですが、市から業務従事を、派遣をかなりの人数を受け入れてやっっているながら、こんな立派な情報紙を100万円もかけて送ると。自主的な団体であれば、自主的に集めたお金の範囲で行うと、これが当然なのです。滝川市が職員だけ、人件費で幾らになるかわかりませんが、お金は出すけれども、口は出さないということでやっているのではないかという感じがするのです。その点について伺います。

それと、最後に振興会の理事会は事務局の職員をみずから一人でも賄うという考え方、国際交流協会は2名も賄っているわけですから、ゼロ名というのは余りにも自主性がなさ過ぎるというふうに考えますが、お考えを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ちょっと1つお伺いする部分あるかもしれませんが、わかる範囲でお答えしたいと思います。

業務従事の実態でございますが、派遣が1名、業務従事が2名でございます。派遣職員につきましては現在その財団の事務局長、それから業務従事につきましては嘱託職員ということで専務理事と、それから担当職員ということでございます。3名の派遣1名の業務従事ということでございます。

それから、監査の方法でございますが、1枚1枚確認をして監査をしているということで押さえてございます。

それから、3番目の講演会の百四十何万円かけてということで、ちょっと語尾の質疑が聞こえなかったもので、どういったことかなと思ったので、それは後にしたいと思います。

それから、4番目の生涯学習モニター会議ということでおっしゃっていましたが、生涯学習モニター会議につきましては、これは会員の皆さんをお呼びして、例えば現状でこんな課題があるねとか、こんな講座がいいねとか、意見を聞く会議だというふうに聞いています。それで、年1回で経費的には約5,000円の経費だということでございまして、議員さんがおっしゃっている会議費支出の多くは理事会、評議員会の経費ということでございます。

それから、17ページの退職者記念品ということで5万円ということでございまして、これにつきましては理事、評議員会でも決めてございまして、ちょっと調べましたら過去に協議してこういふことで決めをつくっているということで、明文化はしていないようではございますけれども、そういったことでお伺いしています。例えば理事長は幾らだとか専務理事、今回の専務理事さんは8年お勤めになったということで、その退職者記念品ということでございます。

それから、16ページの機関誌のお話でございますが、機関誌については、ここに機関誌年1回、情報紙年5回というふうに書いてございますけれども、機関誌についてはご承知のとおり26ページ物で、議員さんのテーブルにありますよね。それは年1回ということで、26ページ物で1,050冊つくってございます。単価的には134円ということで、それが高いか安いという判断はあろうかと思っておりますけれども、あと情報紙年5回につきましては広報折り込みでございます。広報折り込みでございますので、これについては郵送料はかからないというふうに思います。延べで18ページ物で、数字的には2万1,300戸ということで、単価的には印刷経費は5円72銭、折り込み手数料がかかっていますので、多分2円か、もうちょっとかという部分でございます。単価的にどうなのかという話はあるかと思っておりますけれども、そういう実態でございます。

それで、ちょっと一たん……以上でございます。

○議長 教育長。

○教育長 協会任せかどうかということですが、これも定期的な役員の方とかの会合というのは持っておりません。国際交流協会であれば折に触れということで、逐次会長さんとかとお話をしておりますし、さまざまな事業をリブラーン、市が今直営でやっています事業をリブラーンのほうにお願いをできないのかということもありますので、そういう意味では社会教育の担当のセクションのほうでは時折事務所のほうに訪れて、さまざまな話をしております。

また、派遣あるいは業務従事の考えですけれども、現行は正職員の派遣は2年でルール化しておりますので、2年ごとに派遣職員の扱いあるいは嘱託の業務従事の職員の扱い等については会長

さんと協議をさせていただいております。その中で、派遣のまんまがいいのかということについては、ちょうど今年度で2年目を迎えますので、22年度に向けての話ということにつきましては、市のほうでもちょっと考えは市長部局のほうも含めて定数全体の問題もありますので、その点についてはお話をさせていただきたいということについては、私のほうから会長のほうにはお話はしております。

以上です。

○議 長 答弁終わりました。

(何事か言う声あり)

○議 長 あった。失礼。教育部長。

○教育部長 済みません。さっきちょっと語尾が聞き取れなかった部分で、講演会費が高いのではないかという話ですよ。

(「はい」と言う声あり)

○教育部長 そうですね。ご承知のとおり、講演会は年2回ということで、1つは例えば去年は京唄子さん、それと江部乙会場ということで1回松橋先生による健康の講演会ということで、年2回ということで、先ほど議員さんがおっしゃっていた経費については、その2つの経費ということだと思っておりますけれども、講演会につきましてはご承知のとおり1つの大きいリブラーンの柱が幾つかあるのですけれども、講演会については、これも昔からやっぱり主要事業ということで、京唄子だとか石原良純、古くはいろいろな人がいたと思うのです。多分そういった部分で力を入れている事業ということの一つだと認識しています。経費的には、議員さんも見ていらっしゃると思うのですけれども、その半分ぐらいはやっぱり企画委託料ということで例えば出演料、それがほとんど出演料になっていますので、約50万円ちょっと出演料ということになってございます。そのほかは旅費、交通費だとか会場借り上げ料とか、もろもろの印刷製本費だとか、そういったことが総体してそういった金額になっているという……

(「教育部長、その辺でいいです」と言う声あり)

○教育部長 はい。それでございます。

○議 長 先ほどの質疑の中で、数字については確認ですから報告はいたしますけれども、後の高い安いですとか、そういうことに関しては、これは経営権にかかわる問題でありますから、これについては議会の越権行為でありますので、これについては質疑はこれ以上はご遠慮いただき……

(何事か言う声あり)

○議 長 それでまだあった。教育長。

○教育長 先ほど講演会の経費の中でおっしゃられた経費、積算した経費、全額が生涯学習振興会からの支出というわけではなくて、例えば京唄子さんの場合ですと35万円が4団体からの協賛金というもので入っております。安全運転管理者事業主会とか、そういう協賛事業で行っている部分も入っていますし、会員以外の入場者がこのときは129名おりましたので、1,000円ですから12万9,000円ということで、50万円弱の部分はほかの団体等からの収入で賄っている経緯もございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 まず、派遣については減らす方向というか、正職員が1名、そして業務従事で嘱託職員が2名と。これを市からの派遣あるいは業務従事の人件費を減らす方向で話し合いがなされているということで確認をしてよいのか、再度伺いたいと思います。

2点目は、監査については、生涯学習振興会の監事の方がAさんとBさんなのです。Bさんに関しては、国際交流協会の監事も兼ねていると。そして、Aさんについては問題となった体育協会の監事をされた方なのです。それで、Aさんなのですけれども、生涯学習振興会では領収書を1枚1枚やられていたということであれば、体育協会でも当然1枚1枚、こういうものは一緒ですから、ここは体育協会で聞くところではない……

○議 長 やめてください。

○清水議員 あれですけれども、1枚1枚確認されたというご答弁ですので、再質疑は行いません。

次は、私は理事会、評議員会で25万9,715円、このうち5,000円は生涯学習モニター会議だということになると、逆に言うと4回の理事会、評議員会で25万5,000円も使っているのですよね。1回当たり6万円の会議、会場費、ちょっと考えづらいのです。話し合いをするだけであれば、福祉センターでやればいいのであって、わざわざ高いところをその会議のためだけに使うというのは、これは単なる会議ではなくて懇親会を兼ねて、第1部は理事会と、第2部は懇親会と。それで、第1部の部分を振興会に出しているということについて、私は先ほども申しましたようにお金は出すけれども……

○議 長 清水議員、この理事会の関係は生涯学習振興会の関係ですね。

○清水議員 そうですよ。

○議 長 それについては、質疑はご遠慮ください。

(何事か言う声あり)

○清水議員 あのですね……

○議 長 あのですねではなくて、やめてください。経営内容についてはやめてください。先ほどもお話ししましたので。

○清水議員 わかりました。いろんな疑問はありますけれども、この場ではこれ以上の質疑は避けたいと思います。

次に、退職者の記念品については、これについてはちょっと言いたいと思うのですが、退職者は……

(何事か言う声あり)

○清水議員 これは市の嘱託職員なのですよ。市の嘱託職員が業務従事である団体に派遣をされた。そこは公的な団体ですから、公的な団体から5万円も退職に関する記念品をいただくということは、やはり私は辞退すべきというふうに考えます。そういう点で、お考えを伺いたいと思います。

最後に、やはりこの生涯学習振興会というのは、長年にわたってすべての事務局員を市が賄ってきたと。いわゆる脱皮をどんどんしていかないとだめだというふうに思うのです。そういう点では出資者として、またこういうふうに人材を派遣している市として、生涯学習振興会に大幅な削るべ

きところは削ると、業務内容を改革すべきところは改革すべきという、そういう意見をきちんと述べていくということについてお考えを伺いたいと思います。

○議 長 では、今の件と嘱託職員の関連で2件、答弁。教育長。

○教 育 長 1点目の減らす方向で議論をしているかということについては、まだそこまでの話にはいっていません。考える時期に来ているかもしれないという程度のお話の段階です。

また、さまざまな支出等を含めて議員さんからご意見のありました点、委員会としても考え方を整理して生涯学習振興会のほうにお伝えをしたいというふうに思います。

○議 長 失礼しました。3件でした。あと1件。

○教 育 長 申しわけありません。市の嘱託職員に対する退職者の記念についても同様に生涯学習振興会の考えだというふうに思います。適切か否かについての判断は、先ほど申し上げました教育委員会の中で整理をして、これも生涯学習振興会のほうにはお伝えしたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 教育長が今非常に簡単に言われたので、何か伝えていきたいというようなご答弁をされたのですが、そもそも滝川市あるいは滝川市教育委員会として業務従事と派遣で3人もの職員を派遣していて、今滝川市の行財政改革が行われている中でこの3人をどうしていくかということについては、やはりきちっとした考えを持って、そして振興会に示して、示さないと振興会だってわからないと思うのです、役員さんは。だから、きちっと市が方針をまず持つと。そして、具体的なきちっとした提案書とか、そういう形で振興会にご提案をして、そして振興会の理事会なりの判断を回答を得ると、こういうようなことが今必要になっているのではないかというふうに思います。お考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 先ほども申し上げましたけれども、今直営で行っている事業をリブラーンさんのほうにお願いをできないかという調整もしております。その中で、当然人の問題もどうするのかということも出てきますので、その体制がどうあるべきなのか、これからの生涯学習の進み方がどうあるべきなのかということについては、委員会としては生涯学習振興会と一緒に考えていかなければならない問題だというふうに思っていますので、その中に人の問題も当然含まれるというふうに思っております。今回の体育協会の事件も含めて、長ければ長いほうがいいのかどうなのかというところもありますので、そういうチェック体制がどう働くかということもやっぱり同時に検討した上で人の関係については協議していきたいというふうに思っております。

○清水議員 終わります。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第4号 監査報告について

報告第5号 例月現金出納検査報告について

○議長 日程第6、報告第4号 監査報告について、報告第5号 例月現金出納検査報告についてを一括議題といたします。

説明を求めます。監査委員。

○監査委員 報告第4号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、建設部、土木課、都市計画室、河川事業調整室、建築住宅課を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成19年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、文書事務関係では決裁責任者、公印押印承認の押印漏れ、決裁日の記入漏れなど文書事務取扱規程、事務決裁規程に基づく処理を、備品出納簿関係については記載、照合印漏れなど財務規則、物品等区分取扱規程に基づく適切な管理を、補助金、行政財産使用料関係では関係規程及び法令改正に基づいた適正な処理について、ほか契約事務、旅費、外勤簿関係の処理方を所属に対する講評において指導いたしました。なお、監査の過程において軽易な事項につきましては、その都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第4号 定期監査報告を終わります。

○議長 第5号を。第5号もですよ。

○監査委員 報告第5号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成21年1月分から4月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金などの出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、受付印に査閲印がないもの、支出科目が適切でないもの、各種伝票の記載の誤りなどを所属に対する講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましては、その都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政情勢からも前例踏襲にとられることなく合理的、効率的な執行等により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第5号 例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと求めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号及び第5号は、報告済みといたします。

- ◎日程第7 意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書
- 意見書案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める要望意見書
- 意見書案第3号 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める要望意見書
- 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 意見書案第5号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める要望意見書

○議長 長 日程第7、意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書、意見書案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める要望意見書、意見書案第3号 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める要望意見書、意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書、意見書案第5号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める要望意見書の5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。田村議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案5件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める要望意見書。送付先は、衆議院議員、参議院議員、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣であります。

意見書案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣であります。

意見書案第3号 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、北海道知事であります。

意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官であります。

意見書案第5号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 委員長、意見書案第2号なのですけれども、衆議院議員……ごめんなさい。意見書案……

○議会運営委員長 意見書案第2号……

○議長 長 1号、議員と読み違えていました。

○議会運営委員長 それでは、意見書案第1号をもう一度申し上げます。

基地対策予算の増額等を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣であります。

以上であります。

○議長 長 お諮りをいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第5号までの5件は、いずれも可決されました。

#### ◎日程第8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りをいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

#### ◎市長あいさつ

○議長 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合、市長から発言の申し出がございますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 第2回定例市議会が招集されて、9日間にわたりましてさまざまなご議論をいただきました。提案をさせていただきましたすべての議案について原案をご承認いただいたことに厚くお礼を申し上げたいと存じます。決定した内容に基づいて迅速かつ適正に行政執行に当たります。よろしく願います。ありがとうございました。

◎閉会宣告

- 議 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了をいたしました。  
これにて平成21年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉会 午後 5時07分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員